

家畜伝染病対策に関する行政評価・監視

結 果 報 告 書

平成 27 年 11 月

総務省行政評価局

前 書 き

家畜の伝染性疾病は、ウイルス等によって家畜から家畜へ感染する疾病であり、このうち、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの特に感染力が強い疾病が発生し、まん延した場合、感染した家畜等の殺処分が必要となる。これにより、畜産物の安定供給が脅かされるとともに、地域社会・地域経済が深刻な打撃を受けるほか、我が国の畜産に対する国際的な信用も失うおそれがある。

例えば、平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫では、牛・豚約30万頭が殺処分され、これにより畜産業以外の産業も含め約2,350億円の経済被害が生じるなど、家畜の伝染性疾病としては、我が国で過去最大の被害がもたらされた。さらに、平成22年末から23年始めには、高病原性鳥インフルエンザが宮崎県、三重県等9県において発生し、鶏約183万羽が殺処分された。

このような状況を踏まえ、平成23年4月、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）が改正され、畜産農家に対し、新たに、①消毒設備の設置義務、②飼養衛生管理状況の報告義務、③患畜の埋却用地の確保など、防疫措置の強化が図られた。

その後、平成26年4月から27年1月にかけて、熊本県、宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県において高病原性鳥インフルエンザが断続的に発生し、合わせて鶏約46万羽余りが殺処分され、また、我が国の近隣諸国においても、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が継続して発生しており、国際的な人や物の往来に伴い、これらの疾病の国内侵入の危険性が高まっている。

こうしたことから、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が国内に侵入し、感染が拡大する可能性が常にあるとの前提に立ち、家畜の所有者、国、都道府県、市町村、関係団体等が緊密に連携し、実効性のある家畜防疫体制を構築していくことが必要である。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、家畜の伝染性疾病の発生予防対策及びまん延防止対策の推進を図る観点から、家畜伝染病対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視の結果	2
1 家畜伝染病対策の概要等	2
(1) 家畜の伝染性疾病	2
(2) 主な家畜伝染病等の発生状況	2
(3) 家畜伝染病対策の概要	3
(4) 本調査の対象	4
2 発生予防対策	18
(1) 実効性のある水際対策の実施	18
(2) 実効性のある監視の実施等	23
(3) 定期報告義務の履行の確保	40
(4) 立入検査・指導の充実	65
(5) 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の推進	162
3 まん延防止対策	177
(1) 都道府県防疫マニュアルの迅速な改定	177
(2) 実効性のある動員計画の策定	195
(3) 埋却地の十分な確保等	205

図表等目次

1 家畜伝染病対策の概要等

表 1-(1)-① 家畜伝染病等の区分	5
表 1-(1)-② 主な家畜伝染病等	5
表 1-(2)-① 国内における近年の家畜伝染病等の発生状況	6
表 1-(2)-② 国外における近年の家畜伝染病の発生状況	7
表 1-(3)-イ-① 家畜伝染病対策の概要	16
表 1-(3)-イ-② 家畜伝染病予防法の改正の概要	17

2 発生予防対策

(1) 実効性のある水際対策の実施

表 2-(1)-① 家畜伝染病予防法における水際対策に関する規定（抜粋）	20
表 2-(1)-② 「空港及び海港における水際検疫の強化（入国者への質問等）について」（平成 23 年 9 月 9 日付け 23 消安第 3164 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の入国者に対する質問に関する内容（抜粋）	20
表 2-(1)-③ 質問票記載内容（抜粋）	21
表 2-(1)-④ 主要空港等 8 港における質問の実施状況（平成 25 年度）	22

(2) 実効性のある監視の実施等

表 2-(2)-ア-① 防疫指針（鳥インフルエンザ）における発生予察のための監視に関する内容（抜粋）	25
表 2-(2)-ア-② 渡り鳥の飛来時期を勘案せずに強化モニタリングを実施しているとみられる例	28
表 2-(2)-ア-③ モニタリング対象農場を無作為に抽出していない場合の選定方法	32
表 2-(2)-ア-④ モニタリング対象農場を無作為に抽出しておらず、特定の農場に集中している例	32
表 2-(2)-ア-⑤ 強化モニタリングを無作為に抽出している場合の工夫例	33
表 2-(2)-ア-⑥ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知）における強化モニタリングの実施に関する内容（抜粋）	33
表 2-(2)-イ-① 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成 26 年 9 月環境省自然環境局）（抜粋）	36
表 2-(2)-イ-② 低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された例	37
表 2-(2)-イ-③ 採取地点及び採取時期の見直しが適切に行われず、継続して調査が実施された結果、糞便採取調査の実績が全くない又は低調となっている例	37

(3) 定期報告義務の履行の確保

表 2-(3)-① 飼養衛生管理基準に関する規定（抜粋）	44
表 2-(3)-② 定期報告に関する規定等の内容（抜粋）	52
表 2-(3)-③ 定期報告が行われていない農場がみられた 9 道府県（11 家畜保健衛生所）の状況	58
表 2-(3)-④ 「口蹄疫対策検証委員会報告書」（平成 22 年 11 月 24 日口蹄疫対策検証委員会）における発生農場の防疫に対する意識及び県による農場情報の把握に関する指摘内容（抜粋）	62
表 2-(3)-⑤ 調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における定期報告の添付書類の負担を軽減する取組の状況	63
表 2-(3)-⑥ 「申請負担軽減対策」（平成 9 年 2 月 10 日閣議決定）（抜粋）	64

(4) 立入検査・指導の充実

表 2-(4)-ア-①	立入検査に関する規定等の内容（抜粋）	70
表 2-(4)-ア-②	防疫対策強化通知における立入検査の内容	71
表 2-(4)-ア-③	調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における家畜防疫員一人当たり の農場数・飼養頭数及び立入検査の実施状況	80
表 2-(4)-ア-④	平成 26 年 4 月に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された熊本県の 鶏農場に対する農林水産省による疫学調査の概要及び同県における指導の 状況	84
表 2-(4)-ア-⑤	飼養衛生管理基準の項目と定期報告の内容の比較	85
表 2-(4)-ア-⑥	非常勤職員等や自衛防疫団体を活用し、農場における飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認・指導が行われている例	88
表 2-(4)-ア-⑦	家畜の所有者から農場への立入りを拒否されたことなどにより、立入検査 を実施していない例	89
表 2-(4)-ア-⑧	「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化に ついて」（平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全 局長通知）における立入検査に応じない場合の対応に関する内容（抜粋）	90
表 2-(4)-イ-①	家畜伝染病予防法に基づく指導及び助言並びに勧告及び命令に関する規定 等の内容（抜粋）	96
表 2-(4)-イ-②-i	飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されて いない状況（牛農場）	100
表 2-(4)-イ-②-ii	飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されて いない状況（豚農場）	101
表 2-(4)-イ-②-iii	飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されて いない状況（鶏農場）	102
表 2-(4)-イ-③-i	複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目 （牛農場）	103
表 2-(4)-イ-③-ii	複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目 （豚農場）	104
表 2-(4)-イ-③-iii	複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目 （鶏農場）	105
表 2-(4)-イ-④	家畜伝染病予防法第 8 条の 2 に基づく消毒設備の設置等に関する 規定（抜粋）	106
表 2-(4)-イ-⑤	飼養衛生管理基準が遵守されていないにもかかわらず、改善が図られない ことに関する調査対象道府県（家畜保健衛生所）の主な意見の概要	107
表 2-(4)-イ-⑥	調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における行政手続法の 定めるところによる行政指導及び家畜伝染病予防法の規定による 指導・助言の状況	108
表 2-(4)-イ-⑦	飼養衛生管理基準が遵守されていない家畜の所有者に対し、家畜伝染病 予防法に基づき、指導事項の改善を厳格に求めることに関する調査対象道 府県（家畜保健衛生所）の主な意見の概要	111
表 2-(4)-イ-⑧	愛知県及び鳥取県が作成した飼養衛生管理基準の判断基準の主な内容	112
表 2-(4)-イ-⑨	飼養衛生管理基準の判断基準を作成することに関する 調査対象道府県（家畜保健衛生所）の主な意見の概要	113
表 2-(4)-イ-⑩	家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が 異なっている例	113
表 2-(4)-ウ-①-i	都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認結果（畜種別）	119
表 2-(4)-ウ-①-ii	都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認結果（都道府県別）	120

表 2-(4)-ウ-①-iii 都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果（項目別）	122
表 2-(4)-ウ-② 報告要領の不備により、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていないもの	124
表 2-(4)-ウ-③ 報告対象等に対する道府県の誤解などにより、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていない例	137
表 2-(4)-エ-① 口蹄疫に関する防疫対策強化通知における外国人労働者等に関する内容	148
表 2-(4)-エ-② 外国人労働者等の受入農場を把握し、当該受入農場に対し重点的に指導が行われている例	149
表 2-(4)-エ-③ 農場における外国人労働者等の受入状況の把握や当該受入農場に対し重点的に指導を行うことに関する調査対象道府県の主な意見の概要	150
表 2-(4)-エ-④ と畜検査及び食鳥検査に関する規定等の内容（抜粋）	151
表 2-(4)-エ-⑤ 家畜衛生部局において、公衆衛生部局から入手したと畜検査等の結果に関する情報が農場に対する指導に活用されている例	154
表 2-(4)-エ-⑥ と畜検査等の結果に関する情報を農場に対する指導に活用することに関する調査対象道府県の主な意見の概要	156
表 2-(4)-オ-① 家畜防疫員に関する規定等の内容	158
表 2-(4)-オ-② 調査対象 17 道府県の都道府県計画における公務員獣医師の確保目標の設定等の状況	160

(5) 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の推進

表 2-(5)-① 畜産関連施設を介し家畜伝染病等のウイルスが伝播した可能性が指摘された疫学調査の結果	166
表 2-(5)-② 家畜防疫員による畜産関連施設に対する立入検査及び畜産関連施設における豚流行性下痢の感染拡大防止対策の実施に関する規定等の内容（抜粋）	168
表 2-(5)-③ 調査した 39 豚関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の実施状況	172
表 2-(5)-④ 調査対象 17 道府県が平成 27 年 1 月 14 日から 2 月 13 日までの間に実施した 135 豚関連施設に対する立入検査の結果	173
表 2-(5)-⑤ 調査した 42 牛鶏関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の実施状況	174
表 2-(5)-⑥ 畜産関連施設において家畜伝染病等の感染拡大防止対策を実施することに関する調査対象道府県及び牛鶏関連施設の管理者の主な意見の概要	175
表 2-(5)-⑦ 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染リスク及び感染拡大防止対策に関する有識者の意見	176

3 まん延防止対策

(1) 都道府県防疫マニュアルの迅速な改定

表 3-(1)-① 防疫指針に関する規定等の内容	181
表 3-(1)-② 防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）の概要	182
表 3-(1)-③ 平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）の主な変更の内容	186
表 3-(1)-④ 調査対象 17 道府県における県防疫マニュアルの策定状況	188
表 3-(1)-⑤ 平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）の主な変更点と調査対象 17 道府県の県防疫マニュアルへの反映状況	190
表 3-(1)-⑥ 北海道の口蹄疫に関する県防疫マニュアルに、平成 16 年 12 月及び 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）の内容が反映されていない状況	191
表 3-(1)-⑦ 平成 23 年 10 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）の主な変更点と調査対象 17 道府県の県防疫マニュアルへの反映状況	192

表 3-(1)-⑧ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知)における県防疫マニュアルの改定等に関する内容(抜粋) ……	193
表 3-(1)-⑨ 熊本県以外の調査対象 16 道府県における現場責任者の業務を補佐する者等の設置に関する県防疫マニュアルへの記載状況 ……	193
表 3-(1)-⑩ 「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」(平成 23 年 12 月農林水産省消費・安全局動物衛生課)の概要 ……	193

(2) 実効性のある動員計画の策定

表 3-(2)-① 家畜伝染病予防法に基づくと殺、死体の焼却等に関する規定(抜粋) ……	198
表 3-(2)-② 防疫指針(口蹄疫又は鳥インフルエンザ)における初動防疫に関する規定等の内容(抜粋) ……	199
表 3-(2)-③ 調査対象 17 道府県の動員計画における被害想定の設定状況(口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ) ……	201
表 3-(2)-④ 県の想定を超えた規模で発生した高病原性鳥インフルエンザにおける動員数(例) ……	203
表 3-(2)-⑤ 調査対象 17 道府県の動員計画における人員の確保状況 ……	204
表 3-(2)-⑥ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知)における動員計画の作成等に関する内容(抜粋) ……	204

(3) 埋却地の十分な確保等

表 3-(3)-① 「口蹄疫対策検証委員会報告書」(平成 22 年 11 月 24 日口蹄疫対策検証委員会)における埋却地の確保に関する指摘内容(抜粋) ……	211
表 3-(3)-② 「飼養衛生管理基準の改正に関する Q & A」(農林水産省作成)(抜粋) ……	211
表 3-(3)-③ 「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル～口蹄疫の感染拡大を防ぐために～」(平成 23 年 10 月農林水産省消費・安全局動物衛生課)における埋却地の選定に関する内容(抜粋) ……	212
表 3-(3)-④ 「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」(平成 23 年 12 月農林水産省消費・安全局動物衛生課)における埋却地の選定に関する内容(抜粋) ……	213
表 3-(3)-⑤-i 調査対象 17 道府県における埋却地、焼却又は化製措置の確保状況及び近隣住民等の承諾状況(平成 26 年 2 月時点)(畜種別) ……	214
表 3-(3)-⑤-ii 調査対象 17 道府県における埋却地、焼却又は化製措置の確保状況及び近隣住民等の承諾状況(平成 26 年 2 月時点)(道府県別畜種別) ……	214
表 3-(3)-⑥ 埋却地等の確保が低調となっている府県の主な理由等 ……	217
表 3-(3)-⑦ 近隣住民等からの承諾取得が低調な府県における承諾が得られない主な理由等 ……	218
表 3-(3)-⑧ 調査対象道府県又は家畜保健衛生所における埋却地の適地性の確認状況 ……	219
表 3-(3)-⑨ 県が適地性を確認し、「面積は十分で埋却にも問題なし」と評価した土地の適地性に疑問がある例 ……	221

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、家畜の伝染性疾病の発生予防対策及びまん延防止対策の推進を図る観点から、家畜伝染病対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 5局（北海道、東北、中部、近畿、九州）

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 11事務所（岩手、秋田、栃木、群馬、新潟、山梨、鳥取、島根、熊本、宮崎、鹿児島）

4 実施時期

平成26年8月～27年11月

第2 行政評価・監視の結果

1 家畜伝染病対策の概要等

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 家畜の伝染性疾病</p> <p>家畜の伝染性疾病は、ウイルス、細菌、寄生虫等の病原体によって家畜や野生動物等から家畜に感染する疾病であり、疾病によっては畜産業に大きな被害を及ぼすものもある。</p> <p>我が国では、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的として、家畜伝染病予防法（昭和26年法律166号）が制定されている。</p> <p>家畜伝染病予防法においては、家畜の伝染性疾病のうち、その発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるものとして「家畜伝染病」（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、炭疽、ヨーネ病等28疾病）を、また、家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、その被害を防止することが必要なものとして「届出伝染病」（豚流行性下痢等71疾病）を、それぞれ畜種ごとに指定しており、両者を合わせて「監視伝染病」と総称している。また、家畜伝染病のうち伝播力が特に強い8疾病（牛疫、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ）については、特に、総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、家畜伝染病予防法第3条の2第1項の規定に基づき、農林水産大臣が発生の予防、発生時の初動防疫等の具体的かつ技術的な指針（特定家畜伝染病防疫指針。以下「防疫指針」という。）を定めている（ただし、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは合わせて1つの防疫指針となっている。）。</p>	<p>表1-(1)-①</p> <p>表1-(1)-②</p>
<p>(2) 主な家畜伝染病等の発生状況</p> <p>ア 我が国における発生状況</p> <p>近年、伝播力が強い家畜の伝染性疾病（以下「家畜伝染病等」という。）が我が国で発生し、以下のとおり、大きな被害をもたらしている。</p> <p>① 明治41年以降発生していなかった口蹄疫が、平成12年に宮崎県で発生した。その10年後の平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫は、家畜伝染病等としては我が国で過去最大の被害（牛豚約30万頭を殺処分、経済被害約2,350億円）をもたらした。</p> <p>② 平成16年に山口県で高病原性鳥インフルエンザが79年ぶりに発生した。続く平成22年11月から23年3月にかけての宮崎県等9県における発生では、鶏約183万羽を殺処分するまで被害が拡大した。その後、平成26年4月から27年1月にかけて、熊本県、宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県で断続的に発生し、合わせて鶏約46万羽余りが殺処分された。</p> <p>このほか、届出伝染病の1つである豚流行性下痢（PED）が、平成25年10月から39都道府県で発生し、大きな被害をもたらした。</p>	<p>表1-(2)-①</p>

イ 諸外国における発生状況

一方、中国、台湾、韓国、アフリカ、ヨーロッパ（ロシアを含む）など諸外国においても、例えば、以下のとおり、家畜伝染病が続発しており、我が国への伝播が懸念されている。

- ① 中国では、平成25年1月以降、口蹄疫が牛で30件、豚で14件発生し（平成27年5月12日現在）、26年1月以降、高病原性鳥インフルエンザが40件発生している（平成27年4月5日現在）。
- ② 台湾では、平成27年1月以降、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが909件発生し、がちょう等約466万羽が殺処分されている（平成27年5月6日現在）。
- ③ 韓国では、平成26年7月以降、口蹄疫が牛で5件、豚で183件発生している（平成27年4月29日現在）。また、平成26年1月以降、高病原性鳥インフルエンザが369件発生し、26年9月以降、あひる等約504万1千羽が殺処分されている（平成27年6月1日現在）。
- ④ アフリカ27か国及びヨーロッパ11か国において、平成17年以降、アフリカ豚コレラが発生している。このうち、ロシアでの発生件数が多く、平成19年以降、豚、いのししで463件発生している（平成27年5月25日現在）。

表 1-(2)-②

(3) 家畜伝染病対策の概要

ア 実施主体

家畜伝染病対策を行う主な実施主体は、国、都道府県、市町村及び家畜の所有者である。このうち、都道府県は、家畜伝染病対策の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、家畜の所有者への指導や家畜伝染病発生時に緊急の必要がある場合の患畜等の殺処分、埋却等を行うなどの具体的な家畜防疫を実施する。国は、家畜伝染病対策に関する方針（防疫指針等）の策定等を行うとともに、動物検疫所を設置し、輸出入検疫の実施、携帯品の検査・消毒の実施、入国者に対する質問などの水際対策を行う。市町村は、都道府県が行う家畜防疫に関する措置に協力する。家畜の所有者は、農場（家畜を飼養する農場。以下同じ。）における飼養衛生管理の徹底、患畜等を発見した場合の都道府県への通報等を行う。

家畜防疫に関する事務は、その技術的特殊性から一定の専門的知識及び技術が要求される。このため、家畜伝染病予防法第53条の規定により、農林水産省に家畜防疫官を、都道府県に家畜防疫員を置くこととされ、これらの者は原則として獣医師の中から任命することとされている。家畜防疫官は、主に動物検疫所において国の水際対策の業務を担い、家畜防疫員は、主に家畜保健衛生所において家畜の所有者への指導や家畜伝染病発生時に緊急の必要がある場合の患畜等の殺処分、埋却等の都道府県の業務を担う。

<p>イ 家畜伝染病対策の主な内容</p> <p>家畜伝染病予防法に基づく主な対策内容は、発生の予防とまん延の防止に大きく区分される。</p> <p>① 発生の予防</p> <p>発生の予防としては、農林水産大臣による防疫指針の作成、動物検疫所による水際対策、都道府県による家畜の所有者への指導、農場における飼養衛生管理の徹底、患畜等の早期の発見・通報等を行うこととされている。</p> <p>特に、農場における飼養衛生管理の徹底については、農林水産大臣が家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関する基準である「飼養衛生管理基準」を定め、その遵守を家畜の所有者に対し義務付けている（家畜伝染病予防法第12条の3）。</p> <p>② まん延の防止</p> <p>まん延の防止としては、国による初動対応等を定めた防疫方針の決定・見直しや人的支援（専門家、緊急支援チームの派遣等）、財政支援、都道府県又は家畜の所有者による防疫指針に基づく措置（患畜等の殺処分、発生畜舎等の消毒、埋却等）、市町村による都道府県が行う措置への協力等を行うこととされている。</p> <p>(4) 本調査の対象</p> <p>本調査は、我が国において飼養頭羽数の多い牛、豚、鶏を対象として、近年、これらの家畜に大きな被害を及ぼした家畜伝染病である口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザを中心に、家畜伝染病等の発生の予防及びまん延の防止の推進を図る観点から、家畜伝染病対策の実施状況等を調査した。</p>	<p>表 1-(3)-イ- ①、②</p>
---	---------------------------

表 1-(1)-① 家畜伝染病等の区分

区分		説明	属する疾病名
監視伝染病	家畜伝染病	その病性、発生状況、予防・治療法の有無、畜産情勢等を勘案し、発生によるまん延を防止するため、殺処分等の強力な措置を講ずる必要があるもの	口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、炭疽、結核病、ヨーネ病、ブルセラ病、ニューカッスル病等 (28疾病)
	農林水産大臣が防疫指針を定める疾病	家畜伝染病のうち、特に、総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして、農林水産大臣が防疫指針を定めているもの	牛疫、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ (8疾病)
	届出伝染病	家畜伝染病のように強力な措置を講ずる必要はないものの、家畜伝染病との類症鑑別上問題となりやすい疾病や行政機関が早期に疾病の発生を把握し、その被害を防止することが必要な家畜伝染病に準じる重要な伝染性疾病	豚流行性下痢 (PED)、牛白血病、オーエスキー病等 (71疾病)

(注) 家畜伝染病予防法による分類を、当省が整理した。

表 1-(1)-② 主な家畜伝染病等

疾病名	説明
口蹄疫 【家畜伝染病】	口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）が感染する病気。 感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水ぶくれができたりするなどの症状がみられる。 口蹄疫に感染すると、子牛や子豚では死亡することもあるが、成長した家畜では死亡率が数%程度といわれている。しかし、ウイルスの伝播力が非常に強いため、他の家畜へ感染させないようにするための措置が必要である。
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ 【家畜伝染病】	A型インフルエンザウイルスが原因で、鳥が感染する病気。 鳥に感染するA型インフルエンザウイルスを鳥インフルエンザウイルスと呼び、家畜伝染病予防法では、家きん（鶏、七面鳥等）に対する病原性やウイルスの型によって、高病原性鳥インフルエンザウイルス、低病原性鳥インフルエンザウイルス等に区別される。 家きんが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、その多くが死亡する。一方、家きんが低病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、症状が出ない場合もあれば、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状が出たり産卵率が下がったりする場合もある。
アフリカ豚コレラ 【家畜伝染病】	アフリカ豚コレラウイルスが原因で、豚やいのししが感染する病気。 感染すると、発熱や出血性病変等の症状がみられ、高い致死率を特徴としている。 ダニが媒介することや、感染した家畜等との直接的な接触により感染が拡大する。 我が国ではこれまで発生がない。かつては本病が常在しているのはサハラ砂漠以南のアフリカ諸国及びイタリアのサルジニア島のみに限局されていたが、平成 19 年頃からグルジア、アルメニア、ロシア等のユーラシア大陸の国々

	でも発生が確認されている。
豚流行性下痢 (PED) 【届出伝染病】	豚流行性下痢ウイルスが原因で、豚といのししが感染する病気。感染すると、主な症状として水様性下痢がみられる。体力のない10日齢以下のほ乳豚では高率で死亡する場合があるが、成長した豚は、発症しても回復し、また、感染しても発症しない場合もある。

(注) 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

表1-(2)-① 国内における近年の家畜伝染病等の発生状況

① 口蹄疫

発生年月	発生都道府県	殺処分家畜数	備考
平成12年3月	宮崎県宮崎市	肉用牛10頭	92年ぶりの発生
12年4月	宮崎県高岡町	肉用牛25頭	
12年5月	北海道本別町	肉用牛705頭	
22年4月～7月	宮崎県川南町等	牛、豚等約30万頭	我が国最大の家畜伝染病被害(経済被害約2,350億円)

② 高病原性鳥インフルエンザ

発生年月	発生都道府県	被害家畜数	備考
平成16年1月	山口県阿東町	採卵鶏 約3万5千羽	79年ぶりの発生
16年2月	大分県九重町	チャボ13羽、あひる1羽	
16年2月	京都府丹波町	採卵鶏 約22万5千羽	
16年3月	京都府丹波町	肉用鶏 約1万5千羽	
19年1月	宮崎県清武町	肉用種鶏 約1万2千羽	
19年1月	宮崎県日向市	肉用鶏 約5万羽	
19年1月	岡山県高梁市	採卵鶏 約1万2千羽	
19年2月	宮崎県新富町	採卵鶏 約9万3千羽	
22年11月～23年3月	宮崎県、三重県等 9県	採卵鶏等 約183万羽	
26年4月	熊本県多良木町、 相良村	肉用鶏 約11万2千羽	
26年12月	宮崎県延岡市	肉用種鶏 約4千羽	
26年12月	宮崎県宮崎市	肉用鶏 約4万2千羽	
26年12月	山口県長門市	肉用種鶏 約3万3千羽	
27年1月	岡山県笠岡市	採卵鶏 約20万羽	
27年1月	佐賀県有田町	肉用鶏 約7万3千羽	

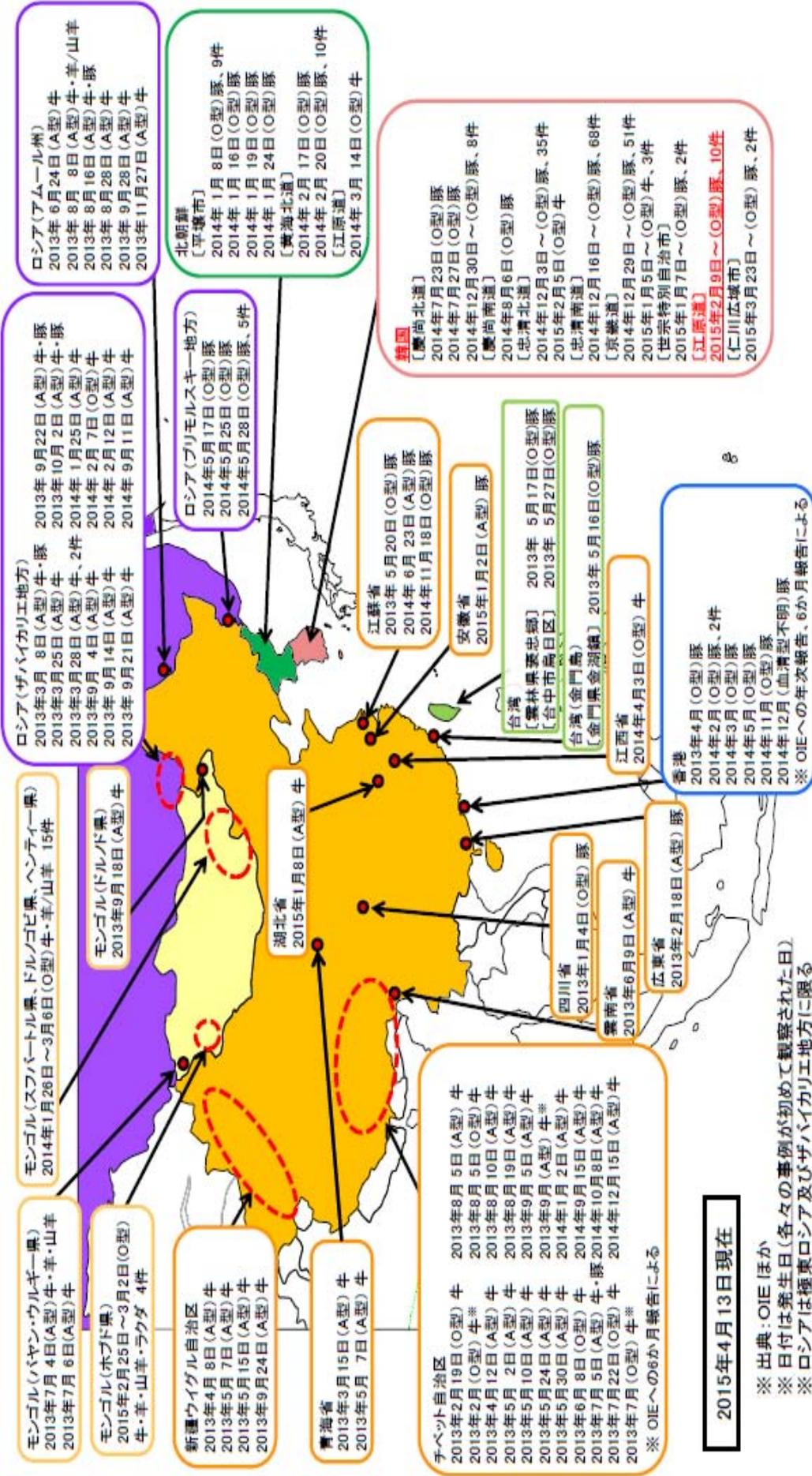
③ 豚流行性下痢(PED)

発生年月	発生都道府県	被害家畜数
平成25年10月～26年8月	38道県	豚 約128万9千頭
26年9月～27年4月	27都道県	豚 約23万7千頭

(注) 農林水産省の資料を基に当省が作成した。

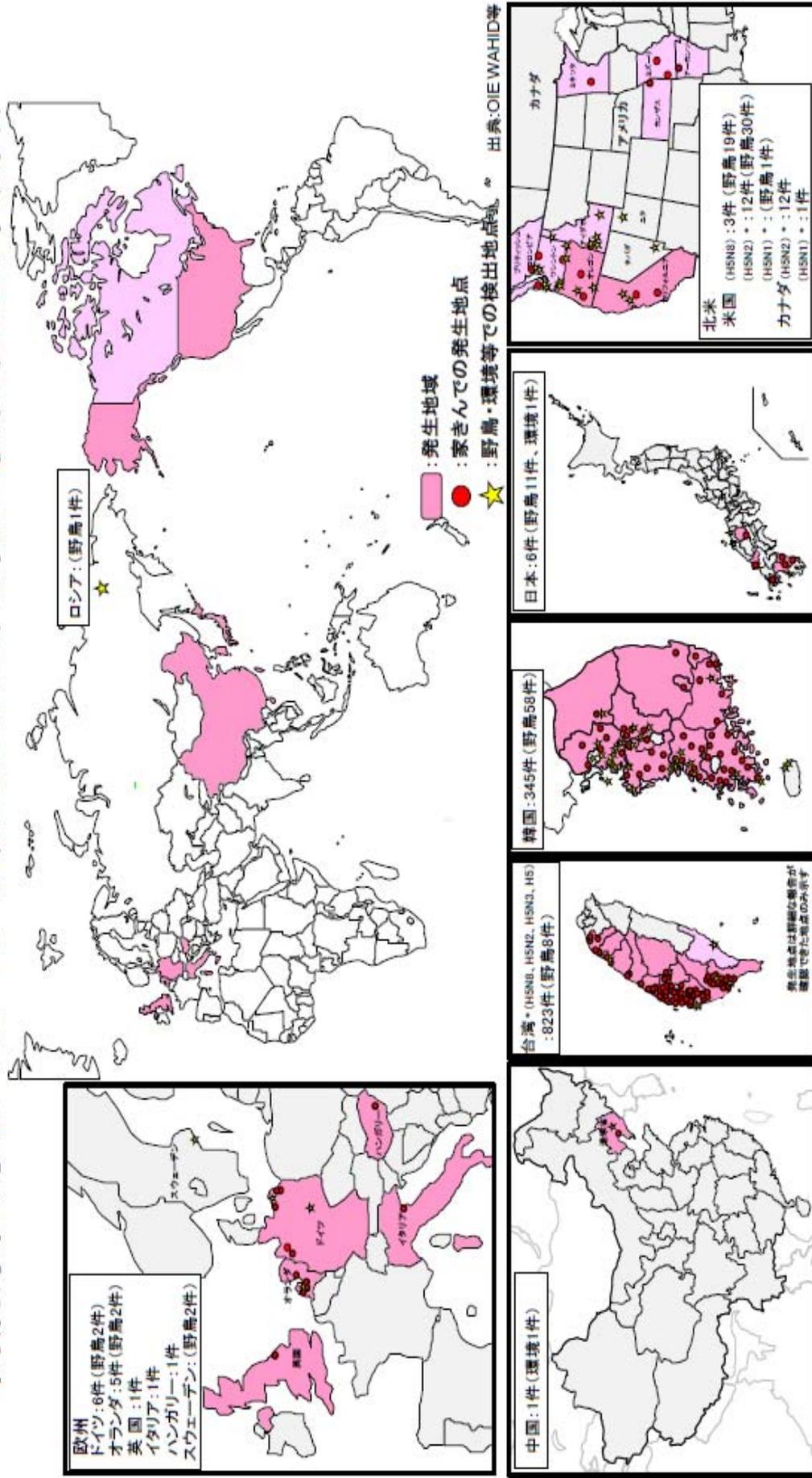
表 1-(2)-② 国外における近年の家畜伝染病の発生状況

中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2013年1月以降の発生）



(注) 農林水産省の資料による。

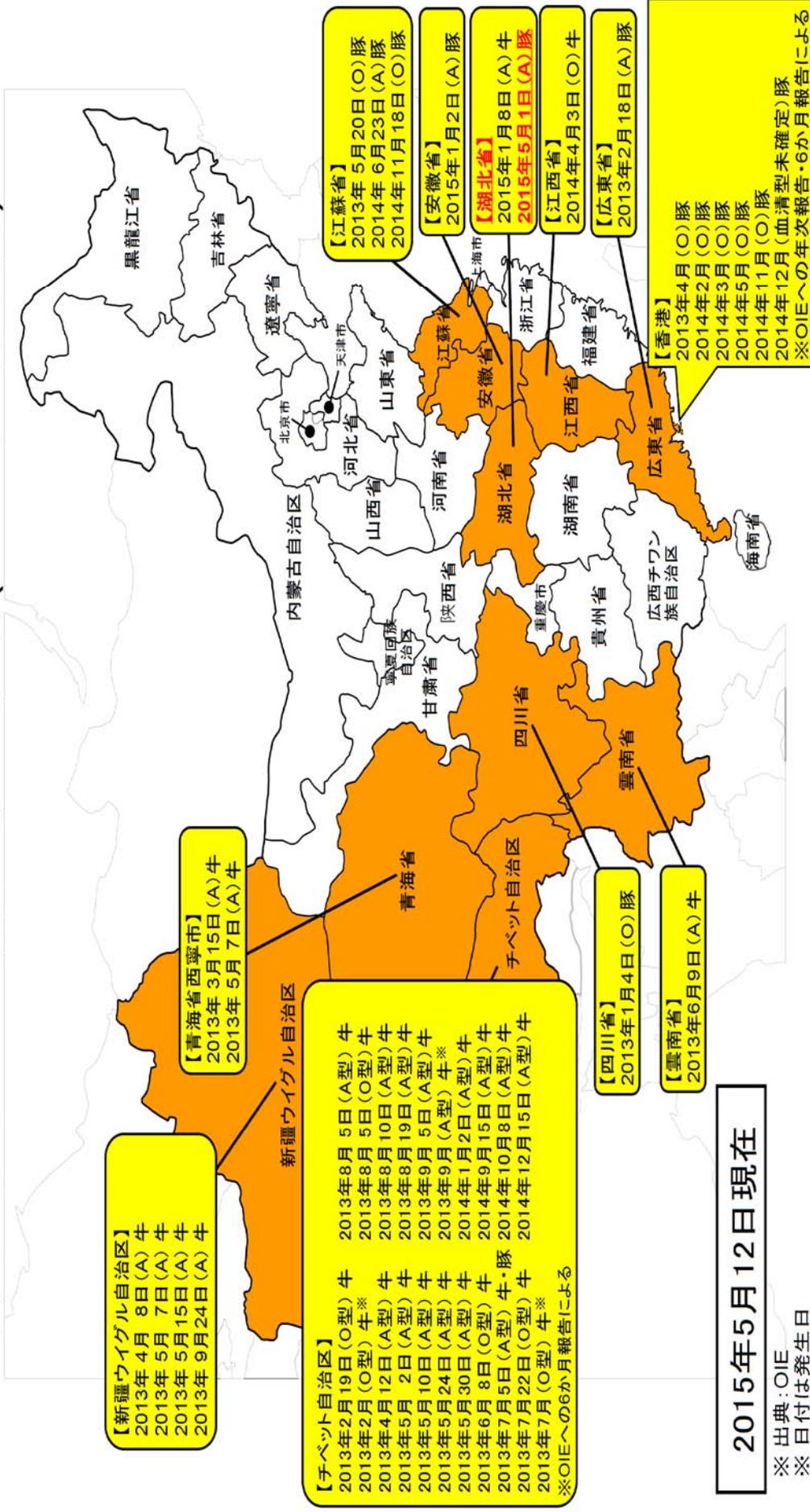
高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)の発生状況(2014年以降)



2015年3月23日現在

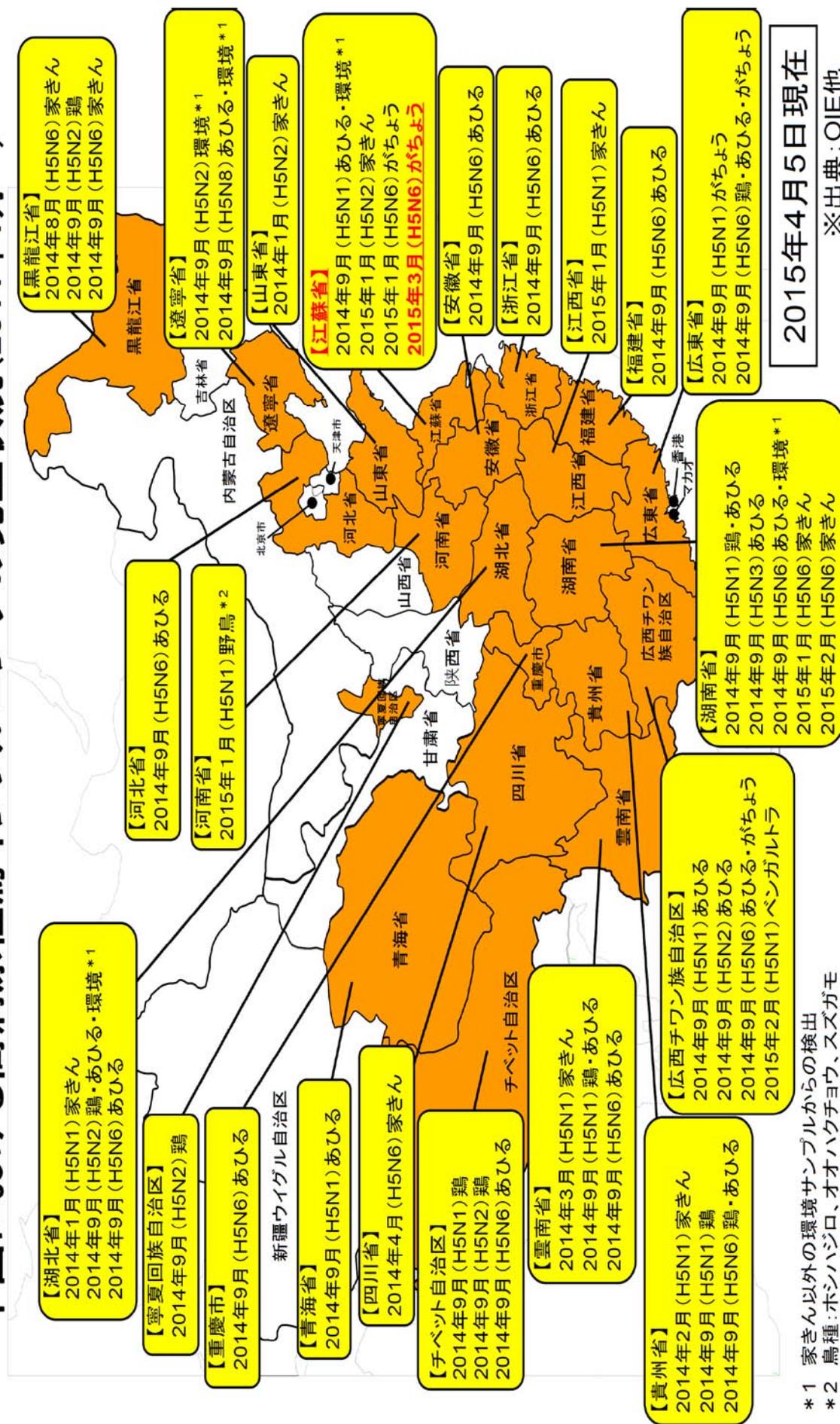
(注) 農林水産省の資料による。

中国における口蹄疫の発生状況(2013年1月以降)



(注) 農林水産省の資料による。

中国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2014年1月～)



*1 家さん以外の環境サンプルからの検出

*2 鳥種: ホシバジロ、オオハクチョウ、スズガモ

(注) 農林水産省の資料による。

台湾における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況

(2015年1月～)

合計：909件※（農場・処理場・係留場）

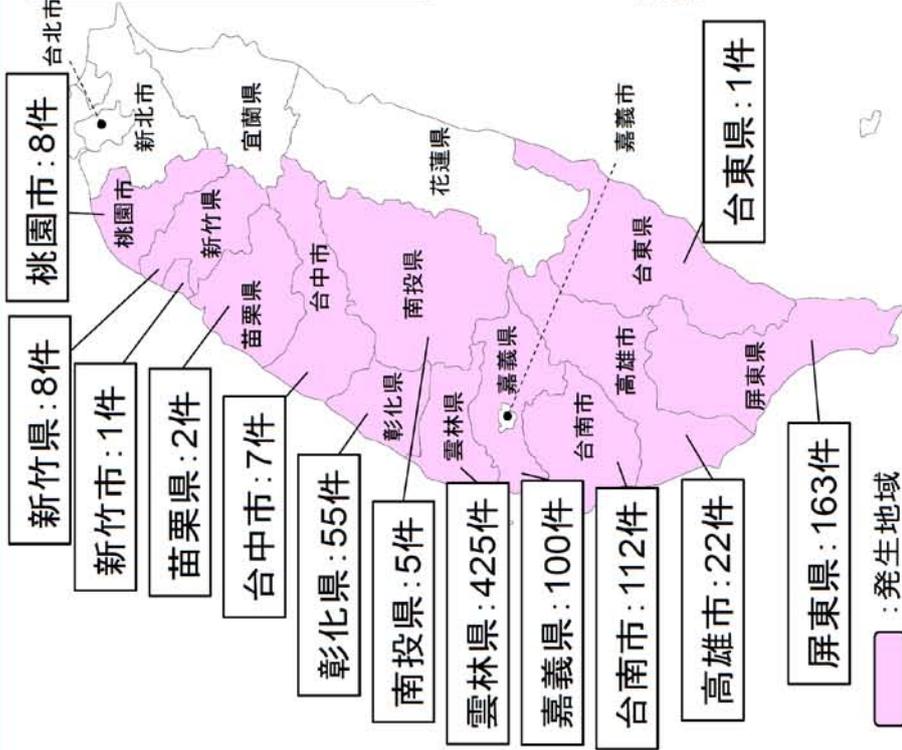
血清型

- ・H5N2*
- ・H5N3
- ・H5N8
- ・H5**

※発生件数の血清型別の内訳は未確定。
うち少なくとも7件は低病原性鳥インフルエンザの発生。

*過去に台湾で検出されたウイルスによる感染及び過去に台湾で検出されたウイルスとの混合感染を含む
** N亜型・病原性未確定

殺処分完了：907件（466万350羽）



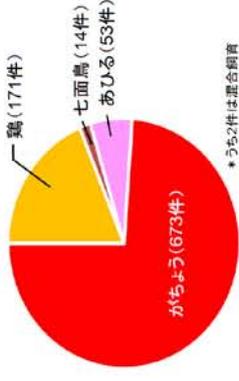
注：・本図のH5N2及びH5N3亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスは、過去に台湾で確認されたウイルスと異なり、これらウイルスのH5遺伝子は韓国のH5N8型ウイルスのH5遺伝子と近縁。
・以下については、本図に記載していない。
①1月6日屏東県の探卵鶏農場で発生した従来型(1件)。
②発生農場の半径1km以内の家きん農場におけるサーベイランスの結果、38農場でH5亜型のウイルスを検出。

(注) 農林水産省の資料による。

○野鳥における検出

確定日	場所	亜型	鳥種
3/16	高雄市高屏溪	H5	不明
3/9	高雄市茄萣湿地	H7N9 (低)	カモ
3/1	台南市安南区	H5	クロツラヘラサギ
2/1	台南市七股区	H5	クロツラヘラサギ
1/30	台東県台東市	H5N2	ゴイサギ
1/19	屏東県長治郷	H5	ツグミ
1/18	苗栗県竹南鎮	H5N3	シロガシラ (3羽)

家きんの種別確認件数(911件*)



台湾における種別飼養状況

	鶏	あひる	がちょう
飼養戸数	5,798	2,816	971
飼養羽数(万羽)	9,213	962	177

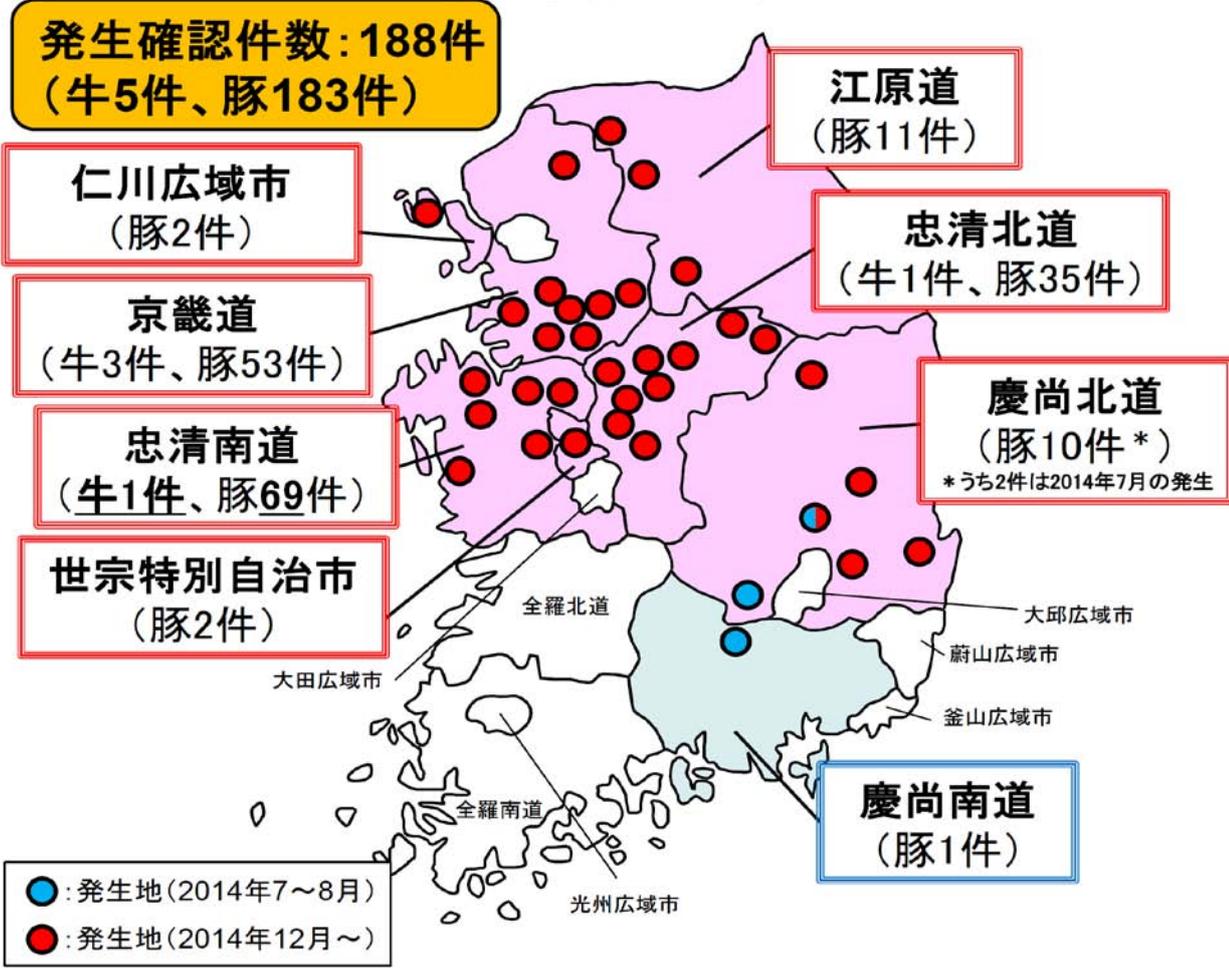
※2015年1月15日の台湾当局公表資料を基に作成

出典：台湾行政院農業委員会動植物防疫檢疫局、OIE

2015年5月6日18時現在

2015年4月29日現在

韓国における口蹄疫の発生状況 (2014年7月23日～、O型)



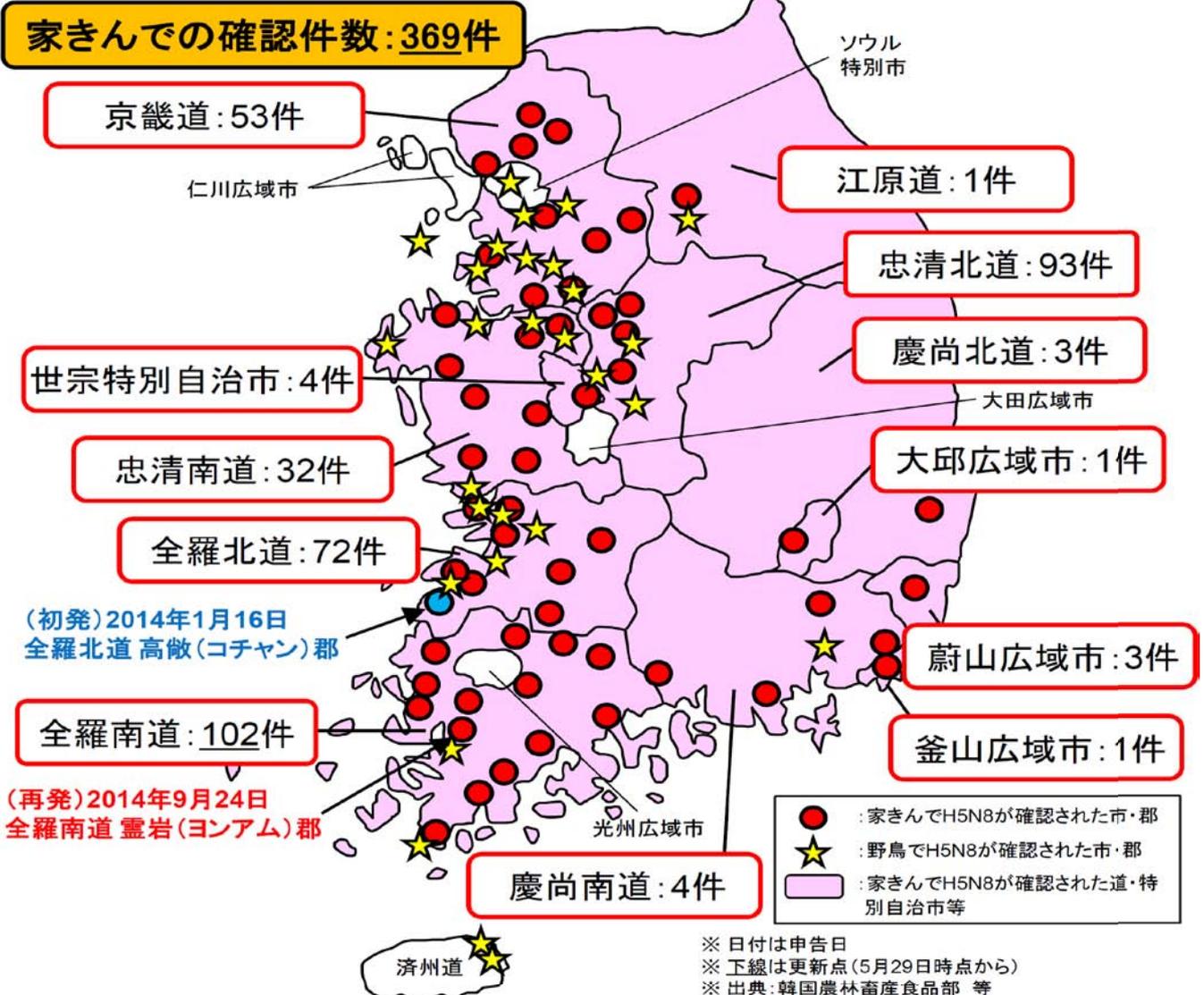
※ 日付は申告日
※ 出典: 韓国農林畜産食品部 等

- ・2014年7月23日に慶尚北道で3年3か月ぶりに再発し、同年8月までに慶尚北道及び慶尚南道で3件(豚3件)の発生が確認(O型)。(同年9月4日、全ての移動制限を解除。)
 - ・2014年12月3日以降、忠清北道、忠清南道、京畿道、慶尚北道、世宗特別自治市、江原道及び仁川広域市で185件(牛5件、豚180件)の発生が確認(O型)。
 - ・韓国では2010年12月以降、牛・豚・山羊・鹿に対して3価混合ワクチン(Asia1型・A型・O型)を接種
 - ・韓国当局は、農林畜産食品部及び検疫本部に口蹄疫防疫対策本部及び口蹄疫防疫対策状況室を設置し、家畜疾病危機管理標準マニュアル、口蹄疫緊急行動指針(SOP)に基づく措置等を実施。
- 発生農場: 抗原検出家畜及び臨床所見を示す家畜(状況に応じてこれら家畜の同居群)の殺処分・埋却、畜舎内外の消毒、家畜・車両等の移動制限措置等
発生・隣接地域: 追加ワクチン接種、血清モニタリング検査及び臨床観察の強化等
全国: ワクチン接種の徹底、畜舎内外・車両等の消毒徹底、畜産農家の集会の自粛等
- ・12月17日、韓国政府は危機段階を、「注意」から「警戒」に格上げ。
- 【これまでの経緯】
- ・2010年11月～2011年4月に発生した口蹄疫は、全8道のうち2道(全羅北道、全羅南道)と済州島を除き、韓国全土にまん延(O型、牛・豚)。
 - ・韓国は2014年5月のOIE総会で口蹄疫ワクチン接種清浄国に認定。

(注) 農林水産省の資料による。

2015年6月1日現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザ (H5N8亜型)の発生状況 (2014年1月～)



【家きんでの発生・対応状況】

- 発生状況(6月1日時点)
 - ・韓国当局の公表している発生件数: 38件
 - ・他に、発生農場周囲・疫学関連農場等331件でH5N8亜型鳥インフルエンザが確認。
- 殺処分(6月1日時点)
 - ・1,900万2千羽(777農家)
 - ・2014年9月3日まで: 1,396万1千羽(548農家)
 - ・2014年9月24日以降: 504万1千羽(229農家)
 - ・発生農場、疫学関連農場、各発生農場周囲の農場(500m又は3km内を対象)
- その他
 - ・9月4日、全ての移動制限が解除されたが、9月24日、2か月ぶりに再発
 - ・9月以降、157件の確認(6月1日時点)

家きんの種別確認件数(369件)

鶏(83件)

あひる(270件)

その他(16件)

【野鳥での検出・対応状況】

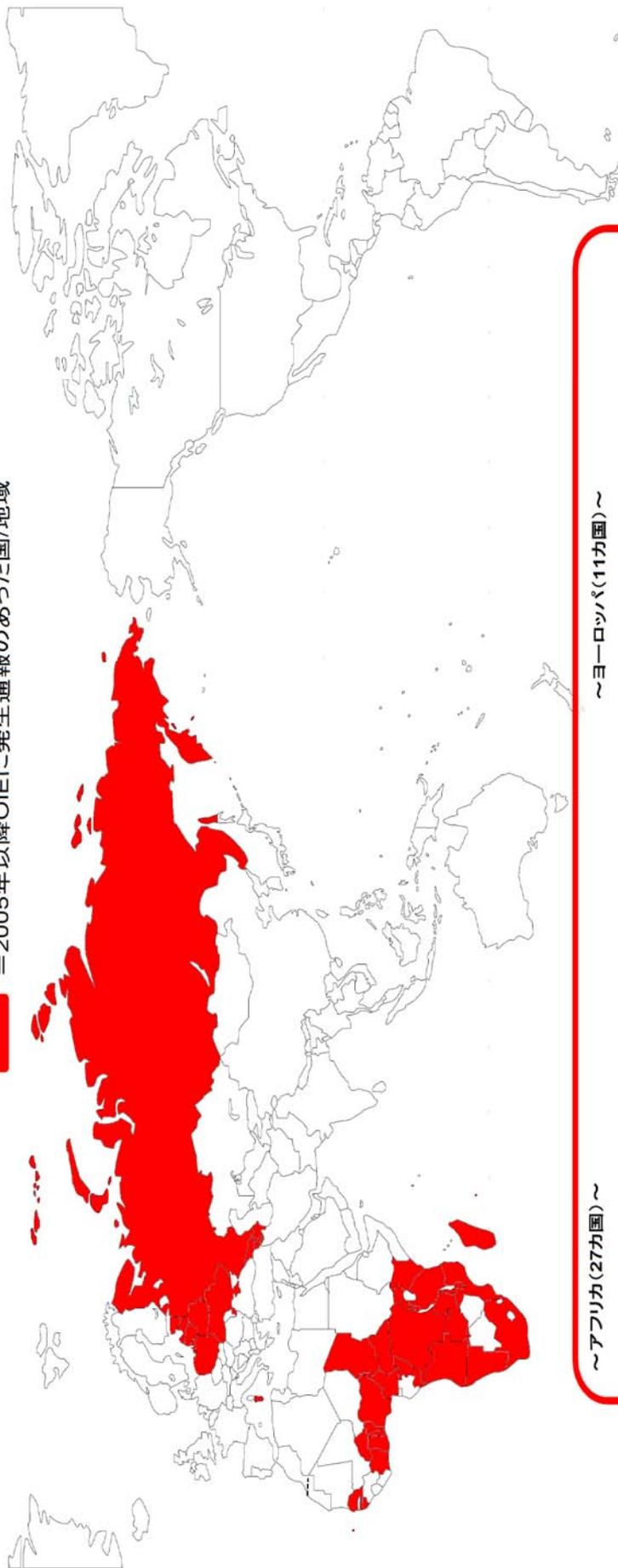
- 野鳥検査(6月1日時点)
 - ・陽性: 58件(トモエガモ10件、マガモ9件、カルガモ5件、ヒシクイ5件、コガモ4件、マガン2件、オオハクチョウ1件、ダイサギ1件、カイツブリ1件、オオバン1件、アオサギ1件、オカヨシガモ1件、ヒドリガモ1件、糞便等16件)
- 対応
 - ・野鳥の検出地点から10km内の家きん農場の移動制限措置、30km内の家きん農場の臨床調査、周辺道路・家きん農場の消毒

(注) 農林水産省の資料による。

アフリカ豚コレラの発生状況

2014年9月8日現在

■ = 2005年以降OIEに発生通報のあった国/地域



～アフリカ(27カ国)～

アンゴラ
ベナン
ブルキナファソ
ブルンジ
カメルーン
カーボヴェルデ
中央アフリカ

チャド
コンゴ民主共和国
コンゴ共和国
コートジボワール
ガーナ
ギニアビサウ
ケニア

マダガスカル
マラウイ
モーリシャス
モザンビーク
ナミビア
ナイジェリア
ルワンダ

セネガル
南アフリカ
タンザニア
トーゴ
ウガンダ
ザンビア

～ヨーロッパ(11カ国)～

アルメニア
アゼルバイジャン
グルジア
イタリヤ(サルジニア島に限る)^{※3}
ロシア
ウクライナ
ベラルーシ

リトニア
ポーランド
ラトビア
エストニア

※1 出典：OIE等

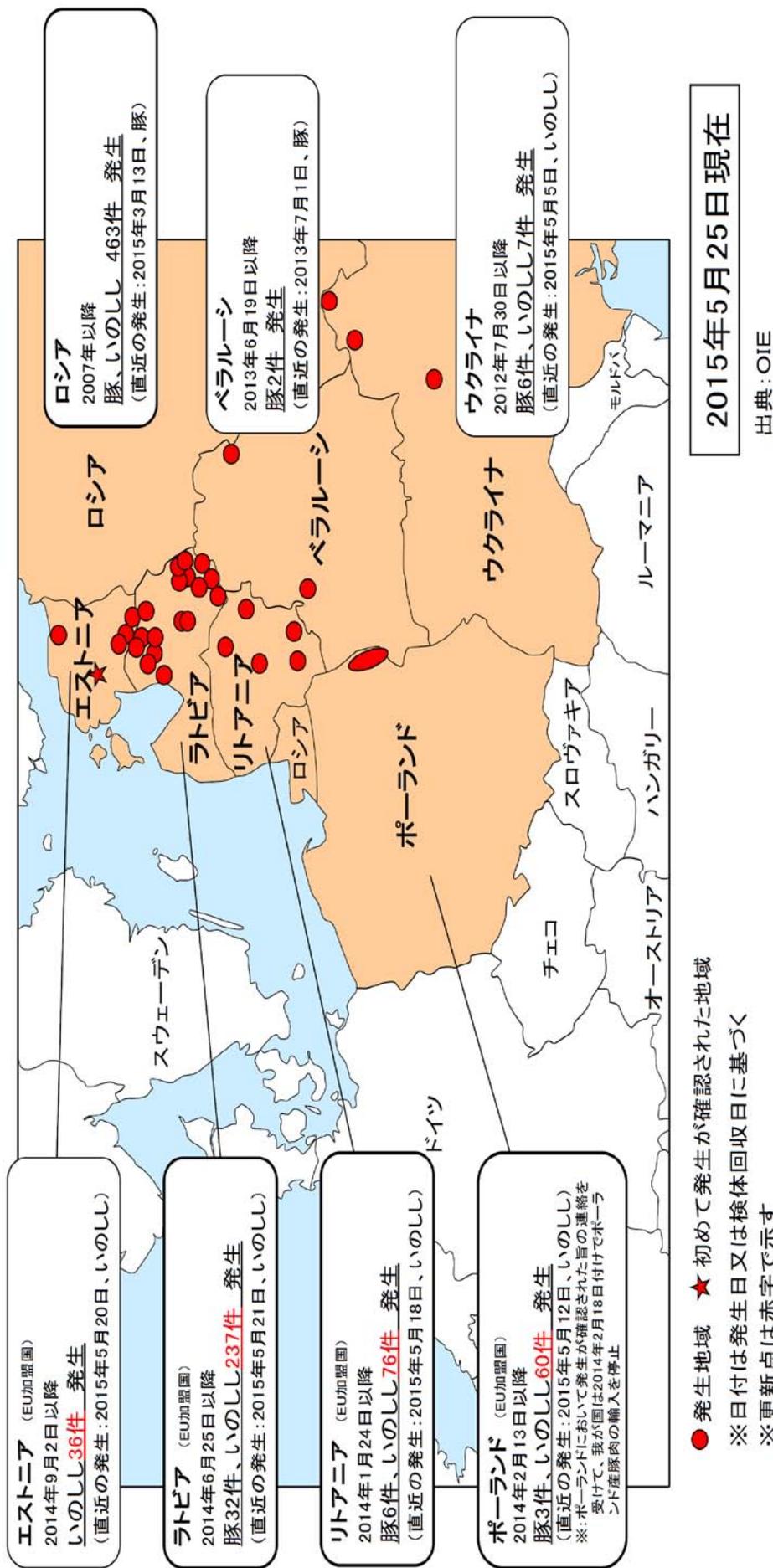
※3 我が国は、イタリヤについては、サルジニア島のみ非清浄地域に指定。

※2 日本においては、これまで本病は確認されていない。

※4 更新点：エストニアの追加

(注) 農林水産省の資料による。

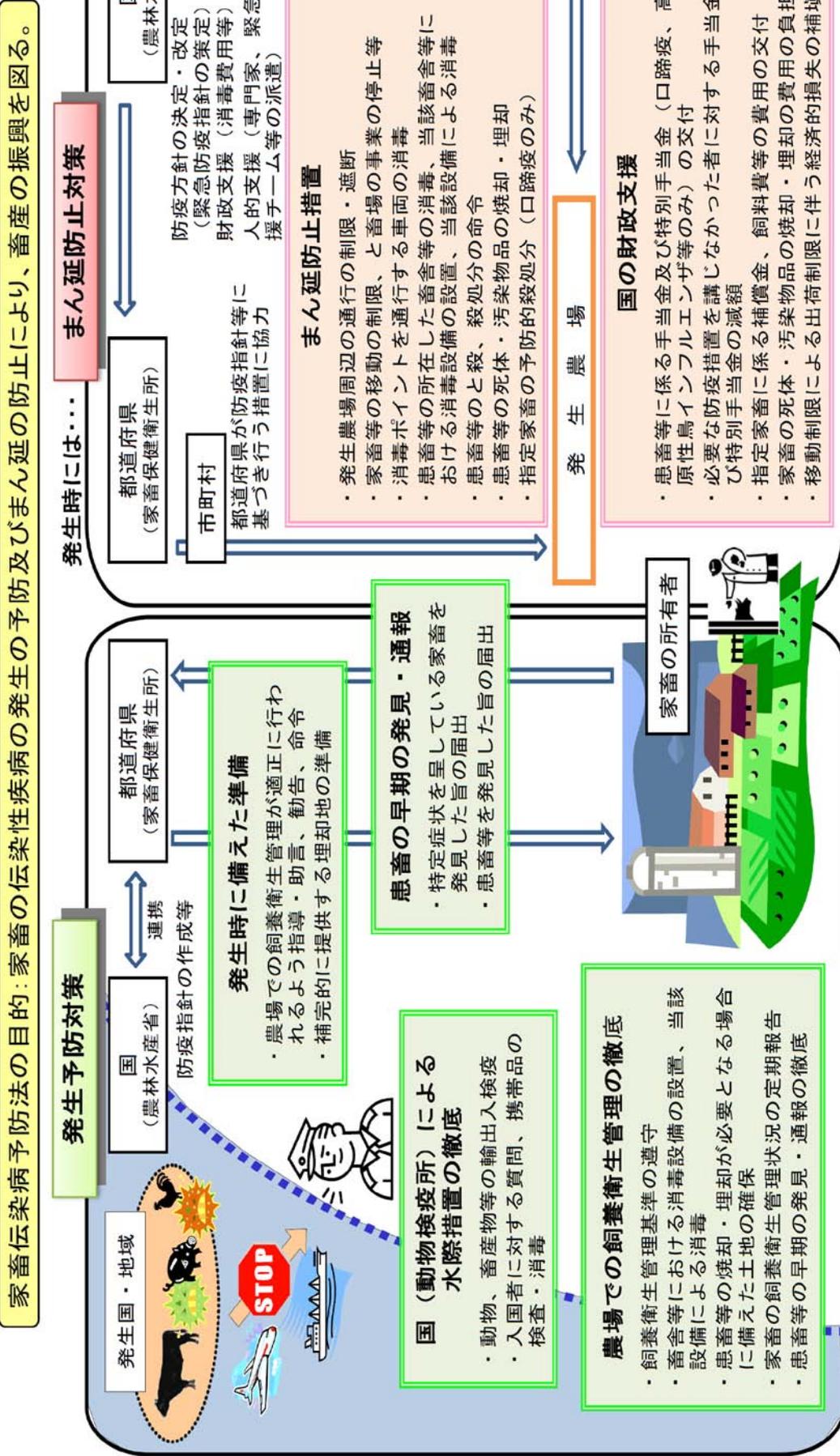
欧州・ロシア等におけるアフリカ豚コレラの発生状況



(注) 農林水産省の資料による。

表 1-3-1-イ-① 家畜伝染病対策の概要

家畜伝染病予防法の概要



(注) 農林水産省の資料による。

表 1-3-イ-② 家畜伝染病予防法の改正の概要

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律のポイント

- ・ 平成22年度の宮崎県における口蹄疫や日本各地における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- ・ 上記改正のうち、予防的殺処分、消毒ポイントを通行する車両等の消毒義務、財政支援の強化等については平成23年7月1日時から、入国者に対する質問等、消毒設備の設置義務、飼養衛生管理基準の内容の追加、飼養衛生管理状況の報告義務、一定症状の届出義務、病原体所持規制等については平成23年10月1日から、それぞれ施行。

発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

その他

- ・ 家畜の伝染性疾病の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

(注) 農林水産省の資料による。

2 発生予防対策

(1) 実効性のある水際対策の実施

勸告	説明図表番号
<p>家畜伝染病の国内への侵入を防止するため、農林水産省は、空港及び海港における水際対策として、動物検疫所において、動物・畜産物の輸入検疫、靴底消毒・車両消毒のほか、入国者に対する質問（家畜伝染病予防法第46条の2、第46条の3及び第46条の4の規定に基づくもの（注））を実施している。</p> <p>（注）平成23年の家畜伝染病予防法の改正により、同年10月から、家畜防疫官が入国者に対し、農場等の畜産関連施設に立ち寄った際に着用していた衣類、靴や使用された器具等の携帯の有無について質問し、必要な限度において検査・消毒をすることができることとなった。また、質問に関する書類の配布等について、船舶や航空機の所有者等に対し、協力を求めることができることとなった。</p>	表 2-(1)-①
<p>このうち、入国者に対する質問については、農林水産省は、「家畜伝染病予防法第46条の2に基づく入国者に対する質問の当面の実施体制について」（平成23年9月8日農林水産省消費・安全局動物衛生課）により、当面の対応として、口蹄疫又はアフリカ豚コレラ発生国（以下「対象国」という。）から直接入港する航空機又は船舶による入国者を対象として、機内・船内放送等により要消毒物品（農場等に立ち入った際の靴や衣服等）又は肉製品等を所持する場合には、手荷物引き取り場内の「動物検疫カウンター」に立ち寄ることを求めるとともに、一部の便の入国者については、質問票の配布により同内容に関する質問等を行うこととしている。質問票の配布による質問については、業務量や体制等を勘案し、主要空港（成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港及び関西国際空港）では各港週10便に対し、新千歳空港及び福岡空港では各港週2便に対し、宮崎空港及び鹿児島空港では各港隔週1便に対し、その他の地方空港、海港ではリスクの高いチャーター便等に対し、実施することとしている。なお、質問票回収時に質問票の記入が済んでいない又は紛失等により質問票を所持していない入国者に対しては、家畜防疫官が口頭質問を行うこととされている。</p>	表 2-(1)-②、③
<p>今回、動物検疫所14か所（本所、6支所、6出張所及び1分室）における家畜伝染病の国内への侵入を防止するための水際対策の実施状況を調査したところ、輸入検疫、靴底消毒・車両消毒については、おおむね適切に実施されていたが、入国者に対する質問については、その方法を含め、見直しが必要な状況がみられた。</p> <p>平成26年度における主要空港等8港（主要4空港、新千歳空港、福岡空港、宮崎空港及び鹿児島空港）の入国者に対する質問の実施状況をみると、表1のとおり、上記通知に基づき8港全体で週45便に質問票を配布する計画となっているが、これは対象国からの入国便数週2,282便の2%に過ぎず、極めて限定されている。また、平成25年度の配布実績は、週45便の計画に対し、平均約17便（38%）となっており、計画の4割にも達していない。</p>	表 2-(1)-④

表1 主要空港等8港における一週間当たりの入国者に対する質問票の配布状況

対象国からの入国便数 (平成26年度) (注2) A	配布予定便数		配布便数 (注3)	
	B	B/A	C	C/B
2,282 便	45 便	2.0%	17.1 便	38.0%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 農林水産省は、平成25年度における主要空港等8港における対象国からの入国便数を把握していないため、26年度から集計が開始された「各空港、国際線の就航状況調べ(2014年12月26日国土交通省発表)」を基に、当省が試算したものである。

3 配布便数(C)は、平成25年度における一週間当たりの平均配布便数。

また、質問に対する回答状況については、表2のとおり、平成25年度の場合、8港全体で31万4,657人の質問対象者に質問票を配布し、6万2,433人(回答率約20%)が回答、これに家畜防疫官が口頭によって質問することにより回答を得た8万7,628人(回答率約28%)を加えても回答者数は15万61人(回答率約48%)と質問対象者全体の5割を下回っている状況となっている。

表2-(1)-④
(再掲)

表2 主要空港等8港における質問に対する回答率(平成25年度)

質問票配布 人数 D	左の回答数 E = F + G	質問票		口頭質問		回答率 E/D
		F	F/D	G	G/D	
		314,657 人	150,061 人	62,433 人	19.8%	

(注) 当省の調査結果による。

このように、水際対策の一つとして、当面の対応として実施している質問票の配布による質問等の取組については、配布対象が対象国からの入国便の一部に限定されており、また、回答率が5割を下回っているなど、不十分な状況にあるとみられる。農林水産省は、現状の取組について、有効性等に係る検証を行っているが、見直しには至っていない。

しかし、近隣諸国における口蹄疫等の発生状況を勘案すれば、対象国からの入国者に対し、要消毒物品の所持等に関する質問を的確に実施し、家畜伝染病等の侵入リスクを低減していく必要があると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、水際対策の実効性を確保するため、当面の対応として実施している現状の取組について、早期に、その有効性等に係る検証を終え、必要な見直しを行う必要がある。

表 2-1)-① 家畜伝染病予防法における水際対策に関する規定（抜粋）

<p>(入国者に対する質問等)</p> <p>第 46 条の 2 <u>家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗って来た者（次条において「入国者」という。）に対して、その携帯品（第 40 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 41 条の検査を受けた物を除く。以下同じ。）のうちに要消毒物品（監視伝染病が現に発生している外国の地域において使用された物品であって家畜防疫官がその消毒をすることが必要であると認めるものをいう。次条において同じ。）が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。</u></p> <p>(入国者の携帯品の消毒)</p> <p>第 46 条の 3 家畜防疫官は、前条の検査の結果、入国者の携帯品のうちに要消毒物品が含まれていたときは、必要な限度において、当該要消毒物品を消毒することができる。</p> <p>(協力の要請)</p> <p>第 46 条の 4 動物検疫所長は、前 2 条の規定による事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、<u>外国から入港した船舶若しくは航空機の所有者若しくは長（長に代わってその職務を行う者があるときは、その者）又は港若しくは飛行場の管理者（次項において「船舶の所有者等」という。）に対し、第 46 条の 2 の質問に関する書類の配布、検疫の手續に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。</u></p> <p>2 船舶の所有者等は、動物検疫所長から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 2-1)-② 「空港及び海港における水際検疫の強化（入国者への質問等）について」（平成 23 年 9 月 9 日付け 23 消安第 3164 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の入国者に対する質問に関する内容（抜粋）

<p>別紙 2 家畜伝染病予防法第 46 条の 2 に基づく入国者に対する質問の当面の実施体制について（平成 23 年 9 月 8 日農林水産省消費・安全局動物衛生課）</p> <p>新制度（入国者に対する質問）の導入後における <u>当面の対応については、日本への直行便のある全ての口蹄疫又はアフリカ豚コレラの発生国を対象に以下のとおりとする。</u></p> <p>1 <u>全便（全員）に対する機内アナウンス・船内アナウンス・構内アナウンス等による質問事項該当者の動検カウンターへの誘導</u></p> <p>2 <u>質問票の配布による質問（モニタリング）</u></p> <p>(1) <u>主要空港等：成田、羽田、中部、関西、福岡、新千歳、宮崎及び鹿児島</u></p> <p>① <u>対象便数：当面の実施体制として、主要空港（成田、羽田、中部及び関西）は各港週 10 便、新千歳及び福岡空港は各港週 2 便、宮崎及び鹿児島空港は各港隔週 1 便とする。</u>また、適宜、検疫探知犬を活用した監視を併せて実施する。</p> <p>② <u>割当方法：各空港における対象便の 8 割は、アジアからの入国者の 8 割弱を占める上位 4 カ国（中国、韓国、台湾及び香港）からの到着便に便数に応じて割り当て、残る 2 割は、他の対象国からの到着便に偏りのないよう割り当てる。</u></p> <p>(2) その他の地方空港、海港 リスクの高いチャーター便等を主体に適宜質問票を配布する。</p>

(3) 対象国において口蹄疫の大きな流行等（※）が確認された場合には、該当地域からの到着便について、(1)及び(2)の抽出率を上げる（強化モニタリング）。

※年末～春節～春分等の検疫強化期間には、抽出率アップを検討。

〈質問票の配布体制〉

- 動物検疫所は、税関等との事前調整の上、上述の質問票の配布対象便を指定（おおむね3か月ごとに更新。空海港ごとに国・航空会社等に大きな偏りのないよう配分）。
- 動物検疫所から税関、航空会社等に対し、指定した質問票の配布対象便を約1か月前に連絡（連絡先リスト作成中）
- 航空会社等は、出国カウンター又は機内で直接乗客に配布

〈質問票の回収体制〉

- 質問票の回収は、混乱のないよう、回収箱等を利用し、動物検疫所職員が行うこととし、動物検疫カウンター検査官のほか、手荷物受取所（ターンテーブル）、税関検査台前に1～2人を配置し、呼びかけ・回収等を行う。（動線が簡便な地方空港では人員を縮小）
- 回収箱は、原則として税関検査台の後ろに配置。また、ターンテーブルに案内板を乗せる。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(1)-③ 質問票記載内容（抜粋）

以下の質問の該当する□に“✓”でチェックしてください。「はい」の回答がある方は、手荷物引き取り場内にある「動物検疫カウンター」にお立ち寄り下さい。その他の方は、回収箱に投函又は家畜防疫官に提出してください。

1 過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りしましたか？

はい□ いいえ□

2 家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか？

ハム、ソーセージなどの肉製品を所持していますか？

はい□ いいえ□

3 日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？

はい□ いいえ□

(注) 1 動物検疫所の資料を基に当省が作成した。

2 本内容は、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、ロシア語のものも用意されている。

表2-1)-④ 主要空港等8港における質問の実施状況（平成25年度）

空港名	期間	対象国からの入国便数 (平成26年度)	計画		配布実績			質問票配布 人数(年間)	左の回答数		回答率
			配布予定 便数	対象国からの入国 便数に対する配布 予定率	配布便数	対象国からの入国 便数に対する配布 率	配布予定 便数に対する配布 率		質問票	口頭質問	
新千歳空港	週間	64便	2便	3.1%	1.3便	2.0%	65.4%	15,214人	7,491人	3,826人	E/D
	年間	3,328便	104便		68便						74.4%
成田国際空港	週間	733便	10便	1.4%	0.9便	0.1%	8.7%	27,914人	505人	7,989人	30.4%
	年間	38,116便	520便		45便						
東京国際空港 (羽田空港)	週間	334便	10便	3.0%	1.1便	0.3%	11.0%	82,112人	5,557人	37,178人	52.0%
	年間	17,368便	520便		57便						
中部国際空港	週間	256便	10便	3.9%	6.9便	2.7%	69.4%	57,759人	23,477人	15,655人	67.8%
	年間	13,312便	520便		361便						
関西国際空港	週間	654便	10便	1.5%	4.1便	0.6%	40.6%	114,508人	17,188人	16,245人	29.2%
	年間	34,008便	520便		211便						
福岡空港	週間	224便	2便	0.9%	1.9便	0.8%	93.3%	12,902人	6,675人	4,748人	88.5%
	年間	11,648便	104便		97便						
宮崎空港	週間	6便	0.5便	8.3%	0.5便	7.7%	92.3%	2,004人	702人	956人	82.7%
	年間	312便	26便		24便						
鹿児島空港	週間	11便	0.5便	4.5%	0.4便	3.5%	76.9%	2,244人	838人	1,031人	83.3%
	年間	572便	26便		20便						
合計	週間	2,282便	45便	2.0%	17.1便	0.7%	37.7%	314,657人	62,433人	87,628人	47.7%
	年間	118,664便	2,340便		883便						

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「対象国からの入国便数に対する配布予定率」、「対象国からの入国便数に対する配布率」及び「配布予定便数に対する配布率」については、年間の数値を基に計算している。

3 農林水産省は、平成25年度における主要空港等8港における対象国からの入国便数を把握していないため、「対象国からの入国便数(週間)」は、「各空港、国際線の就航状況調べ(2014年12月26日国土交通省発表)」による。

4 「対象国からの入国便数(年間)」、「配布予定便数(年間)」及び「配布便数(週間)」については、1年を52週とし、1週間の入国便数、1週間の配布予定便数、年間の配布便数から、それぞれ算出した。

5 「配布便数」及び「質問票配布人数(年間)」については、欠航により配布できなかったものは除いている。

(2) 実効性のある監視の実施等

調査の結果	説明図表番号
<p>ア 発生予察のための監視（モニタリング）の実施状況</p> <p>家きんへの高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの感染が発見された場合、家畜伝染病予防法により発生農場については、その飼養する家きん全てを殺処分することとされ、また、発生農場の半径 3 km以内（低病原性の場合は、1km 以内）の農場で飼養されている家きんも出荷制限が課せられるなど、近隣地域に対し大きな被害をもたらすこととなる。このため、ウイルスの侵入を早期に発見し、また、まん延を防止する観点から、日頃から家きんのウイルス保有状況を調査することが重要である。</p> <p>こうしたことから、都道府県は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針（鳥インフルエンザ）」という。）に基づき、発生予察のための監視として、家きんのウイルスの保有状況を調査するため、定点モニタリング及び強化モニタリング（注1）により、血清抗体検査等を実施することとされている。</p> <p>（注1）防疫指針（鳥インフルエンザ）により、定点モニタリングは、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等、感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、1家畜保健衛生所当たり3農場を選定し、毎月1回、検査を行うこととされている。</p> <p>また、強化モニタリングは、農場を飼養規模別にグループ分けし、各グループの農場で乱数表を用いて無作為に抽出した検査対象とする農場（以下「モニタリング対象農場」という。）において、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から5月までの間に計画的に検査を行うこととされている。</p> <p>今回、調査対象17道府県における平成23年度以降の定点モニタリング及び強化モニタリングの実施状況を調査したところ、定点モニタリングについては、おおむね防疫指針（鳥インフルエンザ）のとおり適切に実施されていた。</p> <p>一方、強化モニタリングについては、防疫指針（鳥インフルエンザ）において渡り鳥の飛来状況を勘案し、モニタリング対象農場を無作為に抽出して実施することとされているが、以下のとおり、渡り鳥の飛来状況を勘案せずに検査を実施しているとみられる例やモニタリング対象農場を無作為に抽出していない例がみられた。</p>	<p>表 2-(2)-ア-①</p>
<p>① 渡り鳥の飛来状況を勘案せずに検査を実施しているとみられる例</p> <p>渡り鳥の飛来状況調査（注2）による調査地点が県内に設定されていない4県を除く13道府県について、各月の検査実績と、飛来状況調査による渡り鳥の飛来実績とを比較したところ、渡り鳥の飛来が少ない時期に年間の検査の大半を実施する県があるなど、9道府県において、渡り鳥の飛来時期を勘案せずに検査している例がみられた。</p> <p>この理由について、9道府県は、渡り鳥の飛来数が少ない時期に検査を実施してしまうことで、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に防疫作業に専念できるようにしたいと考えていることなどを挙げている。しかし、強化モニタリングは、渡り鳥の飛来状況を勘案して計画的に実施することとされていることから、</p>	<p>表 2-(2)-ア-②</p>

<p>渡り鳥の飛来が少ない時期に多くの検査を実施してしまうことは適切とはいえない。</p> <p>(注2) 渡り鳥の飛来状況調査は、国指定鳥獣保護区等において渡り鳥の種類や飛来数の傾向を把握することを目的に、環境省が全国 39 か所の地点で、主に 9 月から翌年 5 月にかけて毎月 3 回調査を実施している。</p> <p>② モニタリング対象農場を無作為に抽出していない例</p> <p>調査した 17 道府県について、モニタリング対象農場の抽出方法を調査したところ、6 県において、家きんの所有者の協力が得られないなどの理由から、無作為抽出ではなく、協力が得られる農場等の中から選定している状況がみられた。無作為抽出を行っていないことについて、6 県では、検査で陽性が確認されると、出荷停止等による経済的及び精神的負担が家畜の所有者に生じることなどを理由に挙げている。</p> <p>他方、無作為抽出によりモニタリング対象農場を選定している道府県の中には、家きんの所有者に対し、検査の意義や必要性等を十分かつ丁寧に説明するなどの工夫をして当該所有者との信頼関係を構築し、検査への協力を得ている例（北海道）がみられた。</p> <p>なお、農林水産省は、当省の調査実施後に、都道府県に対し、以下のとおり、対応を求めている。</p> <p>i) 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知）を発出し、環境省の公表する渡り鳥の飛来状況等を参考に渡り鳥の飛来時期以降に検査を実施すること、モニタリング対象農場に検査の意義や必要性を丁寧に説明するなど検査への協力を得ることにより、無作為抽出を徹底し、適切に農場を選定すること</p> <p>ii) 平成 27 年 9 月 18 日開催の都道府県担当者会議において、上記通知の内容を具体例を交えて説明し、渡り鳥の飛来状況を勘案せずに偏った時期に検査を実施している事例等の是正、モニタリング対象農場の無作為抽出の意義と家畜の所有者への丁寧な説明を実施すること。</p>	<p>表 2-(2)-ア-③、④</p> <p>表 2-(2)-ア-⑤</p> <p>表 2-(2)-ア-⑥</p>
---	--

表 2-(2)-ア-① 防疫指針（鳥インフルエンザ）における発生予察のための監視に関する内容（抜粋）

平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表
<p>前文</p> <p>4 <u>低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されている。</u></p> <p>5 <u>高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。</u></p> <p>このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。 (以下略)</p> <p>第 2 発生予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>1 <u>農林水産省の取組</u></p> <p>(1) <u>次の情報を把握し、都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。</u></p> <p>① 海外における最新の発生状況</p> <p>② <u>環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果</u> (以下略)</p> <p>第 3 発生予察のための監視</p> <p>1 定点モニタリング</p> <p>(1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、1 家畜保健衛生所当たり 3 農場を選定し、毎月 1 回、検査を行う。</p>	<p>前文</p> <p>4 <u>低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。さらに、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。</u></p> <p>5 <u>高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）については、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から、渡り鳥が飛来してウイルスを持ち込む可能性があるほか、人や物を介した侵入も考えられることから、今後も我が国に侵入する可能性は高い。</u></p> <p>このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者（当該家きんを管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。 (以下略)</p> <p>第 2 発生予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>1 <u>農林水産省の取組</u></p> <p>(1) <u>次の情報を把握し、必要に応じて都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表すること等により、海外旅行者等の一般の人々や報道機関に対しても情報提供する。</u></p> <p>① 海外における最新の発生状況</p> <p>② <u>環境省が実施する渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果</u> (以下略)</p> <p>第 3 発生予察のための監視</p> <p>1 定点モニタリング</p> <p>(1) 都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、各都道府県内における家畜保健衛生所数に 3 を乗じた戸数の農場を選定し、毎月 1 回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在し</p>

平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表
<p>(2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低 10 羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。</p> <p>(3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。</p> <p>2 強化モニタリング</p> <p>(1) 都道府県は、当該 <u>都道府県内の農場について、95 パーセントの信頼度で 10 パーセントの感染を検出できる数の農場を検査</u> する。<u>検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。</u></p> <p>(2) 当該検査は、<u>渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として 10 月から 5 月までの間に計画的に実施する。</u></p> <p>(3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、飼養家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低 10 羽を対象に、血液を検体として採材する。</p> <p>(4) 都道府県は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。 (以下略)</p> <p>【留意事項】 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査 鶏を検査する場合には、<u>エライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。</u> この間、<u>エライザ法で陽性が確認された農場においては、臨床的に異状がないことを確認するとともに、陽性鶏と同一鶏舎の鶏の出荷（移動）を自粛するよう指導する。</u> なお、臨床的に異状がなければ、鶏卵の出荷は認める。 鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。</p>	<p>ないように努める。</p> <p>(2) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低 10 羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。</p> <p>(3) 都道府県は、(2)で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。 (以下略)</p> <p>2 強化モニタリング</p> <p>(1) 都道府県は、当該 <u>都道府県内の農場について、95 パーセントの信頼度で 10 パーセントの感染を検出できる数を対象として検査</u> を行う。<u>検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。</u></p> <p>(2) 当該検査は、<u>渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として 10 月から 5 月までの間に計画的に実施する。</u></p> <p>(3) 当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低 10 羽を対象に、血液を検体として採材する。</p> <p>(4) 都道府県は、(3)で採材した検体について、血清抗体検査を行う。 (以下略)</p> <p>【留意事項③】 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査 1 鶏を検査する場合には、迅速かつ効率的に <u>エライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、直ちに同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。</u> 2 <u>エライザ法で陽性が確認された農場については、家畜防疫員が臨床的に異状がないかを確認</u>（採材日と同日に結果が判明した場合には、電話連絡による異状の有無の確認で代替可能）<u>する。</u>この結果、 ① 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第 4 の 7 に基づき、防疫指針第 4 の 2 から 5 までの手続に従うとともに、防疫指針第 5 の 1(1)の手続に従う。 ② 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを</p>

平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表

【留意事項】強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定

飼養羽数 100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で 10%の感染を摘発することができる数の検査農場を下表を参考に無作為で選定する。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。

（※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。

- I 100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）～1,000 羽未満
- II 1,000 羽以上～10,000 羽未満
- III 10,000 以上

母集団	標本数
1～15 戸	全戸
16～20 戸	16 戸
21～40 戸	21 戸
41～100 戸	25 戸
101 戸以上	30 戸

3 モニタリング結果の報告等

- (1) 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由 について、遅滞なく、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
- (2) 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。

平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表

疑う異状がないことが確認された場合には、当該農場で生産された鶏卵は、GPセンター等において洗浄・消毒した上で流通を認める。

- 3 1 により行うエライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の鶏と同一鶏舎で飼養されている鶏が出荷されないよう、出荷計画を考慮し、エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査を実施する。
(以下略)

【留意事項④】強化モニタリングにおける抽出検査の検査対象農場の選定

飼養羽数 100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）の農場を対象に、95%の信頼度で 10%の感染を摘発することができる数の検査農場を下表を参考に無作為で選定する。その際、サンプリングの偏りを排除するため、①農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用いて無作為に抽出する（階層別無作為抽出）。

（※）飼養規模は、次のとおりグループ分けする。

- I 100 羽以上（だちょうにあっては、10 羽以上）～1,000 羽未満
- II 1,000 羽以上～10,000 羽未満
- III 10,000 以上

母集団	標本数
1～15 戸	全戸
16～20 戸	16 戸
21～40 戸	21 戸
41～100 戸	25 戸
101 戸以上	30 戸

3 モニタリング結果の報告等

- (1) 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由 について、遅滞なく、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。
- (2) 都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。ただし、モニタ

平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表
(以下略)	リングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。
5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等 (以下略)	5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等 (法第 10 条) (中略)
	【留意事項⑦】野鳥等から低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応について 低病原性鳥インフルエンザウイルスが野鳥等から確認された場合には、都道府県は確認地点を中心とした半径 1 キロメートル以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家さんに対する健康観察の徹底を指導する。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 防疫指針（鳥インフルエンザ）については、当省の調査実施後（平成 27 年 9 月 9 日）に全部変更が行われたため、本表においては、23 年 10 月 1 日の防疫指針の内容も併記した。

表 2-(2)-ア-② 渡り鳥の飛来時期を勘案せずに強化モニタリングを実施しているとみられる例

渡り鳥の飛来調査地点が県内に存在しない岩手県、栃木県、群馬県及び山梨県の 4 県を除く 13 道府県について、平成 24 年度及び 25 年度における 10 月から 5 月までの各月の強化モニタリング実績と各前年度の 10 月から 5 月までの間の各月における渡り鳥の飛来実績とを比較し、渡り鳥の飛来状況を踏まえた強化モニタリングの実施状況を調査したところ、9 府県において、次のとおり、渡り鳥の飛来時期を勘案せずに検査している例がみられた。

(宮城県)

渡り鳥は 10 月に飛来する割合が多いものの、3 月、4 月頃まで継続して飛来している状況にあるが、調査開始当初の 10 月と 11 月の 2 か月間でほぼ全てのモニタリングを実施し、その後はほとんど実施していない。

(秋田県)

渡り鳥の飛来数が比較的多い 11 月、12 月よりも、飛来数が少ない 1 月、2 月にモニタリングを多く実施している。

(新潟県)

渡り鳥の飛来数が比較的多い 12 月、1 月よりも、飛来数が少ない 10 月にモニタリングを多く実施しているほか、平成 26 年 5 月には期間中の約 1%の飛来数に対し、7 回（全モニタリング実施数の約 18%）もの検査を実施している。

(愛知県)

10 月から 5 月までほぼ万遍なく渡り鳥の飛来があるが、調査開始当初の 10 月に全モニタリングの半数程度を実施している。

(大阪府)

渡り鳥の飛来数が多い 1 月よりも、飛来数が少ない 11 月、2 月、3 月にモニタリングを多く実施している。

(鳥取県)

渡り鳥の飛来は 11 月、12 月に多くなっているが、平成 25 年 10 月から 26 年 5 月までのモニタリングでは、11 月、12 月のみ実施しており、他の月は一切実施していない。

(福岡県)

渡り鳥の飛来数が多い12月、1月よりも、飛来数が少ない10月、11月などにモニタリングを多く実施している。

(熊本県)

渡り鳥の飛来は11月から3月までの間に集中しているが、平成25年11月、26年1月には検査を実施しておらず、渡り鳥の飛来がほとんどみられなくなる26年5月に12回（全モニタリング実施数の約40%）もの検査を実施している。

(宮崎県)

渡り鳥の飛来は10月から2月・3月頃までが多いが、平成25年10月から26年5月までのモニタリングでは、調査開始当初の10月と11月の2か月間で全モニタリングを実施し、その後は全く実施していない。

表 渡り鳥の飛来数と強化モニタリングの実施数との比較

調査対象道府県	時期	平成24年10月～25年5月				25年10月～26年5月			
		モニタリング実施数	割合	23年10月～24年5月の飛来数		モニタリング実施数	割合	24年10月～25年5月の飛来数	
				飛来数	割合			飛来数	割合
北海道	10月	12回	46%	74,114羽	40%	8回	31%	66,496羽	35%
	11月	6回	23%	30,657羽	17%	7回	27%	18,988羽	10%
	12月	1回	4%	11,898羽	6%	0回	0%	8,301羽	4%
	1月	1回	4%	5,559羽	3%	1回	4%	5,757羽	3%
	2月	0回	0%	5,016羽	3%	2回	8%	3,003羽	2%
	3月	1回	4%	24,305羽	13%	1回	4%	2,675羽	1%
	4月	0回	0%	20,699羽	11%	4回	15%	44,145羽	23%
	5月	5回	19%	11,083羽	6%	3回	12%	41,392羽	22%
	計	26回	100%	183,331羽	100%	26回	100%	190,757羽	100%
宮城県	10月	20回	77%	6,772羽	18%	19回	66%	17,269羽	43%
	11月	3回	12%	3,470羽	9%	10回	34%	2,772羽	7%
	12月	0回	0%	3,804羽	10%	0回	0%	4,750羽	12%
	1月	0回	0%	10,063羽	27%	0回	0%	7,208羽	18%
	2月	0回	0%	8,766羽	24%	0回	0%	4,849羽	12%
	3月	0回	0%	3,634羽	10%	0回	0%	3,080羽	8%
	4月	0回	0%	583羽	2%	0回	0%	—	0%
	5月	3回	12%	—	0%	0回	0%	—	0%
	計	26回	100%	37,092羽	100%	29回	100%	39,928羽	100%
秋田県	10月	4回	13%	1,035羽	10%	4回	13%	2,067羽	17%
	11月	3回	10%	3,498羽	32%	3回	10%	4,196羽	35%
	12月	4回	13%	3,804羽	35%	4回	13%	3,690羽	31%
	1月	5回	17%	653羽	6%	5回	17%	317羽	3%
	2月	4回	13%	746羽	7%	4回	13%	444羽	4%
	3月	3回	10%	676羽	6%	3回	10%	943羽	8%
	4月	4回	13%	424羽	4%	4回	13%	187羽	2%
	5月	3回	10%	—	0%	3回	10%	—	0%
	計	30回	100%	10,836羽	100%	30回	100%	11,844羽	100%
新潟県	10月	13回	38%	1,477羽	3%	9回	23%	4,538羽	8%
	11月	6回	18%	9,554羽	16%	7回	18%	9,558羽	17%
	12月	0回	0%	11,533羽	20%	3回	8%	13,956羽	25%
	1月	8回	24%	14,462羽	25%	4回	10%	12,847羽	23%

	2月	3回	9%	8,651羽	15%	4回	10%	10,563羽	19%
	3月	3回	9%	12,083羽	21%	3回	8%	2,696羽	5%
	4月	1回	3%	586羽	1%	2回	5%	383羽	1%
	5月	0回	0%	273羽	0%	7回	18%	327羽	1%
	計	34回	100%	58,619羽	100%	39回	100%	54,868羽	100%
愛知県	10月	13回	43%	4,576羽	10%	15回	50%	5,827羽	11%
	11月	5回	17%	9,900羽	21%	6回	20%	8,505羽	16%
	12月	4回	13%	5,854羽	12%	3回	10%	8,637羽	16%
	1月	4回	13%	6,689羽	14%	4回	13%	8,010羽	15%
	2月	3回	10%	5,138羽	11%	1回	3%	7,405羽	14%
	3月	1回	3%	7,713羽	16%	1回	3%	6,959羽	13%
	4月	0回	0%	4,524羽	10%	0回	0%	6,495羽	12%
	5月	0回	0%	3,159羽	7%	0回	0%	2,889羽	5%
	計	30回	100%	47,553羽	100%	30回	100%	54,727羽	100%
大阪府	10月	7回	15%	81羽	3%	3回	11%	124羽	5%
	11月	10回	22%	343羽	13%	6回	21%	430羽	17%
	12月	4回	9%	558羽	21%	2回	7%	444羽	18%
	1月	4回	9%	627羽	24%	1回	4%	581羽	23%
	2月	8回	17%	499羽	19%	6回	21%	503羽	20%
	3月	7回	15%	415羽	16%	3回	11%	345羽	14%
	4月	3回	7%	105羽	4%	4回	14%	68羽	3%
	5月	3回	7%	9羽	0%	3回	11%	7羽	0%
	計	46回	100%	2,637羽	100%	28回	100%	2,502羽	100%
鳥取県	10月	4回	15%	3,012羽	12%	0回	0%	1,707羽	5%
	11月	11回	42%	5,314羽	22%	23回	92%	15,384羽	42%
	12月	4回	15%	4,148羽	17%	2回	8%	10,886羽	30%
	1月	4回	15%	2,256羽	9%	0回	0%	2,752羽	7%
	2月	3回	12%	3,693羽	15%	0回	0%	2,178羽	6%
	3月	0回	0%	3,013羽	12%	0回	0%	2,331羽	6%
	4月	0回	0%	2,586羽	11%	0回	0%	1,164羽	3%
	5月	0回	0%	285羽	1%	0回	0%	459羽	1%
	計	26回	100%	24,307羽	100%	25回	100%	36,861羽	100%
島根県	10月	12回	16%	9,942羽	14%	10回	16%	7,263羽	10%
	11月	12回	16%	18,907羽	26%	7回	11%	24,076羽	34%
	12月	11回	15%	15,959羽	22%	10回	16%	19,676羽	28%
	1月	9回	12%	9,420羽	13%	8回	13%	6,586羽	9%
	2月	9回	12%	6,258羽	9%	8回	13%	4,156羽	6%
	3月	8回	11%	6,458羽	9%	7回	11%	4,652羽	7%
	4月	7回	9%	4,062羽	6%	6回	10%	3,533羽	5%
	5月	7回	9%	1,189羽	2%	6回	10%	1,326羽	2%
	計	75回	100%	72,195羽	100%	62回	100%	71,268羽	100%
福岡県	10月	6回	33%	391羽	4%	4回	14%	895羽	6%
	11月	5回	28%	1,926羽	19%	6回	21%	3,138羽	19%
	12月	2回	11%	3,351羽	33%	3回	11%	5,065羽	31%
	1月	1回	6%	2,474羽	25%	1回	4%	4,270羽	26%
	2月	0回	0%	763羽	8%	3回	11%	1,918羽	12%
	3月	0回	0%	868羽	9%	4回	14%	684羽	4%

	4月	3回	17%	211羽	2%	4回	14%	176羽	1%
	5月	1回	6%	85羽	1%	3回	11%	38羽	0%
	計	18回	100%	10,069羽	100%	28回	100%	16,184羽	100%
熊本県	10月	4回	13%	362羽	4%	5回	17%	545羽	5%
	11月	8回	26%	1,625羽	16%	0回	0%	2,001羽	19%
	12月	1回	3%	1,657羽	16%	2回	7%	1,854羽	18%
	1月	3回	10%	2,094羽	21%	0回	0%	1,889羽	18%
	2月	10回	32%	2,298羽	23%	5回	17%	1,913羽	18%
	3月	5回	16%	1,721羽	17%	5回	17%	1,834羽	17%
	4月	0回	0%	392羽	4%	1回	3%	451羽	4%
	5月	0回	0%	49羽	0%	12回	40%	23羽	0%
	計	31回	100%	10,198羽	100%	30回	100%	10,510羽	100%
宮崎県	10月	26回	81%	562羽	4%	29回	97%	2,024羽	13%
	11月	1回	3%	2,080羽	17%	1回	3%	3,621羽	23%
	12月	0回	0%	2,832羽	23%	0回	0%	3,085羽	19%
	1月	2回	6%	3,049羽	24%	0回	0%	2,667羽	17%
	2月	0回	0%	2,054羽	16%	0回	0%	2,584羽	16%
	3月	0回	0%	1,133羽	9%	0回	0%	1,163羽	7%
	4月	1回	3%	493羽	4%	0回	0%	459羽	3%
	5月	2回	6%	312羽	2%	0回	0%	233羽	1%
	計	32回	100%	12,515羽	100%	30回	100%	15,836羽	100%
鹿児島県	10月	11回	33%	4,096羽	5%	5回	16%	2,709羽	3%
	11月	3回	9%	14,341羽	18%	4回	13%	16,795羽	17%
	12月	4回	12%	17,534羽	22%	10回	32%	24,022羽	25%
	1月	6回	18%	17,882羽	22%	6回	19%	24,808羽	25%
	2月	6回	18%	16,946羽	21%	6回	19%	20,012羽	21%
	3月	3回	9%	9,253羽	11%	0回	0%	8,648羽	9%
	4月	0回	0%	1,076羽	1%	0回	0%	588羽	1%
	5月	0回	0%	17羽	0%	0回	0%	—	0%
	計	33回	100%	81,145羽	100%	31回	100%	97,582羽	100%
沖縄県	10月	5回	20%	298羽	14%	4回	13%	404羽	17%
	11月	4回	16%	257羽	12%	3回	10%	313羽	13%
	12月	4回	16%	412羽	19%	6回	20%	451羽	18%
	1月	3回	12%	250羽	12%	3回	10%	340羽	14%
	2月	1回	4%	299羽	14%	8回	27%	292羽	12%
	3月	4回	16%	249羽	11%	4回	13%	253羽	10%
	4月	3回	12%	216羽	10%	1回	3%	217羽	9%
	5月	1回	4%	191羽	9%	1回	3%	168羽	7%
	計	25回	100%	2,172羽	100%	30回	100%	2,438羽	100%

(注) 1 飛来数は、環境省の「渡り鳥の飛来状況調査」による。

2 飛来数は、月3回行う調査の平均値を記載した。なお、同一都道府県内の複数地点で調査をしている場合、それぞれの平均値の合計を記載した。

3 割合は、少数点第1位を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

4 表中の「—」は、渡りの終了により、観測がなされていないものである。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-③ モニタリング対象農場を無作為に抽出していない場合の選定方法

調査対象機関	選定方法
宮城県 (仙台家畜保健衛生所及び 北部家畜保健衛生所)	ブロイラー農場、定点モニタリングの対象農場を除いたものから、協力が得られる農場を選定している。
群馬県 (中部家畜保健衛生所)	家畜保健衛生所の管轄農場数に応じて割り振り、家畜保健衛生所ごとに協力が得られる農場の抽出を行っている。
山梨県 (西部家畜保健衛生所)	地域バランスが偏らないよう、開放型で近隣に山林等の野鳥の生息地がある農場について、完全に無作為ではなく協力が得られる農場に依頼している。
鳥取県 (倉吉家畜保健衛生所)	飼養形態、飼養羽数、渡り鳥の飛来地の近辺等を考慮し、鳥インフルエンザウイルスの感染リスクが高い農場を選定対象としている。
熊本県 (中央家畜保健衛生所)	無作為抽出ではなく、協力が得られる農場を選定している。
宮崎県	現行の制度では、毎月どこかの農場の出荷を止めることになることから、万が一陽性反応が出ても影響の少ない、出荷日まで日程の余裕がある地鶏農場や消毒設備を備えた採卵鶏農場から選定している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 宮崎県は、県本庁と県内の家畜保健衛生所が協議して、選定方法を決定しているため、県単位としている。

表 2-(2)-ア-④ モニタリング対象農場を無作為に抽出しておらず、特定の農場に集中している例

鳥取県では、強化モニタリングの対象となり得る農場が平成 26 年 2 月 1 日現在で 85 ある。しかし、表 1 のとおり、無作為に抽出して実施すべき強化モニタリングを 3 年間で 3 回実施した農場が 21 ある一方、3 年間で 1 度も実施していない農場が 53 ある。

表 1 同一農場での強化モニタリングの実施回数

対象農場数	調査実施回数 (平成 23 年 10 月～26 年 9 月)			
	3 年間で 3 回	3 年間で 2 回	3 年間で 1 回	3 年間で 0 回
85 農場	21 農場	4 農場	7 農場	53 農場

また、同県では、表 2 のとおり、毎月実施する定点モニタリングを、強化モニタリングを実施する農場で重複して実施しており、特定の農場に負担が集中している状況がみられた。

この理由について、同県(本庁担当課)は、飼養形態、飼養羽数、渡り鳥の飛来地の近辺等を考慮し、鳥インフルエンザウイルスの感染リスクが高い農場を選定対象としており、結果として定点モニタリングと強化モニタリングに適した農場が重複してしまうためとしている。

表 2 同一農場で強化モニタリングと定点モニタリングが重複して実施されている例

農場	強化モニタリング			定点モニタリング		
	平成 23 年 10 月 ～24 年 5 月	24 年 10 月 ～25 年 5 月	25 年 10 月 ～26 年 5 月	平成 23 年度	24 年度	25 年度
A 農場	×	○	○	○	○	○
B 農場	×	○	○	○	○	○
C 農場	○	○	○	○	○	○
D 農場	○	○	○	○	○	×
E 農場	○	○	○	○	○	×
F 農場	○	○	○	○	○	○
G 農場	○	○	○	○	○	○
H 農場	○	○	○	○	○	○
I 農場	○	○	○	○	○	○
J 農場	○	○	○	○	○	○
K 農場	○	○	○	○	○	○

(注) 検査を実施したものを「○」、実施しなかったものを「×」とした。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑤ 強化モニタリングを無作為に抽出している場合の工夫例

調査対象 家畜保健衛生所	工夫内容
北海道 (十勝家畜保健衛生所)	家きんの所有者にとっての強化モニタリングを受けるメリット（家畜保健衛生所の職員から飼養衛生管理についてアドバイスが受けることができるなど）とデメリット（万一、陽性反応が出た場合は出荷の自粛を求められる）を説明した上で、疑問点を解消することとしている。
北海道 (網走家畜保健衛生所)	管内に家きんの所有者が多くないこともあり、春と秋の年 2 回、管内の全ての農場を巡回しており、その際に制度の周知と協力を求めている。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-ア-⑥ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知）における強化モニタリングの実施に関する内容（抜粋）

<p>2 まん延防止対策</p> <p>(5) 低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化について</p> <p>低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、明確な臨床症状を示さず日々の健康観察では発見が遅れる可能性があることから、防疫指針第 3 の 2 の強化モニタリングを適切に実施すること。この際、<u>強化モニタリングの実施に当たっては、防疫指針第 3 の 2 の(2)の規定に基づき、環境省の公表する渡り鳥の飛来状況等を参考に、渡り鳥の飛来時期以降に検査を実施すること</u>。また、<u>農場に対し、本検査の意義や必要性を丁寧に説明するなど、検査への協力を得ることにより、階層別無作為抽出を徹底し、適切に検査対象農場を選定すること</u>。</p>

(注) 下線は当省が付した。

勸告	説明図表番号
<p>イ 野鳥の検査等の実施状況</p> <p>環境省は、希少鳥類の保全等を目的として、野鳥において大量死のおそれがある高病原性鳥インフルエンザの早期発見と大量発生時の円滑な対応、技術的な対応能力の向上等について「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成 26 年 9 月環境省自然環境局）を作成し、これに基づき、都道府県は、環境省から技術的支援を受けるなどにより、糞便採取調査、鳥類生息状況等調査、死亡野鳥等調査（以下「野鳥の検査等」と総称する。）を同省と共同で実施している。</p> <p>これに対し、低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、本来野鳥が保有しており、野鳥の検査等で検出されても特に影響がないと考えられることから、同マニュアルにおいては、野鳥の検査等で低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合の対応は具体的に定められていない。</p> <p>他方、家きんにおいては、低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同じく伝播力が強く、海外では高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されていることから、農林水産省は、防疫指針（鳥インフルエンザ）において、環境省から渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果の情報提供を受け、必要に応じて都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表することとしている。</p> <p>今回、調査対象 17 道府県における野鳥の検査等の実施状況を調査したところ、以下のとおり、野鳥の検査等で低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合の発生情報が農林水産省から都道府県、関係団体等に通知されておらず、また、一部の県において糞便採取調査の採材の採取地点及び採取時期の見直しが適切に行われないうまま、継続して調査が実施されている状況がみられた。</p> <p>① 低病原性鳥インフルエンザウイルス検出時の対応</p> <p>調査した 17 道府県において、平成 23 年 10 月から 27 年 2 月までの野鳥の検査等における低病原性鳥インフルエンザウイルスの検出時の対応を調査したところ、検出された 11 例について、環境省から情報提供を受けた農林水産省は、当該情報を都道府県等に通知せず、ホームページ等による公表も実施していない。</p> <p>なお、道府県の中には、国に対し、低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合には、家きんの所有者に対する注意喚起等の準備を行う必要があるため、検査結果を早期に連絡してほしいとの意見がみられた。</p> <p>② 糞便採取調査の採取地点及び採取時期の見直し</p> <p>「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、糞便採取調査の採取地点は、ガンカモ類の生息地、採餌地などで、具体的には河口部の干潟・河川敷などの水際、夜間採餌している畑地が適しているとされ</p>	<p>表 2-(2)-イ-①</p> <p>表 2-(2)-ア-① (再掲)</p> <p>表 2-(2)-イ-②</p> <p>表 2-(2)-イ-① (再掲)</p>

ており、具体的な採取地点については、都道府県が環境省の助言を受け設定している。

調査した 17 道府県における平成 23 年 10 月から 26 年 4 月までの糞便採取調査の糞便採取の状況をみると、次のとおり、3 県において、採取地点及び採取時期の見直しが適切に行われないうまま、継続して調査が実施された結果、採材の実績が全くない又は低調となっている例がみられた。

- i) 採取地点である河口に架かる橋の補修工事の影響で野鳥の飛来が見込めないことが事前に明らかであるにもかかわらず、採取地点の見直しが行われずに、平成 25 年 10 月から 26 年 4 月までの 4 回の調査で 1 度も糞便を採取できていないもの（秋田県）
- ii) 採取地点よりも多数の野鳥が飛来している別の地点がみられるが、採取地点の見直しが行われていないもの（宮城県）
- iii) 環境省から県に対する連絡が明確でなかったため、採取地点及び採取時期を変更できることを県が十分認識しておらず、採材の実績が低調なまま採取地点及び採取時期の見直しが行われていないもの（群馬県）

【所見】

したがって、農林水産省及び環境省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 農林水産省は、環境省から野鳥の検査等による低病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に関する情報提供を受けた場合、必要に応じて都道府県、関係団体等に対する情報提供を迅速に実施すること。
- ② 環境省は、糞便採取調査における採取地点及び採取時期について、野鳥の飛来状況や都道府県における糞便採取の状況などを踏まえて、その設定を適時に見直すよう都道府県に対し助言すること。

表 2-(2)-イ-③

表 2-(2)-イ-① 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(平成 26 年 9 月環境省自然環境局) (抜粋)

I. 1. 2. 調査の目的

野鳥で高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランス(調査)を行う目的は、

- (1) 野鳥が海外から日本に高病原性鳥インフルエンザウイルスを持ち込んだ場合に早期発見する
- (2) 高病原性鳥インフルエンザウイルスにより国内の野鳥が死亡した場合に早期発見する
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合には、ウイルスの感染範囲の状況を把握することである。サーベイランスの情報をもとに、関係機関と連携し、野鳥での感染拡大の防止に努めること等により、希少鳥類や個体群の保全及び生物多様性の保全に寄与する。また、関係機関への適切な情報提供により、家きんや人への感染予防及び感染拡大の防止にも寄与する。さらに、調査結果に基づく正しい情報の提供により、社会的不安を解消する。

(以下略)

II. 1. 3. 糞便採取調査

毎年 10 月から 4 月(北海道は渡去状況をみて 5 月まで)にかけて、渡り鳥の集団飛来地などを対象に定期的に糞便を採取し、ウイルス保有状況調査を実施する。原則として各都道府県 1 カ所の調査地を対象とし、10 月に一斉調査を実施した後、概ね 2 ヶ月に 1 回、ガンカモ類の糞便を採取し、検査機関に送付、ウイルス保有状況調査を行う。

(以下略)

II. 2. 2. 発生地での対応(野鳥監視重点区域)

環境省は、国内で野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階(糞便採取調査の確定検査の結果、陰性となった場合)、又は発生が見込まれた段階(死亡野鳥等調査の簡易検査、又は遺伝子検査の結果、陰性となった場合)で、当該糞便が採取された、又は当該死亡野鳥等が回収された場所を中心とする半径 10km(10km は目安であり、地形等を考慮して適宜拡大、縮小する)を野鳥監視重点区域に指定する。

II. 2. 2. 1 発生地周辺での調査(鳥類生息状況等調査及び死亡野鳥等調査)

都道府県は、管内の野鳥監視重点区域において、野生鳥獣の異常の監視を強化し、巡視及び聞き取りを行い、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収に努める。(中略)

また、環境省は、原則として、発生が確定した段階で野鳥緊急調査チームを現地に派遣し、必要に応じて環境試料等調査(Ⅲ. 4 p 66 参照)を実施する。その際には、都道府県には発生地周辺におけるガンカモ類等の野鳥の生息種や生息場所等の環境情報、地図の提供などを行い、調査体制構築に向けての協力が期待される。

(以下略)

III. 3. 3. 糞便採取調査の方法

(2) 調査地

- ◆ 各採取地の中で、2~5 カ所程度の採取地点を選定する。地元の野鳥や自然環境情報に詳しい人からガンカモ類の集まっている場所を聞き取ると良い。
- ◆ 採取地点に適しているのは、ガンカモ類の生息地、休憩地、採餌地などで、具体的には河口部の干潟・河川敷・湖・沼・ダム湖などの水際、夜間採餌している畑地などである。ダム湖などではボートから岸辺の糞便を採取する。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-イ-② 低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された例

採取日	確定検査機関	検体数	ウイルス亜型
平成 23 年 12 月 21 日	鳥取大学	4	①H7N7 (3) ②H7N7・H7N3 の共感染 (1)
24 年 1 月 25 日	北海道大学	2	H7N1
2 月 20 日	動物衛生研究所	2	H7N7
11 月 28 日	動物衛生研究所	1	H7N1
25 年 2 月 21 日	動物衛生研究所	1	H7N1
10 月 28 日	動物衛生研究所	1	H5N3
26 年 10 月 17 日	動物衛生研究所	1	H5N2
10 月 27 日	鳥取大学	1	H5N2
11 月 18 日	鳥取大学	1	H7N7
11 月 19 日	鳥取大学	1	H7N2
27 年 2 月 23 日	鳥取大学	1	H7N7

(注) 環境省の資料を基に当省が作成した。

表 2-(2)-イ-③ 採取地点及び採取時期の見直しが適切に行われないうまま、継続して調査が実施された結果、糞便採取調査の実績が全くない又は低調となっている例

調査対象道府県	調査結果																								
秋田県	<p>平成 23 年 10 月から 26 年 4 月までの糞便採取調査の採材の実績が低調であり、特に、25 年 10 月から 26 年 4 月では、糞便の採取地点である河口に架かる橋の補修工事の影響で、渡り鳥の飛来が大幅に減少しており、1 度も糞便を採取できていない。</p> <p>表 過去 3 年の糞便採取調査の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>10 月</th> <th>12 月</th> <th>2 月</th> <th>4 月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年 10 月～24 年 4 月</td> <td>4 個</td> <td>24 個</td> <td>50 個</td> <td>2 個</td> <td>80 個</td> </tr> <tr> <td>24 年 10 月～25 年 4 月</td> <td>1 個</td> <td>0 個</td> <td>29 個</td> <td>1 個</td> <td>31 個</td> </tr> <tr> <td>25 年 10 月～26 年 4 月</td> <td>0 個</td> <td>0 個</td> <td>0 個</td> <td>0 個</td> <td>0 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」により、糞便採取調査は、各回 100 個の糞便を採取して検査することとされている。</p>	時期	10 月	12 月	2 月	4 月	合計	平成 23 年 10 月～24 年 4 月	4 個	24 個	50 個	2 個	80 個	24 年 10 月～25 年 4 月	1 個	0 個	29 個	1 個	31 個	25 年 10 月～26 年 4 月	0 個	0 個	0 個	0 個	0 個
時期	10 月	12 月	2 月	4 月	合計																				
平成 23 年 10 月～24 年 4 月	4 個	24 個	50 個	2 個	80 個																				
24 年 10 月～25 年 4 月	1 個	0 個	29 個	1 個	31 個																				
25 年 10 月～26 年 4 月	0 個	0 個	0 個	0 個	0 個																				
宮城県	<p>平成 23 年 10 月から 26 年 4 月までの糞便採取調査の実績は、次表のとおりであり、採取した割合はいずれの時期においても 50%程度で推移している。</p> <p>一方、環境省はガンカモ類の冬期の生息状況の把握を目的として、都道府県の協力を得てガンカモ類の生息調査を毎年 1 月に実施しており、宮城県ではこれに加えて独自に毎年度 11 月と 3 月にも生息調査を実施している。この生息調査の結果は、次表のとおりであり、糞便採取調査の採取地点（調査地 A）よりも多数の渡り鳥が飛来している地点（調査地 B 及び調査地 C）がみられる。</p> <p>しかし、当該調査の開始時に採取地点を決定して以降、より多数の野鳥が飛来する地</p>																								

調査対象 道府県	調査結果																																																									
	<p>点が明らかになっているにもかかわらず、糞便採取調査の採取地点の見直しは行われていない。</p> <p>表 調査地ごとの野鳥の飛来状況</p> <table border="1" data-bbox="296 416 1452 1057"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査年度</th> <th rowspan="3">時期</th> <th colspan="2">糞便採取調査</th> <th colspan="3">ガンガモ類の生息調査</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">糞便採取数 (4 回合計)</th> <th colspan="2">調査地 A</th> <th>調査地 B</th> <th>調査地 C</th> </tr> <tr> <th>飛来数</th> <th>飛来数</th> <th>飛来数</th> <th>飛来数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 23 年度</td> <td rowspan="3">23 年 10 月 ～24 年 4 月</td> <td rowspan="3">188 個 (47.0%)</td> <td>616 羽</td> <td>72,431 羽</td> <td>98,403 羽</td> </tr> <tr> <td>479 羽</td> <td>62,299 羽</td> <td>83,155 羽</td> </tr> <tr> <td>614 羽</td> <td>30,391 羽</td> <td>3,059 羽</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">24 年度</td> <td rowspan="3">24 年 10 月 ～25 年 4 月</td> <td rowspan="3">211 個 (52.8%)</td> <td>1,501 羽</td> <td>68,488 羽</td> <td>127,097 羽</td> </tr> <tr> <td>1,068 羽</td> <td>69,672 羽</td> <td>60,618 羽</td> </tr> <tr> <td>757 羽</td> <td>36,225 羽</td> <td>12,082 羽</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">25 年度</td> <td rowspan="3">25 年 10 月 ～26 年 4 月</td> <td rowspan="3">200 個 (50.0%)</td> <td>426 羽</td> <td>63,174 羽</td> <td>59,203 羽</td> </tr> <tr> <td>740 羽</td> <td>79,617 羽</td> <td>54,961 羽</td> </tr> <tr> <td>303 羽</td> <td>13,543 羽</td> <td>3,763 羽</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 糞便採取調査は、各回 100 個の糞便を採取して検査することとされており、宮城県においては、糞便採取調査を 10 月、12 月、2 月及び 4 月の計 4 回実施している。</p> <p>2 「糞便採取数」欄には、4 回の合計数を計上し、()内は、年間の採取予定数 (400 個) を基に糞便の採取割合を計上した。</p> <p>3 野鳥の飛来数は、ガン類、ハクチョウ類、カモ類の飛来数の合計であり、「飛来数」欄の上段は 11 月、中段は 1 月、下段は 3 月の飛来数を示す。</p>						調査年度	時期	糞便採取調査		ガンガモ類の生息調査			糞便採取数 (4 回合計)	調査地 A		調査地 B	調査地 C	飛来数	飛来数	飛来数	飛来数	平成 23 年度	23 年 10 月 ～24 年 4 月	188 個 (47.0%)	616 羽	72,431 羽	98,403 羽	479 羽	62,299 羽	83,155 羽	614 羽	30,391 羽	3,059 羽	24 年度	24 年 10 月 ～25 年 4 月	211 個 (52.8%)	1,501 羽	68,488 羽	127,097 羽	1,068 羽	69,672 羽	60,618 羽	757 羽	36,225 羽	12,082 羽	25 年度	25 年 10 月 ～26 年 4 月	200 個 (50.0%)	426 羽	63,174 羽	59,203 羽	740 羽	79,617 羽	54,961 羽	303 羽	13,543 羽	3,763 羽
調査年度	時期	糞便採取調査		ガンガモ類の生息調査																																																						
		糞便採取数 (4 回合計)	調査地 A		調査地 B	調査地 C																																																				
			飛来数	飛来数	飛来数	飛来数																																																				
平成 23 年度	23 年 10 月 ～24 年 4 月	188 個 (47.0%)	616 羽	72,431 羽	98,403 羽																																																					
			479 羽	62,299 羽	83,155 羽																																																					
			614 羽	30,391 羽	3,059 羽																																																					
24 年度	24 年 10 月 ～25 年 4 月	211 個 (52.8%)	1,501 羽	68,488 羽	127,097 羽																																																					
			1,068 羽	69,672 羽	60,618 羽																																																					
			757 羽	36,225 羽	12,082 羽																																																					
25 年度	25 年 10 月 ～26 年 4 月	200 個 (50.0%)	426 羽	63,174 羽	59,203 羽																																																					
			740 羽	79,617 羽	54,961 羽																																																					
			303 羽	13,543 羽	3,763 羽																																																					
群馬県	<p>平成 23 年 10 月から 26 年 4 月までの糞便採取調査の実績は、次表のとおり、採取時期について、過去 3 年間でいずれも 10 月、4 月には全く採取の実績がないにもかかわらず、23 年 10 月以降、変更されていない。また、採取地点についても、本調査が開始された 20 年以降、変更されていない。</p> <p>表 糞便採取調査の実績</p> <table border="1" data-bbox="280 1585 1449 1787"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>10 月</th> <th>12 月</th> <th>2 月</th> <th>4 月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年 10 月～24 年 4 月</td> <td>0 個</td> <td>100 個</td> <td>100 個</td> <td>0 個</td> <td>200 個</td> </tr> <tr> <td>24 年 10 月～25 年 4 月</td> <td>0 個</td> <td>100 個</td> <td>100 個</td> <td>0 個</td> <td>200 個</td> </tr> <tr> <td>25 年 10 月～26 年 4 月</td> <td>0 個</td> <td>100 個</td> <td>30 個</td> <td>0 個</td> <td>130 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>このように採材できない時期及び採取地点が毎年選定されている理由について、群馬県 (本庁担当課) では、「詳しい経緯は不明であるが、平成 20 年に本調査を始めた際に、環境省から現在の採取地点の指定があり、当時から変更がなされていない。また、採材時期及び採取地点は、環境省からの実施依頼の通知で指定されているため、これにのっとり実施している。」としている。</p>						時期	10 月	12 月	2 月	4 月	合計	平成 23 年 10 月～24 年 4 月	0 個	100 個	100 個	0 個	200 個	24 年 10 月～25 年 4 月	0 個	100 個	100 個	0 個	200 個	25 年 10 月～26 年 4 月	0 個	100 個	30 個	0 個	130 個																												
時期	10 月	12 月	2 月	4 月	合計																																																					
平成 23 年 10 月～24 年 4 月	0 個	100 個	100 個	0 個	200 個																																																					
24 年 10 月～25 年 4 月	0 個	100 個	100 個	0 個	200 個																																																					
25 年 10 月～26 年 4 月	0 個	100 個	30 個	0 個	130 個																																																					

調査対象 道府県	調査結果
	<p>しかし、環境省では、採取時期については事前に示しているものの、採取地点については、都道府県の担当者に対して、現採取地点に鳥が飛来しなくなった等により採取地点の変更を希望する場合は連絡するよう求めていることから、同省からの連絡が正しく伝わっていなかったものとみられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(3) 定期報告義務の履行の確保

勸告	説明図表番号
<p>家畜の所有者は、飼養衛生管理基準に定めるところにより、家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならないものとされ（家畜伝染病予防法第 12 条の 3 第 2 項）、毎年、農場ごとに家畜の頭羽数、飼養衛生管理基準の遵守状況等について、都道府県知事に報告することとされている（家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項並びに家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 21 条の 2 及び第 21 条の 3。以下「定期報告」という。）。</p> <p>また、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言、勧告並びに命令をすることができ（家畜伝染病予防法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6）、農林水産大臣は、毎年、都道府県ごとに家畜の飼養に係る衛生管理の状況等について整理し、インターネット等で公表するものとされている（家畜伝染病予防法第 12 条の 7）。</p> <p>農林水産省は、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表のための報告について」（平成 24 年 1 月 11 日付け 23 消安第 4459 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「衛生管理の状況等の報告通知」という。）において、毎年度、都道府県に対し、定期報告が行われた農場数、家畜の種類及び頭羽数、飼養衛生管理基準の遵守農場数等を取りまとめ、報告するよう求めている（以下、農林水産省が都道府県からの報告結果を取りまとめ、公表したものを「衛生管理の状況等の公表結果」という。）。</p>	<p>表 2-(3)-①</p> <p>表 2-(3)-②</p> <p>表 2-(3)-② (再掲)</p>
<p>(定期報告の遵守状況)</p> <p>今回、調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）において、牛、豚又は鶏を飼養する家畜の所有者による平成 26 年の定期報告の遵守状況等を調査したところ、8 県（9 家畜保健衛生所）については、電話による督促や立入検査時の指導等により、全ての農場について定期報告が遵守されていた。</p> <p>これに対し、9 道府県（11 家畜保健衛生所）については、以下のとおり、定期報告の義務が十分履行されておらず、農林水産省もその実情を把握していないなどの状況がみられた。</p> <p>① 5 府県（5 家畜保健衛生所）においては、定期報告が行われていない農場の一覧を作成するなどして、未報告の農場を整理しており、これに基づき定期報告の遵守率を試算したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>i) 表 1 のとおり、定期報告の遵守率が約 72%から約 88%までとなっていたもの（岩手県（県南家畜保健衛生所）、群馬県（中部家畜保健衛生所）及び新潟県（中央家畜保健衛生所））</p>	<p>表 2-(3)-③</p>

表 1 岩手県、群馬県及び新潟県の調査対象家畜保健衛生所における定期報告の状況

調査対象家畜保健衛生所	管内農場数	定期報告が行われた	
		農場数	遵守率
岩手県（県南家畜保健衛生所）	3,559 農場	3,126 農場	87.8%
群馬県（中部家畜保健衛生所）	286 農場	205 農場	71.7%
新潟県（中央家畜保健衛生所）	180 農場	149 農場	82.8%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 岩手県（県南家畜保健衛生所）は平成 26 年 9 月 19 日現在、群馬県（中部家畜保健衛生所）は 26 年 9 月 18 日現在、新潟県（中央家畜保健衛生所）は 26 年 10 月 22 日現在の状況である。

3 岩手県（県南家畜保健衛生所）は遵守率を試算することができた牛農場（牛を飼養する農場。以下同じ。）のみの遵守率、群馬県（中部家畜保健衛生所）は遵守率を試算することができた豚又は鶏農場（豚又は鶏を飼養する農場。以下同じ。）の遵守率、新潟県（中央家畜保健衛生所）は牛、豚又は鶏を飼養する農場の遵守率を計上した。

ii) 定期報告の遵守率がほぼ 100%であるものの、管内 1 農場については、家畜保健衛生所の度重なる指導にもかかわらず、定期報告が行われていなかったもの（大阪府（大阪府家畜保健衛生所））

iii) 農林水産省に対し、管内全ての農場から定期報告が行われた旨の報告をしているが、家畜の所有者自ら定期報告を作成し、提出している割合は約 3%となっており、残りは、立入検査の結果や市町村が把握している情報により、やむを得ず家畜防疫員が定期報告の様式に記入している実態であったもの（沖縄県（中央家畜保健衛生所））

② 4 道県（6 家畜保健衛生所）においては、定期報告が行われていない農場を十分整理しておらず、定期報告の遵守率の試算もできない状況となっていた。このため、当省が抽出調査等により実態を調査したところ、次のような状況がみられた。

i) 平成 25 年度に営農されていた約 120 農場をそれぞれ抽出したところ、表 2 のとおり、定期報告の遵守率は 90%から約 94%までとなっていたもの（北海道（網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所）、宮崎県（宮崎家畜保健衛生所））

表 2 北海道及び宮崎県の調査対象家畜保健衛生所における定期報告の状況

調査対象家畜保健衛生所	抽出農場数	定期報告が行われた	
		農場数	遵守率
北海道（網走家畜保健衛生所）	113 農場	104 農場	92.0%
北海道（十勝家畜保健衛生所）	119 農場	112 農場	94.1%
宮崎県（宮崎家畜保健衛生所）	120 農場	108 農場	90.0%

(注) 当省の調査結果（平成 26 年 8 月末現在）による。

ii) 衛生管理の状況等の公表結果をみると、表 3 のとおり、平成 26 年の定期報告が行われた農場数について、23 年の定期報告が行われた農場数と比較したところ、宮城県では約 71%、鹿児島県では約 54%にとどまっており(注)、この間に離農した農場等があることを考慮しても、定期報告が行われていない農場が相当数あることが推測される状況となっていたもの(宮城県及び鹿児島県)

(注) 経年推移での比較のため、調査対象とした宮城県(仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所)及び鹿児島県(肝属家畜保健衛生所)を含む県全体を単位としている。

表 3 宮城県及び鹿児島県における定期報告の状況

調査対象道府県	平成 23 年の定期報告が行われた農場数	平成 26 年の定期報告が行われた農場数	
		農場数	対 23 年比
宮城県	6,736 農場	4,800 農場	71.3%
鹿児島県	17,649 農場	9,494 農場	53.8%

(注) 「衛生管理の状況等の公表結果」を基に当省が作成した。

このように定期報告が行われていない農場が存在する理由について、9 道府県(11 家畜保健衛生所)では、電話やはがき等による督促や立入検査時の指導をしても、定期報告の意義が十分理解されず、特に、高齢又は農場の規模が小さい家畜の所有者が、定期報告の作成・報告に負担感を持っているとしている。

(定期報告が行われていない農場に対する指導等の状況)

定期報告が行われていない農場がみられた 9 道府県(11 家畜保健衛生所)においては、上記のように指導しても報告が行われななどとしているものの、定期報告が行われていない農場を整理していない家畜保健衛生所がみられた。また、宮崎県(宮崎家畜保健衛生所)においては、定期報告の回収を市町村に依頼しているが、定期報告が行われていない農場の報告を求めておらず、未報告の家畜の所有者に対する督促を行っていないなど、報告義務の履行確保の指導が十分に行われていない状況もみられた。

さらに、定期報告義務違反に対する家畜伝染病予防法第 68 条の規定に基づく罰則について、9 道府県(11 家畜保健衛生所)では、これまで適用した実績がない。

罰則の適用については、道府県(家畜保健衛生所)が、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜伝染病予防法に基づく円滑な業務運営に支障が生じることなどを懸念し、その厳格な運用に踏み切れていないものと考えられるが、都道府県が農場に関する最新の情報を正確に把握することができず、家畜伝染病が発生した場合の初動対応の遅れが生じることや、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守意識の低下につながりかねないため、是正を図る必要があると考えられる。

表 2-(3)-④

(定期報告の作成・報告に係る負担を軽減する取組の状況)

定期報告に際しては、衛生管理区域及び消毒設備の設置箇所を明示した農場の平面図、畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面等の書類を添付することとされている(家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2)。

表 2-(3)-②
(再掲)

今回、調査対象 17 道府県(20 家畜保健衛生所)における定期報告の添付書類の

表 2-(3)-⑤

負担を軽減する取組の状況を調査したところ、変更がある場合のみ添付させることとしているものが 11 道県（11 家畜保健衛生所）となっている一方で、変更の有無にかかわらず、毎年、全ての書類の添付を求めているものが 7 道府県 9 家畜保健衛生所（北海道（網走家畜保健衛生所）、宮城県（仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所）、岩手県（県南家畜保健衛生所）、愛知県（中央家畜保健衛生所及び東部家畜保健衛生所）、大阪府（大阪府家畜保健衛生所）、鹿児島県（肝属家畜保健衛生所）及び沖縄県（中央家畜保健衛生所））あり、道府県ごと（北海道にあつては、家畜保健衛生所ごと）に家畜の所有者における負担に差が生じている。

こうした申請等の手続に係る負担軽減に関しては、これまで、「申請負担軽減対策」（平成 9 年 2 月 10 日閣議決定）に基づき、既に保有している資料と同種のものについては提出を求めないなどの見直しが行われてきたところであるが、当該閣議決定の趣旨に鑑みれば、定期報告の添付書類については、報告内容に変更があり、これを裏付ける資料の添付が必要な場合にのみ添付させる取扱いを徹底させることにより、定期報告の作成・報告に係る家畜の所有者の負担感を軽減し、義務の履行を促していく必要がある。

表 2-(3)-⑥

（農林水産省における定期報告の遵守率の把握状況）

農林水産省は、衛生管理の状況等の報告通知において、定期報告の対象となる農場数（母数）を求めることとしていないため、都道府県における定期報告が行われていない農場数やその遵守率を正確に把握できておらず、公表していない。このため、定期報告の実態を踏まえた報告義務の履行確保に向けた施策の企画立案において判断を誤るおそれがある。

【所見】

したがって、農林水産省は、家畜の所有者が行う定期報告義務の履行を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、定期報告の提出状況（未提出を含む。）を整理し、未提出の農場に対する遵守指導を適切に行うとともに、度重なる指導にもかかわらず定期報告義務が遵守されない家畜の所有者に対しては、原因を分析した上で、報告義務の履行確保が見込めない場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処するよう指導すること。
- ② 定期報告の添付書類について、家畜の所有者における負担の軽減が図られるよう、報告内容に変更がない場合等、添付を省略できる場合を明示すること。
- ③ 定期報告の遵守率を正確に把握できるよう、衛生管理の状況等の報告通知の見直しを行うとともに、都道府県ごとに遵守状況を公表すること。

表 2-(3)-① 飼養衛生管理基準に関する規定（抜粋）

○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

（飼養衛生管理基準）

第12条の3 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第21条第1項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3・4 （略）

○ 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）

（飼養衛生管理基準を定めるべき家畜）

第4条 法第12条の3第1項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）

（飼養衛生管理基準）

第21条 法第12条の3第1項の飼養衛生管理基準は、別表第2の上欄に掲げる家畜の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

（注）飼養衛生管理基準（別表第2）の内容は45～51ページ参照。

(飼養衛生管理基準の内容)

項目	家畜の種類	豚及びいのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
<p>第一 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p>	<p>牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</p>	<p>豚及びいのしし</p>	<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥</p>
<p>第二 衛生管理区域の設定</p>	<p>牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</p>	<p>豚及びいのしし</p>	<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥</p>
<p>第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止</p>	<p>牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</p>	<p>豚及びいのしし</p>	<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥</p>

<p>家畜の種類 項目</p>	<p>牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</p>	<p>豚及びいのしし</p>	<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>
	<p>当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒)</p> <p>5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p>	<p>備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒)</p> <p>5 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用)</p> <p>6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)</p>	<p>備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒)</p> <p>5 衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。)</p> <p>(衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用)</p> <p>6 衛生管理区域専用の衣服（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用するものを含む。）及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴（家きん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家きん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)</p> <p>(他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置)</p> <p>7 当日に他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。</p>

<p>家畜の種類 項目</p>	<p>牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</p>	<p>豚及びいのしし</p>	<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>
	<p>(他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 7 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品を衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p> <p>(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 8 過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p>	<p>(他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品を衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p> <p>(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 9 過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p> <p>(処理済みの飼料の利用) 10 飼養する家畜に食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、事前に加熱その他の適切な処理が行われたものを用いること。</p>	<p>(他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品を衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をすること。家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。</p> <p>(海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置) 9 過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。</p>
<p>第四 野生動物等からの病原体の侵入防止</p>	<p>(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止) 9 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(飲用に適した水の給与) 10 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。</p>	<p>(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止) 11 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(飲用に適した水の給与) 12 飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。</p>	<p>(給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止) 10 家畜の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>(飲用水の消毒) 11 野生動物の排せつ物等が混入するおそれがある水を飲用水として飼養する家畜に給与する場合には、これを消毒すること。</p> <p>(野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕) 12 野鳥等の野生動物の家畜舎への侵入を</p>

家畜の種類 項目	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	豚及びいのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥
第五 衛生管理 区域の衛生状 態の確保	<p>(畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等) 11 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にするこ と。注射針、人工授精用器具その他液体（生 乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、 1頭ごとに交換又は消毒をすること。</p> <p>(空房又は空ハッチの清掃及び消毒) 12 家畜の出荷又は移動により畜房又はハッ チ（子牛を個別に飼養するための小型の畜舎 をいう。）が空になった場合には、清掃及び 消毒をすること。</p> <p>(密飼いの防止) 13 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密 な状態で家畜を飼養しないこと。</p> <p>(特定症状が確認された場合の早期通報並びに 出荷及び移動の停止) 14 飼養する家畜が特定症状を呈しているこ とを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所 に通報すること。また、農場からの家畜及び その死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び 移動を行わないこと。必要がないにもかかわ らず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理</p>	<p>(畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等) 13 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設 及び器具の清掃又は消毒を定期的にするこ と。注射針、人工授精用器具その他液体が付 着する物品を使用する際は、注射針にあって は少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具そ の他の物品にあっては1頭ごとに交換又は消 毒をすること。</p> <p>(空舎又は空房の清掃及び消毒) 14 家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房 が空になった場合には、清掃及び消毒をする こと。</p> <p>(密飼いの防止) 15 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密 な状態で家畜を飼養しないこと。</p> <p>(特定症状が確認された場合の早期通報並びに 出荷及び移動の停止) 16 飼養する家畜が特定症状を呈しているこ とを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所 に通報すること。また、農場からの家畜及び その死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び 移動を行わないこと。必要がないにもかかわ らず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理</p>	<p>防止することができる防鳥ネット（網目の大 きさが2センチメートル以下のもの又はこれ と同等の効果を有すると認められるものに 限る。）その他の設備を設置するとともに、 定期的に対該設備の破損状況を確認し、破損 がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修 繕すること。</p> <p>(ねずみ及び害虫の駆除) 13 家畜舎の屋根又は壁面に破損がある場 合には、遅滞なくその破損箇所を修繕するこ とにも、ねずみ及びびほえ等の害虫の駆除を行 うために必要な措置を講ずること。</p> <p>(家畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒 等) 14 家畜舎その他の衛生管理区域内にある 施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にし ること。</p> <p>(空舎又は空ケージの清掃及び消毒) 15 家畜の出荷又は移動により家畜舎又は ケージ（家畜を飼養するためのかごをい う。）が空になった場合には、清掃及び消毒 をすること。</p> <p>(密飼いの防止) 16 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過 密な状態で家畜を飼養しないこと。</p> <p>(特定症状が確認された場合の早期通報並びに 出荷及び移動の停止) 17 飼養する家畜が特定症状を呈している ことを発見したときは、直ちに家畜保健衛生 所に通報すること。また、農場からの家畜 及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷 及び移動を行わないこと。必要がないにもか かわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生</p>

家畜の種類 項目	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊 区域外に持ち出さないこと。	豚及びいのしし 区域外に持ち出さないこと。	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 管理区域外に持ち出さないこと。
	<p>(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)</p> <p>15 飼養する家畜に特定症状以外の異状(死亡を含む。以下同じ。)であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものではないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっている間、農場から移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p> <p>(毎日の健康観察)</p> <p>16 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。</p> <p>(家畜を導入する際の健康観察等)</p> <p>17 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。</p> <p>(家畜の出荷又は移動時の健康観察等)</p> <p>18 家畜の出荷又は移動を行う場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康</p>	<p>(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)</p> <p>17 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものではないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっている間、農場から移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p> <p>(毎日の健康観察)</p> <p>18 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。</p> <p>(家畜を導入する際の健康観察等)</p> <p>19 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。</p> <p>(家畜の出荷又は移動時の健康観察)</p> <p>20 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。</p>	<p>(特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止)</p> <p>18 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合(その原因が家畜の伝染性疾病によるものではないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっている間、農場から移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p> <p>(毎日の健康観察)</p> <p>19 毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。</p> <p>(家畜を導入する際の健康観察等)</p> <p>20 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。</p> <p>(家畜の出荷又は移動時の健康観察)</p> <p>21 家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。</p>

家畜の種類 項目	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊 健康状態を確認すること。	豚及びいのしし	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
第七 埋却等の準備	19 埋却の用に供する土地（成牛（月齢が満24月以上の牛をいう。）1頭当たり5平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。	21 埋却の用に供する土地（肥育豚（月齢が満3月以上のものに限る。）1頭当たり0.9平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。	22 埋却の用に供する土地（成鶏（日齢が満150日以上の鶏をいう。）100羽当たり0.7平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	20 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 (1) 衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立ち入りの年月日及びその目的（目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去1週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立ち入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。 (2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名 (3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日 (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢	22 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 (1) 衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立ち入りの年月日及びその目的（目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去1週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立ち入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。 (2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名 (3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日 (5) 飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢	23 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 (1) 衛生管理区域に立ち入った者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立ち入りの年月日及びその目的（目的にあっては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入った者が過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去1週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立ち入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。 (2) 家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名 (3) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日 (4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日 (5) 飼養する家畜の異状の有無及び産卵個数又は産卵重量並びに異状がある場合にあってはその症状、羽数、日齢及び当該異状が確認された農場内の場所

<p>家畜の種類 項目</p>	<p>牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊</p>	<p>豚及びいのしし</p>	<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>
<p>第九 大規模所有者に関する追加措置</p>	<p>(獣医師等の健康管理指導) 21 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p> <p>(通報ルールの作成等) 22 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>	<p>(獣医師等の健康管理指導) 23 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p> <p>(通報ルールの作成等) 24 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>	<p>(獣医師等の健康管理指導) 24 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p> <p>(通報ルールの作成等) 25 大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>

表 2-(3)-② 定期報告に関する規定等の内容（抜粋）

○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

（定期の報告）

第12条の4 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 （略）

（家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表）

第12条の7 農林水産大臣は、毎年、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況、前2条の規定により都道府県知事がとった措置の実施状況及び家畜防疫員の確保の状況について都道府県ごとに整理し、これらをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 一 第12条の4第1項の規定に違反した者
- 二・三 （略）

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）

（定期の報告）

第21条の2 法第12条の4第1項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあっては毎年4月15日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあっては毎年6月15日までに、別記様式第14号による報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 一 衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図
- 二 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面
- 三 衛生管理区域及び畜舎等の出入口付近に設置した特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の種類を記載した書面
- 四 畜舎ごとの家畜の飼養密度を記載した書面
- 五 埋却の用に供する土地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 埋却の用に供する土地の所在地
 - ロ 埋却の用に供する土地が自己の所有する土地でない場合にあつては、その所有者の氏名又は名称及び当該土地の利用に関する契約の内容
 - ハ 埋却の用に供する土地の面積及び利用状況
 - ニ 農場から埋却の用に供する土地までの距離
 - ホ 埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無
 - ヘ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となるべき事項
- 六 焼却又は化製のための準備措置を講じている場合にあつては、その状況として次に

掲げる事項を記載した書類

- イ 焼却施設又は化製場の名称及び所在地
- ロ 農場から焼却施設又は化製場までの距離
- ハ 焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無
- 七 埋却の用に供する土地、焼却施設又は化製場を確保していない場合にあつては、これらを確保するための取組の状況を記載した書面
- 八 次のイからホまでに掲げる家畜の区分に応じ、当該イからホまでに定める頭羽数以上の家畜の所有者（以下「大規模所有者」という。）にあつては、担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称を記載した書面
 - イ 牛（月齢が満4月以上のものに限る。） 2百頭（次に掲げる牛にあつては、3千頭）
 - (1) 肥育牛（乳用種（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第3条第2項第8号から第10号までに掲げる種をいう。以下同じ。）の雄牛及び交雑種（同項第11号に掲げる種をいう。以下同じ。）の牛に限る。）にあつては、月齢が満17月未満のもの
 - (2) その他の牛にあつては、月齢が満24月未満のもの
 - ロ 水牛及び馬 2百頭
 - ハ 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし 3千頭
 - ニ 鶏及びうずら 10万羽
 - ホ あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 1万羽
- 九 大規模所有者（馬の所有者を除く。）にあつては、従業員が特定症状（法第13条の2第1項の症状をいう。以下同じ。）を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

様式第14号

定期報告書	
平成 年 月 日	
都道府県知事 殿	
住所	
氏名 }) 印	
電話番号 — —	
家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。	
1. 基本情報	
家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号 —
管理者の氏名又は住所	
管理者の住所	郵便番号 —
農場の名称	
農場の所在地	郵便番号 —
家畜の種類及び頭羽数	乳用雌牛

	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）			
	成牛 （肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）			
	成牛 （肥育後期の牛）	肥育前期の牛	育成牛	子牛
	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛			
	成牛	育成牛	子牛	
	頭	頭	頭	
	肥育豚 （子豚を除く。）	繁殖豚		子豚
		成豚	育成豚	
	頭	頭	頭	頭
	採卵鶏			
	成鶏	育成鶏	肉用鶏	
	羽	羽	羽	
	その他 （ ）	その他 （ ）	その他 （ ）	その他 （ ）
	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
畜舎等の数	畜舎		ふ卵舎	

注意

- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。また、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとする。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとする。
- 4 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
 - (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (4) 「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (5) 「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。
 - (6) 「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。

(7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のもをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のもをいう。

5 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況
(略)

(報告事項)

第21条の3 法第12条の4第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるもの（その飼養している家畜の頭羽数が、牛、水牛及び馬にあつては1頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては百羽未満、だちょうにあつては10羽未満の家畜の所有者については、第1号に掲げるものに限る。）とする。

- 一 その飼養している家畜の種類及び頭羽数
- 二 畜舎等の数
- 三 法第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準の遵守状況及び当該飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況

○ 「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表のための報告について」（平成24年1月11日付け23消安第4459号農林水産省消費・安全局長通知）

平成23年4月の家畜伝染病予防法（昭和25年法律第166号。以下「法」という。）の改正により、各都道府県における的確な防疫措置の実施に資するよう、農林水産大臣は、毎年、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等について都道府県ごとに整理し、公表するものとされたところです（法第12条の7）。

つきましては、貴都道府県における次に掲げる事項について、別紙様式に記載していただき、毎年7月31日までに、農林水産省消費・安全局動物衛生課に送付いただきますよう御協力よろしくお願いいたします。

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数 ※単位の記載は不要

	牛		水牛	鹿	馬	めん羊	山羊	豚	いのしし
	乳用	肉用							
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち小規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	鶏		あひる	うずら	きじ	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥
	採卵	肉用						
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0
うち小規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0

- ※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数字を記載すること。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計すること。
- ※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。）第21条の2第8号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場とする。
- ※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者をいう。
- ※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場をいう。
- ※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場をいう。

(2) 家畜の種類及び頭羽数 ※単位の記載は不要

	牛		水牛	鹿	馬	めん羊	山羊	豚	いのしし
	乳用	肉用							
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち小規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	鶏		あひる	うずら	きじ	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥
	採卵	肉用						
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0
うち小規模農場	0	0	0	0	0	0	0	0
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0

- ※ 当該年の法第12条の4第1項の規定に基づき報告された数字を記載すること。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計すること。
- ※ 大規模農場とは、省令第21条の2第8号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場とする。
- ※ 小規模農場とは、省令第21条の3に定める頭羽数未満の家畜を飼養する農場及び所有者をいう。
- ※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」をいう。
- ※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」をいう。

(3) 飼養衛生管理基準の遵守農場数 ※単位の記載は不要

① 乳用牛

対象農場数	0
うち大規模農場	0
うち上記以外	0

	1	2①	2②	2③	2④	3	
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	
	4①	4②	4③	5①	5②	5③	6
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場	0	0	0	0	0	0	0
うち上記以外	0	0	0	0	0	0	0

(肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏、馬は省略)

- ※ 上記の枠には、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、遵守していると報告のあった農場数を、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のチェック項目ごとに集計すること。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計し、遵守状況を確認すること（ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない）。
- ※ 対象農場とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場をいう。
- ※ 大規模農場とは、省令第21条の2第8号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場をいう。
- ※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場をいう。
- ※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「肥育牛」及び「繁殖牛」を主として飼養している農場をいう。

2. 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況等

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5第1項の規定による指導・助言			法第12条の6第1項の規定による勧告			法第12条の6第2項の規定による命令			備考
実農場数	延べ回数	実施年月日	対象	内容	実施年月日	対象	内容	実施年月日	対象	内容	
		(例) 平成24年10月10日	肉用鶏農場①	防鳥ネット等の設置の不備	(例) 平成24年11月20日	肉用鶏農場①	防鳥ネット等の設置の不備				(例) 法第12条の5の規定による指導・助言後の勧告を受けて改善措置を実施中
合計： ○農場 ○回		合計： ○農場 ○回			合計： ○農場 ○回			合計： ○農場 ○回			

- ※ 各欄には、当該年の前年度における実施状況を記載すること。
- ※ 法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令を行った場合、1農場につき1行を使用すること。
- ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合には、1回として集計すること。
- ※ 備考欄には、「勧告を受けて改善措置を実施中」等の指導・助言、勧告及び命令に係る経過記録等を記入すること。

3. 家畜防疫員の確保の状況（略）

(注) 下線は当省が付した。

表2-③-③ 定期報告が行われていない農場がみられた9道府県(11家畜保健衛生所)の状況

区分		調査結果			
調査対象家畜保健衛生所	定期報告が行われていない農場の一覧を作成するなどにより、定期報告の遵守率を試算することができたもの5府県(5家畜保健衛生所)	調査結果			
		調査状況	提出状況の確認、定期報告が行われていない農場に対する督促方法	定期報告が行われていない理由	
岩手県 (県南家畜保健衛生所)	<p>平成26年9月19日現在の状況である。</p> <p>2 県南家畜保健衛生所は、豚又は鶏農場については、管内のほぼ全ての農場から定期報告が行われているため、牛農場のように、定期報告の提出状況を整理した表は作成していないとしている。</p>	<p>管内農場数</p> <p>A 3,559</p> <p>B 3,126</p> <p>B/A 87.8%</p>	<p>平成26年の定期報告が行われた農場数</p> <p>C 433</p> <p>C/A 12.2%</p>	<p>家畜の所有者が定期報告の作成・報告に負担を感じているため。</p> <p>なお、平成26年の定期報告が行われていない433農場のうち265農場については、24年かから報告が行われていない。</p> <p>県南家畜保健衛生所は、度重なる指導にもかかわらず、定期報告が行われていない農場に対する罰則適用を含めた厳格な指導の実施について、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜伝染病予防法の円滑な業務運営に支障が生じることが懸念されるとしている。</p>	
		<p>管内農場数</p> <p>A 170</p> <p>B 106</p> <p>B/A 62.4%</p> <p>116</p> <p>99</p> <p>85.3%</p> <p>286</p> <p>205</p> <p>71.7%</p>	<p>平成26年の定期報告が行われた農場数</p> <p>C 64</p> <p>C/A 37.6%</p> <p>17</p> <p>14.7%</p> <p>81</p> <p>28.3%</p>	<p>これまでの定期報告や立入検査の結果等によりまとめた農場情報と、定期報告の提出状況を突合。</p> <p>定期報告が行われていない農場に対しては、中部家畜保健衛生所が、電話によるほか、立入検査等により農場に往訪した際に督促結果を踏まえ、定期報告の提出状況が分かる農場一覧を作成。) (督促結果を踏まえ、定期報告の提出状況が分かる農場一覧を作成。)</p>	<p>家畜の所有者が多忙や作成が面倒であることを理由としているため。</p>
群馬県 (中部家畜保健衛生所)	<p>(注)1 平成26年9月18日現在の状況である。</p> <p>2 中部家畜保健衛生所は、牛農場については、定期報告の提出状況を整理した表において、定期報告が行われていないもの、同家畜保健衛生所が農場に往訪した際に飼養頭数等の定期報告の内容を確認した農場を明確に区分して整理していったため、定期報告の遵守率を試算することができなかった。なお、中部家畜保健衛生所は、豚又は鶏農場については、牛農場についても、定期報告が行われていない農場が相当数あるとしている。</p>	<p>管内農場数</p> <p>A 97</p> <p>B 85</p> <p>B/A 87.6%</p> <p>43</p> <p>34</p> <p>79.1%</p> <p>40</p> <p>30</p> <p>75.0%</p> <p>180</p> <p>149</p> <p>82.8%</p>	<p>平成26年の定期報告が行われた農場数</p> <p>C 12</p> <p>C/A 12.4%</p> <p>9</p> <p>20.9%</p> <p>10</p> <p>25.0%</p> <p>31</p> <p>17.2%</p>	<p>防疫マップシステムに入力した農場情報と定期報告の提出状況とを突合。</p> <p>定期報告が行われていない農場に対しては、中央家畜保健衛生所が、立入検査等により農場に往訪した際に督促結果を踏まえ、防疫マップシステムを更新し、定期報告の提出状況も入力している。) (督促結果を踏まえ、定期報告の提出状況が分かる農場一覧を作成。)</p> <p>なお、中央家畜保健衛生所は、管内の農場に対し、立入検査を年1回以上実施しているため、定期報告が行われていない農場の飼養衛生管理の状況を把握できず、定期報告が行われていないことによる支障はないとしている。</p>	
新潟県 (中央家畜保健衛生所)	<p>(注) 平成26年10月22日現在の状況である。</p>	<p>管内農場数</p> <p>A 97</p> <p>B 85</p> <p>B/A 87.6%</p> <p>43</p> <p>34</p> <p>79.1%</p> <p>40</p> <p>30</p> <p>75.0%</p> <p>180</p> <p>149</p> <p>82.8%</p>	<p>平成26年の定期報告が行われた農場数</p> <p>C 12</p> <p>C/A 12.4%</p> <p>9</p> <p>20.9%</p> <p>10</p> <p>25.0%</p> <p>31</p> <p>17.2%</p>	<p>家畜の所有者が多忙であることを理由としているため。</p>	

調査結果

区分	調査対象家畜保健衛生所	遵守状況				提出状況の確認、定期報告が行われていない農場に対する督促方法	定期報告が行われていない理由				
定期報告が行われていない農場を十分整理していない、定期報告の遵守率を試算することができなかったもの 4道県(6家畜保健衛生所)	北海道 (網走家畜保健衛生所)	畜種	当省の抽出農場数	平成26年の定期報告が行われた農場数	平成26年の定期報告が行われていない農場数	防疫マップシステムに入力した農場情報と、市町村・関係団体からの回収結果を突合。 定期報告が行われていない農場に対しては、回収を行う市町村等に対し督促するよう依頼。市町村等の督促にもかかわらず定期報告が行われない農場に対しては、網走家畜保健衛生所が電話等によるほか、立入検査等により農場に往訪した際に督促。	家畜の所有者が定期報告の作成・報告に負担を感じているため。 網走家畜保健衛生所は、毎年、9割以上の農場から定期報告が行われているものの、残りの1割程度の家畜の所有者から定期報告が行われていないとしている。				
		牛	A	B	B/A			C	C/A		
		豚	69	64	92.8%			5	7.2%		
		鶏	31	28	90.3%			3	9.7%		
		計	113	112	92.3%			1	7.7%		
		(注)1	104	92.0%	9			8.0%			
		2	当省が抽出した農場の状況(平成26年8月末現在)である。 網走家畜保健衛生所は、防疫マップシステムに定期報告の提出状況も入力しているが、報告時点の2月1日時点で家畜を飼養していたか否かが不明である場合や廃業している場合があり、定期報告の対象となる家畜の所有者数を正確に把握できていないとしており、定期報告の遵守率を試算することができなかった。								
		畜種	当省の抽出農場数	平成26年の定期報告が行われた農場数	平成26年の定期報告が行われていない農場数			これまでの定期報告や立入検査の結果等によりまとめた農場情報と、市町村・関係団体からの回収結果を突合。 定期報告が行われない農場に対しては、市町村等を通じて督促するとともに、十勝家畜保健衛生所が立入検査等により農場に往訪した際に督促。	家畜の所有者が定期報告の作成・報告に負担を感じているため。 十勝家畜保健衛生所は、毎年、9割以上の農場から定期報告が行われているものの、残りの1割程度の家畜の所有者から定期報告が行われていないとしている。		
		牛	A	B	B/A					C	C/A
		豚	49	47	95.9%					2	4.1%
鶏	46	43	93.5%	3	6.5%						
計	24	22	91.7%	2	8.3%						
(注)1	119	112	94.1%	7	5.9%						
2	当省が抽出した農場の状況(平成26年8月末現在)である。 十勝家畜保健衛生所は、督促結果を含め農場一覧を作成しているが、定期報告が行われていない農場を含めておらず、また、報告時点の2月1日時点で家畜を飼養していたか否かが不明である場合や廃業している場合があり、定期報告の対象となる家畜の所有者数を正確に把握できていないとしており、定期報告の遵守率を試算することができなかった。										
畜種	当省の抽出農場数	平成26年の定期報告が行われた農場数	平成26年の定期報告が行われていない農場数	(宮崎家畜保健衛生所は、市町村から報告を受ける定期報告が行われた農場の一覧のほか、これまでの立入検査等の結果で管内の農場を把握しているが、市町村から定期報告が行われていない農場の報告を受けておらず、定期報告が行われていない農場に対し督促も行っていない。)。	(宮崎家畜保健衛生所が定期報告の回収を直接行っていないため、定期報告が行われていない理由は未把握)						
牛	A	B	B/A			C	C/A				
豚	40	38	95.0%			2	5.0%				
鶏	40	34	85.0%			6	15.0%				
計	40	36	90.0%			4	10.0%				
(注)1	120	108	90.0%			12	10.0%				
2	当省が抽出した農場の状況(平成26年8月末現在)である。 宮崎県においては、定期報告の回収を県内の関係団体に委託し、関係団体から市町村に対し定期報告を回収するよう依頼されているが、県から関係団体・市町村に対し、定期報告が行われていない農場の報告を求めておらず、また、調査した宮崎家畜保健衛生所は、管内の農場数を集計していなかったため、定期報告の遵守率を試算することができなかった。										

調査結果

区分	調査対象家畜保健衛生所	遵守状況				提出状況の確認、定期報告が行われていない農場に対する督促方法	定期報告が行われていない理由		
宮城県 (仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所)	宮城県 (仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所)	平成23年の定期報告が行われた農場数	平成25年の定期報告が行われた農場数	平成26年の定期報告が行われた農場数	平成28年の定期報告が行われた農場数	仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所は、定期報告が義務化される前に県で実施していた家畜の頭羽数調査の結果、これまでの定期報告や立入検査の結果等によりまとめた農場情報と、家畜保健衛生所、市町村・関係団体からの回収結果を突合。 定期報告が行われていない農場に対しては、各家畜保健衛生所が、立入検査等により農場に往訪した際に督促。	家畜の所有者の高齢化に伴い、年々報告が行われていない状況が増え、記載漏れや誤記も増加している。		
		畜種							
		牛	5,262	4,282	3,957			3,957	75.2%
		豚	206	185	182			182	88.3%
		鶏	1,268	880	661			661	52.1%
		計	6,736	5,347	4,800			4,800	71.3%
		(注)1	農林水産省の「衛生管理の状況等の公表結果」を基に当省が作成した。						
		2	農林水産省は、衛生管理の状況等の報告通知において、都道府県に対し、平成23年分については24年3月31日まで、24年分以降は各年7月31日までに報告するよう求めており、24年分の公表結果については、23年分の報告から4か月しか経過していないことに加え、23年分の報告農場数の方が24年分の報告農場数よりも多いため、本表では、記載していない。						
		3	各年の定期報告が行われた農場数を比較した場合の差には、定期報告が行われていない農場のほか、廃業や休止した農場も含まれる。						
		4	調査した仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所においては、定期報告が行われた農場により農場一覧を作成しているものの、定期報告が行われていない農場については当該一覧に含まれておらず、管内の農場数を取りまとめた集計表を作成していないため、定期報告の遵守率を試算することができなかった。						
5	定期報告の提出状況を経年推移で比較するため、上記の実績は、宮城県全体を単位としている。								
鹿児島県 (肝属家畜保健衛生所)	鹿児島県 (肝属家畜保健衛生所)	平成23年の定期報告が行われた農場数	平成25年の定期報告が行われた農場数	平成26年の定期報告が行われた農場数	平成28年の定期報告が行われた農場数	肝属家畜保健衛生所は、これまでの定期報告や立入検査結果等によりまとめた農場情報と、市町村・関係団体、農場が所属する企業等からの回収結果、定期報告とともに市町村から提供を受ける農場情報を突合。 定期報告が行われていない農場に対しては、立入検査等により農場に往訪した際に督促。	なお、肝属家畜保健衛生所においては、平成23年以降の提出状況を確認できた258豚農場のうち8農場について、平成23年又は24年から定期報告が行われていない。肝属家畜保健衛生所は、度重なる指導にもかかわらず、定期報告が行われていない農場に対する罰則適用を含めた厳格な指導の実施について、i)家畜の所有者が萎縮してしまうため、信頼関係を構築した上で定期報告の必要性の理解が得られるよう指導した方が報告が行われると考えている、ii)県内の農場数が多く、業務への負担が大いなか中、罰則適用に伴う事務の負担が懸念されるとしている。		
		畜種							
		牛	11,680	8,207	7,120			7,120	61.0%
		豚	769	584	522			522	67.9%
		鶏	5,200	2,430	1,852			1,852	35.6%
		計	17,649	11,221	9,494			9,494	53.8%
		(注)1	農林水産省の「衛生管理の状況等の公表結果」を基に当省が作成した。						
		2	農林水産省は、衛生管理の状況等の報告通知において、都道府県に対し、平成23年分については24年3月31日まで、24年分以降は各年7月31日までに報告するよう求めており、24年分の公表結果については、23年分の報告から4か月しか経過していないことに加え、23年分の報告農場数の方が24年分の報告農場数よりも多いため、本表では、記載していない。						
		3	各年の定期報告が行われた農場数を比較した場合の差には、定期報告が行われていない農場のほか、廃業や休止した農場も含まれる。						
		4	鹿児島県は、家畜伝染病予防法が改正された平成23年度に県内の農場数を把握するため調査を実施したが、毎年度、農場数を正確に把握・集計することは、県内の農場数が多く、業務負担が大いなか中、また、調査した肝属家畜保健衛生所は、定期報告の提出状況が分かる農場一覧を作成していなかったため、定期報告の遵守率を試算することができなかった。						
5	定期報告の提出状況を経年推移で比較するため、上記の実績は、鹿児島県全体を単位としている。								

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-④ 「口蹄疫対策検証委員会報告書」(平成 22 年 11 月 24 日口蹄疫対策検証委員会)における発生農場の防疫に対する意識及び県による農場情報の把握に関する指摘内容(抜粋)

第2 今回の防疫対応の問題点

4 畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止の在り方

(1) 国では平成16年に、家畜伝染病予防法に基づいて、飼養衛生管理基準を設けた。この飼養衛生管理基準では、伝染病から家畜を守るために牛、豚、鶏の所有者が日常的に守るべき10項目が示されている。

しかし、今回の感染の広がりをみても、畜産農家段階において飼養衛生管理基準が守られていたとは言い難く、家畜保健衛生所も十分な指導を行っていなかったと見られる。

宮崎県では10年前に口蹄疫が発生し、病気に対する危機感が高まった。しかし、今回の発生農場においては、踏み込み消毒槽、動力噴霧器並びに専用の作業着及び長靴の未設置など概してバイオセキュリティの低い状況が確認されている。前回の発生から時間がたつ中で、防疫意識が低下していたと考えざるを得ない。

(2) (略)

(3) 飼養衛生管理基準は、伝染病予防のポイントとして10項目を掲げているものの、緊迫感や具体性に欠け、実効性に乏しいものであった。

消毒槽を設置していないなど、飼養衛生管理基準を遵守しているとは思えない管理を行っている畜産農家が多数あったことを考えれば、国は飼養衛生管理基準をより具体的に示し、畜産農家が確実に遵守できるようにすべきであった。

(4) (略)

5 発生時に備えた準備の在り方

(1) (略)

(2) 宮崎県は、肉用牛の数は全国3位、養豚は全国2位の畜産県だが、家畜保健衛生所の数は県内に3ヶ所、家畜防疫員も47人であり、このため、家畜防疫員(家畜保健衛生所の獣医師)一人当たりでみた場合の管理頭数は15,342家畜衛生単位(牛、豚、鶏の飼養頭数を換算係数(牛:豚:鶏=1:0.2:0.01)に基づき換算したもの)(全国平均 4,244家畜衛生単位)、畜産農家戸数は246戸(全国平均 52戸)と、他の都道府県と比較して家畜防疫員の負担が格段に大きい。

伝染病発生に対する早期対応のためには、都道府県や家畜保健衛生所が日頃から農場の所在地や畜種、頭数などについて把握していることが重要である。しかし、宮崎県では、そうした最新の情報を十分に把握していなかった。このため初動対応などが遅れ、被害を広げたと考えられる。

(以下略)

第3 今後の改善方向

4 畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方

(1) 口蹄疫の発生防止のためには、日ごろからの畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置が何よりも重要である。このことは、口蹄疫に限らず、広く家畜の伝染病の発生・まん延を防ぐ意味でも重要である。

このため、畜産農家は、ウイルス侵入防止の重要性を十分認識し、日ごろから責任をもって、効果的な侵入防止措置を実行していく必要がある。

また、都道府県は、畜産農家の防疫に対する意識を高め、畜産農家に家畜の飼養についての最低限の規範である飼養衛生管理基準を確実に遵守させるためにも、定期的な研修を行ったり、畜産農家から飼養衛生管理基準の遵守状況を定期的に報告させたり、家畜防疫員による定期的な立入検査(現行法でも拒否した場合は罰則)を行うべきである。

このため、市町村、獣医師会、生産者団体とも十分に連携・協力すべきである。

(2) 飼養衛生管理基準を遵守していない畜産農家や遵守指導を徹底していない都道府県に対しては、手当金などの削減・返還を含めて、何らかのペナルティを課すべきである。

(3)～(7) (略)

5 発生時に備えた準備の在り方

(1) (略)

(2) 都道府県は、農場の所在地、畜種、飼養頭数、畜舎の構造、飼養管理の状況などを日常的に把握しておくべきである。このため、家畜伝染病予防法に基づく立入検査を定期的に実施するとともに、市町村、獣医師会並びに生産者団体などと十分に連携すべきである。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-3-⑤ 調査対象 17 道府県 (20 家畜保健衛生所) における定期報告の添付書類の負担を軽減する取組の状況

区分	該当道府県 (家畜保健衛生所) 数
変更がある場合のみ添付	11 道府県 (11 家畜保健衛生所) (北海道 (十勝)、秋田県 (北部)、栃木県 (県北)、群馬県 (中部)、新潟県 (中央)、山梨県 (西部)、鳥取県 (倉吉)、島根県 (出雲)、福岡県 (中央)、熊本県 (中央)、宮崎県 (宮崎))
変更の有無にかかわらず、全ての書類を添付	7 道府県 (9 家畜保健衛生所) (北海道 (網走)、宮城県 (仙台及び北部)、岩手県 (県南)、愛知県 (中央及び東部)、大阪府 (大阪府)、鹿児島県 (肝属)、沖縄県 (中央))

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛けは、当省の調査で定期報告が一部行われていない状況がみられた 9 道府県 (11 家畜保健衛生所) である。

3 山梨県 (西部家畜保健衛生所) 及び宮崎県 (宮崎家畜保健衛生所) においては、変更がある場合のみ添付させている書類を平面図など一部の書類に限定している。

4 栃木県 (県北家畜保健衛生所)、群馬県 (中部家畜保健衛生所)、山梨県 (西部家畜保健衛生所)、福岡県 (中央家畜保健衛生所) 及び宮崎県 (宮崎家畜保健衛生所) においては、変更の有無を確認できるようにするため、家畜の所有者に対し、前年の定期報告又は前年の報告内容を記載した定期報告の様式を送付している。

表 2-(3)-⑥ 「申請負担軽減対策」(平成 9 年 2 月 10 日閣議決定)(抜粋)

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。今日、簡素で効率的な行政、国民の主体性が生かされる行政及び質の高い行政サービスを実現するため、情報通信技術の飛躍的な発展をも踏まえ、許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図る必要がある。このため、申請等に伴い手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力に推し進め、今世紀中に申請等に伴い国民の負担感を半減することを目標として本対策の実施に取り組む。

1 申請・届出の簡素化

以下の指針に沿って、各省庁は、各種申請・届出の積極的な見直しを行い、今年度(1996年度)末までの規制緩和推進計画の再改定の際に盛り込んで実施する。

イ 申請書等の記載事項等の簡素化

- (1) 申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠なものに限る。
- (2) 添付書類は、申請書等の記載事項の真实性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。
- (3) 申請書等の副本に添付する証明書類については、その写しの添付で足りることとする。
- (4) 既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。

ロ 変更申請等の簡素化

- (1) 変更申請については、それを必要としない事項を拡大し、また、変更申請を必要とする場合でも記載事項及び添付書類は変更に関するものに限定する。
- (2) 更新申請書の記載事項は、新規の変更事項を除き、原処分継続希望の表明のみとすることとする。
- (3) 事業者が相続、合併及び営業の譲渡・譲受により事業を開始する場合であって、その申請内容に実質的な変更がない場合には、既得許認可が、原則としてその事業者に簡便な手続で承継されるよう措置する。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

(4) 立入検査・指導の充実

勧 告	説明図表番号
<p>ア 農場に対する立入検査の効率的かつ効果的な実施</p> <p>家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況について、農林水産省は、「家畜伝染病予防法第 12 条の 5 の規定による指導及び助言、同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による勧告並びに同条第 2 項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」（平成 23 年 10 月 31 日付け 23 消安第 3929 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。以下「家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドライン」という。）において、都道府県に対し、毎年の定期報告（項目 2(3)参照）の受理や立入検査（家畜伝染病予防法第 51 条第 1 項）の定期的な実施等により、その状況を的確に把握することを求めている。</p> <p>また、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、防疫指針（注 1）において、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、都道府県は、一定の頭羽数の家畜を飼養する農場（注 2）に対し、原則として年 1 回以上立入検査を実施することとされている。</p> <p>さらに、農林水産省は、毎年度の防疫対策の強化通知（注 3）において、防疫指針による立入検査の対象に関し、i）口蹄疫については、大規模農場（家畜の大規模所有者（注 4）の農場。以下同じ。）、都道府県が必要と考える家畜を飼養する農場（例えば、口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場等）を対象とし、また、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこと、ii）高病原性鳥インフルエンザ等については、100 羽以上（だちょうの場合にあっては、10 羽以上）の家畜を飼養する農場を対象として立入検査を行うことのほか、指導の実施状況の報告を求めている。</p> <p>（注 1）口蹄疫については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針（口蹄疫）」という。）、高病原性鳥インフルエンザ等については、防疫指針（鳥インフルエンザ）。</p> <p>（注 2）1 頭以上の牛農場、5 頭以上の豚農場（豚を飼養する農場。以下同じ。）、100 羽以上の鶏農場（鶏を飼養する農場。以下同じ。）など、畜種ごとに一定の頭羽数が定められている。</p> <p>（注 3）農林水産省が毎年度、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化に関して、都道府県に対し通知しているもの。例えば、平成 25 年度については、「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成 25 年 12 月 11 日付け 25 消安第 4271 号農林水産省消費・安全局長通知）、「平成 25 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 25 年 9 月 6 日付け 25 消安第 2884 号農林水産省消費・安全局長通知）。以下これらを「防疫対策強化通知」と総称する。</p> <p>（注 4）家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 第 8 号において、成牛の場合は 200 頭以上、育成牛等の場合は 3,000 頭以上、豚の場合は 3,000 頭以上、鶏の場合は 10 万羽以上の家畜の所有者とされている。</p> <p>今回、調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における防疫指針による立入検査の実施状況を調査したところ、牛又は豚の大規模農場（牛又は豚を飼養する大規</p>	<p>表 2-(4)-ア-①</p> <p>表 2-(4)-ア-②</p>

模農場。以下同じ。)、100羽以上の鶏農場に対しては、全て年1回以上の立入検査がおおむね実施できていたが、これら以外の農場に対しては、以下のとおり、立入検査が必ずしも十分に実施できていない状況がみられた。

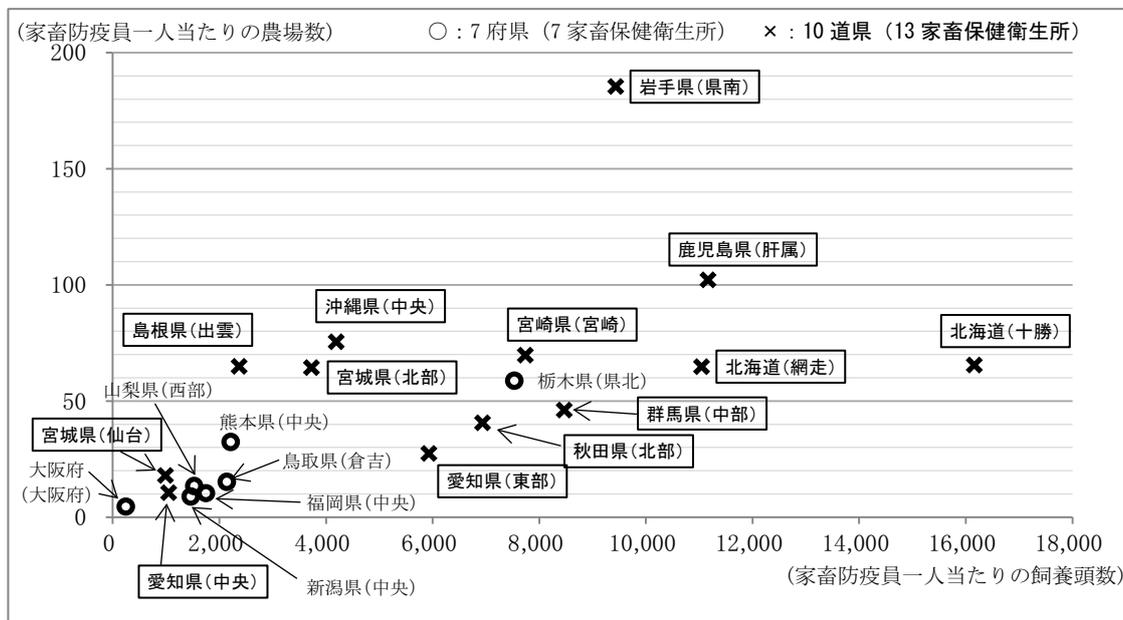
① 防疫指針による立入検査の実施状況

調査した17道府県(20家畜保健衛生所)における家畜防疫員一人当たりの農場数・飼養頭数(注5)と立入検査の実施状況(平成26年度)の関係をみると、次表のとおり、防疫指針に沿って対象農場に対する年1回以上の立入検査に対応できているものは7府県(7家畜保健衛生所)、対応できていないものは10道県(13家畜保健衛生所)となっており、家畜防疫員一人当たりの農場数・飼養頭数が多い家畜保健衛生所は、防疫指針に定める年1回以上の立入検査に対応することは困難な傾向がみられた。例えば、家畜防疫員一人当たりの農場数が最も少ない大阪府(大阪府家畜保健衛生所)(家畜防疫員一人当たり5農場、飼養頭数247頭)は、管内全ての農場に対し、おおむね年2回程度の立入検査を実施している一方で、家畜防疫員一人当たりの農場数が最も多い岩手県(県南家畜保健衛生所)(家畜防疫員一人当たり185農場、飼養頭数9,433頭)は、大規模農場以外の牛農場(牛農場のうち大規模農場以外の農場。以下同じ。)に対する立入検査は、対象農場数が多いため、おおむね5年に1回程度の実施頻度となっている。

(注5) 牛、豚、鶏の飼養頭羽数を換算係数(牛:豚:鶏=1:0.2:0.01)に基づき牛の頭数に換算したものである。

表 2-(4)-ア-③

表 調査対象17道府県(20家畜保健衛生所)の家畜防疫員一人当たりの農場数・飼養頭数及び立入検査の実施状況



- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 家畜防疫員の人数は、平成26年4月1日現在の家畜防疫員数である。
- 3 農場数及び飼養頭数は、平成26年の定期報告済み農場数及び当該農場の飼養頭数である。なお、北海道(網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所)、宮城県(仙台家畜保健衛生所及び北部家畜保健衛生所)、岩手県(県南家畜保健衛生所)、群馬県(中部家畜保健衛生所)、新潟県(中央家畜保健衛生所)、大阪府(大阪府家畜保健衛生所)、宮崎

県（宮崎家畜保健衛生所）、鹿児島県（肝属家畜保健衛生所）及び沖縄県（中央家畜保健衛生所）の9道府県11家畜保健衛生所においては、管内に定期報告が一部行われていない農場が存在するが（項目2(3)参照）、該当農場数が不明のため、これら農場を含めていない。

4 表中の「○」は防疫指針に沿った年1回以上の立入検査を実施できている家畜保健衛生所、「×」は年1回以上の立入検査を実施できていない家畜保健衛生所を示す。

また、年1回以上の立入検査を実施できていない道県の中には、以下のとおり、時間的な制約から十分な指導を行うことができない状況がみられた。

- i) 対象農場数の多さから、1農場に充てられる検査時間が十分確保できないため、飼養衛生管理基準の一部項目の遵守状況を確認できない（北海道（網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所）、岩手県（県南家畜保健衛生所））。
- ii) 農場別に飼養衛生管理基準が遵守されていない理由や事情を記録・整理する時間がなく、過去の指導等の経緯を踏まえた改善指導を十分に行うことができない（鹿児島県（肝属家畜保健衛生所））。

一方、年1回以上の立入検査を実施できている府県であっても、1日に複数の農場に対する立入検査を行うなど時間的な制約もあり、十分な指導を行うことが難しい現状となっている。

このように、家畜保健衛生所においては、厳しい人員体制の下で立入検査を実施しているが、調査した17道府県のうち獣医療法（平成4年法律第46号）第11条第1項の規定に基づき策定した獣医療を提供する体制の整備を図るための計画において、平成32年度における公務員獣医師（都道府県職員で、家畜衛生行政に携わる家畜防疫員及び公衆衛生行政に携わる獣医師）の確保に関する目標を設定している12県においては、大半が現状維持又は若干の増員にとどまっております（注6）、県の厳しい財政事情等を踏まえ、当面、家畜防疫員の大幅な増員は困難な状況がうかがえる。

（注6）獣医療を提供する体制の整備を図るための計画及び公務員獣医師の確保に関する目標の詳細については、項目2(4)才参照。

以上の状況を踏まえると、立入検査をより効率的かつ効果的に行っていく必要があり、そのためには、次のとおり、定期報告の一層の活用とともに、一部の道県で取り組んでいる非常勤職員等や家畜の所有者が行う自衛防疫活動の指導・推進を目的とする団体（以下「自衛防疫団体」という。）の活用などを拡大していくことが求められる。

i) 定期報告の活用

家畜の所有者が行う定期報告は、毎年、その飼養する家畜に係る衛生管理の状況を家畜保健衛生所が把握できるようにするものであるが、項目2(3)でみられたように必ずしも報告義務が遵守されていない状況にある。また、その報告内容をみると、飼養衛生管理基準の項目のうち、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒や家畜を導入する際の健康観察等の実施など4項目が、牛、豚、鶏の全てで含まれていないため、年1回以上の立入検査を実施できない家畜保健衛生所においては、これらの項目の遵守状況を把握することができない状況となっ

表2-(4)-ア-④

表2-(4)-ア-⑤

ている。

このため、家畜の所有者に対し、定期報告を遵守させるよう指導の徹底を図ることに加え、定期報告の内容を飼養衛生管理基準の項目と整合を図ることで、立入検査を実施できない農場についても、家畜保健衛生所が定期報告を活用することにより飼養衛生管理基準の遵守状況を容易に把握することが可能となる。

ii) 非常勤職員等の活用

6 道県（北海道、宮城県、岩手県、秋田県、島根県及び宮崎県）においては、個人開業の獣医師や関係機関・団体に所属する獣医師を非常勤の家畜防疫員として任命し、これら獣医師に立入検査を行わせ、飼養衛生管理基準等の遵守状況を確認させている。また、鹿児島県においては、獣医師資格を保有する県の退職者を再雇用し、家畜防疫員が行う立入検査に同行させ、その補助をさせている（注7）。

（注7）これらの道県においては、道県本庁担当課に対する調査において上記の状況がみられたため、道県単位としている。

iii) 自衛防疫団体の活用

調査した17道府県のうち、大阪府及び沖縄県を除く15道県においては、道県内に自衛防疫団体があり、このうち、宮城県及び秋田県においては、自衛防疫団体に対し、家畜保健衛生所による立入検査とは別に、農場における飼養衛生管理基準の遵守状況に関する確認・指導を委託している。

なお、農林水産省は、防疫指針において、対象農場に対する原則として年1回以上の立入検査を求めながら、口蹄疫に関しては、防疫対策強化通知において、立入検査の対象となる農場数（母数）を定めることとしていないため、都道府県において立入検査が実施されていない牛又は豚を飼養する農場数がどの程度あるかを正確に把握できていない。このため、今後の施策の企画立案において、都道府県の実情を考慮しない結果につながるおそれがある。

② 立入検査の拒否に対する対応状況

調査した17道府県（20家畜保健衛生所）における立入検査の対象農場に対する平成22年度以降の実施状況をみると、5道県5家畜保健衛生所（北海道（網走家畜保健衛生所）、岩手県（県南家畜保健衛生所）、秋田県（北部家畜保健衛生所）、群馬県（中部家畜保健衛生所）及び島根県（出雲家畜保健衛生所））において、家畜の所有者による農場への立入拒否や、日程調整に応じないなどの理由により、1年以上にわたって立入検査を実施しておらず、中には、平成22年度以降、長期にわたって立入検査を実施していない例がみられた。

立入検査の拒否に対しては、家畜伝染病予防法第66条の規定に基づく罰則の適用があり得るが、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜伝染病予防法に基づく円滑な業務運営に支障が生じることなどを懸念し、5道県（5家畜保健衛生所）

表 2-(4)-ア-⑥

表 2-(4)-ア-⑥
(再掲)

表 2-(4)-ア-⑦

では、これまで適用実績はない。

なお、農林水産省は、当省の調査実施後に、「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」を発出し、都道府県に対し、長期にわたって立入検査に応じない鶏等の家きんを飼養する農場がある場合、その原因を分析した上で、立入検査の実施を見込めないと判断したときは、罰則の適用を含め、厳格に対処することを求めているが、平成 27 年 9 月 30 日現在、牛、豚等を飼養する農場に対して同様の対応を求める通知は発出していない。

表 2-(4)-ア-⑧

【所見】

したがって、農林水産省は、立入検査をより効率的かつ効果的に実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況をよりの確に把握する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 定期報告の内容を見直す（家畜伝染病予防法施行規則の改正）とともに、都道府県に対し、非常勤職員等や自衛防疫団体の活用方策を具体的に示すこと。

また、口蹄疫に関する防疫指針による都道府県の立入検査の実施状況を的確に把握するため、立入検査の対象農場数（母数）の報告を求めるよう、口蹄疫に関する防疫対策強化通知を見直すこと。

② 都道府県に対し、長期にわたって立入検査に応じない牛、豚等を飼養する家畜の所有者に対しては、その原因を分析した上で、立入検査の実施が見込めない場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処するよう指導すること。

表 2-(4)-ア-① 立入検査に関する規定等の内容（抜粋）

<p>○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） （立入検査等）</p> <p>第51条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入って動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 第51条第1項の規定による検査、採取若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>十六 （略）</p>					
<p>○ 「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」（平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）</p> <p>3 飼養衛生管理基準の遵守状況の把握</p> <p>都道府県は、<u>法第12条の4第1項の規定による定期の報告の受理、法第51条第1項の規定による立入検査の定期的な実施（原則として年1回以上）等により、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況を的確に把握するものとする。</u></p>					
<p>○ 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）</p> <p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家畜の所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、<u>家畜の所有者（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、5頭以上の家畜の所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施する。</u></p> <p>① <u>法第51条に基づく農場への立入検査（原則として、年1回以上実施する。）</u> （以下略）</p>					
<p>○ 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成23年10月1日農林水産大臣公表</th> <th>平成27年9月9日農林水産大臣公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の家きんの所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施す</u></p> </td> <td> <p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だ</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		平成23年10月1日農林水産大臣公表	平成27年9月9日農林水産大臣公表	<p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の家きんの所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施す</u></p>	<p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だ</u></p>
平成23年10月1日農林水産大臣公表	平成27年9月9日農林水産大臣公表				
<p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準を確実に遵守させるために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だちょうにあっては、10羽以上の家きんの所有者）を対象として、定期的に次の措置を実施す</u></p>	<p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(2) 家きんの所有者の防疫に対する意識を高め、飼養衛生管理基準の遵守レベルを高位平準化し、並びに発生時に想定される防疫措置の周知を通じ、防疫措置への理解及び協力を得るために、<u>100羽以上の家きんの所有者（だ</u></p>				

る。	ちようにあつては、10羽以上の所有者)を対象として、定期的に次の措置を実施する。
① <u>法第51条に基づく農場への立入検査(原則として、年1回以上実施する。)</u> (以下略)	① <u>法第51条の規定に基づく農場への立入検査(原則として、年1回以上実施する。)</u> (以下略)

(注) 1 下線は当省が付した。

2 防疫指針(鳥インフルエンザ)については、当省の調査実施後(平成27年9月9日)に全部変更が行われたため、本表においては、23年10月1日の防疫指針の内容も併記した。

表 2-4)-ア-② 防疫対策強化通知における立入検査の内容

○ 口蹄疫に関する防疫対策強化通知(「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」(平成25年12月11日付け25消安第4271号農林水産省消費・安全局長通知))	
1 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について	
家畜防疫員は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。)第51条に基づき、家畜(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。)の <u>大規模所有者(家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第21条の2第8号に規定する大規模所有者をいう。以下同じ。)</u> の <u>農場及び都道府県が必要と考える家畜の飼養農場(例えば、口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場など)</u> に平成26年2月28日までに立ち入り、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導をすること(詳細は別紙のとおりとする。)	
2 防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査の結果報告について	
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に行った防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査の結果について、様式1により飼養衛生管理状況の確認結果報告書を作成し、平成26年4月18日(金)までに農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「動物衛生課」という。)担当者宛て(略)に電子メールにより提出すること(報告の方法は、別紙の4から6までに準ずるものとする。)	
なお、上記1の立入検査をもって防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査に代えることができる。	
(別紙) 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について	
区分	別紙の内容
1 目的	家畜(牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ)の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、報告するとともに、適切な飼養管理を指導することにより、口蹄疫等家畜の伝染性疾患の発生の予防に万全を期すること。
2 立入検査の対象農場	立入検査については、 <u>家畜の大規模所有者の農場及び都道府県が必要と考える家畜の飼養農場を対象とすること。</u> また、 <u>これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があつ</u>

	<p>た農場は優先的に立入検査を行うこと。</p> <p>なお、平成25年4月1日以降に既に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行っており、その結果、指導不要又は改善済みである場合には、当該確認の結果の報告をもって、これに代えることができるものとし、可能な限り、未確認の農場を訪問し、確認すること。</p>
3 確認の方法	<p>別添の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。また、1つの農場を複数名で確認した場合には、必ず家畜防疫員が最終的な確認を行うこと。なお、上記の指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。</p>
4 報告の方法	<p>様式1による飼養衛生管理状況の確認結果報告書（Excelファイル）を作成し、農林水産省消費・安全局動物衛生課担当者宛て（略）に電子メールにより提出すること。</p>
5 報告の期限	<p>平成26年4月18日（金）</p>
6 その他	<p>(1) 上記4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、対象農場数、指導農場数（改善済及び改善指導中）、指導不要農場数及び各項目の遵守率について、公表すること。</p> <p>(2) 指導及び助言に対する改善が認められない農場に対しては、家伝法第12条の5の規定に基づく指導及び助言（既に同条の規定による指導及び助言を行っている場合には、家伝法第12条の6第1項の規定による勧告及び命令）等の実施を検討すること。</p>

(別添) 飼養衛生管理基準チェックシート

牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし農場の衛生管理チェック表

(平成25年度)

チェック項目		評価
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握		
1	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□
第二 衛生管理区域の設定		
2	(1) 衛生管理区域を設定している。	
	(2) 衛生管理区域の境界が分かるようにしている。	
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
3	衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。	
4	(1) 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	
	(2) 入場車両の消毒を常時行っている。	
5	(1) 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	□
	(2) 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。	
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。(※)	□
	(2) 更衣前の衣服は、衛生管理区域専用の衣服等で完全に覆われている。(※)	
7	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□
8	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□

9	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。	<input type="checkbox"/>	
10	家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。(※)	<input type="checkbox"/>	
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止			
11	(1)給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。		
	(2)飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。		
12	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>	
13	(1)衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。(※)		
	(2)防鳥ネットの設置等により畜舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。(※)		
	(3)防鳥ネットの設置等により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている(※)		
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保			
14	(1)畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>	
	(2)家畜の体液(牛・水牛・鹿・めん羊・山羊において、生乳を除く。)が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに(豚・いのししにおいて、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに)交換又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	
15	空になった畜舎(豚・いのししに限る。)、畜房又はハッチ(牛・水牛・鹿・めん羊・山羊に限る。)の清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>	
16	家畜を適切な密度で飼養している。		
17	(1)未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。(※)		
	(2)運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。(※)		
第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処			
18	飼養する家畜が特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。		
19	飼養する家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>	
20	毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>	
21	(1)導入元の疾病発生状況及び導入畜の健康状態を確認後、家畜を導入している。		
	(2)導入畜が伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。		
22	出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>	
第七 埋却等の準備			
23	埋却、焼却又は化製処理の準備ができています。		
第八 感染ルート頭の早期特定のための記録の作成及び保管			
24	(1)衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。(※)		
	(2)衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>	
第九 大規模所有者に関する追加措置			
25	農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。		
26	従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。		
<p>注1 <input type="checkbox"/>のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定(定期の報告)による報告項目です。<input type="checkbox"/>には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況(チェックの有無)を記入して下さい。</p> <p>注2 評価欄には、○(適正に行われている)、×(適正に行われていない)又は- (業務体制上、行う必要がない)のいずれかを記入して下さい。</p> <p>注3 ※の項目(6(1)及び10にあっては牛、水牛、鹿、めん羊又は山羊に限る。)は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式1(*)の指導には当たりません。</p>			

様式1-1 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

(都道府県名)

(単位：戸)

	農場数 (①+②)	①指導(*)が不要だった農場数		②指導(*)を行った農場数		チェック表の項目以外で行った改善指導の内容
				うち、改善済	うち、改善指導中	
肉用牛	大規模農場					
	それ以外の農場					
乳用牛	大規模農場					
	それ以外の農場					
豚	大規模農場					
	それ以外の農場					

(*) 行政手続法の指導（飼養衛生管理基準に規定されているものに関する指導に限る。）及び家畜伝染病予防法第12条の5の指導
注 平成25年4月1日以降、遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用することが可能です。

様式1-2 チェック表に基づいて改善指導を行った農場数

項目	肉用牛				乳用牛				豚				
	大規模		それ以外		大規模		それ以外		大規模		それ以外		
	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	
1 防疫に関する情報の把握													
2 (1)衛生管理区域の設定 (2)衛生管理区域の境界の明確化													
3 人・車両の入場制限													
4 (1)車両用の消毒薬の常設 (2)車両消毒の実施													
5 (1)立入者用の消毒薬の常設 (2)立入者の消毒の実施													
6 (1)衛生管理区域専用の衣服・靴の着用(※) (2)適切な方法による衣服・靴の着用(※)													
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限													
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒													
9 海外使用物品の持ち込み制限													
10 適切に処理された食品循環資源の利用(※)													
11 (1)給餌設備への排泄物混入防止対策 (2)飼料保管場所への排泄物混入防止対策													
12 飲用に適した水の給与													
13 (1)衛生管理区域への野生動物侵入対策(※) (2)畜舎への野生動物侵入対策(※) (3)糞尿処理施設への野生動物侵入対策(※)													
14 (1)畜舎・器具の洗浄又は消毒 (2)使用物品の家畜ごとの交換													
15 畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒													
16 適切な密度での飼育													
17 (1)糞尿運搬時の車両消毒(※) (2)糞尿運搬時の飛散防止対策(※)													
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保													
19 家畜の異常時の獣医師の診療・指導													
20 毎日の家畜の健康観察													
21 (1)導入元の疾病発生状況等の確認 (2)導入畜の隔離の実施													
22 移動前の健康状態の確認													
23 埋却・焼却・化製処理の準備													
24 (1)立入時の記帳等の周知(※) (2)立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管													
25 獣医師による定期指導													
26 従業員による通報体制の確保													
立入農場数													

(※) 飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効となる項目です(網掛け)。

注1 チェックリストの各項目について、指導を行った農場数のうち、改善済みの農場数を○の欄、改善指導中の農場数を●の欄に記載して下さい。なお、○の欄には指導が不要だった農場数は含まないようにして下さい。

注2 立入農場数の欄には、様式1-1の農場数(①+②)を記載して下さい。

様式2 口蹄疫に関する研修会の開催状況(略)

○ 高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策強化通知（「平成25年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成25年9月6日付け25消安第2884号農林水産省消費・安全局長通知））

1 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

家畜防疫員は、管轄の家きん飼養農場に立ち入り、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の3の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を別紙1の飼養衛生管理チェック表に基づき確認するとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）又は家伝法に基づき、適切に飼養衛生管理を実施するよう指導すること。なお、飼養衛生管理に係る確認の際には、必ず1名以上の家畜防疫員が当該確認を行うこと。また、指導の実施状況について、様式1により農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（詳細な確認及び報告の方法は、別紙2のとおりとする。）。

なお、本立入検査をもって、防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査に代えることができるものとする。

2 野鳥、ねずみ等の野生動物対策について

渡り鳥等の野鳥がウイルス伝播に関与していることが指摘されているが、一方で、ねずみ等の野生動物についても、多くの農場でその存在が確認されており、ウイルスを持ち込む可能性が指摘されている。これらのことを踏まえ、1の立入検査に当たっては、特に野鳥の侵入防止、ねずみの駆除対策等について確認し、不備が認められた場合は指導を徹底し、その後の改善状況を確認すること。

（別紙1）家きん農場の飼養衛生管理チェック表（平成25年度）

チェック項目		評価
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握		
1	自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	<input type="checkbox"/>
第二 衛生管理区域の設定		
2	(1)衛生管理区域を設定している。	
	(2)衛生管理区域の境界が分かるようにしている。	
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
3	衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。	
4	(1)衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	
	(2)入場車両の消毒を常時行っている。	
5	(1)衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。	
	(2)衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。	<input type="checkbox"/>
6	(1)衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
	(2)家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している。	<input type="checkbox"/>
	(3)更衣前の衣服は、更衣後の専用の衣服等で完全に覆われている。（※）	
7	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
8	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きん、卵等に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
9	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	<input type="checkbox"/>
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止		
10	(1)給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。	
	(2)飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。	
11	飼養する家きんに飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>

12	(1)衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。 (※)	
	(2)防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
	(3)定期的に防鳥ネット等の破損箇所を確認し、遅延なく破損箇所を修繕している。	<input type="checkbox"/>
	(4)防鳥ネット等の設置により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている (※)	
13	(1)家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕している。	<input type="checkbox"/>
	(2)家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている。	
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保		
14	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
15	空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
16	家きんを適切な密度で飼養している。	
17	(1)未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。(※)	
	(2)運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。(※)	
第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
18	飼養する家きんが特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。	
19	飼養する家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>
20	毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>
21	(1)導入元の疾病発生状況及び導入家きんの健康状態を確認後、家きんを導入している。	
	(2)導入家きんが伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接させないようにしている。	
22	出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
第七 埋却等の準備		
23	埋却、焼却又は化製処理の準備ができています。	
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
24	(1)衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。(※)	
	(2)衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
第九 大規模所有者に関する追加措置		
25	農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。	
26	従業員が飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。	

- 注1 のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定（定期の報告）による報告項目です。には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況（チェックの有無）を記入して下さい。
- 注2 評価欄には、○（適正に行われている）、×（適正に行われていない）又は－（業務体制上、行う必要がない）のいずれかを記入して下さい。
- 注3 ※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式1（*）の指導には当たりません。

(様式1) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

(都道府県名)

(単位：戸)

	農場数 (①+②+③)	①指導が不要で あった農場数	②指導(*)を行った農場数		③未確認の農場 数(※1)	※1) 未確認の農場の調査実施時期及 び指導中の農場の改善見込み時期
			うち、 改善済	うち、 指導中		
鶏 (採卵用)	1,000羽以上					
	100～ 1,000羽未満					
鶏 (肉用)	1,000羽以上					
	100～ 1,000羽未満					
鶏 (卵用種鶏)	1,000羽以上					
	100～ 1,000羽未満					
鶏 (肉用種鶏)	1,000羽以上					
	100～ 1,000羽未満					

- 注1 鶏については、飼養形態（卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏）ごとに分類してください。なお、複数の飼養形態で経営している農場は、主たる飼養形態にカウントしてください。
- 注2 平成25年7月以降、別添チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えありません。
- 注3 *の指導とは、行政手続法又は家畜伝染病予防法の指導をいいます。なお、行政手続法の指導は、口頭によるものを含みます。

改善指導内容

項目	鶏（採卵用）		鶏（肉用）		鶏（採卵種鶏）		鶏（肉用種鶏）	
	1,000 ≤	100 - 1,000						
	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●
1 防疫に関する情報の把握								
2 (1)衛生管理区域の設定 (2)衛生管理区域の境界の明瞭化								
3 人・車両の入場制限								
4 (1)車両用消毒薬の常設 (2)車両消毒の実施								
5 (1)立入者用の消毒薬の常設 (2)立入者の消毒の実施								
6 (1)衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 (2)家きん舎ごとの専用の靴の着用 (3)適切な方法による衣服・靴の着用(※)								
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限								
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒								
9 海外使用物品の持ち込み制限								
10 (1)給餌施設への排泄物混入防止対策 (2)飼料保管場所への排泄物混入防止対策								
11 飲用に適した水の給与								
12 (1)衛生管理区域への野生動物侵入対策(※) (2)家きん舎への野生動物侵入対策 (3)破損箇所の定期的確認及び修繕 (4)排せつ物処理施設への野生動物侵入対策(※)								
13 (1)家きん舎の破損箇所の修繕 (2)家きん舎のねずみ・害虫の駆除								
14 家きん舎・器具の清掃又は消毒								
15 空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒								
16 適切な密度での飼養								

- (注) 1 下線は当省が付した。
- 2 本表においては、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する農場に関する内容は、省略している。
- 3 口蹄疫に関する防疫対策強化通知は、平成 24 年 3 月以降、毎年発出されているが、ほぼ同内容となっているため、例として、25 年度の通知の内容を記載した。
また、高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策強化通知についても、平成 23 年 9 月以降、毎年発出されているが、ほぼ同内容となっているため、例として、25 年度の通知の内容を記載した。
- 4 平成 26 年度に発出された「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」(平成 26 年 12 月 8 日付け 26 消安第 4383 号農林水産省消費・安全局長通知)においては、「対象農場及び対象農場以外の農場であって、家畜防疫員による立入検査の実施が平成 27 年 1 月以降になる農場に対しては、立入検査に先立ち、定期報告書(家畜伝染病予防法施行規則別記様式第 14 号)の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、直ちに飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。」が明記されている。
- 5 高病原性鳥インフルエンザ等に関する防疫対策強化通知の「家きん農場の飼養衛生管理チェック表(平成 26 年度)」においては、平成 25 年度のチェックシートと比べて、次のとおり、内容が変更されている。
- i) 10(2)に「給水施設に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。」が新規追加されている。
- ii) 平成25年度のチェックシートの「17(1) 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。(※)」が26年度のチェックシートでは「4(3)」に、同様に、「17(2) 運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。(※)」が「4(4)」に項目番号が変更されている。
- iii) 上記 ii) により、平成25年度のチェックシートの「18」以降の番号が、26年度チェックシートでは、1つずつ繰り上がっている。

表2-(4)-ア-③ 調査対象17道府県（20家畜保健衛生所）における家畜防疫員一人当たりの農場数・飼養頭数及び立入検査の実施状況

区分	調査対象家畜保健衛生所	家畜防疫員数 A	農場数		飼養頭数		立入検査の実施状況	
			B	家畜防疫員一人当たり B/A	C	家畜防疫員一人当たり C/A	立入検査の対象農場 (防疫指針に定められた対象農場との違い)	立入検査の対象農場と実施頻度
防疫指針に沿って対象農場に対する年1回以上の立入検査を実施できているもの 7府県(7家畜保健衛生所)	大阪府 (大阪府家畜保健衛生所)※	18	82	<u>5</u>	4,446	<u>247</u>	防疫指針と同じ	(対象農場に年2回実施)
	福岡県 (中央家畜保健衛生所)	18	186	<u>10</u>	31,429	<u>1,746</u>	防疫指針と同じ	(対象農場に年2回実施)
	新潟県 (中央家畜保健衛生所)※	17	179	<u>11</u>	17,876	<u>1,052</u>	防疫指針と同じ	(対象農場に年1回以上実施)
	山梨県 (西部家畜保健衛生所)	11	148	<u>13</u>	16,798	<u>1,527</u>	防疫指針と同じ	(対象農場に年1回以上実施(鶏農場は年2回))
	鳥取県 (倉吉家畜保健衛生所)	17	259	<u>15</u>	36,330	<u>2,137</u>	防疫指針には定められていない4頭以下の豚農場及び100羽未満の鶏農場を含む全農場を対象	(対象農場に年1回実施)
	熊本県 (中央家畜保健衛生所)	19	615	<u>32</u>	42,050	<u>2,213</u>	防疫指針には定められていない4頭以下の豚農場及び100羽未満の鶏農場を含む全農場を対象	(対象農場に年1回以上実施)
	栃木県 (県北家畜保健衛生所)	19	1,116	<u>59</u>	143,060	<u>7,529</u>	防疫指針と同じ	(対象農場に年1回実施)

区分	調査対象家畜 保健衛生所	家畜 防疫員数 A	農場数		飼養頭数		立入検査の対象農場 (防疫指針に定められた対象農 場との違い)	立入検査の実施状況
			B	家畜防疫員 人当たり B/A	C	家畜防疫員 人当たり C/A		
防疫指針に 定められて いる1頭の牛 農場を対象 農場から除 外している場 合や、畜種 によって年1 回の立入検 査を実施で きていない 場合がある など、防疫指 針に沿って 対象農場に 対する年1回 以上の立入 検査を実施 できていない もの	愛知県 (中央家畜保健 衛生所)	30	267	9	43,887	1,463	防疫指針に定められている1 頭の牛農場又は5頭の豚農場 を对象から除外 鶏農場は、防疫指針と同じ	(対象農場に年1回以上実施)
	宮城県 (仙台家畜保健 衛生所)※	16	285	18	15,810	988	防疫指針と同じ	24か月齢以上の乳用牛又は肉用繁殖雌牛農場は5年に1回(家畜伝 染病予防法第5条の規定に基づくヨーネ病等の検査に併せて実施) 肥育牛又は肥育豚のみを飼養する農場は、同検査の対象外のため、 立入検査を未実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	愛知県 (東部家畜保健 衛生所)	24	656	27	142,274	5,928	防疫指針に定められている1 頭の牛農場又は5頭の豚農場 を对象から除外 鶏農場は、防疫指針と同じ	(対象農場に年1回以上実施)
	秋田県 (北部家畜保健 衛生所)	8	324	41	55,502	6,938	防疫指針と同じ	家畜伝染病予防法第5条の規定に基づくヨーネ病等の検査に併せて実 施しているため、検査対象の牛又は豚を飼養していない農場は立入検 査を未実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	群馬県 (中部家畜保健 衛生所)※	15	691	46	127,073	8,472	防疫指針と同じ	大規模農場以外の搾乳牛又は繁殖和牛農場は4年に1回(家畜伝染 病予防法第5条の規定に基づくヨーネ病等の検査に併せて実施) (上記以外の対象農場は年1回実施)
	宮城県 (北部家畜保健 衛生所)※	17	1,093	64	63,411	3,730	防疫指針と同じ	24か月齢以上の乳用牛又は肉用繁殖雌牛農場は5年に1回(家畜伝 染病予防法第5条の規定に基づくヨーネ病等の検査に併せて実施) 肥育牛又は肥育豚のみを飼養する農場は、同検査の対象外のため、 立入検査を未実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	島根県 (出雲家畜保健 衛生所)	9	584	65	21,359	2,373	防疫指針と同じ	10頭未満の肉用牛農場は2年に1回 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	北海道 (網走家畜保健 衛生所)※	18	1,166	65	198,832	11,046	防疫指針と同じ	大規模農場以外の牛農場は3年に1回(家畜伝染病予防法第5条の 規定に基づくヨーネ病等の検査に併せて実施) 検査対象の牛又は豚を飼養していない農場は立入検査を未実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)

区分	調査対象家畜 保健衛生所	家畜 防疫 員数 A	農場数		飼養頭数		立入検査の対象農場 (防疫指針に定められた対象農 場との違い)	立入検査の実施状況
			B	B/A	C	C/A		
	北海道 (十勝家畜保健 衛生所)※	27	1,766	<u>65</u>	436,385	<u>16,162</u>	防疫指針と同じ	大規模農場以外の牛農場は5年に1回(家畜伝染病予防法第5条の 規定に基づくヨウネ病等の検査に併せて実施) 検査対象の牛を飼養していない農場は立入検査を未実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	宮崎県 (宮崎家畜保健 衛生所)※	34	2,368	<u>70</u>	263,115	<u>7,739</u>	防疫指針と同じ	大規模農場以外の牛農場は3年に1回 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	沖縄県 (中央家畜保健 衛生所)※	13	980	<u>75</u>	54,515	<u>4,193</u>	防疫指針と同じ	牛農場は、ワクチン接種を行う農場を中心に実施しているが、体制 上、対象農場全てに立入検査を年1回実施することができない。 大規模農場以外の豚農場は3年に1回 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	鹿児島県 (肝属家畜保健 衛生所)※	11	1,123	<u>102</u>	122,850	<u>11,168</u>	防疫指針と同じ	牛又は豚農場は、対象農場数が多く、体制上、対象農場全てに立入 検査を年1回実施することができないため、未実施の場合は翌年度に 優先して実施 (上記以外の対象農場は年1回実施)
	岩手県 (県南家畜保健 衛生所)※	18	3,336	<u>185</u>	169,796	<u>9,433</u>	防疫指針と同じ	大規模農場以外の牛農場は5年に1回(家畜伝染病予防法第5条の 規定に基づくヨウネ病等の検査に併せて実施) (上記以外の対象農場は年1回実施)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「家畜防疫員数」欄は、平成26年4月1日現在の家畜防疫員数である。

3 「農場数」及び「飼養頭数」の各欄は、平成26年の定期報告済み農場数及び当該農場の飼養頭数である。飼養頭数は、牛、豚、鶏の飼養頭羽数を換算係数(牛:
豚:鶏=1:0.2:0.01)に基づき牛の頭数に換算したものである。

なお、「調査対象家畜保健衛生所」欄に※印を付した家畜保健衛生所については、管内に定期報告が一部行われていない農場が存在するが(項目2(3)参照)、該
当農場数が不明のため、これら農場を含めていない。

4 本表でいう防疫指針は、防疫指針(口蹄疫)及び防疫指針(鳥インフルエンザ)を指し、これらの防疫指針には、1頭以上の牛農場、5頭以上の豚農場、100羽以上
の鶏農場など一定の頭羽数の家畜を飼養する農場に対し、原則として年1回以上立入検査を実施することとされている。

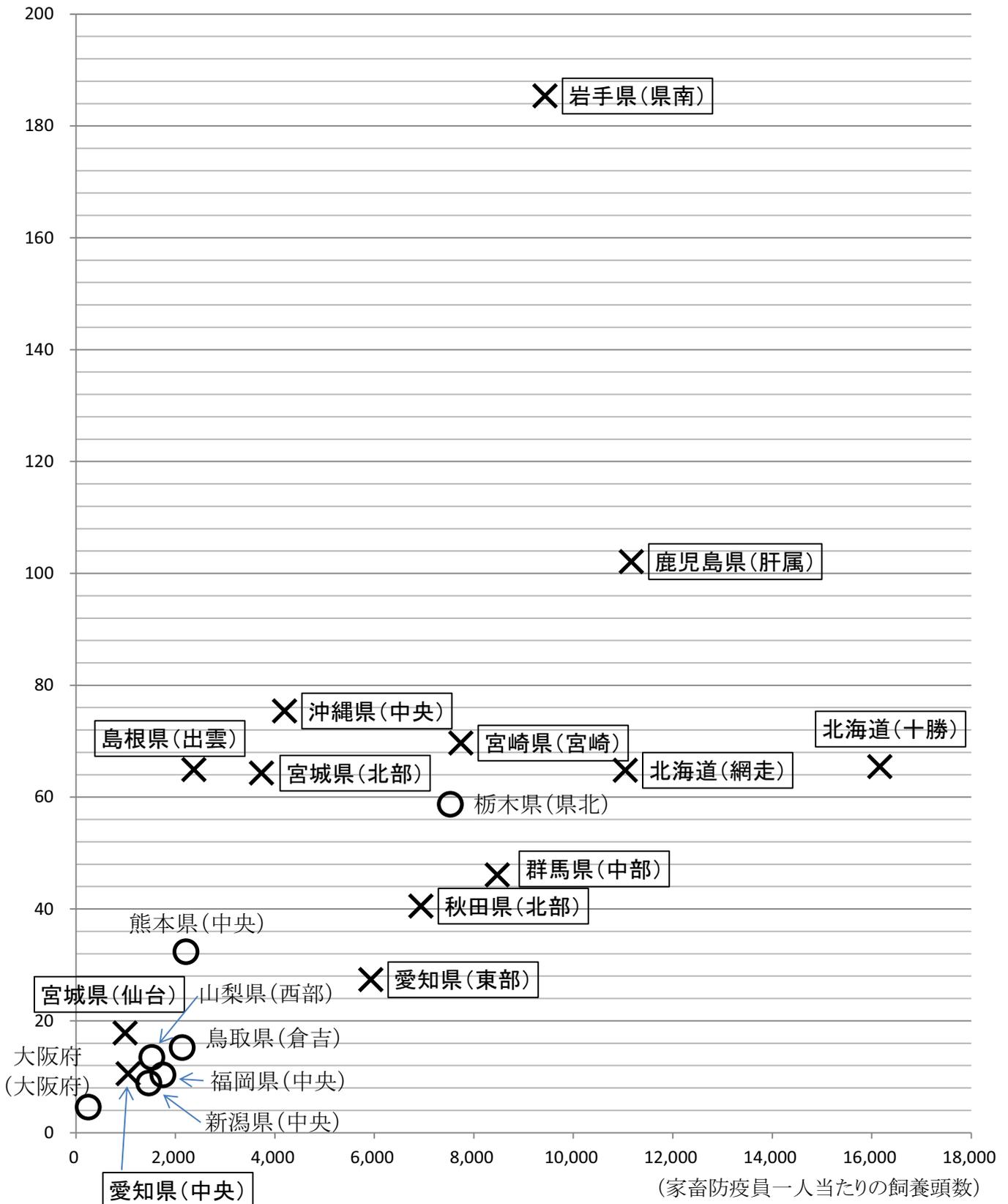
愛知県においては、家畜伝染病予防法施行規則第21条の3に定められた小規模所有者(牛にあっては1頭、豚にあっては6頭未満飼養する家畜の所有者)の農場を立
入検査の対象外としている。

5 「立入検査の実施状況」欄は、平成26年度における立入検査の対象農場に対する実施状況である。

(家畜防疫員一人当たりの農場数)

○:7府県(7家畜保健衛生所)

×:10府県(13家畜保健衛生所)



(注)1 表2-(4)-ア-③の調査対象家畜保健衛生所別の「家畜防疫員一人当たりの農場数」及び「家畜防疫員一人当たりの飼養頭数」を図にしたものである。

2 表中の「○」は防疫指針に沿った年1回以上の立入検査を実施できている家畜保健衛生所、「×」は年1回以上の立入検査を実施できていない家畜保健衛生所を示す。

表 2-(4)-ア-④ 平成 26 年 4 月に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された熊本県の
鶏農場に対する農林水産省による疫学調査の概要及び同県における指導の
状況

飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目		農林水産省疫学調査 チームによる調査概要	家畜保健衛生所に よる立入検査の結果	熊本県の見解
野生動物の侵入 防止のためのネット 等の設置、点検及 び修繕	防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。	発生鶏舎は、壁面に金網（マス目は5cmと比較的大きい）が設置され、遮光カーテン及び防鳥ネットで覆うことによって、野鳥等の侵入を防止。 <u>金網には、複数箇所破損が認められ、防鳥ネットの覆いにも隙間が認められた。</u>	24年度：遵守 （指導なし） 25年度：遵守 （指導なし）	立入検査は鶏が飼養されている状態の中で行うため、鶏への影響を考慮し、農林水産省の疫学調査のように鶏舎の隅々を詳細に調査することはできない。 また、100mほどの鶏舎が数本ある場合には、限られた時間の中で可能な限り破損等の確認を行っているが、全ての鶏舎の隅々を確認するには限界がある。
	定期的に防鳥ネット等の破損箇所を確認し、遅延なく破損箇所を修繕している。	鶏舎出入口には、前室はなく、金属製の引戸とネットの扉が設置されていたが、 <u>ネットの扉は閉めても上部に大きな隙間が認められ、ネット自体にも損傷が認められた。</u>	24年度：遵守 （指導なし） 25年度：遵守 （指導なし）	
ねずみ及び害虫の駆除	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく、修繕している。	<u>発生鶏舎の側壁にはネズミ等が出入り可能な隙間が認められた。</u>	24年度：遵守 （指導なし） 25年度：遵守 （指導なし）	県では、防疫指針を踏まえ、県内の全農場に対し年1回以上の立入検査を実施しているが、1日に複数の農場に対し立入検査を実施しているため、農場への指導に十分な時間をかけることができていない。
	家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている。	ネズミ対策として、月に1回、鶏舎内に殺鼠剤を設置。	24年度：遵守 （指導なし） 25年度：遵守 （指導なし）	

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-ア-⑤ 飼養衛生管理基準の項目と定期報告の内容の比較
(牛又は豚農場)

飼養衛生管理基準の項目 (概要)		定期報告の内容
第一	家畜防疫に関する最新情報の把握	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。
第二	衛生管理区域の設定	(添付書類) (注3)
第三	衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限	(添付書類) (注3)
	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	(該当項目なし)
	衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。
	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。(豚に限る。)
	他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴(渡航歴)を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。
	他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。
	海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。
	処理済みの飼料の利用	家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。(豚に限る。)
第四	野生動物等からの病原体の侵入防止	(該当項目なし)
	飲用に適した水の給与	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。
第五	畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。 家畜の体液(牛において、生乳を除く。)が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに(豚において、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに)交換又は消毒をしている。
	空房、空ハッチ又は空舎の清掃及び消毒	空になった畜舎(豚に限る。)、畜房又はハッチ(牛に限る。)の清掃及び消毒をしている。
	密飼いの防止	(添付書類) (注3)
第六	特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	(該当項目なし)
	特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。
	毎日の健康観察	毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。
	家畜を導入する際の健康観察等	(該当項目なし)
	家畜の出荷又は移動時の健康観察等	出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。
第七	埋却等の準備	(添付書類) (注3)

飼養衛生管理基準の項目（概要）		定期報告の内容
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。
第九 大規模所有者に関する追加措置 (注4)	獣医師等の健康管理指導	(添付書類) (注3)
	通報ルールの作成等	(添付書類) (注3)
飼養衛生管理基準のうち定期報告にはない項目数		牛4項目、豚4項目

(鶏農場)

飼養衛生管理基準の項目（概要）		定期報告の内容
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握		自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。
第二 衛生管理区域の設定		(添付書類) (注3)
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限	(添付書類) (注3)
	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	(該当項目なし)
	衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の消毒	衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を行っている。
	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎専用の靴を設置し、着用している。
	他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置	衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。
	他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。
	海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止	給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止	(該当項目なし)
	飲用水の消毒	野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。
	野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している 定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行っている。
	ねずみ及び害虫の駆除	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行っている。
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保	家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。
	空舎又は空ケージの清掃及び消毒	空になった家きん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。
	密飼いの防止	(添付書類) (注3)
第六	特定症状が確認された場	(該当項目なし)

飼養衛生管理基準の項目（概要）		定期報告の内容
家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処	合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	
	特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止	家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。
	毎日の健康観察	毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。
	家きんを導入する際の健康観察等	(該当項目なし)
	家きんの出荷又は移動時の健康観察	出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。
第七 埋却等の準備		(添付書類) (注3)
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。
第九 大規模所有者に関する追加措置 (注4)	獣医師等の健康管理指導	(添付書類) (注3)
	通報ルールの作成等	(添付書類) (注3)
飼養衛生管理基準のうち定期報告にはない項目数		4項目

- (注) 1 飼養衛生管理基準、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 及び同条に規定する別記様式第 14 号を基に当省が作成した。
- 2 網掛けは、飼養衛生管理基準の項目にはあるものの、定期報告にはないものを示す。
- 3 「(添付書類)」は、家畜伝染病予防法施行規則様式第 14 号には含まれていないため、家畜の所有者が、都道府県に対し、遵守状況の確認結果を報告することとされていないが、衛生管理区域等を明示した平面図など、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 の規定に基づき、飼養衛生管理基準の項目の状況が把握できる書類を定期報告に添付することとされている項目を示す。
- 4 「第九 大規模所有者に関する追加措置」の 2 項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

表 2-(4)-ア-⑥ 非常勤職員等や自衛防疫団体を活用し、農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導が行われている例

取組内容	該当道県数
立入検査業務に非常勤職員等の活用が行われているもの	7 道県
個人開業の獣医師や関係機関・団体に所属する獣医師を非常勤の家畜防疫員として任命し、立入検査業務を行わせているもの	6 道県 (北海道、宮城県、岩手県、秋田県、島根県、宮崎県)
非常勤の家畜防疫員として任命されていないものの、獣医師資格を保有する県の退職者を家畜防疫指導員として再雇用し、家畜防疫員が行う立入検査に同行させ、その補助をさせているもの	1 県 (鹿児島県)
自衛防疫団体に対し、家畜保健衛生所による立入検査とは別に、農場における飼養衛生管理基準の確認・指導が委託されているもの	2 県 (宮城県：一般社団法人宮城県畜産協会に対し委託し、同協会は、平成 26 年度に 30 農場を対象に確認・指導を実施) ・(秋田県：公益社団法人秋田県農業公社に対し委託し、同公社は、平成 25 年度に 320 農場を対象に確認・指導を実施) (注 2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 公益社団法人秋田県農業公社においては、4 年間で県内の全ての農場に対し確認等を実施する予定であるが、平成 27 年 4 月末現在、委託事業の 26 年度実績の集計が完了していないため、25 年度の実績を記載した。

表 2-(4)-ア-⑦ 家畜の所有者から農場への立入りを拒否されたことなどにより、立入検査を実施していない例

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果
北海道 (網走家畜保健衛生所)	<p>牛の大規模農場に対して年 1 回、立入検査を実施することとしている。</p> <p>当省が立入検査の実施状況を調査したところ、1 農場 (注 1) について、平成 24 年度以降、立入検査を実施していない状況がみられた (注 2)。</p> <p>網走家畜保健衛生所は、この状況について、平成 24 年度に 2 回 (平成 24 年 11 月、25 年 3 月) にわたって、事前に連絡した上で、立入検査の実施のため農場に往訪したもののいずれも家畜の所有者が不在であるとの理由で立入りを拒否されたこと、25 年度 (4 月) には、再度、立入検査の実施のため農場に往訪したところ、家畜の所有者が在宅していたものの立入検査に応じなかったことから、これまで立入検査を実施できず、家畜の所有者が立入検査に応じない理由も不明であるとしている。</p> <p>(注 1) 当該農場は、平成 25 年度時点では大規模農場に区分されていたが、飼養頭数が減少したため、26 年度からは大規模農場以外の農場となっている。</p> <p>(注 2) 平成 26 年 11 月末現在の状況である。</p>
岩手県 (県南家畜保健衛生所)	<p>5 頭以上の豚農場及び 100 羽以上の鶏農場に対して年 1 回、立入検査を実施することとしている。</p> <p>当省が立入検査の実施状況を調査したところ、2 豚農場 (うち 1 農場は大規模農場) については平成 25 年度以降、3 採卵鶏農場のうち 1 農場については 22 年度以降、2 農場については 24 年度以降、立入検査を実施していない状況がみられた (注)。</p> <p>県南家畜保健衛生所は、これらの 5 農場に対する立入検査を実施しなかった理由について、電話により実施日等の調整を行ったが、最終的に家畜の所有者の承諾が得られなかったためであるとしている。</p> <p>(注) 平成 26 年 10 月 21 日現在の状況である。</p>
秋田県 (北部家畜保健衛生所)	<p>5 頭以上の豚農場に対して年 1 回、立入検査を実施することとしている。</p> <p>当省が立入検査の実施状況を調査したところ、種豚を育成する 1 農場において、家畜防疫員による農場への立入りについて承諾が得られなかったとして、平成 25 年度以降、立入検査を実施していない状況がみられた (注)。</p> <p>(注) 平成 26 年 9 月 24 日現在の状況である。</p>
群馬県 (中部家畜保健衛生所)	<p>大規模農場以外の搾乳牛又は繁殖和牛農場に対しては 4 年に 1 回、豚又は鶏農場に対しては年 1 回、立入検査を実施することとしている。</p> <p>当省が平成 25 年度における立入検査の実施状況を調査したところ、203 牛農場 (いずれも大規模農場以外の農場)、59 豚農場及び 3 鶏農場について、立入検査を実施していない状況がみられた (注)。</p> <p>中部家畜保健衛生所は、各農場の立入検査を実施していない理由を記録していないため、詳細は不明としているが、家畜伝染病等が流行していることを理由として家畜防疫員による農場への立入りを拒否された又は日程調整が整わなかったなど、家畜の所有者の承諾が得られなかった場合があるとしている。</p> <p>(注) 平成 26 年 9 月 16 日現在の状況である (調査時点で廃業又は廃業予定の農場を除く。)</p>
島根県 (出雲家畜保健衛生所)	<p>平成 25 年度において、10 頭未満の肉用牛農場に対して 2 年に 1 回の実施頻度としているものの、10 頭以上の肉用牛農場に対しては年 1 回立入検査を実施することとしている。</p>

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果
生所)	<p>当省が立入検査の実施状況を調査したところ、年1回立入検査を実施することとされている10頭以上の肉用牛農場(5農場)について、家畜の所有者と日程調整が整わなかったとして、平成24年度以降、一度も立入検査を実施していない状況がみられた(注)。</p> <p>なお、出雲家畜保健衛生所は、平成24年度の立入検査の実施に当たっては、23年度から規模の拡大が行われた農場及び23年度の立入検査で指導を行った農場に対し、立入検査を実施することとしていたが、当該5農場における24年度の立入検査が未実施の理由は記録していないため、不明である。</p> <p>(注)平成26年9月5日現在の状況である。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-ア-⑧ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知)における立入検査に応じない場合の対応に関する内容(抜粋)

<p>(別紙1) 家きんの飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について</p> <p>6 その他</p> <p>(3) <u>長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合、その原因を分析をした上で、立入検査の実施を見込めないと判断したときは、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。</u></p>

(注) 下線は当省が付した。

勸告	説明図表番号
<p>イ 長期未改善となっている飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の充実</p> <p>都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう、必要な指導及び助言、勧告並びに命令をすることができ、農林水産省は、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインにおいて、以下のとおり、都道府県に対して示している。</p> <p>① 飼養衛生管理基準の遵守状況の把握等の結果、家畜の飼養に係る衛生管理について改善する必要があると認めるときは、当該家畜の所有者に対し、家畜伝染病予防法第 12 条の 5 の規定による指導又は助言をする（以下「家畜伝染病予防法の規定による指導・助言」という。）。</p> <p>② ①にかかわらず、飼養衛生管理基準の違反が、i) 過失による一時的なものであるなど、軽微なものであり、かつ、常習性が認められないこと、又は ii) やむを得ない事情によるものであると認められることのいずれかに該当する場合であって、家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしているときは、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言に代えて、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の定めるところにより、必要な指導又は助言（以下「行政手続法の定めるところによる行政指導」という。）をすることができる（注 1）。</p> <p>③ ②の場合において、家畜の所有者が正当な理由なく行政手続法の定めるところによる行政指導に従わず、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認められるときは、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言をする。</p> <p>④ 家畜伝染病予防法の規定による指導・助言は、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインに定められた指導・助言書を交付して行う。</p> <p>また、農林水産省は、毎年度発出する防疫対策強化通知により、都道府県に対し、立入検査で農場における飼養衛生管理基準の遵守状況等の確認を行い、飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認し、行政手続法の定めるところによる行政指導に対する改善が認められない農場に対して、家畜伝染病予防法第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 の規定に基づく指導等を検討するよう通知している。</p> <p>（注 1）行政手続法においては、行政指導について、その内容は相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることなどが規定されている。また、行政指導は必ずしも文書で行われるものでなく、口頭によることも可能であるが、その場で完了する行為を求めるものなどを除き、相手方から行政指導の趣旨等を記載した書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないとされている。</p> <p>今回、調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における農場に対する立入検査時の飼養衛生管理基準に係る指導等の状況を調査したところ、以下のとおり、飼養衛生管理基準の項目が複数年にわたり連続して遵守されておらず、また、これに対する指導等が適切に行われていない状況などがみられた。</p>	<p>表 2-(4)-イ-①</p> <p>表 2-(4)-ア-② (再掲)</p>

① 農場における飼養衛生管理基準の遵守状況

調査した 17 道府県（20 家畜保健衛生所）において抽出した 2,476 農場のうち、平成 23 年度から 26 年度（26 年度については 4 月から 10 月）までの間に飼養衛生管理基準の遵守について家畜保健衛生所から指導等を受けたことがある 1,794 農場の違反内容及び違反状態の継続状況を調査した結果、表 1 のとおり、830 農場（飼養衛生管理基準が遵守されていない 1,794 農場の約 46%）において、飼養衛生管理基準の同一項目について複数年にわたり連続して遵守されておらず、家畜保健衛生所による指導等が繰り返し行われているものの違反状態が継続している状況が、調査した全ての家畜保健衛生所においてみられた。

表 2-(4)-イ-②
- i ~ iii

表 1 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況

区分	抽出調査した農場数	飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数	同一項目が 4 年間連続して遵守されていない農場数	同一項目が 3 年間連続して遵守されていない農場数	同一項目が 2 年間連続して遵守されていない農場数
牛農場	1,205 農場	1,021 農場	575 農場 (56.3%)	0 農場 (0%)	202 農場 (19.8%)	419 農場 (41.0%)
豚農場	587 農場	374 農場	149 農場 (39.8%)	0 農場 (0%)	45 農場 (12.0%)	114 農場 (30.5%)
鶏農場	684 農場	399 農場	106 農場 (26.6%)	8 農場 (2.0%)	34 農場 (8.5%)	66 農場 (16.5%)
計	2,476 農場	1,794 農場	830 農場 (46.3%)	8 農場 (0.4%)	281 農場 (15.7%)	599 農場 (33.4%)

(注) 1 当省の調査結果（平成 23 年度から 26 年度（4 月から 10 月まで）の状況）による。

2 「同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数」欄は、「同一項目が 4 年間連続して遵守されていない農場数」欄、「同一項目が 3 年間連続して遵守されていない農場数」欄又は「同一項目が 2 年間連続して遵守されていない農場数」欄に該当する実農場数を計上した。

3 各欄の上段は農場数、下段は該当する農場数を「飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数」で除した割合を示す。

一方、複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目をみると、表 2 のとおり、畜種によって違いはあるものの、飼養衛生管理基準が遵守されていない 1,794 農場のうち、「車両用の消毒薬の常設」は 255 農場（約 14%）、「立入者用の消毒薬の常設」は 119 農場（約 7%）、「車両消毒の実施」は 274 農場（約 15%）、「立入者の消毒の実施」は 168 農場（約 9%）、「立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管」は 376 農場（21%）となっており、いずれの畜種においても遵守されていない割合が比較的高くなっていた。

表 2-(4)-イ-③
- i ~ iii

特に、「車両用の消毒薬の常設」及び「立入者用の消毒薬の常設」については、家畜伝染病等の病原体の侵入を防止するための措置として最も重要かつ効

果的・効率的な手段であることに鑑み、飼養衛生管理基準に定められているだけでなく、家畜伝染病予防法第8条の2においても設置が義務付けられたものであり、法律で義務付けられた基本的な衛生管理も十分に遵守されていない状況となっている。

表 2-(4)-イ-④

表 2 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の主な項目

飼養衛生管理基準の 主な項目	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数			
	牛農場	豚農場	鶏農場	計
車両用の消毒薬の常設	209 農場 (20.5%)	20 農場 (5.3%)	26 農場 (6.5%)	255 農場 (14.2%)
立入者用の消毒薬の常設	98 農場 (9.6%)	11 農場 (2.9%)	10 農場 (2.5%)	119 農場 (6.6%)
車両消毒の実施	208 農場 (20.4%)	41 農場 (11.0%)	25 農場 (6.3%)	274 農場 (15.3%)
立入者の消毒の実施	109 農場 (10.7%)	32 農場 (8.6%)	27 農場 (6.8%)	168 農場 (9.4%)
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	283 農場 (27.7%)	59 農場 (15.8%)	34 農場 (8.5%)	376 農場 (21.0%)

(注) 1 当省の調査結果（平成 23 年度から 26 年度（4 月から 10 月まで）の状況）による。

2 各欄の上段は農場数、下段は該当する農場数を表 1 の「飼養衛生管理基準が遵守されていない農場数」で除した割合を示す。

このような状況がみられる理由について、調査対象とした道府県（家畜保健衛生所）の中には、取組の必要性についての理解が十分でない家畜の所有者がみられることなどにより、指導等を行っても、改善が図られないとする意見のほか、3 県 3 家畜保健衛生所（岩手県（県南家畜保健衛生所）、熊本県（中央家畜保健衛生所）及び鹿児島県（肝属家畜保健衛生所））では、家畜保健衛生所の体制により、長期未改善を解消するための指導等を十分に行うことができないとする意見もみられた。

表 2-(4)-イ-⑤

しかしながら、当省の調査結果においてみられたように、家畜の所有者が遵守すべき最低限の規範である飼養衛生管理基準について、長期にわたり遵守されていない状態が継続しているにもかかわらず、それを道府県（家畜保健衛生所）が放置することは、家畜伝染病等の病原体の侵入防止のリスクを最小限に食い止める観点から、看過できない。

② 家畜伝染病予防法等に基づく指導の状況

調査した 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における飼養衛生管理基準が遵守されていない 1,794 農場に対する家畜保健衛生所の指導等の根拠を調査した結果、以下のとおり、全ての家畜保健衛生所で、飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されておらず、指導等が繰り返し行われている農場がみられたにもかかわらず、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインにのっとって家畜伝染病予防法の規定による指導・助言等が行われて

表 2-(4)-イ-⑥

いない状況がみられた。

- i) 立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うとしているが、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインに定められた指導・助言書を家畜の所有者に交付せず、口頭による指導のみ行っており、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の手続として適切ではないもの（群馬県（中部家畜保健衛生所））
- ii) 立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う指導等は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言や、行政手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと誤認しているもの（岩手県（県南家畜保健衛生所）、山梨県（西部家畜保健衛生所）、鳥取県（倉吉家畜保健衛生所）、福岡県（中央家畜保健衛生所）、熊本県（中央家畜保健衛生所）及び宮崎県（宮崎家畜保健衛生所）の6県6家畜保健衛生所）

この誤認により、農林水産省に対して行っている衛生管理の状況等の報告通知に基づく指導等の実績報告において、飼養衛生管理基準の違反に対し指導等を行っているにもかかわらず、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の実績及び行政手続法の定めるところによる行政指導の実績をいずれも無しとして報告しているなど、不正確なものとなっている。

- iii) 立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインで定められた要件に該当するか否かの判断を行わず、違反内容にかかわらず、一律に行政手続法の定めるところによる行政指導を行っているもの（上記 i) 及び ii) 以外の 10 道府県 13 家畜保健衛生所）

このように家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインにのっとりた指導等が行われていない原因としては、i) 行政手続法の定めるところにより必要な指導等を行うことができるとする、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインに定められた「違反が軽微なもの」、「家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしているとき」などの要件が不明確で、判断が難しい、ii) 家畜の所有者に指導事項の改善を強く求めることにより、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜伝染病予防法に基づく円滑な業務運営に支障が生じることや、家畜の所有者に改善に要する負担が生じることなどを懸念し、家畜伝染病予防法第 12 条の 6 第 1 項の規定による勧告、さらには同条第 2 項の規定による命令、同法第 66 条の規定による命令に従わない場合の罰則など一連の手続に踏み込むことを避け、安易に行政指導を継続していることによるものと考えられる。

表 2-(4)-イ-⑦

③ 飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断の状況

調査した 17 道府県における飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断の状況をみると、愛知県及び鳥取県においては、家畜防疫員によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なることがないよう、判断基準を作成しており、

表 2-(4)-イ-⑧

また、熊本県においては、判断基準の作成が検討されていた。

一方、残る 14 道府県においては、地域や農場ごとに飼養形態や畜舎の状況等の実情が異なることなどを理由として、判断基準の作成やその検討を行っておらず（注 2）、以下の例がみられたように、農林水産省において、都道府県に対し、飼養衛生管理基準の統一的な判断基準や飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断に当たっての考え方を示していないことが原因となっていると考えられる。

i) 同一の農場で飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている（北海道（十勝家畜保健衛生所）及び群馬県（中部家畜保健衛生所））。

ii) 異なる農場間で飼養衛生管理の状況に相違がないにもかかわらず、農場によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている（群馬県（中部家畜保健衛生所）及び福岡県（中央家畜保健衛生所））。

（注 2）調査した家畜保健衛生所だけでなく、道府県本庁担当課に対する調査でも同様の状況となっていることが確認されたため、道府県単位としている。

【所見】

したがって、農林水産省は、農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、家畜保健衛生所の度重なる指導等にもかかわらず飼養衛生管理基準が遵守されず、違反状態が継続している家畜の所有者に対しては、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うとともに、当該指導等に従わず、違反状態の改善が見込めない場合には、その原因を分析した上で、同法第 12 条の 6 の規定による勧告及び命令、命令に従わない場合の罰則適用など、家畜伝染病予防法に基づく一連の手続により厳正に対処するよう指導すること。
- ② 家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の例外とされる行政手続法の定めるところによる行政指導に該当する場合の要件の明確化、該当事例の具体化など、家畜伝染病予防法に基づく指導等に関するガイドラインの内容を見直すとともに、衛生管理の状況等の報告通知に基づく指導等の実績報告が正確なものとなるよう、都道府県に対し、適切な指導を行うこと。
- ③ 飼養衛生管理基準の遵守・不遵守に関する判断が、年度や農場によって異なることがないよう、判断に当たっての統一的な考え方を具体的に定めるとともに、都道府県に対し、適切な指導を行うこと。

表 2-(4)-イ-⑨

表 2-(4)-イ-⑩
- i、ii

表 2-(4)-イ-① 家畜伝染病予防法に基づく指導及び助言並びに勧告及び命令に関する規定等の内容（抜粋）

○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

（指導及び助言）

第12条の5 都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第12条の6 都道府県知事は、前条の指導又は助言をした場合において、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第4条の2第3項若しくは第5項、第5条第1項、第6条第1項、第9条、第12条の6第2項、第26条第1項又は第30条（第5条第1項、第6条第1項、第9条、第26条第1項及び第30条については、第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三～十六 （略）

○ 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）

第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

2 都道府県取組

(3) 飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者に対しては、随時、法（注）に基づく指導・助言、勧告及び命令を行う。

（注）家畜伝染病予防法を指す。

○ 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」

平成23年10月1日農林水産大臣公表	平成27年9月9日農林水産大臣公表
第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 2 都道府県取組 (3) <u>飼養衛生管理基準を遵守していない家さんの所有者に対しては、随時、法（注）に基づく指導・助言、勧告及び命令を行う。</u>	第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 2 都道府県取組 (4) <u>飼養衛生管理基準を遵守していない家さんの所有者に対しては、随時、法（注）に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。</u>

（注）1 家畜伝染病予防法を指す。

2 防疫指針（鳥インフルエンザ）については、当省の調査実施後（平成27年9月9日）に全部変更が行われたため、本表においては、23年10月1日の防疫指針の内容も併記した。

○ 「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」(平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)

1 趣旨

家畜の伝染性疾患の防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」である。

このうち、家畜の伝染性疾患の発生の予防を図るためには、家畜の所有者(当該家畜を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。)において、飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(以下「法」という。)第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。)に従って家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることにより、日頃から家畜の伝染性疾患の病原体の農場への侵入防止措置が徹底されていることが何よりも重要である。

このガイドラインは、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、家畜の伝染性疾患の発生予防対策の強化を図るため、都道府県知事が行う法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関する技術的な助言として定めるものである。

2及び3 (略)

4 指導及び助言(法第12条の5関係)

(1) 指導及び助言の実施

① 都道府県知事は、3による飼養衛生管理基準の遵守状況の把握等の結果、家畜の所有者における家畜の飼養に係る衛生管理について改善する必要があると認めるときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の5の規定による指導又は助言をするものとする。

② 都道府県は、①にかかわらず、飼養衛生管理基準の違反が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合であって、家畜の所有者が直ちに改善措置を講じようとしているときは、法第12条の5の規定による指導及び助言に代えて、行政手続法(平成5年法律第88号)の定めるところにより、必要な指導又は助言をすることができる。

イ 当該違反が、過失による一時的なものであるなど、軽微なものであり、かつ、常習性が認められないこと。

ロ 当該違反が、やむを得ない事情によるものであると認められること。

③ ②の場合において、家畜の所有者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わず、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、都道府県知事は、当該家畜の所有者に対し、法第12条の5の規定による指導又は助言をするものとする。

④ 法第12条の5の規定による指導及び助言は、別記様式第1号による指導・助言書を交付して行うものとする。

なお、改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。

(別記様式第1号)

指導・助言書

番 号
年 月 日

殿

(被指導・助言者の氏名又は名称及び住所)

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の5の規定に基づき、下記のとおり指導・助言を行います。

記

- 1 農場の名称及び所在地
- 2 指導・助言の原因となる事実
- 3 指導・助言の内容
- 4 改善措置を講ずべき期限
- 5 その他必要な事項

(2) 指導及び助言の記録

都道府県は、法第12条の5の規定による指導若しくは助言又は(1)の②による指導若しくは助言をしたときは、これらの指導又は助言に関する事項を別記様式第2号による指導等記録簿（略）に記録するものとする。

5 勧告（法第12条の6第1項関係）

(1) 勧告の実施

① 都道府県知事は、4の(1)により法第12条の5の規定による指導又は助言を受けた家畜の所有者が正当な理由なく当該指導又は助言に従わず、4の(1)の④の指導・助言書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第1項の規定による勧告をするものとする。

② 法第12条の6第1項の規定による勧告は、別記様式第3号による勧告書（略）を交付して行うものとする。

なお、改善措置を講ずべき期限については、当該改善措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。

(2) 勧告の記録

都道府県は、法第12条の6第1項の規定による勧告をしたときは、当該勧告に関する事項を別記様式第2号による指導等記録簿（略）に記録するものとする。

6 命令（法第12条の6第2項関係）

(1) 命令の実施

① 都道府県知事は、5の(1)により法第12条の6第1項の規定による勧告を受けた家畜の所有者が、5の(1)の②の勧告書に定められた改善措置を講ずべき期限を経過しても、なお正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該家畜の所有者に対し、法第12条の6第2項の規定による命令をするものとする。

② 法第12条の6第2項の規定による命令は、別記様式第4号による命令書（略）を交付して行うものとする。

なお、勧告に係る措置を講ずべき期限については、当該措置の内容を考慮して適切に設定するものとする。

(2) 弁明の機会の付与

都道府県知事は、法第12条の6第2項の規定による命令をする場合には、家畜の所有者に対し、行政手続法の定めるところにより、弁明の機会を付与するものとする。

(3) 命令の記録

都道府県は、法第12条の6第2項の規定による命令をしたときは、当該命令に関する事

項を別記様式第2号の指導等記録簿（略）に記録するものとする。

(4) 告発

都道府県は、家畜の所有者が法第12条の6第2項の規定による命令に違反したときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき告発をしなければならない。

7 （略）

○ 行政手続法（平成5年法律第88号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 （略）

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

七・八 （略）

（行政指導の一般原則）

第32条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

（行政指導の方式）

第35条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

- 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
- 二 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

（注） 下線及び表中の（注）は当省が付した。

表2-(4)-イ-②- i 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況(牛農場)

(単位：農場数、%)

調査対象 家畜保健衛生所	抽出農場数	飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数		同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数			同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数		同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数		
		A	B	B/A	実農場数		延べ農場数	C	C/B	D	D/B
					C+D	(C+D)/B					
年1回以上の立入検査を実施できている7府県(7家畜保健衛生所)の合計	384	340	88.5%	261	76.8%	289	136	40.0%	153	45.0%	
栃木県(県北)	56	53	94.6%	39	73.6%	39	29	54.7%	10	18.9%	
新潟県(中央)	40	40	100.0%	25	62.5%	26	12	30.0%	14	35.0%	
山梨県(西部)	78	72	92.3%	40	55.6%	40	29	40.3%	11	15.3%	
大阪府(大阪府)	46	34	73.9%	32	94.1%	52	26	76.5%	26	76.5%	
鳥取県(倉吉)	64	59	92.2%	56	94.9%	58	3	5.1%	55	93.2%	
福岡県(中央)	60	42	70.0%	39	92.9%	44	36	85.7%	8	19.0%	
熊本県(中央)	40	40	100.0%	30	75.0%	30	1	2.5%	29	72.5%	
年1回以上の立入検査を実施できていない10道県(13家畜保健衛生所)の合計	821	681	82.9%	314	46.1%	332	66	9.7%	266	39.1%	
北海道(網走)	69	32	46.4%	1	3.1%	1	0	0.0%	1	3.1%	
北海道(十勝)	49	38	77.6%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	
宮城県(仙台)	20	20	100.0%	1	5.0%	1	0	0.0%	1	5.0%	
宮城県(北部)	20	20	100.0%	12	60.0%	12	0	0.0%	12	60.0%	
岩手県(県南)	40	28	70.0%	1	3.6%	1	0	0.0%	1	3.6%	
秋田県(北部)	221	200	90.5%	132	66.0%	132	0	0.0%	132	66.0%	
群馬県(中部)	40	31	77.5%	23	74.2%	23	3	9.7%	20	64.5%	
愛知県(中央)	40	24	60.0%	9	37.5%	10	3	12.5%	7	29.2%	
愛知県(東部)	40	27	67.5%	4	14.8%	4	0	0.0%	4	14.8%	
島根県(出雲)	100	98	98.0%	42	42.9%	43	4	4.1%	39	39.8%	
宮崎県(宮崎)	40	21	52.5%	1	4.8%	1	0	0.0%	1	4.8%	
鹿児島県(肝属)	102	102	100.0%	88	86.3%	104	56	54.9%	48	47.1%	
沖縄県(中央)	40	40	100.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	
17道府県(20家畜保健衛生所)の合計	<u>1,205</u>	<u>1,021</u>	84.7%	<u>575</u>	<u>56.3%</u>	621	<u>202</u>	19.8%	<u>419</u>	41.0%	

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「延べ農場数」欄は、「同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数」欄及び「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄の合計を計上しており、「実農場数」欄は、延べ農場数のうち、重複する農場を1農場として計上している。

表2-(4)-イ-②-ii 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況(豚農場)

(単位:農場数、%)

調査対象 家畜保健衛生所	抽出農場数	飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数		同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数		同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数			
						実農場数		延べ農場数			
						A	B	A/B	C+D	(C+D)/B	C+D
年1回以上の立入検査を実施できている13道府県(15家畜保健衛生所)の合計	469	298	63.5%	142	47.7%	152	44	14.8%	108	36.2%	
北海道(網走)	31	12	38.7%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	
北海道(十勝)	46	31	67.4%	3	9.7%	3	0	0.0%	3	9.7%	
岩手県(県南)	40	9	22.5%	3	33.3%	3	0	0.0%	3	33.3%	
栃木県(県北)	40	25	62.5%	4	16.0%	4	0	0.0%	4	16.0%	
群馬県(中部)	40	5	12.5%	4	80.0%	4	3	60.0%	1	20.0%	
新潟県(中央)	45	40	88.9%	20	50.0%	20	0	0.0%	20	50.0%	
山梨県(西部)	17	13	76.5%	8	61.5%	8	6	46.2%	2	15.4%	
愛知県(中央)	36	29	80.6%	23	79.3%	33	10	34.5%	23	79.3%	
愛知県(東部)	40	39	97.5%	7	17.9%	7	1	2.6%	6	15.4%	
大阪府(大阪府)	11	7	63.6%	7	100.0%	7	0	0.0%	7	100.0%	
鳥取県(倉吉)	21	19	90.5%	19	100.0%	19	1	5.3%	18	94.7%	
島根県(出雲)	4	3	75.0%	1	33.3%	1	0	0.0%	1	33.3%	
福岡県(中央)	19	11	57.9%	11	100.0%	11	11	100.0%	0	0.0%	
熊本県(中央)	39	38	97.4%	26	68.4%	26	6	15.8%	20	52.6%	
宮崎県(宮崎)	40	17	42.5%	6	35.3%	6	6	35.3%	0	0.0%	
年1回以上の立入検査を実施できていない4県(5家畜保健衛生所)の合計	118	76	64.4%	7	9.2%	7	1	1.3%	6	7.9%	
宮城県(仙台)	1	1	100.0%	1	100.0%	1	0	0.0%	1	100.0%	
宮城県(北部)	38	10	26.3%	1	10.0%	1	0	0.0%	1	10.0%	
秋田県(北部)	25	23	92.0%	3	13.0%	3	0	0.0%	3	13.0%	
鹿児島県(肝属)	14	14	100.0%	2	14.3%	2	1	7.1%	1	7.1%	
沖縄県(中央)	40	28	70.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	
17道府県(20家畜保健衛生所)の合計	587	374	63.7%	149	39.8%	159	45	12.0%	114	30.5%	

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「延べ農場数」欄は、「同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数」欄及び「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄の合計を計上しており、「実農場数」欄は、延べ農場数のうち、重複する農場を1農場として計上している。

表2-(4)-イ-②-iii 飼養衛生管理基準の同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない状況(鶏農場)

(単位:農場数、%)

調査対象 家畜保健衛生所	抽出 農場 数	飼養衛生管 理基準が遵 守されてい ない項目が みられた農 場数		同一項目が複数年にわたり連 続して遵守されていない農場			同一項目が4 年間連続で 遵守されて いない農場 数		同一項目が3 年間連続で 遵守されて いない農場 数		同一項目が2 年間連続で 遵守されて いない農場 数		
		A	B	B/A	実農場数		延べ農場数	C	C/B	D	D/B	E	E/B
					C+D+ E	(C+D +E) /B							
北海道(網走)	14	8	57.1%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
北海道(十勝)	24	13	54.2%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
宮城県(仙台)	20	8	40.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
宮城県(北部)	20	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
岩手県(県南)	40	10	25.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
秋田県(北部)	101	92	91.1%	5	5.4%	5	0	0.0%	4	4.3%	1	1.1%	
栃木県(県北)	23	19	82.6%	4	21.1%	5	1	5.3%	2	10.5%	2	10.5%	
群馬県(中部)	38	14	36.8%	9	64.3%	9	0	0.0%	1	7.1%	8	57.1%	
新潟県(中央)	35	28	80.0%	4	14.3%	4	0	0.0%	0	0.0%	4	14.3%	
山梨県(西部)	48	29	60.4%	19	65.5%	19	0	0.0%	12	41.4%	7	24.1%	
愛知県(中央)	44	17	38.6%	1	5.9%	1	0	0.0%	1	5.9%	0	0.0%	
愛知県(東部)	38	31	81.6%	6	19.4%	6	4	12.9%	2	6.5%	0	0.0%	
大阪府(大阪府)	25	8	32.0%	3	37.5%	3	0	0.0%	0	0.0%	3	37.5%	
鳥取県(倉吉)	34	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
島根県(出雲)	16	7	43.8%	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
福岡県(中央)	41	21	51.2%	15	71.4%	15	0	0.0%	0	0.0%	15	71.4%	
熊本県(中央)	40	34	85.0%	27	79.4%	27	0	0.0%	11	32.4%	16	47.1%	
宮崎県(宮崎)	40	30	75.0%	4	13.3%	4	3	10.0%	0	0.0%	1	3.3%	
鹿児島県(肝属)	3	3	100.0%	1	33.3%	2	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%	
沖縄県(中央)	40	27	67.5%	8	29.6%	8	0	0.0%	0	0.0%	8	29.6%	
17道府県(20家畜保健衛生所)の合計	684	399	58.3%	106	26.6%	108	8	2.0%	34	8.5%	66	16.5%	

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「延べ農場数」欄は、「同一項目が4年間連続で遵守されていない農場数」欄、「同一項目が3年間連続で遵守されていない農場数」欄及び「同一項目が2年間連続で遵守されていない農場数」欄の合計を計上しており、「実農場数」欄は、延べ農場数のうち、重複する農場を1農場として計上している。

3 17道府県(20家畜保健衛生所)は全て、100羽以上の鶏農場に対する年1回以上の立入検査を実施できている。

表2-(4)-イ-③- i 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目(牛農場)

(単位:農場数、%)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が3年間にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が2年間にわたり連続して遵守されていない農場数	
	農場数	%	農場数	%	農場数	%
防疫に関する情報の把握	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%
衛生管理区域の設定	19	1.9%	7	0.7%	12	1.2%
衛生管理区域の境界の明瞭化	5	0.5%	0	0.0%	5	0.5%
人・車両の入場制限	75	7.3%	5	0.5%	70	6.9%
車両用の消毒薬の常設	209	20.5%	31	3.0%	178	17.4%
車両消毒の実施	208	20.4%	72	7.1%	136	13.3%
立入者用の消毒薬の常設	98	9.6%	15	1.5%	83	8.1%
立入者の消毒の実施	109	10.7%	28	2.7%	81	7.9%
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	42	4.1%	9	0.9%	33	3.2%
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	34	3.3%	3	0.3%	31	3.0%
海外使用物品の持ち込み制限	37	3.6%	7	0.7%	30	2.9%
給餌施設への排泄物混入防止対策	59	5.8%	8	0.8%	51	5.0%
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	20	2.0%	5	0.5%	15	1.5%
飲用に適した水の給与	28	2.7%	12	1.2%	16	1.6%
畜舎・器具の清掃又は消毒	32	3.1%	7	0.7%	25	2.4%
使用物品の家畜ごとの交換	41	4.0%	2	0.2%	39	3.8%
畜舎・畜房・ハッチの洗浄及び消毒	59	5.8%	21	2.1%	38	3.7%
適切な密度での飼養	4	0.4%	4	0.4%	0	0.0%
家畜保健衛生所への連絡体制の確保	3	0.3%	0	0.0%	3	0.3%
家畜の異状時の獣医師の診療・指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
毎日の家畜の健康観察	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%
導入元の疾病発生状況等の確認	108	10.6%	9	0.9%	99	9.7%
導入畜の隔離の実施	147	14.4%	11	1.1%	136	13.3%
移動前の健康状態の確認	4	0.4%	2	0.2%	2	0.2%
埋却・焼却・化製処理の準備	78	7.6%	14	1.4%	64	6.3%
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	283	27.7%	100	9.8%	183	17.9%
獣医師による定期指導	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
従業員による通報体制の確保	2	0.2%	0	0.0%	2	0.2%

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「%」は、調査した17道府県(20家畜保健衛生所)において、飼養衛生管理基準が遵守されていなかった1,021農場に対する割合である。

3 「獣医師による定期指導」及び「従業員による通報体制の確保」の2項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

表2-(4)-イ-③- ii 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目(豚農場)

(単位:農場数、%)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が3年間にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が2年間にわたり連続して遵守されていない農場数	
	農場数	割合(%)	農場数	割合(%)	農場数	割合(%)
防疫に関する情報の把握	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
衛生管理区域の設定	6	1.6%	0	0.0%	6	1.6%
衛生管理区域の境界の明瞭化	4	1.1%	0	0.0%	4	1.1%
人・車両の入場制限	2	0.5%	0	0.0%	2	0.5%
車両用の消毒薬の常設	20	5.3%	10	2.7%	10	2.7%
車両消毒の実施	41	11.0%	3	0.8%	38	10.2%
立入者用の消毒薬の常設	11	2.9%	6	1.6%	5	1.3%
立入者の消毒の実施	32	8.6%	5	1.3%	27	7.2%
衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	20	5.3%	7	1.9%	13	3.5%
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	5	1.3%	1	0.3%	4	1.1%
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	2	0.5%	1	0.3%	1	0.3%
海外使用物品の持ち込み制限	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%
適切に処理された食品循環資源の利用	7	1.9%	2	0.5%	5	1.3%
給餌施設への排泄物混入防止対策	21	5.6%	3	0.8%	18	4.8%
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	5	1.3%	0	0.0%	5	1.3%
飲用に適した水の給与	8	2.1%	5	1.3%	3	0.8%
畜舎・器具の洗浄又は消毒	13	3.5%	1	0.3%	12	3.2%
使用物品の家畜ごとの交換	34	9.1%	3	0.8%	31	8.3%
畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	10	2.7%	1	0.3%	9	2.4%
適切な密度での飼養	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家畜保健衛生所への連絡体制の確保	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%
家畜の異状時の獣医師の診療・指導	2	0.5%	0	0.0%	2	0.5%
毎日の家畜の健康観察	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
導入元の疾病発生状況等の確認	4	1.1%	1	0.3%	3	0.8%
導入畜の隔離の実施	5	1.3%	0	0.0%	5	1.3%
移動前の健康状態の確認	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
埋却・焼却・化製処理の準備	29	7.8%	5	1.3%	24	6.4%
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	59	15.8%	13	3.5%	46	12.3%
獣医師による定期指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
従業員による通報体制の確保	2	0.5%	0	0.0%	2	0.5%

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「%」は、調査した17道府県(20家畜保健衛生所)において、飼養衛生管理基準が遵守されていない374農場に対する割合である。

3 「獣医師による定期指導」及び「従業員による通報体制の確保」の2項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

表2-(4)-イ-③-iii 複数年にわたり連続して遵守されていない飼養衛生管理基準の項目(鶏農場)

(単位:農場数、%)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が4年間にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が3年間にわたり連続して遵守されていない農場数		同一項目が2年間にわたり連続して遵守されていない農場数	
	農場数	%	農場数	%	農場数	%	農場数	%
防疫に関する情報の把握	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
衛生管理区域の設定	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
衛生管理区域の境界の明瞭化	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
人・車両の入場制限	2	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.5%
車両用消毒薬の常設	26	6.5%	4	1.0%	3	0.8%	19	4.8%
車両消毒の実施	25	6.3%	4	1.0%	2	0.5%	19	4.8%
立入者用の消毒薬の常設	10	2.5%	1	0.3%	2	0.5%	7	1.8%
立入者の消毒の実施	27	6.8%	2	0.5%	5	1.3%	20	5.0%
衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	13	3.3%	0	0.0%	4	1.0%	9	2.3%
家きん舎ごとの専用の靴の着用	28	7.0%	1	0.3%	5	1.3%	22	5.5%
立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	3	0.8%	1	0.3%	0	0.0%	2	0.5%
海外使用物品の持ち込み制限	3	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.8%
給餌施設への排泄物混入防止対策	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
飼料保管場所への排泄物混入防止対策	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
飲用に適した水の給与	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家きん舎への野生動物侵入対策	6	1.5%	0	0.0%	4	1.0%	2	0.5%
破損箇所等の定期的確認及び修繕	6	1.5%	0	0.0%	1	0.3%	5	1.3%
家きん舎の破損箇所の修繕	4	1.0%	3	0.8%	0	0.0%	1	0.3%
家きん舎のねずみ・害虫の駆除	1	0.3%	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%
家きん舎・器具の清掃又は消毒	5	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	5	1.3%
空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	4	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.0%
適切な密度での飼養	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家畜保健衛生所への連絡体制の確保	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
家きんの異状時の獣医師の診療・指導	15	3.8%	0	0.0%	6	1.5%	9	2.3%
毎日の家きんの健康観察	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
導入元の疾病発生状況等の確認	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
導入家きんの隔離の実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
移動前の健康状態の確認	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
埋却・焼却・化製処理の準備	9	2.3%	7	1.8%	1	0.3%	1	0.3%
立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	34	8.5%	2	0.5%	14	3.5%	18	4.5%
獣医師による定期指導	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
従業員による通報体制の確保	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注)1 当省の調査結果(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)による。

2 「%」は、調査した17道府県(20家畜保健衛生所)のうち、飼養衛生管理基準が遵守されなかった399農場(16道府県(18家畜保健衛生所)に対する割合である。

3 「獣医師による定期指導」及び「従業員による通報体制の確保」の2項目については、大規模所有者のみに遵守が義務付けられている飼養衛生管理基準の項目である。

表 2-4-イ-④ 家畜伝染病予防法第 8 条の 2 に基づく消毒設備の設置等に関する規定
(抜粋)

○ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

(消毒設備の設置等の義務)

第8条の2 政令で定める家畜の所有者は、農林水産省令の定めるところにより、畜舎その他の農林水産省令で定める施設及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）の出入口付近に、特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

2 前項の設備が設置されている同項の施設に入る者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、自らその身体を消毒するとともに、当該施設に持ち込む物品であって農林水産省令で定めるものを消毒しなければならない。

3 第一項の設備が設置されている同項の施設の敷地に車両を入れる者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第8条の2、第18条、第21条第2項、第23条第1項、第24条、第25条第1項、第4項若しくは第6項、第26条第4項若しくは第6項、第28条第2項又は第28条の2第1項（第8条の2、第18条、第23条第1項、第24条、第25条第1項、第4項及び第6項、第26条第4項及び第6項、第28条第2項並びに第28条の2第1項については、第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二～十六 （略）

○ 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）

(消毒設備の設置の義務に係る家畜)

第2条 法第8条の2第1項の政令で定める家畜は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥とする。

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）

(消毒設備の設置)

第14条の2 法第8条の2第1項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 次条に規定する畜舎等の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であって、当該畜舎等に入る者の身体及び当該畜舎等に持ち込む第14条の6の物品を消毒するためのものを設置すること。

二 次条に規定する畜舎等の敷地（第14条の4の畜舎等の敷地を除く。）の出入口付近に、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であって、当該敷地に入れる車両を消毒するためのものを設置すること。

(消毒設備の設置の義務に係る施設)

第14条の3 法第8条の2第1項の農林水産省令で定める施設は、畜舎及びふ卵舎（以下「畜舎等」という。）とする。

(消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地)

第14条の4 法第8条の2第1項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている畜舎等の敷地とする。

(消毒の方法)

第14条の5 法第8条の2第2項及び第3項の規定による消毒は、医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては医薬品医療機器等法第52条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員又は獣医師の指示に従うものとする。

(消毒義務の対象となる物品)

第14条の6 法第8条の2第2項の農林水産省令で定める物品は、畜舎等に入る者が当該畜舎等に入る前に、当該畜舎等の敷地外にある畜産関係施設等（畜舎等及びその敷地、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産に係る施設及び場所をいう。以下同じ。）において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該畜舎等において飼養される家畜に直接接触して使用されるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-4-I-⑤ 飼養衛生管理基準が遵守されていないにもかかわらず、改善が図られないことに関する調査対象道府県（家畜保健衛生所）の主な意見の概要

(指導等を行っても、改善が図られないとする意見)

- 消毒の実施に関しては、
 - i) 消毒設備や消毒薬の購入経費や維持管理経費の負担が大きいことを理由として、未実施となっているとするもの
 - ii) 車両消毒設備の設置区域と畜舎が近接しているため、家畜に消毒液が付着することを懸念し、消毒を行わずに洗浄のみで済ませる家畜の所有者がみられるとするもの
 - iii) 車両や衛生管理区域に立ち入る者への消毒の意識が低下している家畜の所有者がみられるとするもの
- 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管に関しては、
 - i) 衛生管理区域内には畜産関連業者などの関係者以外の立入りを禁止していることを理由として、記帳の必要がないと考える家畜の所有者がみられるとするもの
 - ii) 記帳しても家畜伝染病等の発生予防やまん延の防止につながらないと主張し、取組の必要性について理解が得られないとするもの

(家畜保健衛生所の体制により、長期未改善を解消するための指導等を十分に行うことができないとする意見)

- 大規模農場以外の牛農場については、管内に立入検査の対象となる農場数が多く、5年に1回の実施頻度となっているが、1日に複数の農場に対し立入検査を実施しなければならず、1農場に充てられる検査時間が5分程度と限られているため、飼養衛生管理基準のうち消毒等に関する項目以外の項目については、遵守状況を確認するのみで、改善指導を十分に行うことができない。(岩手県(県南家畜保健衛生所))
- 防疫指針を踏まえ、県内の農場に対し年1回の立入検査を実施しているが、全ての農場に対し立入検査を実施することを優先し、1日に複数の農場に立入検査を実施しているため、飼養衛生管理基準が遵守できていない農場に対する改善指導に十分な時間をかけることができない。(熊本県(中央家畜保健衛生所))
- 管内に立入検査の対象となる農場数が多く、対象農場に対し可能な限り立入検査を実施することを業務上優先しているため、農場別に飼養衛生管理基準が遵守されていない理由や事情を記録・整理する時間がなく、過去の指導等の経緯を踏まえた改善指導を十分に行うことができない。(鹿児島県(肝属家畜保健衛生所))

(注) 当省の調査結果による。

表2-(4)-イ-⑥ 調査対象17道府県(20家畜保健衛生所)における行政手続法の定めるところによる行政指導及び家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の状況

区分	調査対象道府県	調査対象家畜保健衛生所	飼養衛生管理基準の遵守状況 (表2-(4)-イ-②-1~③)				飼養衛生管理基準の違反による行政指導等の根拠	農林水産省に対する報告(県全体の実績)の状況				
			農場区分	抽出農場数	飼養衛生管理基準が遵守されている項目がみられた農場数	同一項目が複数年にわたって連続して違反していない項目がみられた農場数		報告区分	行政手続法の定めるところによる行政指導の実績	家畜伝染病予防法による指導・助言の報告実績	飼養衛生管理基準の違反に対し指導等が行われているにもかかわらず、不正確な報告となっている場合、その理由等	
家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うっており、手続として適切ではないもの(1県1家畜保健衛生所)	群馬県	中部家畜保健衛生所	牛農場	40農場	31農場	23農場	全て家畜伝染病予防法の規定による指導・助言(口頭)の根拠(飼養衛生管理基準の違反に対する指導等)の手続を定めた県の規程上、行政手続法の定めるところによる行政指導を行うことは予定していないため、全て家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うこととしている。その際、家畜伝染病予防法の指導等に関するガイドラインと異なり、まず口頭による指導を行い、正当な理由なく指導に従わない場合には文書による指導を行うこととしているが、飼養衛生管理基準の違反状態が改善されないにもかかわらず、これまで文書による指導実績はない)	15農場	0農場	0農場	飼養衛生管理基準の違反に関する指導は全て家畜伝染病予防法の規定による指導・助言としているが、平成23年、24年、24年度の行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績には、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の実績を限って報告	
			豚農場	40農場	5農場	4農場		55農場	0農場	0農場		
			鶏農場	38農場	14農場	9農場		144農場	72農場	0農場		0農場
			計	118農場	50農場	36農場		0農場	115農場	0農場		0農場
立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う口頭指導は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも行政手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと認識しているため、平成24年度の行政指導の報告実績を除外し、0農場と報告	岩手県	県南家畜保健衛生所	牛農場	40農場	28農場	1農場	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言、行政手続法の定めるところによる行政指導のいずれにも該当しない指導	0農場	0農場	0農場	立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う口頭指導は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも行政手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと認識しているため、平成24年度の行政指導の報告実績を除外し、0農場と報告	
			豚農場	40農場	9農場	3農場		0農場	0農場	0農場		
			鶏農場	40農場	10農場	0農場		759農場	0農場	0農場		
			計	120農場	47農場	4農場		0農場	0農場	0農場		
(6県6家畜保健衛生所)	山梨県	西部家畜保健衛生所	牛農場	78農場	72農場	40農場	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言、行政手続法の定めるところによる行政指導のいずれにも該当しない指導	0農場	0農場	0農場	立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う指導等は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも行政手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと認識しているため、いずれの指導等の報告実績も「0農場」と報告	
			豚農場	17農場	13農場	8農場		0農場	0農場	0農場		
			鶏農場	48農場	29農場	19農場		0農場	0農場	0農場		
			計	143農場	114農場	67農場		0農場	0農場	0農場		
倉吉家畜保健衛生所	鳥取県	倉吉家畜保健衛生所	牛農場	64農場	59農場	56農場	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言、行政手続法の定めるところによる行政指導のいずれにも該当しない指導	0農場	0農場	0農場	立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う指導等は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも行政手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと認識しているため、いずれの指導等の報告実績も「0農場」と報告	
			豚農場	21農場	19農場	19農場		0農場	0農場	0農場		
			鶏農場	34農場	0農場	0農場		0農場	0農場	0農場		
			計	119農場	78農場	75農場		0農場	0農場	0農場		
中央家畜保健衛生所	福岡県	中央家畜保健衛生所	牛農場	60農場	42農場	39農場	行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみが該当し、立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う口頭指導は、行政指導にも家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも当たらないと認識しているため、いずれの指導等の報告実績も「0農場」と報告	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみが該当し、立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行う口頭指導は、行政指導にも家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも当たらないと認識しているため、いずれの指導等の報告実績も「0農場」と報告	
			豚農場	19農場	11農場	11農場		0農場	0農場	0農場		
			鶏農場	41農場	21農場	15農場		0農場	0農場	0農場		
			計	120農場	74農場	65農場		0農場	0農場	0農場		

区分	調査対象道府県	調査対象家畜保健衛生所	飼養衛生管理基準の遵守状況 (表2-(4)-イ①-1～③)				飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の根拠	農林水産省に対する報告(県全体の実績)の状況				
			農産区分	抽出農場数	飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数	同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		報告区分	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の報告実績	家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の報告実績	飼養衛生管理基準の違反に対し指導等が行われているにもかかわらず、不正確な報告となっている場合、その理由等
熊本市	宮崎県	中央家畜保健衛生所	牛農場	40農場	40農場	30農場	飼養衛生管理基準の違反による行政指導・助言、行政手続法の定めるところによる行政指導のいずれにも該当しない指導	23年実績	0農場	0農場	0農場	立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行行政指導等は、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも行政手続法の定めるところによる行政指導にも当たらないと認識していたため、行政指導の報告実績には、立入検査の実施農場を報告し、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言には「0農場」と報告
			豚農場	39農場	38農場	26農場		24年実績	451農場	0農場	0農場	
			鶏農場	40農場	34農場	27農場		24年度実績	3,667農場	0農場	0農場	
			計	119農場	112農場	83農場		25年度実績	3,559農場	0農場	0農場	
宮崎県	宮崎県	宮崎家畜保健衛生所	牛農場	40農場	21農場	1農場	家畜伝染病予防法の規定による行政指導・助言、行政手続法の定めるところによる行政指導のいずれにも該当しない指導	23年実績	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみが該当し、立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行行政指導は、行政指導にも家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも当たらないと認識していたため、行政指導の報告実績には文書指導の実績のみを報告し、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言には「0農場」と報告
			豚農場	40農場	17農場	6農場		24年実績	1農場	0農場	0農場	
			鶏農場	40農場	30農場	4農場		24年度実績	1農場	0農場	0農場	
			計	120農場	68農場	11農場		25年度実績	1農場	0農場	0農場	
北海道	北海道	網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所	牛農場	118農場	70農場	1農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(これまで飼養衛生管理基準の周知に重点を置いていたため、立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合は、その違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)	23年実績	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導については文書指導のみが該当し、立入検査時に飼養衛生管理基準の違反を確認した場合に行行政指導は、行政指導にも家畜伝染病予防法の規定による指導・助言にも当たらないと認識していたため、行政指導の報告実績には文書指導の実績のみを報告し、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言には「0農場」と報告
			豚農場	77農場	43農場	3農場		24年実績	274農場	0農場	0農場	
			鶏農場	38農場	21農場	0農場		24年度実績	607農場	0農場	0農場	
			計	233農場	134農場	4農場		25年度実績	402農場	0農場	0農場	
宮城県	宮城県	仙台家畜保健衛生所及び北郷家畜保健衛生所	牛農場	40農場	40農場	13農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の手続を定めた県の規程に基づき、飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)	23年実績	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績については、平成24年の報告実績以降、改めて報告
			豚農場	39農場	11農場	2農場		24年実績	0農場	0農場	0農場	
			鶏農場	40農場	8農場	0農場		24年度実績	671農場	0農場	0農場	
			計	119農場	59農場	15農場		25年度実績	1,233農場	0農場	0農場	
秋田県	秋田県	北部家畜保健衛生所	牛農場	221農場	200農場	132農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)	23年実績	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績については、平成24年の報告実績以降、改めて報告
			豚農場	25農場	23農場	3農場		24年実績	58農場	0農場	0農場	
			鶏農場	101農場	92農場	5農場		24年度実績	5農場	0農場	0農場	
			計	347農場	315農場	140農場		25年度実績	12農場	0農場	0農場	
栃木県	栃木県	県北家畜保健衛生所	牛農場	56農場	53農場	39農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の手続を定めた県の規程に基づき、飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)	23年実績	7農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績については、平成24年の報告実績以降、改めて報告
			豚農場	40農場	25農場	4農場		24年実績	246農場	0農場	0農場	
			鶏農場	23農場	19農場	4農場		24年度実績	952農場	0農場	0農場	
			計	119農場	97農場	47農場		25年度実績	1,534農場	0農場	0農場	
新潟県	新潟県	中央家畜保健衛生所	牛農場	40農場	40農場	25農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)	23年実績	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績については、平成24年の報告実績以降、改めて報告
			豚農場	45農場	40農場	20農場		24年実績	135農場	0農場	0農場	
			鶏農場	35農場	28農場	4農場		24年度実績	289農場	0農場	0農場	
			計	120農場	108農場	49農場		25年度実績	219農場	0農場	0農場	
愛知県	愛知県	中央家畜保健衛生所及び東郷家畜保健衛生所	牛農場	80農場	51農場	13農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の手続を定めた県の規程に基づき、飼養衛生管理基準の違反を確認した場合、違反内容にかかわらず、全て行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)	23年実績	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績については、平成24年の報告実績以降、改めて報告
			豚農場	76農場	68農場	30農場		24年実績	341農場	0農場	0農場	
			鶏農場	82農場	48農場	7農場		24年度実績	750農場	0農場	0農場	
			計	238農場	167農場	50農場		25年度実績	823農場	0農場	0農場	

区分	調査対象道府県	調査対象家畜保健衛生所	飼養衛生管理基準の遵守状況 (表2-(4)-イ②-1～iii)			飼養衛生管理基準の違反に対する指導等の根拠	農林水産省に対する報告(県全体の実績)の状況					
			抽出農場数	飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数	飼養衛生管理基準が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数		報告区分	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績	家畜伝染病予防法による指導・助言の報告実績	飼養衛生管理基準の違反に対し指導等が行われているにもかかわらず、不正確な報告となっている場合、その理由等		
大阪府	大阪府家畜保健衛生所	牛農場	46農場	34農場	32農場	全て行政手続法の定めるところによる行政指導(家畜の所有者との関係や飼養衛生管理基準の違反を改善するための家畜の所有者の負担などを考慮し、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うこととしておらず、違反内容にかかわらず、行政手続法の定めるところによる行政指導を行っている)	0農場	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみが該当すると認識していたため、いずれの指導等の報告実績も0農場と報告	
		豚農場	11農場	7農場	7農場		0農場	0農場	0農場	0農場		
		鶏農場	25農場	8農場	3農場		0農場	0農場	0農場	0農場		
		計	82農場	49農場	42農場		0農場	0農場	0農場	0農場		
		牛農場	100農場	98農場	42農場		23年実績	189農場	0農場	0農場	0農場	
		豚農場	4農場	3農場	1農場		24年実績	649農場	0農場	0農場	0農場	
		鶏農場	16農場	7農場	0農場		24年度実績	248農場	0農場	0農場	0農場	
		計	120農場	108農場	43農場		25年度実績	749農場	0農場	0農場	0農場	
		牛農場	102農場	102農場	88農場		23年実績	1農場	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導の報告実績については、平成24年の報告実績には正確な指導実績を報告したが、24年度の報告実績以降は、担当者が、行政指導の報告実績には、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言、命令を行なったものを報告すると誤って認識していたため、10農場と報告
		豚農場	14農場	14農場	2農場		24年実績	1,899農場	0農場	0農場	0農場	
		鶏農場	3農場	3農場	1農場		24年度実績	0農場	0農場	0農場	0農場	
		計	119農場	119農場	91農場		25年度実績	0農場	0農場	0農場	0農場	
鹿児島県	肝属家畜保健衛生所	牛農場	40農場	40農場	0農場		23年実績	0農場	0農場	0農場	行政手続法の定めるところによる行政指導には文書指導のみが該当すると認識していたため、北部家畜保健衛生所で行われた文書指導の実績のみ報告	
		豚農場	40農場	28農場	0農場		24年実績	1農場	1農場	0農場		
		鶏農場	40農場	27農場	8農場		24年度実績	0農場	0農場	0農場		
		計	120農場	95農場	8農場		25年度実績	0農場	0農場	0農場		
沖縄県	中央家畜保健衛生所	牛農場	40農場	40農場	0農場		23年実績	0農場	0農場	0農場		
		豚農場	40農場	28農場	0農場		24年実績	1農場	1農場	0農場		
		鶏農場	40農場	27農場	8農場		24年度実績	0農場	0農場	0農場		
		計	120農場	95農場	8農場		25年度実績	0農場	0農場	0農場		

(注)1 当省の調査結果による。

2 「抽出農場数」欄、「飼養衛生管理基準が遵守されていない項目がみられた農場数」欄及び「同一項目が複数年にわたり連続して遵守されていない農場数」欄は、表2-(4)-イ②-i～iiiによる(平成23年度から26年度(26年度については4月から10月)までの状況)。

3 「農林水産省に対する報告(県全体の実績)の状況」欄は、衛生管理の状況等の報告通知に基づき、調査対象17道府県が農林水産省による「衛生管理の状況等の公表結果」による。「農林水産省は、都道府県からの報告を受けて、「衛生管理の状況等の公表結果」において、平成23年(平成23年10月1日から12月31日まで)、24年(24年1月1日から6月15日まで)、24年度(24年4月1日から25年3月31日まで)、25年度(25年4月1日から26年3月31日まで)の行政手続法の定めるところによる行政指導、家畜伝染病予防法に基づく指導等の実績を公表している。

4 北海道においては、平成24年度に1農場に対し家畜伝染病予防法の規定による指導・助言の実績があると報告されているが、北海道(本庁担当課)は、家畜保健衛生所が行政手続法の定めるところによる行政指導の実績を誤って計上したものであったとしており、本表では、実績なしとした。

表 2-(4)-イ-⑦ 飼養衛生管理基準が遵守されていない家畜の所有者に対し、家畜伝染病予防法に基づき、指導事項の改善を厳格に求めることに関する調査対象道府県（家畜保健衛生所）の主な意見の概要

- 家畜の所有者が改善の意思を示していることや飼養衛生管理基準の違反が軽微であることなど、悪質な違反がみられないことを理由として、指導事項の改善を強く求めているとするもの
- 指導事項の改善を強く求めることにより、家畜の所有者との関係が悪化し、家畜保健衛生所の業務等に支障が生じることや、家畜の所有者の負担が増加し、結果として廃業に至るなどの畜産振興への影響が生じることが懸念されるとするもの
- 指導事項の改善を強く求めるのではなく、飼養衛生管理基準の周知や理解の促進に重点を置いた指導を行う方が飼養衛生管理基準の遵守につながるのではないかと考えているとするもの
- 農場の敷地内に埋却地を確保できない場合など、飼養衛生管理基準の違反がやむを得ない事情によるものであることを理由として、指導事項の改善を強く求めているとするもの
- 管理する農場数が多く、年 1 回の立入検査を実施することができない農場がある中で、指導文書の作成や家畜伝染病予防法に基づく指導等に従わない事態が生じた場合の罰則適用に係る事務などの指導事項の改善を図るための業務が増加すると、他の業務にも支障が生じてしまうなど、家畜防疫員の業務量の増加が懸念されるとするもの
- 繰り返し指導を行っているにもかかわらず改善が図られないなどの飼養衛生管理が不適切な家畜の所有者に対しては、家畜伝染病予防法の規定による指導・助言を行うことを検討しているとするもの

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-イ-⑧ 愛知県及び鳥取県が作成した飼養衛生管理基準の判断基準の主な内容

飼養衛生管理基準の主な項目		愛知県における判断基準	鳥取県における判断基準
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 「消毒法検討中」は指導対象 「石灰帯設置予定」は指導対象 「衛生管理区域出入り口の一部分に消石灰帯を準備中」は指導対象 「衛生管理区域入口に車両消毒準備中」は指導対象 飼養衛生管理基準に係る消毒槽の消毒薬の種類は限定せず、適切な飼養を指導する 「畜舎の一部に踏み込み消毒槽及び手指洗浄消毒なし」は、設置場所から出入りするものが確認できれば指導対象にしない 「畜舎の消毒槽を準備中」は指導対象 飼養衛生管理基準に係る消毒槽の消毒薬の種類は限定せず、適切な飼養を指導する 	<ul style="list-style-type: none"> 踏込消毒槽の設置や噴霧器を常備している 車両消毒のための消石灰帯の設置、噴霧器の準備等の対策を実施している
	衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 「畜舎の一部に踏み込み消毒槽及び手指洗浄消毒なし」は、設置場所から出入りするものが確認できれば指導対象にしない 「畜舎の消毒槽を準備中」は指導対象 飼養衛生管理基準に係る消毒槽の消毒薬の種類は限定せず、適切な飼養を指導する 	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液の交換・補充等を行い、常時使用できる状況にしている 踏込消毒槽の設置や噴霧器を常備している
第八 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		<ul style="list-style-type: none"> 「衛生管理区域の立入者の記録準備中」は指導対象 「立入の確認できる伝票あり」は指導対象にしない 	<ul style="list-style-type: none"> 来場者記録を作成している 来場者記録を保存している 導入家畜記録を作成している 導入家畜記録を保存している 出荷・移動家畜記録を作成している 出荷・移動家畜記録を保存している 家畜診療記録を作成、保存している

(注) 愛知県及び鳥取県の資料を基に当省が作成した。

表 2-(4)-イ-⑨ 飼養衛生管理基準の判断基準を作成することに関する調査対象道府県(家畜保健衛生所)の主な意見の概要

- 地域や農場ごとに飼養形態や畜舎の状況等の実情が異なるため、一律の基準は馴染まず、実地確認を行う家畜防疫員の判断に任せるべきとするもの
- 家畜防疫員による協議や情報共有により判断が分かれなくしているため、判断基準の作成は不要とするもの
- 家畜防疫員によって判断が分かれる場合があるため、全国統一の判断基準が必要であるとするもの

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-イ-⑩ 家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている例

i) 同一の農場で飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている例

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果								
北海道 (十勝家 畜保健衛 生所)	<p>十勝家畜保健衛生所管内の肉用牛の大規模農場(1農場)における飼養衛生管理基準の遵守状況について、同家畜保健衛生所の立入検査結果と照らし合わせつつ、実地に確認したところ、飼養衛生管理基準チェックシートの「給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている」に関する項目(注)について、畜舎が開放されており、開放部分への防鳥ネット等が未設置である状況に変更がないにもかかわらず、平成24年度は「不遵守」と判断され、指導が行われているのに対し、25年度は「遵守」と判断されている。</p> <p>本件について、同家畜保健衛生所は、個々の家畜防疫員の判断によっては、野生動物の侵入がなく、措置を講じる必要がないと判断する場合があるとしている。</p> <p>また、同家畜保健衛生所は、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断基準について、個々の農場ごとに飼養形態や畜舎などの状況は異なるため、立入検査を行う家畜防疫員が個別に遵守・不遵守を判断することとしており、統一的な判断基準作成の必要はないとしている。</p> <p>しかしながら、上記のとおり、同一の農場において飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なる状況となっている。</p> <p style="text-align: center;">表 年度によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">農場</th> <th style="text-align: center;">飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目</th> <th style="text-align: center;">飼養衛生管理の状況</th> <th style="text-align: center;">家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">肉用牛の大規模農場</td> <td>給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている(注)</td> <td>畜舎が開放されており、開放部分への防鳥ネット等が未設置</td> <td>24年度：不遵守、改善指導 25年度：遵守(指導なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 飼養衛生管理基準の「畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること」に関する項目である。</p>	農場	飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況	肉用牛の大規模農場	給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている(注)	畜舎が開放されており、開放部分への防鳥ネット等が未設置	24年度：不遵守、改善指導 25年度：遵守(指導なし)
農場	飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況						
肉用牛の大規模農場	給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている(注)	畜舎が開放されており、開放部分への防鳥ネット等が未設置	24年度：不遵守、改善指導 25年度：遵守(指導なし)						

群馬県
(中部家畜保健衛生所)

中部家畜保健衛生所管内の大規模農場以外の牛農場（1農場）及び大規模農場以外の採卵鶏農場（1農場）における飼養衛生管理基準の遵守状況について、同家畜保健衛生所の立入検査結果と照らし合わせつつ、実地に確認したところ、次のとおり、各農場における飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって家畜保健衛生所による飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている状況がみられた。

① 牛農場において、飼養衛生管理基準チェックシートの「衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行っている」に関する項目（注1）について、飼養衛生管理区域への出入口に消毒のための消石灰は散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置である状況に変更がないにもかかわらず、平成24年度及び26年度は「不遵守」と判断され、指導が行われているのに対し、25年度は「遵守」と判断されている。

本件について、同家畜保健衛生所は、消石灰を散布している場合は、通常、「遵守」と判断し指導は行わないため、家畜防疫員が指導を行うこととした理由は分からないとしている。

② 採卵鶏農場において、飼養衛生管理基準チェックシートの「家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している」に関する項目（注2）について、家きん舎が近接しているため、家きん舎ごとに専用の靴を着用していない状況に変更がないにもかかわらず、平成26年度は「不遵守」と判断され、指導が行われているのに対し、24年度及び25年度は「遵守」と判断されている。

本件について、同家畜保健衛生所は、近接している家きん舎を一つとみなすか、それとも別々の家きん舎とみなし、家きん舎ごとに靴を着用することを求めるか、判断が分かれる場合があるとしている。

また、群馬県（本庁担当課及び中部家畜保健衛生所）は、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断基準について、統一的な判断基準があれば、担当者として参考にはなるが、各地域や個々の農場によって当てはまらない状況が生じる可能性があることを理由として、統一的な判断基準を適用することは困難であるとしている。

しかしながら、上記のとおり、同一の農場において飼養衛生管理の状況に変更がないにもかかわらず、年度によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なる状況となっている。

表 年度によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況

農場	飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況
大規模農場 以外の牛農場	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している 入場車両の消毒を常時行っている（注1） 	飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置	24年度：不遵守、改善指導（注1） 25年度：遵守（指導なし） 26年度：不遵守、改善指導

大規模農場 以外の採卵 鶏農場	家きん舎ごとの専 用の靴を設置し、着 用している（注2）	家きん舎が近接している ため、家きん舎ごとに専 用の靴を着用していない	24年度：遵守（指導なし） 25年度：遵守（指導なし） 26年度：不遵守、改善指導
-----------------------	------------------------------------	---	---

（注1）飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携帯し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）」に関する項目である。

なお、中部家畜保健衛生所は、平成24年度において、飼養衛生管理基準チェックシートでなく、独自のチェックシートを用いており、独自のチェックシートでは、「衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行っている」については、「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」となっているため、24年度の家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況は、当該項目に対する結果を記載している。

（注2）飼養衛生管理基準の「家きん舎ごとの専用の靴（家きん舎に立ち入る際に着用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに当該家きん舎ごとの専用の靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）」の項目である。

（注）当省の調査結果による。

ii) 異なる農場間で飼養衛生管理の状況に相違がないにもかかわらず、農場によって飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断が異なっている例

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果										
群馬県 （中部家 畜保健衛 生所）	<p>中部家畜保健衛生所管内の大規模農場以外の牛農場（1農場）及び大規模農場以外の採卵鶏農場（1農場）における飼養衛生管理基準の遵守状況について、同家畜保健衛生所の立入検査結果と照らし合わせつつ、実地に確認したところ、飼養衛生管理基準チェックシートの「衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行っている」に関する項目（注）について、いずれの農場も飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置となっている状況に関して、牛農場は、平成25年度は「遵守」、24年度及び26年度は「不遵守」と判断されている一方で、採卵鶏農場は、各年度とも「不遵守」と判断されている。</p> <p>本件について、同家畜保健衛生所は、石灰を散布している場合は、通常、「遵守」と判断し指導は行わないため、家畜防疫員が指導を行うこととした理由は分からないとしている。</p> <p>表 農場によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>農場</th> <th>飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目</th> <th>飼養衛生管理の状況</th> <th>家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模農場 以外の牛農 場</td> <td>・衛生管理区域の 出入口付近に車 両用の消毒薬を 効果のある状態</td> <td>飼養衛生管理区域への出 入口には消毒のため の消石灰を散布して いるが、消毒薬噴霧 器等消毒設備は</td> <td>24年度：不遵守、改善指導 （注） 25年度：遵守（指導なし） 26年度：不遵守、改善指導</td> </tr> </tbody> </table>			農場	飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況	大規模農場 以外の牛農 場	・衛生管理区域の 出入口付近に車 両用の消毒薬を 効果のある状態	飼養衛生管理区域への出 入口には消毒のため の消石灰を散布して いるが、消毒薬噴霧 器等消毒設備は	24年度：不遵守、改善指導 （注） 25年度：遵守（指導なし） 26年度：不遵守、改善指導
農場	飼養衛生管理基準 チェックシートの 項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況								
大規模農場 以外の牛農 場	・衛生管理区域の 出入口付近に車 両用の消毒薬を 効果のある状態	飼養衛生管理区域への出 入口には消毒のため の消石灰を散布して いるが、消毒薬噴霧 器等消毒設備は	24年度：不遵守、改善指導 （注） 25年度：遵守（指導なし） 26年度：不遵守、改善指導								

	<ul style="list-style-type: none"> で常設している ・入場車両の消毒を常時行っている (注) 	未設置	
大規模農場以外の採卵鶏農場			24～26年度：不遵守、改善指導 (注)

(注) 飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）」に関する項目である。

なお、中部家畜保健衛生所は、平成 24 年度において、飼養衛生管理基準チェックシートでなく、独自のチェックシートを用いており、独自のチェックシートでは、「衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している」及び「入場車両の消毒を常時行っている」については、「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」となっているため、24 年度の家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況は、当該項目に対する結果を記載している。

福岡県 (中央家畜保健衛生所)	<p>中央家畜保健衛生所管内の 2 農場（大規模農場以外の乳用牛農場（1 農場）及び大規模農場以外の豚農場（1 農場））における飼養衛生管理基準の遵守状況について、同家畜保健衛生所の立入検査結果と照らし合わせつつ、実地に確認したところ、同家畜保健衛生所が用いる独自のチェックシートの「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」に関する項目 (注) について、いずれの農場も飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置となっている状況に関して、乳用牛農場は、平成 23 年度から 25 年度までの各年度とも「不遵守」と判断されている一方で、豚農場は、各年度とも「遵守」と判断されている。</p> <p>本件について、福岡県（本庁担当課）は、農場における衛生管理の具体的な状況に対して、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守を家畜防疫員が統一的な判断できない場合があり、このような事例が発生しているのではないかとしている。</p> <p>また、同県（本庁担当課）は、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守に関する具体的な判断基準がないため、統一的な判断基準を示してほしいとしている。</p> <p>表 農場によって飼養衛生管理基準の遵守に係る判断が異なっている状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>農場</th> <th>独自のチェックシートの項目</th> <th>飼養衛生管理の状況</th> <th>家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模農場以外の乳用牛農場</td> <td>衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている (注)</td> <td>飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置</td> <td>23～25 年度：不遵守、改善指導</td> </tr> <tr> <td>大規模農場以外の豚農場</td> <td></td> <td></td> <td>23～25 年度：遵守（指導なし）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 飼養衛生管理基準の「衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両を入れる者に対し、衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）」に関する項目である。</p>			農場	独自のチェックシートの項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況	大規模農場以外の乳用牛農場	衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている (注)	飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置	23～25 年度：不遵守、改善指導	大規模農場以外の豚農場			23～25 年度：遵守（指導なし）
農場	独自のチェックシートの項目	飼養衛生管理の状況	家畜保健衛生所による立入検査時の判断、指導状況												
大規模農場以外の乳用牛農場	衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている (注)	飼養衛生管理区域への出入口には消毒のための消石灰を散布しているが、消毒薬噴霧器等消毒設備は未設置	23～25 年度：不遵守、改善指導												
大規模農場以外の豚農場			23～25 年度：遵守（指導なし）												

(注) 当省の調査結果による。

勸告	説明図表番号
<p>ウ 飼養衛生管理基準等の遵守状況に関する情報の正確性の確保</p> <p>農林水産省は、毎年度発出する防疫対策強化通知において、農場における飼養衛生管理基準等（注 1）の遵守状況について、都道府県に対し、立入検査により確認し、その結果を報告するよう求め（注 2）、同省は、その報告を基に、飼養衛生管理基準等の遵守状況を取りまとめ、公表するとともに、これらの結果を施策の企画・立案に活用している。</p> <p>（注 1）飼養衛生管理基準に定める項目のほか、農林水産省が都道府県に対し示した立入検査で確認すべき項目をまとめた飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を含む。</p> <p>（注 2）農林水産省は、都道府県に対し、農場に対する飼養衛生管理基準等の遵守指導の状況として、「指導が不要だった農場数」、「指導を行った農場数」（この内訳として、「改善済」の農場数及び「改善指導中」の農場数）を、また、飼養衛生管理基準等の項目別の遵守状況として、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」などを、それぞれ報告するよう求めている。</p> <p>今回、調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果（平成 25 年度）の農林水産省に対する報告状況を調査したところ、以下のとおり、防疫対策強化通知に定める報告要領の不備、報告対象等に対する道府県の誤解などにより、適切な報告がなされていないものが 8 道県で見られ、その結果、農林水産省において、飼養衛生管理基準等の遵守状況を正確に把握できていない状況がみられた。</p> <p>① 報告要領の不備により、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていないもの</p> <p>農林水産省は、飼養衛生管理基準等の項目別の遵守状況として、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」の報告を求めているが、防疫対策強化通知の報告要領において、飼養衛生管理基準等の遵守状況を確認していない項目がある場合の記載方法を定めていない。</p> <p>このため、立入検査で飼養衛生管理基準等の遵守状況を確認していない項目について、便宜上、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を「0」又は空欄で報告しているものが 4 道県みられた（北海道（網走家畜保健衛生所）、岩手県（県南家畜保健衛生所）、山梨県及び宮崎県）（注 3）。</p> <p>一方、この報告を受けた農林水産省は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」は該当がない、すなわち、これらの農場に対する指導事項等はなく、飼養衛生管理基準等の該当項目を遵守しているものと集計しており、飼養衛生管理基準等の項目別の遵守状況を正確に把握できていない。</p> <p>（注 3）山梨県及び宮崎県については、県本庁担当課の調査において、県下の全家畜保健衛生所において同様の状況となっていることが確認されたため、県単位としている。</p>	<p>表 2-(4)-ア-② （再掲） 表 2-(4)-ウ-① - i ~ iii</p> <p>表 2-(4)-ウ-②</p>

- ② 報告対象等に対する道府県の誤解などにより、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていないもの
- i) 大規模農場以外の農場における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果については報告対象ではないと誤解し、これら農場の飼養衛生管理基準等の遵守状況が未報告となっている（北海道（十勝家畜保健衛生所））。
 - ii) 飼養衛生管理基準等の遵守について改善指導を行っているにもかかわらず、その違反が軽微である、家畜の所有者が改善の意思を表明しているなどを理由として、「指導が不要だった農場」として報告している（岩手県（県南家畜保健衛生所）、栃木県（県北家畜保健衛生所）及び沖縄県（中央家畜保健衛生所））。
 - iii) 飼養衛生管理基準等の遵守について改善指導を行った農場について、改善措置の状況を実地に確認していないにもかかわらず、家畜の所有者から改善の意思を確認したことなどをもって、「改善済」として報告している（北海道（網走家畜保健衛生所）及び新潟県（中央家畜保健衛生所））。
 - iv) 報告様式の記載欄を間違えるなどにより、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない（群馬県（中部家畜保健衛生所）及び新潟県（中央家畜保健衛生所））。

【所見】

したがって、農林水産省は、農場における飼養衛生管理基準等の遵守状況を正確に把握する観点から、防疫対策強化通知の報告要領を見直した上で、都道府県に対し、立入検査による確認結果を正確に報告するよう、指導を行う必要がある。

表2-(4)-ウ-①-i 都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果(畜種別)

(単位:農場数、%)

畜種	年度	立入農場数 (①+②)		①指導が不要だった農場数				②指導を行った農場数 (③+④)			③うち、改善済みの農場数			④うち、改善指導中の農場数	
		A	B	B/A	C	C/A	D	D/C	E	E/C					
牛	23	1,062	542	51.0%	520	49.0%	125	24.0%	395	76.0%					
	24	48,749	20,979	43.0%	27,770	57.0%	5,085	18.3%	22,685	81.7%					
	25	46,365	20,107	43.4%	26,258	56.6%	5,140	19.6%	21,118	80.4%					
肉用	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	24	36,433	15,082	41.4%	21,351	58.6%	3,404	15.9%	17,947	84.1%					
	25	35,043	14,974	42.7%	20,069	57.3%	3,412	17.0%	16,657	83.0%					
乳用	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	24	12,316	5,897	47.9%	6,419	52.1%	1,681	26.2%	4,738	73.8%					
	25	11,322	5,133	45.3%	6,189	54.7%	1,728	27.9%	4,461	72.1%					
豚	23	764	460	60.2%	304	39.8%	59	19.4%	245	80.6%					
	24	5,918	2,878	48.6%	3,040	51.4%	714	23.5%	2,326	76.5%					
	25	4,752	2,419	50.9%	2,333	49.1%	520	22.3%	1,813	77.7%					
牛・豚(計)	23	1,826	1,002	54.9%	824	45.1%	184	22.3%	640	77.7%					
	24	54,667	23,857	43.6%	30,810	56.4%	5,799	18.8%	25,011	81.2%					
	25	51,117	22,526	44.1%	28,591	55.9%	5,660	19.8%	22,931	80.2%					
牛・豚等(計)	23	1,826	1,002	54.9%	824	45.1%	184	22.3%	640	77.7%					
	24	56,552	25,234	44.6%	31,318	55.4%	5,910	18.9%	25,408	81.1%					
	25	52,375	23,333	44.5%	29,042	55.5%	5,770	19.9%	23,272	80.1%					
鶏	23	8,952	5,860	65.5%	3,092	34.5%	1,969	63.7%	1,123	36.3%					
	24	8,862	5,766	65.1%	3,096	34.9%	1,519	49.1%	1,577	50.9%					
	25	8,545	5,966	69.8%	2,579	30.2%	1,082	42.0%	1,497	58.0%					
肉用	23	4,179	2,801	67.0%	1,378	33.0%	1,081	78.4%	297	21.6%					
	24	4,180	3,127	74.8%	1,053	25.2%	651	61.8%	402	38.2%					
	25	4,082	3,232	79.2%	850	20.8%	441	51.9%	409	48.1%					
採卵	23	4,773	3,059	64.1%	1,714	35.9%	888	51.8%	826	48.2%					
	24	4,682	2,639	56.4%	2,043	43.6%	868	42.5%	1,175	57.5%					
	25	4,463	2,734	61.3%	1,729	38.7%	641	37.1%	1,088	62.9%					
家さん(計)	23	9,236	6,045	65.5%	3,191	34.5%	2,026	63.5%	1,165	36.5%					
	24	9,133	5,910	64.7%	3,223	35.3%	1,578	49.0%	1,645	51.0%					
	25	8,789	6,108	69.5%	2,681	30.5%	1,118	41.7%	1,563	58.3%					

(注)I 農林水産省の「牛・豚等農場における飼養衛生管理基準の遵守状況」及び「家さん飼養農場における飼養衛生管理基準の確認及び指導の結果」を基に当省が作成した。

- 本表の数値は、47都道府県における各年度の最終報告結果を集計している。
- 農林水産省は、平成23年度において、i)都道府県に対し、「牛及び豚の大規模所有者の農場(1家畜保健衛生所当たり畜種ごとに30以上の農場(農場数が30未満の畜種にあっては、当該畜種の全ての農場))及び都道府県が必要と考える牛及び豚以外の家畜(水牛、鹿、めん羊、山羊及びひのし)の農場(農場数は任意)」に対し立入検査を実施するよう通知していたため、24年度及び25年度に比べて立入検査を実施した農場数が少なくなっている、ii)牛については、成牛・育成牛を区分し、肉用牛・乳用牛を区分して「-」としている、なお、鶏については、いずれの年度も100羽以上を飼養する農場を対象としている。
- 「牛・豚等」には、肉用牛、乳用牛及び豚のほか、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのししを含む、「家さん」には、肉用鶏、採卵鶏及び卵用種鶏のほか、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を含む。

調査対象道府県	年度	牛、豚等を飼養する農場										家きんを飼養する農場									
		立入農場数 (①+②)					②指導を行った農場数 (③+④)					立入農場数 (⑤+⑥)					⑥指導を行った農場数 (⑦+⑧)				
		A	B	B/A	C	C/A	D	D/C	E	E/C	H	I	I/H	J	J/H	K	K/J	L	L/J		
宮崎県	23	113	89	78.8%	24	21.2%	18	75.0%	6	25.0%	999	267	26.7%	732	73.3%	704	96.2%	28	3.8%		
	24	3,986	2,896	72.7%	1,090	27.3%	0	0.0%	1,090	100.0%	1,008	813	80.7%	195	19.3%	164	84.1%	31	15.9%		
	25	3,317	2,492	75.1%	825	24.9%	244	29.6%	581	70.4%	996	863	86.6%	133	13.4%	113	85.0%	20	15.0%		
鹿児島県	23	173	68	39.3%	105	60.7%	22	21.0%	83	79.0%	1,031	842	81.7%	189	18.3%	143	75.7%	46	24.3%		
	24	10,582	2,952	27.9%	7,630	72.1%	38	0.5%	7,592	99.5%	1,018	715	70.2%	303	29.8%	158	52.1%	145	47.9%		
	25	8,861	2,404	27.1%	6,457	72.9%	18	0.3%	6,439	99.7%	974	752	77.2%	222	22.8%	81	36.5%	141	63.5%		
沖縄県	23	16	10	62.5%	6	37.5%	1	16.7%	5	83.3%	118	63	53.4%	55	46.6%	45	81.8%	10	18.2%		
	24	2,725	2,302	84.5%	423	15.5%	287	67.8%	136	32.2%	108	83	76.9%	25	23.1%	17	68.0%	8	32.0%		
	25	830	400	48.2%	430	51.8%	268	62.3%	162	37.7%	119	94	79.0%	25	21.0%	17	68.0%	8	32.0%		
17道府県計	23	1,189	686	57.7%	503	42.3%	128	25.4%	375	74.6%	4,776	3,346	70.1%	1,430	29.9%	1,147	80.2%	283	19.8%		
	24	33,420	14,524	43.5%	18,896	56.5%	3,059	16.2%	15,837	83.8%	4,741	3,218	67.9%	1,523	32.1%	881	57.8%	642	42.2%		
	25	29,837	12,384	41.5%	17,453	58.5%	3,475	19.9%	13,978	80.1%	4,587	3,516	76.7%	1,071	23.3%	564	52.7%	507	47.3%		
47道府県計	23	1,826	1,002	54.9%	824	45.1%	184	22.3%	640	77.7%	9,236	6,045	65.5%	3,191	34.5%	2,026	63.5%	1,165	36.5%		
	24	56,552	25,234	44.6%	31,318	55.4%	5,910	18.9%	25,408	81.1%	9,133	5,910	64.7%	3,223	35.3%	1,578	49.0%	1,645	51.0%		
	25	52,375	23,333	44.5%	29,042	55.5%	5,770	19.9%	23,272	80.1%	8,789	6,108	69.5%	2,681	30.5%	1,118	41.7%	1,563	58.3%		

(注) 1 農林水産省の「牛・豚等農場における飼養衛生管理基準の遵守状況」及び「家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の確認及び指導の結果」を基に当省が作成した。

2 農林水産省は、平成23年度において、都道府県に対し、「牛及び豚の大規模所有者の農場（1家畜保健衛生所当たり畜種ごとに30以上の農場（農場数が30未満の畜種にあつては、当該畜種の全ての農場））及び都道府県が必要と考える牛及び豚以外の家畜（水牛、鹿、めん羊、山羊及びひのしし）の農場（農場数は任意）」に対し立入検査を実施するよう通知していたため、24年度及び25年度に比べて立入検査を実施した農場数が少なくなっている。なお、鶏については、いずれの年度も100羽以上を飼養する農場を対象としている。

3 「牛・豚等」には、肉用牛、乳用牛及び豚のほか、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのししを含み、「家きん」には、肉用鶏、採卵種鶏、肉用種鶏、及び卵用種鶏のほか、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろぼろ鳥及び七面鳥を含む。

表2-(4)-ウ-①-iii 都道府県による防疫対策強化通知に基づく飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果(項目別)
(牛又は豚農場) (単位:農場数、%)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	肉用牛		乳用牛		豚	
	大規模	その他	大規模	その他	大規模	その他
1 防疫に関する情報の把握	99.4%	99.6%	99.8%	99.7%	100.0%	99.8%
2 (1) 衛生管理区域の設定	99.2%	98.0%	99.3%	97.6%	100.0%	98.8%
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	98.1%	94.7%	96.6%	92.5%	98.9%	96.1%
3 人・車両の入場制限	97.4%	88.6%	98.6%	93.1%	98.4%	94.7%
4 (1) 車両用の消毒薬の常設	90.8%	76.9%	89.5%	77.2%	95.7%	84.4%
(2) 車両消毒の実施	89.5%	75.0%	88.1%	76.2%	95.3%	83.4%
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設	91.2%	81.7%	93.6%	86.2%	98.2%	90.1%
(2) 立入者の消毒の実施	90.7%	81.3%	93.4%	86.1%	97.8%	89.2%
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用(※)	91.6%	81.5%	96.8%	91.6%	99.2%	95.1%
(2) 適切な方法による衣服・靴の着用(※)	83.7%	79.1%	95.7%	88.7%	98.8%	93.6%
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	98.9%	95.3%	96.6%	95.3%	99.5%	97.2%
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	98.6%	96.3%	97.9%	96.3%	99.7%	98.4%
9 海外使用物品の持ち込み制限	97.9%	97.2%	96.6%	96.3%	99.6%	98.6%
10 適切に処理された食品循環資源の利用(※)	98.5%	95.9%	98.9%	96.5%	99.6%	95.9%
11 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	96.8%	88.9%	94.7%	89.4%	99.3%	93.6%
(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	96.6%	93.8%	95.4%	91.2%	97.8%	95.8%
12 飲用に適した水の給与	99.0%	96.7%	99.8%	98.0%	99.0%	97.1%
13 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策(※)	74.4%	67.3%	73.5%	69.9%	78.3%	74.9%
(2) 畜舎への野生動物侵入対策(※)	75.3%	67.4%	75.6%	70.7%	90.0%	79.4%
(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策(※)	70.4%	64.6%	71.7%	68.7%	80.7%	74.2%
14 (1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	98.4%	96.3%	99.5%	96.6%	99.5%	98.0%
(2) 使用物品の家畜ごとの交換	97.6%	97.1%	100.0%	97.2%	96.3%	91.5%
15 畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	96.3%	93.4%	99.3%	95.5%	99.6%	97.5%
16 適切な密度での飼養	99.7%	99.2%	100.0%	99.5%	98.9%	99.2%
17 (1) 糞尿運搬時の車両消毒(※)	86.7%	75.9%	86.5%	79.7%	92.3%	88.6%
(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策(※)	93.9%	84.8%	92.0%	88.8%	96.2%	93.3%
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保	99.9%	99.8%	100.0%	99.7%	98.5%	99.6%
19 家畜の異状時の獣医師の診療・指導	99.7%	99.8%	100.0%	99.8%	99.9%	99.1%
20 毎日の家畜の健康観察	99.9%	99.8%	100.0%	99.8%	99.9%	99.8%
21 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認	99.4%	95.4%	96.3%	95.2%	99.7%	98.1%
(2) 導入畜の隔離の実施	95.8%	89.5%	91.1%	89.0%	98.9%	94.1%
22 移動前の健康状態の確認	99.7%	99.6%	99.8%	99.6%	99.9%	99.7%
23 埋却・焼却・化製処理の準備	95.7%	95.8%	99.1%	96.6%	91.2%	93.7%
24 (1) 立入時の記帳等の周知(※)	82.4%	68.2%	89.3%	76.4%	86.7%	75.8%
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	87.9%	71.5%	92.7%	80.9%	92.0%	82.4%
25 獣医師による定期指導	98.3%	100.0%	99.8%	100.0%	99.0%	100.0%
26 従業員による通報体制の確保	96.4%	100.0%	97.7%	100.0%	95.2%	100.0%
立入農場数(47都道府県)	978	34,065	438	10,884	729	4,023

(注)1 農林水産省の「牛・豚等農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果(平成26年3月31日時点)」を基に当省が作成した。

2 「大規模」は牛又は豚の大規模農場を、「その他」は大規模農場以外の牛又は豚農場を示す。

3 下線(ゴシック体)は、定期報告の内容と重複する項目を示す。

4 網掛け(※)は、農林水産省が都道府県に対し示している立入検査で確認すべき項目をまとめた飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を示す。

6(1)及び10の項目にあっては、牛農場に限るもので、豚農場については、飼養衛生管理基準に規定されている項目である。

5 「立入農場数」欄は、47都道府県の合計である。

6 数値(%)は立入農場数に対する遵守農場数の割合を示す。

(鶏農場)

(単位:農場数、%)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	鶏(肉用)		鶏(肉用種鶏)		鶏(卵用)		鶏(卵用種鶏)	
	1,000羽以上	100羽以上1,000羽未満	1,000羽以上	100羽以上1,000羽未満	1,000羽以上	100羽以上1,000羽未満	1,000羽以上	100羽以上1,000羽未満
1 防疫に関する情報の把握	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2 (1) 衛生管理区域の設定	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	98.0%	95.0%	100.0%	100.0%
3 人・車両の入場制限	100.0%	97.0%	100.0%	100.0%	98.0%	96.0%	100.0%	100.0%
4 (1) 車両用消毒薬の常設	98.0%	93.0%	99.0%	100.0%	94.0%	88.0%	99.0%	100.0%
(2) 車両消毒の実施	98.0%	92.0%	99.0%	100.0%	94.0%	88.0%	99.0%	100.0%
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設	99.0%	96.0%	100.0%	100.0%	96.0%	90.0%	100.0%	100.0%
(2) 立入者の消毒の実施	99.0%	96.0%	100.0%	100.0%	94.0%	89.0%	100.0%	100.0%
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	97.0%	92.0%	98.0%	100.0%
(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用	96.0%	96.0%	99.0%	100.0%	89.0%	86.0%	97.0%	100.0%
(3) 適切な方法による衣服・靴の着用(※)	97.0%	92.0%	99.0%	100.0%	93.0%	85.0%	98.0%	100.0%
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%
9 海外使用物品の持ち込み制限	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%
10 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	99.0%	97.0%	100.0%	100.0%
(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	99.0%	96.0%	100.0%	100.0%
11 飲用に適した水の給与	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	99.0%	97.0%	100.0%	100.0%
12 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策(※)	82.0%	82.0%	76.0%	90.0%	67.0%	76.0%	83.0%	100.0%
(2) 家きん舎への野生動物侵入対策	99.0%	96.0%	100.0%	100.0%	96.0%	96.0%	100.0%	100.0%
(3) 破損箇所の定期的確認及び修繕	99.0%	95.0%	100.0%	100.0%	96.0%	96.0%	100.0%	100.0%
(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策(※)	92.0%	91.0%	87.0%	100.0%	76.0%	84.0%	88.0%	100.0%
13 (1) 家きん舎の破損箇所の修繕	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	97.0%	97.0%	100.0%	100.0%
(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除	99.0%	97.0%	100.0%	100.0%	98.0%	95.0%	100.0%	100.0%
14 家きん舎・器具の清掃又は消毒	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	99.0%	97.0%	100.0%	100.0%
15 空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	99.0%	95.0%	100.0%	100.0%
16 適切な密度での飼養	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
17 (1) 排せつ物運搬時の車両消毒(※)	94.0%	94.0%	97.0%	100.0%	93.0%	88.0%	99.0%	100.0%
(2) 排せつ物運搬時の飛散防止対策(※)	98.0%	97.0%	99.0%	100.0%	96.0%	93.0%	99.0%	100.0%
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
19 家きん舎の異状時の獣医師の診療・指導	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	99.0%	100.0%	100.0%
20 毎日の家畜の健康観察	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
21 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(2) 導入家きん舎の隔離の実施	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	99.0%	98.0%	100.0%	100.0%
22 移動前の健康状態の確認	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
23 埋却・焼却・化製処理の準備	97.0%	98.0%	95.0%	90.0%	96.0%	98.0%	95.0%	100.0%
24 (1) 立入時の記帳等の周知(※)	87.0%	85.0%	87.0%	90.0%	79.0%	78.0%	92.0%	100.0%
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	99.0%	94.0%	99.0%	100.0%	96.0%	90.0%	100.0%	100.0%
25 獣医師による定期指導	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
26 従業員による通報体制の確保	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.0%	100.0%
立入農場数(47都道府県)	3,388	191	493	10	2,977	1,356	128	2

(注)1 農林水産省の「家きん農場における飼養衛生管理基準の遵守状況(平成26年2月28日時点)」を基に当省が作成した。

2 「1,000羽以上」は1,000羽以上の鶏農場を、「100羽以上1,000羽未満」は100羽以上1,000羽未満の鶏農場を示す。

3 下線(ゴシック体)は、定期報告の内容と重複する項目を示す。

4 網掛け(※)は、農林水産省が都道府県に対し示している立入検査で確認すべき項目をまとめた飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を示す。

5 「立入農場数」欄は、47都道府県の合計である。

6 数値(%)は立入農場数に対する遵守農場数の割合を示す。

表 2-(4)-ウ-② 報告要領の不備により、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていないもの

調 査 対象機関	調査結果																																																																																										
北 海 道 (網走家畜保健衛生所)	<p>牛又は豚の大規模農場及び鶏農場に対しては農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートを用いているが、大規模農場以外の牛又は豚農場に対しては、対象農場数の多さから、1農場に充てられる検査時間が十分に確保できないため、飼養衛生管理基準チェックシートの項目のうち「埋却・焼却・化製処理の準備（埋却、焼却又は化製処理の準備ができています）」など 22 項目が含まない独自のチェックシートを用いて立入検査を実施している。</p> <p>網走家畜保健衛生所は、独自のチェックシートにはない 22 項目については立入検査で確認していないため、農林水産省に対して、「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」の各該当項目の「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を未記載（空欄）で報告している。</p> <p>しかしながら、この報告を受けた農林水産省は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」は該当がない、すなわち、これらの農場に対する指導事項等はなく、飼養衛生管理基準等の該当項目を遵守しているものと集計しており、飼養衛生管理基準等の遵守状況が実態とは大きく異なっている。</p> <p>なお、同家畜保健衛生所は、平成 26 年度から、飼養衛生管理基準チェックシートを用いている。</p> <p>表 1 飼養衛生管理基準チェックシートと網走家畜保健衛生所における独自のチェックシートとの違い及び平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（大規模農場以外の牛農場）</p> <table border="1" data-bbox="311 1176 1452 2051"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="311 1176 933 1339">飼養衛生管理基準チェックシートの項目</th> <th data-bbox="933 1176 1157 1339">独自のチェックシートにおける項目の有無</th> <th colspan="2" data-bbox="1157 1176 1452 1220">立入農場数（455 農場）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th data-bbox="1157 1220 1300 1339">改善済の農場数</th> <th data-bbox="1300 1220 1452 1339">改善指導中の農場数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="311 1339 367 1384">1</td> <td data-bbox="367 1339 933 1384">防疫に関する情報の把握</td> <td data-bbox="933 1339 1157 1384">あり</td> <td data-bbox="1157 1339 1300 1384">3 農場</td> <td data-bbox="1300 1339 1452 1384"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1384 367 1467" rowspan="2">2</td> <td data-bbox="367 1384 933 1429">(1) 衛生管理区域の設定</td> <td data-bbox="933 1384 1157 1429">あり</td> <td data-bbox="1157 1384 1300 1429"></td> <td data-bbox="1300 1384 1452 1429"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1429 933 1467">(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化</td> <td data-bbox="933 1429 1157 1467">あり</td> <td data-bbox="1157 1429 1300 1467">27 農場</td> <td data-bbox="1300 1429 1452 1467"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1467 367 1512">3</td> <td data-bbox="367 1467 933 1512">人・車両の入場制限</td> <td data-bbox="933 1467 1157 1512">なし</td> <td data-bbox="1157 1467 1300 1512"></td> <td data-bbox="1300 1467 1452 1512"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1512 367 1594" rowspan="2">4</td> <td data-bbox="367 1512 933 1556">(1) 車両用の消毒薬の常設</td> <td data-bbox="933 1512 1157 1556">あり</td> <td data-bbox="1157 1512 1300 1556">60 農場</td> <td data-bbox="1300 1512 1452 1556"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1556 933 1594">(2) 車両消毒の実施</td> <td data-bbox="933 1556 1157 1594">あり</td> <td data-bbox="1157 1556 1300 1594">60 農場</td> <td data-bbox="1300 1556 1452 1594"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1594 367 1677" rowspan="2">5</td> <td data-bbox="367 1594 933 1639">(1) 立入者用の消毒薬の常設</td> <td data-bbox="933 1594 1157 1639">あり</td> <td data-bbox="1157 1594 1300 1639">60 農場</td> <td data-bbox="1300 1594 1452 1639"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1639 933 1677">(2) 立入者の消毒の実施</td> <td data-bbox="933 1639 1157 1677">あり</td> <td data-bbox="1157 1639 1300 1677">60 農場</td> <td data-bbox="1300 1639 1452 1677"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1677 367 1760" rowspan="2">6</td> <td data-bbox="367 1677 933 1722">(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※</td> <td data-bbox="933 1677 1157 1722">なし</td> <td data-bbox="1157 1677 1300 1722"></td> <td data-bbox="1300 1677 1452 1722"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1722 933 1760">(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※</td> <td data-bbox="933 1722 1157 1760">なし</td> <td data-bbox="1157 1722 1300 1760"></td> <td data-bbox="1300 1722 1452 1760"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1760 367 1805">7</td> <td data-bbox="367 1760 933 1805">立入者の渡航歴等の確認及び入場制限</td> <td data-bbox="933 1760 1157 1805">なし</td> <td data-bbox="1157 1760 1300 1805"></td> <td data-bbox="1300 1760 1452 1805"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1805 367 1850">8</td> <td data-bbox="367 1805 933 1850">他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒</td> <td data-bbox="933 1805 1157 1850">なし</td> <td data-bbox="1157 1805 1300 1850"></td> <td data-bbox="1300 1805 1452 1850"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1850 367 1895">9</td> <td data-bbox="367 1850 933 1895">海外使用物品の持ち込み制限</td> <td data-bbox="933 1850 1157 1895">なし</td> <td data-bbox="1157 1850 1300 1895"></td> <td data-bbox="1300 1850 1452 1895"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1895 367 1939">10</td> <td data-bbox="367 1895 933 1939">適切に処理された食品循環資源の利用 ※</td> <td data-bbox="933 1895 1157 1939">なし</td> <td data-bbox="1157 1895 1300 1939"></td> <td data-bbox="1300 1895 1452 1939"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 1939 367 2022" rowspan="2">11</td> <td data-bbox="367 1939 933 1984">(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策</td> <td data-bbox="933 1939 1157 1984">あり</td> <td data-bbox="1157 1939 1300 1984">32 農場</td> <td data-bbox="1300 1939 1452 1984"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1984 933 2022">(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策</td> <td data-bbox="933 1984 1157 2022">あり</td> <td data-bbox="1157 1984 1300 2022">32 農場</td> <td data-bbox="1300 1984 1452 2022"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="311 2022 367 2051">12</td> <td data-bbox="367 2022 933 2051">飲用に適した水の給与</td> <td data-bbox="933 2022 1157 2051">あり</td> <td data-bbox="1157 2022 1300 2051"></td> <td data-bbox="1300 2022 1452 2051"></td> </tr> </tbody> </table>	飼養衛生管理基準チェックシートの項目		独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数（455 農場）					改善済の農場数	改善指導中の農場数	1	防疫に関する情報の把握	あり	3 農場		2	(1) 衛生管理区域の設定	あり			(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	あり	27 農場		3	人・車両の入場制限	なし			4	(1) 車両用の消毒薬の常設	あり	60 農場		(2) 車両消毒の実施	あり	60 農場		5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	60 農場		(2) 立入者の消毒の実施	あり	60 農場		6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※	なし			(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし			7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	なし			8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	なし			9	海外使用物品の持ち込み制限	なし			10	適切に処理された食品循環資源の利用 ※	なし			11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり	32 農場		(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり	32 農場		12	飲用に適した水の給与	あり		
飼養衛生管理基準チェックシートの項目		独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数（455 農場）																																																																																								
			改善済の農場数	改善指導中の農場数																																																																																							
1	防疫に関する情報の把握	あり	3 農場																																																																																								
2	(1) 衛生管理区域の設定	あり																																																																																									
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	あり	27 農場																																																																																								
3	人・車両の入場制限	なし																																																																																									
4	(1) 車両用の消毒薬の常設	あり	60 農場																																																																																								
	(2) 車両消毒の実施	あり	60 農場																																																																																								
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	60 農場																																																																																								
	(2) 立入者の消毒の実施	あり	60 農場																																																																																								
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※	なし																																																																																									
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし																																																																																									
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	なし																																																																																									
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	なし																																																																																									
9	海外使用物品の持ち込み制限	なし																																																																																									
10	適切に処理された食品循環資源の利用 ※	なし																																																																																									
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり	32 農場																																																																																								
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり	32 農場																																																																																								
12	飲用に適した水の給与	あり																																																																																									

13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	なし		
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換	なし		
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	なし		
16	適切な密度での飼養	なし		
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり	5 農場	
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり		
20	毎日の家畜の健康観察	なし		
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	なし		
	(2) 導入畜の隔離の実施	なし		
22	移動前の健康状態の確認	なし		
23	埋却・焼却・化製処理の準備	なし		
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	44 農場	

表 2 飼養衛生管理基準チェックシートと網走家畜保健衛生所における独自のチェックシートとの違い及び平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（大規模農場以外の豚農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数（29 農場）	
		改善済の農場数	改善指導中の農場数
1 防疫に関する情報の把握	あり		
2 (1) 衛生管理区域の設定 (2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	あり		
	あり		
3 人・車両の入場制限	なし		
4 (1) 車両用の消毒薬の常設 (2) 車両消毒の実施	あり	7 農場	
	あり	7 農場	
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設 (2) 立入者の消毒の実施	あり	7 農場	
	あり	7 農場	
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 (2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
	なし		
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	なし		
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	なし		
9 海外使用物品の持ち込み制限	なし		
10 適切に処理された食品循環資源の利用	なし		
11 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策 (2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり		
	あり		
12 飲用に適した水の給与	あり		
13 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※ (2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※ (3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
	なし		
	なし		

	14	(1) 畜舎・器具の洗淨又は消毒	なし		
		(2) 使用物品の家畜ごとの交換	なし		
	15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	なし		
	16	適切な密度での飼養	なし		
	17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
		(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
	18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり		
	19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり		
	20	毎日の家畜の健康観察	なし		
	21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	なし		
		(2) 導入畜の隔離の実施	なし		
	22	移動前の健康状態の確認	なし		
	23	埋却・焼却・化製処理の準備	なし		
	24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管		あり	3 農場		

岩手県
(県南家畜保健衛生所)

平成 25 年度において、農林水産省が都道府県に示している飼養衛生管理基準チェックシートを用いず、飼養衛生管理基準チェックシートの項目のうち、牛農場及び豚農場に関してはそれぞれ 10 項目、鶏農場に関しては 13 項目を含まない独自のチェックシートを用いて立入検査を実施している。

県南家畜保健衛生所は、独自のチェックシートにはない項目については立入検査で確認していないため、農林水産省に対して、「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」（牛又は豚農場の報告様式）及び「改善指導内容」（鶏農場の報告様式）の各該当項目の「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」について、牛又は豚農場を未記載（空欄）で、鶏農場を「0」として、それぞれ報告している。

しかしながら、この報告を受けた農林水産省は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」は該当がない、すなわち、これらの農場に対する指導事項等はなく、飼養衛生管理基準等の該当項目を遵守しているものと集計しており、飼養衛生管理基準等の遵守状況が実態とは大きく異なっている。

なお、同家畜保健衛生所は、平成 26 年度から、牛の大規模農場、豚又は鶏農場に対しては飼養衛生管理基準チェックシートを用いているが、大規模農場以外の牛農場に対しては、依然として独自のチェックシートを用いるとしている。

表 1 飼養衛生管理基準チェックシートと県南家畜保健衛生所における独自のチェックシートとの違い及び平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（牛農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数(753 農場)	
		改善済の農場数	改善指導中の農場数
1 防疫に関する情報の把握	あり		
2 (1) 衛生管理区域の設定 (2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	あり		
3 人・車両の入場制限	あり		
4 (1) 車両用の消毒薬の常設	あり		

	(2) 車両消毒の実施			
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり		
	(2) 立入者の消毒の実施			
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※	なし		
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり		
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり		
9	海外使用物品の持ち込み制限	あり		
10	適切に処理された食品循環資源の利用 ※	なし		
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり		
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	なし		
12	飲用に適した水の給与	あり		
13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり		
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換			
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	あり		
16	適切な密度での飼養	あり		
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり		
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり		
20	毎日の家畜の健康観察	あり		
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	あり		
	(2) 導入畜の隔離の実施			
22	移動前の健康状態の確認	あり		
23	埋却・焼却・化製処理の準備	あり	2 農場	
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり		
25	獣医師による定期指導	あり		
26	従業員による通報体制の確保	あり	3 農場	

(注)「改善済の農場数」欄及び「改善指導中の農場数」欄について、県南家畜保健衛生所は、農林水産省への報告において、大規模農場(5農場)の結果は正確に報告している一方、大規模農場以外の農場(748農場)の結果は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を全て未記載(空欄)と報告している。

表2 飼養衛生管理基準チェックシートと県南家畜保健衛生所における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数(豚農場)

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数(64農場)	
		改善済の農場数	改善指導中の農場数
1 防疫に関する情報の把握	あり		
2 (1) 衛生管理区域の設定	あり		

	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化			
3	人・車両の入場制限	あり		
4	(1) 車両用の消毒薬の常設	あり		
	(2) 車両消毒の実施			
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり		
	(2) 立入者の消毒の実施			
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	あり		
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり		
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり		
9	海外使用物品の持ち込み制限	あり		
10	適切に処理された食品循環資源の利用	あり		
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり		
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	なし		
12	飲用に適した水の給与	あり		
13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり		
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換	あり		
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	なし		
16	適切な密度での飼養	あり		
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり		
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり		
20	毎日の家畜の健康観察	あり		
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	なし		
	(2) 導入畜の隔離の実施	あり		
22	移動前の健康状態の確認	あり		
23	埋却・焼却・化製処理の準備	あり		
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり		
25	獣医師による定期指導	あり		
26	従業員による通報体制の確保	あり		

(注) 「改善済の農場数」欄及び「改善指導中の農場数」欄について、県南家畜保健衛生所は、農林水産省への報告において、改善の確約が取れる比較的軽微な指導事項については、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を行っている場合であっても「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を未記載（空欄）と報告している。

表3 飼養衛生管理基準チェックシートと県南家畜保健衛生所における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（鶏農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数(152農場)		
		改善済の農場数	改善指導中の農場数	
1	防疫に関する情報の把握	あり	0	0
2	(1) 衛生管理区域の設定	あり	0	0
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化		0	0
3	人・車両の入場制限	あり	0	0
4	(1) 車両用消毒薬の常設	あり	0	0
	(2) 車両消毒の実施	あり	0	0
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	0	0
	(2) 立入者の消毒の実施	あり	0	0
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	あり	0	0
	(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用	あり	0	0
	(3) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし	0	0
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	なし	0	0
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり	0	0
9	海外使用物品の持ち込み制限	なし	0	0
10	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	なし	0	0
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり	0	0
11	飲用に適した水の給与	あり	0	0
12	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	あり	0	0
	(2) 家きん舎への野生動物侵入対策		0	0
	(3) 破損箇所の定期的確認及び修繕	あり	0	0
	(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし	0	0
13	(1) 家きん舎の破損箇所の修繕	あり	0	0
	(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除	あり	0	0
14	家きん舎・器具の清掃又は消毒	あり	0	0
15	空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	なし	0	0
16	適切な密度での飼養	なし	0	0
17	(1) 排せつ物運搬時の車両消毒 ※	なし	0	0
	(2) 排せつ物運搬時の飛散防止対策 ※	あり	0	0
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり	0	0
19	家きんの異状時の獣医師の診療・指導		0	0
20	毎日の家畜の健康観察	あり	0	0
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	あり	0	0
	(2) 導入家きんの隔離の実施	なし	0	0
22	移動前の健康状態の確認	あり	0	0
23	埋却・焼却・化製処理の準備	なし	0	0
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし	0	0
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	0	0
25	獣医師による定期指導	なし	0	0

26	従業員による通報体制の確保	なし	0	0
----	---------------	----	---	---

(注)「改善済の農場数」欄及び「改善指導中の農場数」欄について、県南家畜保健衛生所は、農林水産省への報告において、改善の確約が取れる比較的軽微な指導事項については、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を行っている場合であっても「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を「0」と報告している。

山梨県

年2回立入検査を行うこととし、1回目の立入検査では、家畜の所有者から行われた定期報告を用い、2回目の立入検査では、農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートを用いて飼養衛生管理基準等の遵守状況を実地に確認しているが、牛又は豚農場については、鶏農場に比べて農場数が多いため、全ての農場に対して2回目の立入検査を実施できない場合があるとしている。

このため、山梨県は、牛又は豚農場に対する飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省への報告に当たっては、1回目の立入検査で用いる定期報告の内容や定期報告に添付することとされている書類に基づき確認した結果を集計し、報告したとしている。

定期報告の内容をみると、飼養衛生管理基準チェックシートの内容と比較して、牛農場に関しては14項目、豚農場に関しては12項目が含まれていないため、同県は、農林水産省に対する「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」の各該当項目の「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」を未記載（空欄）で報告している。

しかしながら、この報告を受けた農林水産省は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」は該当がない、すなわち、これらの農場に対する指導事項等はなく、飼養衛生管理基準等の該当項目を遵守しているものと集計しており、飼養衛生管理基準等の遵守状況が実態とは大きく異なっている。

表1 飼養衛生管理基準チェックシートと定期報告との違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（牛農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目		定期報告の有無	立入農場数（135農場）	
			改善済の農場数	改善指導中の農場数
1	防疫に関する情報の把握	あり	113農場	6農場
2	(1) 衛生管理区域の設定	添付書類	119農場	0
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	添付書類	65農場	0
3	人・車両の入場制限	添付書類		
4	(1) 車両用の消毒薬の常設	添付書類		
	(2) 車両消毒の実施	なし		
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	添付書類		
	(2) 立入者の消毒の実施	あり	96農場	23農場
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※	なし		
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり	93農場	26農場
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり	103農場	16農場
9	海外使用物品の持ち込み制限	あり	95農場	24農場
10	適切に処理された食品循環資源の利用 ※	なし		
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	なし		
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	なし		
12	飲用に適した水の給与	あり	117農場	2農場

13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり	106 農場	13 農場
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換	あり	84 農場	35 農場
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	あり	100 農場	25 農場
16	適切な密度での飼養	添付書類	54 農場	0
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	なし	117 農場	2 農場
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり	115 農場	4 農場
20	毎日の家畜の健康観察	あり	118 農場	1 農場
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	なし		
	(2) 導入畜の隔離の実施	なし		
22	移動前の健康状態の確認	あり	113 農場	6 農場
23	埋却・焼却・化製処理の準備	添付書類	106 農場	13 農場
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	25 農場	94 農場
25	獣医師による定期指導	添付書類		
26	従業員による通報体制の確保	添付書類		

(注)「定期報告の有無」欄の「添付書類」は、家畜の所有者が定期報告で遵守状況の確認結果を報告することとされていないものの、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 の規定に基づき、定期報告に添付することとされている項目を示す。

表 2 飼養衛生管理基準チェックシートと定期報告との違い及び平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（豚農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	定期報告の有無	立入農場数（25 農場）	
		改善済の農場数	改善指導中の農場数
1 防疫に関する情報の把握	あり	17 農場	0
2 (1) 衛生管理区域の設定 (2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	添付書類	17 農場	0
	添付書類	5 農場	5 農場
3 人・車両の入場制限	添付書類		
4 (1) 車両用の消毒薬の常設 (2) 車両消毒の実施	添付書類		
	なし		
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設 (2) 立入者の消毒の実施	添付書類		
	あり	17 農場	0
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 (2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	あり	9 農場	1 農場
	なし		
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり	17 農場	0
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり	16 農場	1 農場
9 海外使用物品の持ち込み制限	あり	15 農場	2 農場
10 適切に処理された食品循環資源の利用	あり	10 農場	0
11 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策 (2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	なし		
	なし		

	12	飲用に適した水の給与	あり	15 農場	2 農場
	13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
		(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
		(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
	14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり	16 農場	1 農場
		(2) 使用物品の家畜ごとの交換	あり	12 農場	5 農場
	15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	あり	15 農場	2 農場
	16	適切な密度での飼養	添付書類	7 農場	0
	17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
		(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
	18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	なし	17 農場	0
	19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	あり	15 農場	2 農場
	20	毎日の家畜の健康観察	あり	17 農場	0
	21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	なし		
		(2) 導入畜の隔離の実施	なし		
	22	移動前の健康状態の確認	あり	17 農場	0
	23	埋却・焼却・化製処理の準備	添付書類	15 農場	2 農場
	24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
		(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	6 農場	11 農場
	25	獣医師による定期指導	添付書類		
	26	従業員による通報体制の確保	添付書類		
	(注) 「定期報告の有無」欄の「添付書類」は、家畜の所有者が定期報告で遵守状況の確認結果を報告することとされていないものの、家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2 の規定に基づき、定期報告に添付することとされている項目を示す。				
宮崎県	<p>平成 25 年度において、農林水産省が都道府県に示している飼養衛生管理基準チェックシートを用いず、飼養衛生管理基準チェックシートの項目のうち、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を一部（牛農場に関しては 9 項目、豚農場に関しては 7 項目及び鶏農場に関しては 4 項目）含まない独自のチェックシートを用いて立入検査を実施している。</p> <p>宮崎県は、独自のチェックシートにはない項目については立入検査時の必須確認項目とはしていないため、家畜防疫員の判断により確認した場合を除き、農林水産省に対する「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」（牛又は豚農場の報告様式）及び「改善指導内容」（鶏農場の報告様式）の各該当項目の「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」について、牛又は豚農場を未記載（空欄）で、鶏農場を「0」として、それぞれ報告している。</p> <p>しかしながら、この報告を受けた農林水産省は、「改善済の農場数」及び「改善指導中の農場数」は該当がない、すなわち、これらの農場に対する指導事項等はなく、飼養衛生管理基準等の該当項目を遵守しているものと集計しており、飼養衛生管理基準等の遵守状況が実態とは大きく異なっている。</p> <p>なお、同県においては、平成 26 年度以降も独自のチェックシートを用いている。</p>				

表1 飼養衛生管理基準チェックシートと宮崎県における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（牛農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目		独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数（2,995農場）	
			改善済の農場数	改善指導中の農場数
1	防疫に関する情報の把握	あり	3農場	0
2	(1) 衛生管理区域の設定	あり	33農場	0
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化			
3	人・車両の入場制限	あり	122農場	0
4	(1) 車両用の消毒薬の常設	あり	109農場	0
	(2) 車両消毒の実施		111農場	0
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	31農場	70農場
	(2) 立入者の消毒の実施		32農場	70農場
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用 ※	なし		
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり	1農場	0
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり	4農場	0
9	海外使用物品の持ち込み制限	あり		
10	適切に処理された食品循環資源の利用 ※	なし		
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり	17農場	0
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり	19農場	0
12	飲用に適した水の給与	あり	37農場	0
13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策※	なし		
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策※	なし		
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり	19農場	0
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換			
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	あり	43農場	1農場
16	適切な密度での飼養	あり	1農場	0
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり		
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導			
20	毎日の家畜の健康観察	あり		
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	あり	15農場	0
	(2) 導入畜の隔離の実施			
22	移動前の健康状態の確認	あり		
23	埋却・焼却・化製処理の準備	あり	2農場	3農場
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	71農場	374農場
25	獣医師による定期指導	あり		
26	従業員による通報体制の確保	あり		

表2 飼養衛生管理基準チェックシートと宮崎県における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（豚農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目	独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数（322農場）	
		改善済の農場数	改善指導中の農場数
1 防疫に関する情報の把握	あり		
2 (1) 衛生管理区域の設定	あり		
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化			
3 人・車両の入場制限	あり	4農場	0
4 (1) 車両用の消毒薬の常設	あり	7農場	1農場
(2) 車両消毒の実施		7農場	1農場
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	6農場	0
(2) 立入者の消毒の実施		6農場	0
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	あり	1農場	0
(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし		
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり		
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり		
9 海外使用物品の持ち込み制限	あり		
10 適切に処理された食品循環資源の利用	あり		
11 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり		
(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり		
12 飲用に適した水の給与	あり	3農場	4農場
13 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし		
(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	なし		
(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし		
14 (1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	あり		
(2) 使用物品の家畜ごとの交換		39農場	19農場
15 畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	あり	2農場	0
16 適切な密度での飼養	あり		
17 (1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	なし		
(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	なし		
18 家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり		
19 家畜の異状時の獣医師の診療・指導			
20 毎日の家畜の健康観察	あり		
21 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認	あり		
(2) 導入畜の隔離の実施		3農場	0
22 移動前の健康状態の確認	あり		
23 埋却・焼却・化製処理の準備	あり	0	7農場
24 (1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし		
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	49農場	0
25 獣医師による定期指導	あり		
26 従業員による通報体制の確保	あり		

表3 飼養衛生管理基準チェックシートと宮崎県における独自のチェックシートとの違い及び平成25年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告農場数（鶏農場）

飼養衛生管理基準チェックシートの項目		独自のチェックシートにおける項目の有無	立入農場数(988農場)	
			改善済の農場	改善指導中の農場数
1	防疫に関する情報の把握	あり	0	0
2	(1) 衛生管理区域の設定	あり	1農場	0
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化		1農場	0
3	人・車両の入場制限	あり	8農場	0
4	(1) 車両用消毒薬の常設	あり	7農場	1農場
	(2) 車両消毒の実施		7農場	1農場
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	あり	11農場	1農場
	(2) 立入者の消毒の実施		11農場	1農場
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	あり	18農場	1農場
	(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用	あり	18農場	1農場
	(3) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	なし	18農場	1農場
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	あり	0	0
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	あり	0	0
9	海外使用物品の持ち込み制限	あり	0	0
10	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	あり	0	0
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	あり	0	0
11	飲用に適した水の給与	あり	2農場	0
12	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	なし	59農場	5農場
	(2) 家きん舎への野生動物侵入対策	あり	63農場	5農場
	(3) 破損箇所等の定期的確認及び修繕		63農場	4農場
	(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策 ※	なし	55農場	36農場
13	(1) 家きん舎の破損箇所等の修繕	あり	63農場	4農場
	(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除	あり	2農場	0
14	家きん舎・器具の清掃又は消毒	あり	0	0
15	空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	あり	0	0
16	適切な密度での飼養	あり	0	0
17	(1) 排せつ物運搬時の車両消毒 ※	あり	3農場	0
	(2) 排せつ物運搬時の飛散防止対策 ※	あり	0	0
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	あり	0	0
19	家きんの異状時の獣医師の診療・指導		0	0
20	毎日の家畜の健康観察	あり	0	0
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	あり	0	0
	(2) 導入家きんの隔離の実施		0	0
22	移動前の健康状態の確認	あり	0	0
23	埋却・焼却・化製処理の準備	あり	16農場	14農場
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	なし	19農場	0
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	あり	3農場	0
25	獣医師による定期指導	あり	0	0
26	従業員による通報体制の確保	あり	0	0

	(注) 宮崎県は、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目のうち、i) 「17(1)排せつ物運搬時の車両消毒 ※」及び「17(2)排せつ物運搬時の飛散防止対策 ※」については、独自のチェックシートの項目として定めている、ii) 「6(3)適切な方法による衣服・靴の着用 ※」、「12(1)衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※」、「12(4)排せつ物処理施設への野生動物侵入対策 ※」及び「24(1)立入時の記帳等の周知 ※」については、独自のチェックシートの項目としては定めていないものの、農場の状況に応じて家畜防疫員の判断により確認することとしている。
--	---

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の網掛けは、農林水産省が都道府県に対し示している立入検査で確認すべき項目をまとめた飼養衛生管理基準チェックシートにはあるものの、調査対象道府県（家畜保健衛生所）が用いるチェックシート等にはない項目を示し、飼養衛生管理基準チェックシートの項目内容と同旨であれば、「あり」としている。

3 表中の「※」は、飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を示す。

表 2-(4)-ウ-③ 報告対象等に対する道府県の誤解などにより、道府県から適切な報告がなされず、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に把握できていない例

i) 大規模農場以外の農場における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果については報告対象ではないと誤解し、これら農場の飼養衛生管理基準等の遵守状況が未報告となっているもの

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果																																								
北海道 (十勝家畜保健衛生所)	<p>平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、大規模農場以外の牛又は豚農場は報告対象ではないと誤解し、これらの農場に対する指導結果を報告していない。</p> <p>このため、当省が大規模農場以外の農場のうち、24 牛農場及び 38 豚農場の計 62 農場を抽出し、十勝家畜保健衛生所が立入検査の際に用いた飼養衛生管理基準のチェックシートの評価状況を確認したところ、24 牛農場及び 12 豚農場の計 36 農場において、以下のとおり、飼養衛生管理基準等が遵守されていない項目がみられたが、これらの状況は農林水産省に報告されていない。</p> <p>i) 24 牛農場全てにおいて、同家畜保健衛生所が用いた独自のチェックシートの「消毒実施の有無」、「立入り制限実施の有無」又は「記録の有無」の 3 項目のうちいずれかの項目が遵守されていない。</p> <p>ii) 12 豚農場において、飼養衛生管理基準チェックシートの「車両用の消毒薬の常設（衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある常態で常設している）」や「車両消毒の実施（入場車両の消毒を常時行っている）」などの 18 項目のいずれかが遵守されていない。</p> <p>表 1 当省が抽出した大規模農場以外の 24 牛農場における飼養衛生管理基準が遵守されていない項目（平成 25 年度）</p> <table border="1" data-bbox="311 1243 1433 1384"> <thead> <tr> <th>十勝家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目</th> <th>遵守されていない農場数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 消毒実施の有無</td> <td>19 農場</td> </tr> <tr> <td>2 立入り制限実施の有無</td> <td>7 農場</td> </tr> <tr> <td>3 記録の有無</td> <td>18 農場</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 十勝家畜保健衛生所は、大規模農場以外の牛農場に対する立入検査において、対象農場数の多さから、1 農場に充てられる検査時間が十分に確保できないため、上記の 3 項目を確認することとしている。</p> <p>表 2 当省が抽出した大規模農場以外の 12 豚農場における飼養衛生管理基準等が遵守されていない項目（平成 25 年度）</p> <table border="1" data-bbox="327 1601 1452 2078"> <thead> <tr> <th colspan="2">飼養衛生管理基準チェックシートにおける項目</th> <th>遵守されていない農場数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>防疫に関する情報の把握</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>(1) 衛生管理区域の設定</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化</td> <td>1 農場</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>人・車両の入場制限</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>(1) 車両用の消毒薬の常設</td> <td>4 農場</td> </tr> <tr> <td>(2) 車両消毒の実施</td> <td>5 農場</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>(1) 立入者用の消毒薬の常設</td> <td>3 農場</td> </tr> <tr> <td>(2) 立入者の消毒の実施</td> <td>2 農場</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>立入者の渡航歴等の確認及び入場制限</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	十勝家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目	遵守されていない農場数	1 消毒実施の有無	19 農場	2 立入り制限実施の有無	7 農場	3 記録の有無	18 農場	飼養衛生管理基準チェックシートにおける項目		遵守されていない農場数	1	防疫に関する情報の把握	0	2	(1) 衛生管理区域の設定	0	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	1 農場	3	人・車両の入場制限	0	4	(1) 車両用の消毒薬の常設	4 農場	(2) 車両消毒の実施	5 農場	5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	3 農場	(2) 立入者の消毒の実施	2 農場	6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	0	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	0	7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	0
十勝家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目	遵守されていない農場数																																								
1 消毒実施の有無	19 農場																																								
2 立入り制限実施の有無	7 農場																																								
3 記録の有無	18 農場																																								
飼養衛生管理基準チェックシートにおける項目		遵守されていない農場数																																							
1	防疫に関する情報の把握	0																																							
2	(1) 衛生管理区域の設定	0																																							
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	1 農場																																							
3	人・車両の入場制限	0																																							
4	(1) 車両用の消毒薬の常設	4 農場																																							
	(2) 車両消毒の実施	5 農場																																							
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	3 農場																																							
	(2) 立入者の消毒の実施	2 農場																																							
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	0																																							
	(2) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	0																																							
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	0																																							

8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	0
9	海外使用物品の持ち込み制限	0
10	適切に処理された食品循環資源の利用	0
11	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	2 農場
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	3 農場
12	飲用に適した水の給与	2 農場
13	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	5 農場
	(2) 畜舎への野生動物侵入対策 ※	7 農場
	(3) 糞尿処理施設への野生動物侵入対策 ※	6 農場
14	(1) 畜舎・器具の洗浄又は消毒	1 農場
	(2) 使用物品の家畜ごとの交換	0
15	畜舎・畜房・ハッチの清掃及び消毒	1 農場
16	適切な密度での飼養	0
17	(1) 糞尿運搬時の車両消毒 ※	1 農場
	(2) 糞尿運搬時の飛散防止対策 ※	1 農場
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	0
19	家畜の異状時の獣医師の診療・指導	0
20	毎日の家畜の健康観察	0
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	0
	(2) 導入畜の隔離の実施	0
22	移動前の健康状態の確認	0
23	埋却・焼却・化製処理の準備	1 農場
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	2 農場
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	1 農場

(注)「※」は、飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導するよう求めている項目を示す。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 飼養衛生管理基準等の遵守について改善指導を行っているにもかかわらず、その違反が軽微である、家畜の所有者が改善の意思を表明しているなどを理由として、「指導が不要だった農場」として報告しているもの

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果
岩手県 (県南家 畜保健衛 生所)	<p>① 753 牛農場に対する平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省への報告に当たって、大規模農場 (5 農場) については、対象農場数が少なく、同一年度内に指導事項の改善状況を確認できているため、その飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果は正確に報告している。</p> <p>これに対し、大規模農場以外の牛農場 (748 農場) については、対象となる農場数が多いことから、1 農場に充てられる検査時間が 5 分程度と限られるため、飼養衛生管理基準のうち消毒に関する項目以外の項目については特段の指導は行っておらず、要指導事項がある場合であっても、農林水産省に対する「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」には「指導が不要だった農場」として報告している。また、指導を行っている場合であっても、同一年度内に指導事項の改善状況を確認できていないため、同確認結果報告書には「指導が不要だった農場」として報告している。</p> <p>また、県南家畜保健衛生所は、大規模農場以外の牛農場 (748 農場) に対する立入検</p>

査において把握した飼養衛生管理基準の遵守状況を整理していないため、農林水産省に対する不正確な報告の実数は不明であるが、当省が大規模農場以外の 35 農場を抽出し、同家畜保健衛生所が立入検査の際に用いた独自のチェックシートの評価状況を確認したところ、8 農場において、「衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している」、「衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている」など 10 項目のいずれかが遵守されていなかった。しかしながら、これらの結果は、農林水産省に対する同確認結果報告書には「指導が不要だった農場」として報告されており、実際の飼養衛生管理基準の遵守状況が正確に報告されていない。

表 1 当省が抽出した大規模農場以外の 8 牛農場における飼養衛生管理基準が遵守されていない項目（平成 25 年度）

県南家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目	遵守されていない農場数
1 家畜防疫に関する最新情報の把握	
(略)	—
2 衛生管理区域の設定	
衛生管理区域を設定し衛生管理区域以外との境界が分かるようになっている	5 農場
3 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
(1)衛生管理区域の出入口に立て看板などを設置し、部外者の立ち入りを制限している	8 農場
(2)衛生管理区域に入る車両の消毒を行っている	8 農場
(3)衛生管理区域及び畜舎に立ち入りする者に手指及び靴の消毒（手指については洗浄又は消毒）を行わせている	5 農場
(5)他の畜産関係施設で使用した物品で飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている	1 農場
4 野生動物等からの病原体の侵入防止	
(1)給餌設備や給水設備に野生動物等の排せつ物が混入しないようにしている	1 農場
5 衛生管理区域の衛生状態の確保	
(1)衛生管理区域内の施設及び器具を定期的に清掃するとともに、家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際には、1 頭ごとに交換又は消毒をしている。	1 農場
6 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
(4)家畜を導入するときは、健康な家畜を導入している。また、一定期間、導入家畜と他の家畜を接触させないようにしている	2 農場
7 埋却の準備	
埋却のための土地の確保（成牛 1 頭あたり概ね 5 m ² ）、焼却又は化製のための準備をしている	1 農場
8 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
衛生管理区域に立ち入った者、家畜の導入・出荷、健康観察等に関する記録を作成し保存している	5 農場
9 大規模農場に関する追加措置	
(略)	—

(注) 1 県南家畜保健衛生所は、平成 25 年度において、飼養衛生管理基準チェックシートではなく、飼養衛生管理基準の項目のみの独自のチェックシートを用いている。
2 飼養衛生管理基準が遵守されていた項目は省略している。

② 64 豚農場及び 152 鶏農場の計 216 農場に対する平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省への報告に当たって、改善の確約が取れる比較的軽微な指導事項については、飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を行っている場合であっても、「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」には「指導が不要だった農場」として報告している。

また、県南家畜保健衛生所は、比較的軽微な指導事項がみられた農場数を集計していないため、農林水産省に対する不正確な報告の実数は不明であるが、当省が 40 豚農場（うち大規模農場は 20 農場）及び 40 鶏農場（うち大規模農場は 19 農場）の計 80 農場を抽出し、同家畜保健衛生所が立入検査の際に用いた独自のチェックシートの評価状況を確認したところ、7 豚農場（うち大規模農場は 1 農場）及び 9 鶏農場（うち大規模農場は 1 農場）の計 16 農場（うち大規模農場は 2 農場）において、以下のとおり、飼養衛生管理基準が遵守されていなかったが、農林水産省に対する同確認結果報告書には「指導が不要だった農場」として報告されており、実際の飼養衛生管理基準の遵守状況が正確に報告されていない。

- i) 7 豚農場（うち大規模農場は 1 農場）において、「野外にさらされていない水または消毒した水を給与していますか」など 3 項目のいずれかが遵守されていない。
- ii) 9 鶏農場（うち大規模農場は 1 農場）において、「衛生管理区域を設定し、ロープや看板などで部外者の入場を制限している」など 6 項目のいずれかが遵守されていない。

表 2 当省が抽出した 7 豚農場における飼養衛生管理基準が遵守されていない項目（平成 25 年度）

県南家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目		遵守されていない農場数
1	家畜防疫に関する最新情報の把握 (略)	—
2	衛生管理区域の設定 (略)	—
3	農場への病原体の持込み防止 (略)	—
4	野生動物等からの病原体の感染防止	
	野外にさらされていない水または消毒した水を給与していますか	5 農場
5	衛生管理区域の衛生状態の確保 (略)	—
6	家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
	導入した家畜は、一定の期間、隔離飼育していますか	2 農場
7	万が一の伝染病発生時に備えた、埋却の準備	
	埋却のための土地を確保していますか	2 農場
8	感染ルートの早期特定のための記録の作成・保管 (略)	—
9	大規模農場（飼養頭数 3,000 頭以上）に関する追加措置 (略)	—

- (注) 1 県南家畜保健衛生所は、平成 25 年度において、飼養衛生管理基準チェックシートではなく、飼養衛生管理基準の項目のみの独自のチェックシートを用いている。
2 飼養衛生管理基準が遵守されていた項目は省略している。

表 3 当省が抽出した 9 鶏農場における飼養衛生管理基準が遵守されていない項目（平成 25 年度）

県南家畜保健衛生所におけるチェックシートの項目		遵守されていない農場数
人・車両等による侵入の防止		
農場	衛生管理区域を設定し、ロープや看板などで部外者の入場を制限している	5 農場
	農場（衛生管理区域）に立入する車両・人（履物）を消毒している	1 農場
	農場立入者を記録している	3 農場
鶏舎	(略)	—

	野鳥・野生動物による侵入の防止	防鳥ネット・金網を正しく設置している	1 農場
		ネット・金網・鶏舎に破損はない	1 農場
	飲用水、飼料の汚染による侵入の防止	(略)	—
	鶏舎内外の整理・整頓・清掃	鶏舎周辺の草刈り・環境整備を定期的に行っている	4 農場
	鶏の健康管理及び取扱い	(略)	—
	鶏糞の処理	(略)	—
	従業員の知識習得	(略)	—
		(注) 1 県南家畜保健衛生所は、平成 25 年度において、飼養衛生管理基準チェックシートではなく、飼養衛生管理基準の項目のみの独自のチェックシートを用いている。 2 飼養衛生管理基準が遵守されていた項目は省略している。	
栃木県 (県北家畜保健衛生所)	<p>飼養衛生管理基準等の遵守状況について、農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートの評価区分の「○ (適正に行われている)」、「× (適正に行われていない)」及び「— (業務体制上、行う必要がない)」のみでは判断できない場合があるとして、「△ (適正に行われていると断定できないもの)」を追加して評価を実施している。</p> <p>しかしながら、県北家畜保健衛生所は、平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、「△ (適正に行われていると断定できないもの)」と判断した項目については、飼養衛生管理基準等の遵守状況について指導を行っているにもかかわらず、立入検査時に家畜の所有者が改善の意思を表明しているとして、「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」には「指導が不要だった農場」として報告している。</p> <p>同家畜保健衛生所は、「△ (適正に行われていると断定できないもの)」と判断した項目がみられた農場数を集計していないため、農林水産省に対する不正確な報告の実数は不明であるが、農林水産省に対する報告において、1,096 牛農場のうち 211 農場、48 豚農場のうち 36 農場、26 鶏農場のうち 8 農場が「指導が不要だった農場」として報告しており、これらの中には、「△ (適正に行われていると断定できないもの)」と判断したものも含まれていると考えられ、実際の飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない可能性がある。</p>		
沖縄県 (中央家畜保健衛生所)	<p>48 鶏農場に対する平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省への報告に当たって、指導内容が直ちに改善又は改善される見込みであった項目については、飼養衛生管理基準等の遵守状況について指導を行っている場合であっても、農林水産省に対する「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」には「指導が不要だった農場」として報告している。</p> <p>中央家畜保健衛生所は、指導内容が直ちに改善又は改善される見込みであった農場数を集計していないため、農林水産省に対する不正確な報告の実数は不明であるが、当省が 40 鶏農場 (うち大規模農場は 3 農場) を抽出し、同家畜保健衛生所が立入検査の際に用いた農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートの評価状況を確認したところ、28 農場 (うち大規模農場は 2 農場) において、「車両消毒の実施 (入場車両の消毒を常時行っている)」、「家きん舎ごとの専用の靴の着用 (家きん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している)」など 30 項目のいずれかが遵守されていなかったが、同確認結果報告書には「指導が不要だった農場」として報告されており、実際の飼養衛生</p>		

管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない。

表 当省が抽出した 28 鶏農場における飼養衛生管理基準等が遵守されていない項目
(平成 25 年度)

飼養衛生管理基準チェックシートにおける項目		遵守されていない農場数
1	防疫に関する情報の把握	0
2	(1) 衛生管理区域の設定	2 農場
	(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化	1 農場
3	人・車両の入場制限	0
4	(1) 車両用消毒薬の常設	12 農場
	(2) 車両消毒の実施	17 農場
5	(1) 立入者用の消毒薬の常設	8 農場
	(2) 立入者の消毒の実施	9 農場
6	(1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	7 農場
	(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用	20 農場
	(3) 適切な方法による衣服・靴の着用 ※	23 農場
7	立入者の渡航歴等の確認及び入場制限	7 農場
8	他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒	2 農場
9	海外使用物品の持ち込み制限	9 農場
10	(1) 給餌施設への排泄物混入防止対策	3 農場
	(2) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策	3 農場
11	飲用に適した水の給与	1 農場
12	(1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策 ※	4 農場
	(2) 家きん舎への野生動物侵入対策	4 農場
	(3) 破損箇所の定期的確認及び修繕	4 農場
	(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策 ※	2 農場
13	(1) 家きん舎の破損箇所の修繕	2 農場
	(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除	2 農場
14	家きん舎・器具の清掃又は消毒	2 農場
15	空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒	2 農場
16	適切な密度での飼養	0
17	(1) 排せつ物運搬時の車両消毒 ※	4 農場
	(2) 排せつ物運搬時の飛散防止対策 ※	4 農場
18	家畜保健衛生所への連絡体制の確保	0
19	家きんの異状時の獣医師の診療・指導	0
20	毎日の家畜の健康観察	0
21	(1) 導入元の疾病発生状況等の確認	0
	(2) 導入家きんの隔離の実施	0
22	移動前の健康状態の確認	0
23	埋却・焼却・化製処理の準備	2 農場
24	(1) 立入時の記帳等の周知 ※	13 農場
	(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管	16 農場
25	獣医師による定期指導	3 農場
26	従業員による通報体制の確保	3 農場

(注) 「※」は、飼養衛生管理基準チェックシートの中で、飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導することとされている項目を示す。

(注) 当省の調査結果による。

iii) 飼養衛生管理基準等の遵守について改善指導を行った農場について、改善措置の実施状況を実地に確認していないにもかかわらず、家畜の所有者から改善の意思を確認したことなどをもって、「改善済」として報告しているもの

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果
北海道 (網走家畜保健衛生所)	<p>平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、飼養衛生管理基準等が遵守されていない家畜の所有者が指導時に改善を約束した場合は、改善状況を実地に確認していないにもかかわらず、農林水産省に対する「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」(牛又は豚農場の報告様式)及び「改善指導内容」(鶏農場の報告様式)には全て「改善済みの農場数」として報告している。</p> <p>網走家畜保健衛生所は、指導時に改善を約束した農場数を集計していないため、農林水産省に対する不正確な報告の実数は不明であるが、「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」及び「改善指導内容」で「改善済みの農場数」としたのものの中には、改善状況を実地に確認していない農場も含まれていると考えられ、実際の飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない可能性がある。</p>
新潟県 (中央家畜保健衛生所)	<p>飼養衛生管理基準等の遵守状況を的確に把握するため、農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートの評価区分の「○(適正に行われている)」、「×(適正に行われていない)」及び「－(業務体制上、行う必要がない)」のみでは判断できない場合があるとして、「△(立入検査時に要改善状態だが、家畜の所有者を指導した結果、改善する旨の回答を得たもの)」を追加して評価を実施している。</p> <p>しかしながら、新潟県においては、平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、「△(立入検査時に要改善状態だが、家畜の所有者を指導した結果、改善する旨の回答を得たもの)」と判断した項目について、改善状況を実地に確認していないにもかかわらず、農林水産省に対する「チェック表に基づいて改善指導を行った農場数」には「改善済みの農場数」として報告している。</p> <p>調査対象とした中央家畜保健衛生所は、100 牛農場のうち 93 農場及び 45 豚農場のうち 41 農場(注)について、平成 25 年度の飼養衛生管理基準チェックシートで「△(立入検査時に要改善状態だが、家畜の所有者を指導した結果、改善する旨の回答を得たもの)」と判断した項目があるが、これらの農場の中には改善状況を実地に確認していない農場も含まれていると考えられ、実際の飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない。</p> <p>(注) 鶏農場については、中央家畜保健衛生所が飼養衛生管理基準等の遵守状況を整理した表と農林水産省への報告結果の不一致がみられ、「△(立入検査時に要改善状態だが、家畜の所有者を指導した結果、改善する旨の回答を得たもの)」と判断した項目を「改善済み」としている状況を確認することができなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

iv) 報告様式の記載欄を間違えるなどにより、飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていないもの

調査対象 家畜保健 衛生所	調査結果																																																						
群馬県 (中部家畜保健衛生所)	<p>182 牛農場及び 60 豚農場の計 242 農場の平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、これらの農場数を全て「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」の「指導を行った農場数」とし、その内数である「うち、改善済み」の農場には 1 牛農場及び 9 豚農場、「うち、改善指導中」の農場には 181 牛農場及び 51 豚農場と報告している。</p> <p>しかしながら、中部家畜保健衛生所は、「指導を行った農場数のうち、改善済」には「指導が不要だった農場数」を、「指導を行った農場数のうち、改善指導中」には「指導を行った農場数」を、それぞれ記載して報告しており、実際の飼養衛生管理基準等の遵守状況が正確に報告されていない。</p> <p>なお、同家畜保健衛生所では、指導を行った農場における改善状況を未集計のため、実際の「改善済」及び「改善指導中」の農場数の内訳は不明である。</p> <p>表 中部家畜保健衛生所が行った誤報告の内容</p> <table border="1" data-bbox="295 898 1455 1068"> <thead> <tr> <th rowspan="2">畜種</th> <th rowspan="2">立入農場数</th> <th rowspan="2">指導が不要だった農場数</th> <th colspan="3">指導を行った農場数</th> </tr> <tr> <th>うち、改善済</th> <th>うち、改善指導中</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛</td> <td>182</td> <td>0</td> <td>182</td> <td>1</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>60</td> <td>0</td> <td>60</td> <td>9</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>242</td> <td>0</td> <td>242</td> <td>10</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 中部家畜保健衛生所の実際の立入検査、指導の状況</p> <table border="1" data-bbox="295 1151 1455 1321"> <thead> <tr> <th rowspan="2">畜種</th> <th rowspan="2">立入農場数</th> <th rowspan="2">指導が不要だった農場数</th> <th colspan="3">指導を行った農場数</th> </tr> <tr> <th>うち、改善済</th> <th>うち、改善指導中</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛</td> <td>182</td> <td>1</td> <td>181</td> <td>(未集計)</td> <td>(未集計)</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>60</td> <td>9</td> <td>51</td> <td>(未集計)</td> <td>(未集計)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>242</td> <td>10</td> <td>232</td> <td>(未集計)</td> <td>(未集計)</td> </tr> </tbody> </table>	畜種	立入農場数	指導が不要だった農場数	指導を行った農場数			うち、改善済	うち、改善指導中		牛	182	0	182	1	181	豚	60	0	60	9	51	計	242	0	242	10	232	畜種	立入農場数	指導が不要だった農場数	指導を行った農場数			うち、改善済	うち、改善指導中		牛	182	1	181	(未集計)	(未集計)	豚	60	9	51	(未集計)	(未集計)	計	242	10	232	(未集計)	(未集計)
畜種	立入農場数				指導が不要だった農場数	指導を行った農場数																																																	
		うち、改善済	うち、改善指導中																																																				
牛	182	0	182	1	181																																																		
豚	60	0	60	9	51																																																		
計	242	0	242	10	232																																																		
畜種	立入農場数	指導が不要だった農場数	指導を行った農場数																																																				
			うち、改善済	うち、改善指導中																																																			
牛	182	1	181	(未集計)	(未集計)																																																		
豚	60	9	51	(未集計)	(未集計)																																																		
計	242	10	232	(未集計)	(未集計)																																																		
新潟県 (中央家畜保健衛生所)	<p>平成 25 年度における飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告に当たって、以下のとおり、飼養衛生管理基準等の遵守状況を正確に報告していない。</p> <p>① 農林水産省が都道府県に対し示している飼養衛生管理基準チェックシートの中で「飼養衛生管理基準には規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、必要に応じてその実施を指導」するよう求めている項目のみを指導した農場は、農林水産省に報告する「飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書」の「指導を行った農場数」に計上せずに報告すべきところ、牛農場、豚農場及び 100 羽以上 1,000 羽未満の採卵鶏農場について、誤ってこれを含めて報告している。</p> <p>② 1,000 羽以上の肉用鶏農場について、3 農場に対し、飼養衛生管理基準に定める「家きん舎への野生動物侵入対策（防鳥ネット等の設置により家きん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている）」、「家きん舎のねずみ・害虫の駆除（家きん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている）」又は「移動前の健康状態の確認（出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している）」について指導しているにもかかわらず、「指導を行った農場数」に含めていない。</p>																																																						

表 中央家畜保健衛生所における平成 25 年度の飼養衛生管理基準等の遵守状況の確認結果の農林水産省に対する報告状況

畜種	立入農場数	指導を行った農場数 (誤)	指導を行った農場数 (正)	「必要に応じてその実施を指導」する項目のみ指導を行った農場数	指導を行っていない農場数
牛	100 農場	96 農場	86 農場	9 農場	5 農場
肉用	24 農場	22 農場 (注)	16 農場	5 農場	3 農場
乳用	76 農場	74 農場	70 農場	4 農場	2 農場
豚	45 農場	42 農場	28 農場	14 農場	3 農場
鶏	36 農場	6 農場	3 農場	31 農場	2 農場
肉用	1,000 羽以上	6 農場	0	3 農場	0
肉用	100 羽以上 1,000 羽未満	1 農場	0	1 農場	0
採卵	1,000 羽以上	22 農場	0	21 農場	1 農場
採卵	100 羽以上 1,000 羽未満	7 農場	6 農場	0	1 農場

(注) 肉用牛農場の「指導を行った農場数(誤)」欄について、指導を行った 16 農場と「必要に応じてその実施を指導」する項目のみ指導を行った 5 農場の合計は 21 農場となるが、中央家畜保健衛生所において、集計を誤り、22 農場として報告されている。

(注) 当省の調査結果による。

勸告	説明図表番号
<p>エ 外国人労働者等の受入農場に対する指導及びと畜検査等の結果に関する情報を活用した農場に対する指導の推進</p> <p>今回、調査対象 17 道府県（20 家畜保健衛生所）における外国人労働者、海外研修生等の受入農場等に対する指導の状況を調査したところ、以下のとおり、農林水産省の通知等を踏まえ、外国人労働者等の受入農場に対する口蹄疫やアフリカ豚コレラの発生国への渡航等に関する指導が行われている道県や、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づくと畜検査及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）に基づく食鳥検査（以下「と畜検査等」と総称する。）の結果に関する情報を活用した農場に対する指導が行われている県など農場に対するきめ細やかな指導が行われている例がみられた一方、こうした指導が行われていない道府県においては、農場に対する指導を一層推進する余地がみられた。</p> <p>① 外国人労働者等の受入農場に対する口蹄疫等の発生国への渡航等に関する指導の状況</p> <p>調査した 17 道府県のうち 4 道県（注 1）（北海道（十勝家畜保健衛生所）、栃木県（県北家畜保健衛生所）、愛知県（中央家畜保健衛生所及び東部家畜保健衛生所）、島根県）（注 2）においては、口蹄疫に関する防疫対策強化通知（注 3）などを踏まえ、平成 24 年度以降に、農場における外国人労働者等の受入状況を把握し、外国人労働者等の受入農場が認められた場合には、飼養衛生管理基準の翻訳版等の配布等が行われている。</p> <p>しかしながら、14 道府県（15 家畜保健衛生所）においては、外国人に対する差別として受け取られることが懸念されることなどを理由として、農場における外国人労働者等の受入状況の把握や外国人労働者等の受入農場に対する指導が行われていない。</p> <p>（注 1）北海道では、調査対象とした十勝家畜保健衛生所において、外国人労働者等の受入農場に対する指導等が行われている一方、網走家畜保健衛生所において、外国人労働者等の受入農場に対する指導等が行われていないため、それぞれに計上している。</p> <p>（注 2）島根県においては、当省の調査を契機として、県本庁担当課が農場における外国人労働者等の受入状況を把握したため、県単位としている。</p> <p>（注 3）同通知により、農林水産省は、都道府県に対し、特に外国人労働者等の受入農場を重点として、口蹄疫及びアフリカ豚コレラの発生国への渡航に当たっての留意事項（渡航先の農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないことなど）や、帰国後の留意事項（飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き衛生管理区域に立ち入らないことなど）等について、周知・指導することを求めているが、農場における外国人労働者等の受入状況を把握することについては、明記されていない。</p> <p>② と畜検査等の結果に関する情報を活用した農場に対する指導の状況</p> <p>調査した 17 道府県（注 4）におけると畜検査等の結果に関する情報の交換等の状況（注 5）をみると、8 県（秋田県、新潟県、鳥取県、島根県、福岡県、熊</p>	<p>表 2-(4)-エ-①</p> <p>表 2-(4)-エ-②</p> <p>表 2-(4)-エ-③</p> <p>表 2-(4)-エ-④</p> <p>表 2-(4)-エ-⑤</p>

本県、鹿児島県及び沖縄県)の家畜衛生部局においては、飼養衛生管理の向上に有効であるとして、と畜場等を管轄する公衆衛生部局と調整し、各農場のと畜検査等の結果に関する情報を入手しているだけでなく、県内の農場に疾病等の発生状況を分析・整理した結果を提供し、疾病等の発生状況に応じて適切な予防対策を提示するなど、と畜検査等の結果に関する情報が農場に対する指導に活用されている。

一方、残りの9道府県の家畜衛生部局においては、と畜検査等により把握された疾病等の情報と農場の飼養衛生管理の状況との関係が明確ではないことなどを理由として、公衆衛生部局からと畜検査等の結果に関する農場別の情報を入手しておらず、農場に対する指導にも活用していない。

(注4) 調査した家畜保健衛生所だけでなく、道府県本庁担当課に対する調査でも同様の状況となっていることが確認されたため、道府県単位としている。

(注5) 農林水産省は、と畜検査等の結果に関する情報は、各農場における疾病等の発生状況やその傾向の把握に有用であることから、都道府県に対し、「家畜防疫対策要綱」(平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達。17年9月29日最終改正)により、家畜衛生部局(県本庁担当課及び家畜保健衛生所)と、と畜場及び食鳥処理場との間で、当該情報の交換を積極的に行うように努めることを求めているものの、情報の交換の方法や交換した情報の活用方法については、明記されていない。

【所見】

したがって、農林水産省は、農場に対する指導を一層推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、農場における外国人労働者等の受入状況を把握した上で、外国人労働者等の受入農場に対し、口蹄疫に関する防疫対策強化通知に基づく口蹄疫等の発生国への渡航等に関する留意事項の周知啓発を徹底するよう、指導すること。
- ② 都道府県に対し、と畜検査等の結果に関する情報の活用の意義や具体的な活用方法、既に活用が行われている県の効果的な取組例を示して、と畜検査等の結果に関する情報を農場に対する指導に有効に活用するよう指導すること。

表2-(4)-エ-⑥

表 2-(4)-エ-① 口蹄疫に関する防疫対策強化通知における外国人労働者等に関する内容

- 口蹄疫に関する防疫対策強化通知（「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成25年12月11日付け25消安第4271号農林水産省消費・安全局長通知））（抜粋）
- 3 畜産関係者の海外渡航の自粛等の指導の徹底について
畜産関係者に対しては、口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛するよう要請し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意するよう指導すること。
- (1) 渡航に当たっての留意事項
- ① 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
 - ② 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
 - ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。
- (2) 帰国後の留意事項
- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。
 - ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。
- 4 口蹄疫等に関する研修会の開催等について
（中略）
さらに、特に外国人労働者、海外研修生等を受け入れている農場に対しては、上記3の内容を周知、指導すること。
（以下略）

(注) 1 下線は当省が付した。

2 口蹄疫に関する防疫対策強化通知は、平成24年3月以降、毎年発出されているが、外国人労働者等の内容は、24年12月の通知から明記され、その後ほぼ同内容となっているため、例として、25年度の通知の内容を記載した。

3 平成26年度に発出された「年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成26年12月8日付け26消安第4383号農林水産省消費・安全局長通知）においては、我が国における口蹄疫等の発生を未然に防ぐ取組を一層推進するため、上記の内容のほか、郵便物、貨物等の受取りに当たっての留意事項として、「農場等の畜産関連施設由来の郵便物等は、衛生管理区域内に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること」が明記されている。

表 2-4-エ-② 外国人労働者等の受入農場を把握し、当該受入農場に対し重点的に指導が行われている例

調 査 対象機関	調査結果
北 海 道 (本庁及び十勝家畜保健衛生所)	<p>北海道（本庁）においては、経済部労働局が取りまとめ窓口となり、関係部局（中小企業課、農政課等）が連携して、平成 18 年度から、北海道内の外国人技能実習生の受入状況を把握することを目的として「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」を実施している。</p> <p>当該調査においては、北海道内の農業協同組合が受入団体となり、受け入れている外国人技能実習生の人数が把握されており、平成 23 年は 158 人、24 年は 196 人、25 年は 227 人の受入れが行われている状況が確認されている。</p> <p>また、調査対象とした十勝家畜保健衛生所は、農林水産省からの口蹄疫に関する防疫対策強化通知で口蹄疫等が発生している近隣諸国からの労働者等を受け入れている農場に対し重点的に指導を行うよう求めていること、特に北海道には、口蹄疫等が発生している近隣諸国から研修等の目的で多くの外国人が入国している状況を受け、牛、豚等の農場における外国人労働者等の受入状況を把握することを目的として、平成 25 年度に、管内の市町村の協力を得て調査しており、この結果、管内 19 市町村のうち 17 市町村の 88 農場で 213 人の外国人技能実習生の受入れが行われている状況を確認している。</p> <p>同家畜保健衛生所は、当該調査の実施後においても立入検査等により農場に往訪した際に外国人技能実習生の受入状況を確認することとしており、受入農場が確認された場合は、農場が所属する関係団体等も含め、海外で使用した衣服及び靴を農場に持ち込ませないようにするなど、飼養衛生管理基準のうち外国人労働者等に関する項目の注意喚起を重点的に行っている。</p> <p>なお、北海道（本庁担当課）は、農場における外国人技能実習生等に対する指導に活用するため、平成 25 年度に飼養衛生管理基準に関するリーフレット（日本語、英語及び中国語）を作成し、ホームページに掲載するとともに、家畜保健衛生所、市町村及び関係団体に対し周知した。</p>
栃 木 県 (県北家畜保健衛生所)	<p>栃木県は、農場の実態把握のため、県内の家畜保健衛生所において、立入検査時に外国人労働者等を含めた農場で雇用されている従業員数を確認することとしており、調査対象とした県北家畜保健衛生所では、農場の情報を整理した台帳に外国人労働者等の数を記録している。</p> <p>同家畜保健衛生所は、牛農場における外国人労働者等の受入状況を集計しており、平成 26 年 9 月現在、34 農場（5 肉用牛農場及び 29 乳用牛農場）で 90 人の受入れが行われている状況を確認している。</p> <p>また、同家畜保健衛生所は、農林水産省からの口蹄疫に関する防疫対策強化通知で口蹄疫等が発生している近隣諸国からの労働者等を受け入れている農場に対し重点的に指導を行うよう求めていることを踏まえ、外国人労働者等の受入農場に対して、母国からの荷物を農場に持ち込ませないルールを定めるなどの指導を行っている。</p>
愛 知 県 (中央家畜保健衛生所及び東部家畜)	<p>愛知県においては、平成 23 年の家畜伝染病予防法の改正により、口蹄病や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の防疫対策が強化されたことに伴い、県内でも発生国との人の交流や物流を把握する必要性が生じているとして、24 年度に、立入検査等により農場に往訪した際に、外国人労働者及び技能実習生の受入状況を調査しており、その結果、88 農場で 211 人の外国人労働者等の受入れが行</p>

調査対象機関	調査結果
保健衛生所)	<p>われている状況を確認している。</p> <p>県内の家畜保健衛生所は、当該調査結果を踏まえ、外国人労働者等の受入農場に対し、農林水産省が作成した口蹄疫、鳥インフルエンザの発生について注意を促す文書や家畜伝染病予防法の改正のポイントを記載した文書（英語、中国語、ポルトガル語等）を配布するなどにより、注意喚起を行っている。</p> <p>調査対象とした中央家畜保健衛生所及び東部家畜保健衛生所は、農林水産省からの口蹄疫に関する防疫対策強化通知で口蹄疫等が発生している近隣諸国からの労働者等を受け入れている農場に対し重点的に指導を行うよう求めていることを踏まえ、平成 25 年度以降も、立入検査の際に、外国人労働者等の受入状況を確認しており、受入農場が確認された場合は、海外で使用した衣服及び靴を農場に持ち込ませないようにするなどの飼養衛生管理基準のうち外国人労働者等に関係する項目や、食肉を持ち込ませないようにすることなどの注意喚起を重点的に行っている。</p>
島根県	<p>島根県（本庁担当課）は、平成 23 年 10 月の飼養衛生管理基準の改正の際、牛及び鶏農場における外国人労働者等に対する啓発として、飼養衛生管理基準の内容を解説したパンフレット（英語及び中国語）を作成し、家畜の所有者等に配布した。</p> <p>また、同県（本庁担当課）は、当省の調査を契機として関係機関等を通じて農場における外国人労働者等の受入状況を調査したところ、平成 26 年 9 月現在、7 農場（5 乳用牛農場、1 肉用鶏農場及び 1 採卵鶏農場）に 22 人の受入れが行われている状況を確認している。これらの農場は県内でも比較的規模の大きい農場であるため、家畜保健衛生所により毎年度立入検査を実施しており、今後とも立入検査の際に上記のパンフレットを活用するなどにより、外国人労働者等に対する注意喚起を行うこととしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-エ-③ 農場における外国人労働者等の受入状況の把握や当該受入農場に対し重点的に指導を行うことに関する調査対象道府県の主な意見の概要

- 外国人労働者等の受入農場に対し重点的に指導等を行うことにより、家畜の所有者や外国人労働者等から外国人への差別として受け取られることが懸念されるとするもの
- 海外で発生している家畜伝染病等を国内に持ち込むリスクは、海外に渡航した日本人が帰国して持ち込む場合と、海外に渡航した外国人労働者等が日本に帰国して持ち込む場合と同じと考えており、現行の飼養衛生管理基準や水際対策を徹底すれば、外国人労働者等の受入農場に対し重点的に指導等を行う必要はないとするもの
- 過去に外国人労働者等が原因となって家畜伝染病が発生した例がないため、外国人労働者等の受入農場に対し重点的に指導等を行う必要はないとするもの

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-エ-④ と畜検査及び食鳥検査に関する規定等の内容（抜粋）

○ と畜場法（昭和28年法律第114号）

（獣畜のとさつ又は解体の検査）

第14条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をとさつしてはならない。

2 と畜場においては、とさつ後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。

3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 この項本文に規定する検査のため必要があると認められる場合において都道府県（保健所を設置する市にあっては、市。以下同じ。）の職員が解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨又は皮の一部を持ち出すとき。

二 厚生労働省令で定める疾病の有無についてのこの項本文に規定する検査を行う場合において都道府県知事の許可を得て獣畜の皮を持ち出すときその他の衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。

4 前3項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認めた場合を除き、前条第1項第四号又はこれに係る同条第2項ただし書の規定によりと畜場以外の場所で獣畜のとさつ又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行った場所外」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、政令で定める疾病の有無についての検査に係るものは、前各項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、都道府県知事及び厚生労働大臣が行う。

6 前各項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病

二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの

三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

7・8 （略）

○ と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）

（検査すべき疾病又は異常の範囲）

第14条 法第14条第6項第2号又は第3号に規定する疾病又は異常は、別表第3のとおりとする。

別表第3

Q熱、悪性水腫、白血病、リステリア症、痘病、膿毒症、敗血症、尿毒症、黄疸、水腫、腫瘍、旋毛虫病その他の寄生虫病、中毒諸症、放線菌病、ブドウ菌腫、熱性諸症、外傷、炎症、変性、萎縮、奇形、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、注射

反応（生物学的製剤により著しい反応を呈しているものに限る。）及び潤滑油又は炎性産物等による汚染

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）

（食鳥検査）

第15条 食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。

2 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査（以下「脱羽後検査」という。）を受けなければならない。

3 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について都道府県知事が行う検査（以下「内臓摘出後検査」という。）を受けなければならない。

4 前3項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病

二 前号に掲げるもの以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの

三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

5～7 （略）

（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）

第16条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第5項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。

2 （略）

3 認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、前条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

4 （略）

5 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況（次条第3号から第5号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあつては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況）について、確認規程（第2項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定める方法に従つて、厚生労働省令で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。

6 （略）

7 認定小規模食鳥処理業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第5項の確認の状況を、都道府県知事に報告しなければならない。

8・9 (略)

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）
（検査すべき疾病又は異常の範囲）

第25条 法第15条第4項第2号又は第3号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、別表第7のとおりとする。

別表第7

狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、原虫病（トキソプラズマ病を除く。）、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫、腹水症、出血、炎症、萎縮、腫瘍（マレック病及び鶏白血病を除く。）、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、異常体温（著しい高熱（摂氏43度以上）又は低熱（摂氏40度未満）を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦及び発育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。)

○ 「家畜防疫対策要綱」（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達。17年9月29日最終改正）

3 防疫推進体制の整備について

(1) 情報伝達体制の強化

イ また、と畜場又は食鳥処理場においては、と畜検査成績、食鳥検査成績等の有用な家畜衛生情報が得られることから、これら機関とより緊密な連絡体制を整備して情報の交換を積極的に行い衛生状況の把握に努める必要がある。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(4)-エ-⑤ 家畜衛生部局において、公衆衛生部局から入手したと畜検査等の結果に関する情報が農場に対する指導に活用されている例

調査対象道府県	入手の目的（開始時期）	入手内容（入手頻度）	入手に当たっての家畜所有者の同意の有無	家畜衛生部局における活用例
秋田県	疾病等が多くみられる場合は、飼養衛生管理に問題があると考え、以前から入手しているため（開始時期は不明）	・と畜検査及び食鳥検査の結果概況（定期） ・疾病等が多くみられる農場のと畜検査及び食鳥検査の結果（個別に依頼を行う場合）	なし （公衆衛生部局に家畜保健衛生所長名の依頼文書を提出しているため）	個別農場に対する指導に活用 （調査対象とした北部家畜保健衛生所においては、平成 25 年度に、抗酸菌症の多発によりと殺した豚の廃棄率が上昇していた農場に対し、原因究明の調査及び改善指導を行った結果、発症頭数及び廃棄率が減少など）
新潟県	疾病等の少ない健康な家畜の生産を促し、消費者に安全で衛生的な食肉を提供するため（平成 6 年）	と畜検査の結果（毎月）	あり	個別農場に対する指導に活用 （調査対象とした中央家畜保健衛生所においては、農場ごとに疾病等別の廃棄率を月別に図表化し、家畜の所有者に提供するとともに、発生した疾病等に応じた予防対策を提示）
鳥取県	疾病の罹患状況の把握や疾病予防対策の基礎資料として、防疫及び家畜の生産性の向上に有益な情報であるため（平成 6 年度）	と畜検査の結果（毎月）	なし （防疫及び家畜の生産性の向上のため必要な情報があるため）	<ul style="list-style-type: none"> 県内の農場に対し、定期的に疾病等に関する啓発文書を配布 個別農場に対する指導に活用 （調査対象とした倉吉家畜保健衛生所においては、平成 25 年度に、牛白血病又は豚丹毒が発生していた農場に対し優先して立入検査を行い、血液を介した感染を防ぐために注射針を使用しないこと、消毒の徹底、病害虫の畜舎への侵入を防止するための措置の実施等を指導など）
島根県	厚生省（当時）から積極的に活用するよう指示を受けていたため（平成 7 年度）	と畜検査の結果（毎月）	なし （生産段階における適切な疾病管理、飼育環境の整備等のために必要な情報があるため）	<ul style="list-style-type: none"> 個別農場に対する指導に活用 隣接県で届出伝染病の豚流行性下痢が発生した場合に、と畜検査の結果を参考として対策を検討
福岡県	（従来から行われている取組であり、取組を始めた目的、開始時期等は不明）	豚のと畜検査の結果（毎月）	なし （個人情報保護条例の規定上、法令の定める事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由がある場合に該当すると判断しているため）	個別農場に対する指導に活用 （調査対象とした中央家畜保健衛生所においては、農場ごとに疾病等別の廃棄率を月別に図表化し、疾病等の発生状況に対する注意書きを付記した上で、家畜の所有者に提供するとともに、発生した疾病等に応じた予防対策を提示）

調査対象道府県	入手の目的（開始時期）	入手内容（入手頻度）	入手に当たったの家畜所有者の同意の有無	家畜衛生部局における活用例
熊本県	疾病予防対策及び生産性向上対策の指導等に活用するため (平成21年度)	豚のと畜検査の結果 (毎月)	あり	個別農場に対する指導に活用 (調査対象とした中央家畜保健衛生所においては、疾病等による廃棄率が高い傾向がみられるなどの場合、家畜の所有者に分析結果を提供するとともに、発生した疾病等に応じた予防対策を提示)
鹿児島県	(従来から行われている取組であり、取組を始めた目的、開始時期等は不明)	届出伝染病がみられたと畜検査及び食鳥検査の結果(毎月) (注2)	あり	・個別農場に対する指導に活用 (入手内容と立入検査結果等の飼養衛生管理に関する情報を分析し、優先して立入検査を実施する農場を選定など) ・と畜検査等の結果と、畜産主務部局が保有する飼養衛生管理に関する情報の一元的な管理システムの開発費を予算要求
沖縄県	家畜伝染病予防法第4条第1項に基づく届出伝染病の届出として位置付けるため (開始時期は不明)	届出伝染病がみられたと畜検査及び食鳥検査の結果(毎月) (注3)	なし (家畜伝染病予防法第4条第1項に基づく届出伝染病の届出として位置付けているため)	個別農場に対する指導に活用 (調査対象とした中央家畜保健衛生所においては、入手した農場が立入検査対象となっている場合は、と畜検査等の結果に基づき衛生管理に関する指導を行うとともに、届出伝染病の発生件数が多い農場がみられた場合は優先して立入検査を実施)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 鹿児島県の公衆衛生部局は、と畜検査等で検査することとされている届出伝染病以外の疾病等のうち、家畜伝染病については、直ちに連絡する一方、家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病等については、特定の農場から搬入された肉に集中的に異常が見つかり、かつ、それが一定期間継続している状況や、管内全体で特定の異常が短期間に急増した状況がみられた場合に提供するとしている。

3 沖縄県の公衆衛生部局は、と畜検査等で検査することとされている疾病等のうち、家畜伝染病については、これまで発見例がなく連絡した実績がないとしている。また、家畜伝染病及び届出伝染病以外の疾病等については、家畜保健衛生所の依頼を受けた場合に提供するとしている。

表 2-(4)-エ-⑥ と畜検査等の結果に関する情報を農場に対する指導に活用することに関する調査対象道府県の主な意見の概要

(家畜衛生部局の意見)

- と畜検査等により把握された疾病等の情報と農場における飼養衛生管理の状況とに明確な因果関係がみられないため、と畜検査等の結果は、家畜の所有者に対する指導に活用できないとするもの

(公衆衛生部局においても同旨の意見あり)

- 家畜衛生部局において、と畜検査等の結果に関する情報の活用について前向きな意見があるものの、体制上、検査結果の集計・分析まで手が回らないとするもの
 - 必要が生じた場合に、家畜の所有者に対し、と畜検査等の結果に関する情報の提示を求めれば足りるとするもの
 - と畜検査等により、どのような疾病等が確認できるか承知していないとするもの
 - と畜検査等の結果には個人情報が含まれるため、家畜の所有者の承諾を得ずに、他部局から情報を入手することは望ましくないとするもの
- (公衆衛生部局においても同旨の意見あり)

(公衆衛生部局の意見)

- 家畜衛生部局からと畜検査等の結果の提供を求める依頼がないとするもの
- 検査数が多いため、個々の検体について、と畜検査等の結果に関する情報を整理していないとするもの

(注) 当省の調査結果による。

調査の結果	説明図表番号
<p>オ 公務員獣医師（家畜防疫員）の確保目標等の状況</p> <p>家畜防疫に関する事務は、その技術的特殊性から一定の専門的知識及び技術が要求されるため、家畜伝染病予防法第 53 条第 3 項において、都道府県知事は、都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命することとされている。</p> <p>家畜防疫員は、主に、都道府県が設置した家畜保健衛生所に配置され、当該家畜保健衛生所管内の農場や飼養家畜を対象として立入検査、指導等の家畜防疫業務を行うが、管内の農場数や飼養家畜頭羽数に見合った家畜防疫員が確保されなければ、家畜防疫に関する事務の適正な処理に支障を来すこととなる。このため、家畜伝染病予防法第 53 条第 4 項において、都道府県知事は、獣医師を都道府県の職員として採用することにより、家畜防疫に関する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならないこととされている。</p> <p>家畜防疫員の確保の前提となる獣医師については、獣医療法第 10 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣が定める「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）において、その確保に関する目標の設定に関する事項を定めることとされ、都道府県は、同法第 11 条第 1 項において、基本方針に即して、獣医師の確保に関する目標を含む「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」（以下「都道府県計画」という。）を定めることができるものとされている。</p> <p>現在、平成 32 年度を目標年度とする基本方針が定められているが、その中では、産業動物獣医師（家畜等の産業動物を対象とする民間獣医師）については、都道府県計画において獣医師の確保に関する目標を設定するものとされ、その目標数の算定の考え方が示されている一方、公務員獣医師（行政機関に所属し家畜衛生行政や公衆衛生行政に携わる獣医師）については、「家畜伝染病に対する危機管理の観点から、都道府県に勤務する獣医師の確保を図ることとする」との基本的な考え方が示されている。</p>	<p>表 2-(4)-オ-①</p>
<p>今回、調査対象 17 道府県の都道府県計画における公務員獣医師の確保目標等の状況について調査した結果、12 県では産業動物獣医師の確保目標に加え、公務員獣医師についても確保目標を設定しており、中には、家畜保健衛生所の公務員獣医師（家畜防疫員）の確保目標まで明記しているものも 3 県（宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）みられた。</p> <p>また、公務員獣医師の確保目標を設定している 12 県（注）のうち、2 県（宮崎県及び鹿児島県）では、都道府県計画策定時の現状人数より増加させる確保目標数を設定していた。一方、残る 10 県（宮城県、岩手県、栃木県、群馬県、山梨県、愛知県、鳥取県、島根県、福岡県及び沖縄県）では、都道府県計画策定時の現状人数をほぼ維持する確保目標数を設定していた。</p> <p>（注）鳥取県については、県庁全体の公務員獣医師数、鳥取県以外の 11 県については、県農林水産関係部局の公務員獣医師数の目標を設定している。</p>	<p>表 2-(4)-オ-②</p>

表 2-(4)-オ-① 家畜防疫員に関する規定等の内容

○ 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）（抜粋）

（家畜防疫官及び家畜防疫員）

第 53 条

1・2（略）

3 この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病予防に関し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。

4 都道府県知事は、獣医師を当該都道府県の職員として採用することにより、この法律に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。

○ 獣医療法（昭和 4 年法律第 46 号）（抜粋）

（獣医療を提供する体制の整備のための基本方針）

第 10 条 農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 獣医療の提供に関する基本的な方向
- 二 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項
- 三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項
- 四 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的事項
- 五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項
- 六 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項

3～5（略）

（都道府県計画）

第 11 条 都道府県は、基本方針に即して、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）を定めることができる。

2（略）

3 都道府県計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 獣医師の確保に関する目標

（以下略）

○ 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（平成 22 年 8 月 31 日農林水産大臣公表）（抜粋）

第 2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項

2 獣医師の確保に関する目標

都道府県計画における獣医師の確保に関する目標は、産業動物獣医師について設定するものとし、目標年度における畜種ごとの飼養頭数又は飼養戸数を目標年度における畜種ごとの獣医師 1 人当たりの年間診療可能頭数又は戸数で除して得られた数をその確保目標とするものとする。この場合、目標年度における獣医師 1 人当たりの年間診療可能頭数又は戸数を求めるに当たっては、①産業動物獣医師の年齢構成、②最近における離職又は廃業及び新規参入の状況、③畜産農家の分布状況（平均往診時間等）、④診療施設・診療機器の整備状況、⑤獣医療関連施設の機能分担及び業務連携の状況、⑥管理獣医師の養成及び活動状況、⑦産業動物獣医師の傷病、出産・育児等による一時的な獣医師の不足に対応した診療体制の整備状況等、地域の実態を十分に踏まえつつ、診療の効率化の進ちよくを勘案することとする。

また、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、都道府県に勤務する獣医師の確保を図ることとする。

（以下略）

（注）下線は当省が付した。

表 2-(4)-才-② 調査対象 17 道府県の都道府県計画における公務員獣医師の確保目標の設定等の状況

調査対象 道府県	平成 32 年度の 公務員獣医師 確保目標設定	計画策定時の現状人数 (公務員獣医師数) (時点)	平成 32 年度の公務員 獣医師確保目標数	計画策定時の公務員獣医師数から確保目標数を 増加させている場合の理由 (現状維持を除く)	対象範囲
北海道	×	177 人 (平成 23 年 4 月)	—	—	道農政部
宮城県	○	61 人 (平成 24 年 12 月)	61 人 (現状維持)	—	県農林水産部
岩手県	○	76 人 (平成 22 年 12 月)	76 人 (現状維持)	—	県農林水産部
秋田県	×	43 人 (平成 22 年 12 月)	—	—	県農林水産部
栃木県	○	65 人 (平成 22 年 12 月)	66 人 (現状維持)	—	県農政部
群馬県	○	71 人 (平成 22 年 12 月)	71 人 (現状維持)	—	県農政部
新潟県	×	59 人 (平成 22 年度)	—	—	県農林水産部
山梨県	○	32 人 (平成 23 年度)	32 人 (現状維持)	—	県農政部
愛知県	○	107 人 (平成 23 年 12 月)	107 人 (現状維持)	—	県農林水産部
大阪府	×	31 人 (平成 23 年 12 月)	—	—	府庁全体
鳥取県	○	110 人 (平成 22 年 12 月)	108 人 (現状維持)	—	県庁全体
島根県	○	56 人 (平成 23 年 4 月)	56 人 (現状維持)	—	県家畜衛生部局
福岡県	○	60 人 (平成 22 年 12 月)	60 人 (現状維持)	—	県家畜衛生部局

調査対象道府県	平成32年度の公務員獣医師確保目標設定	計画策定時の現状人数 (公務員獣医師数) (時点)	平成32年度の公務員 獣医師確保目標数	計画策定時の公務員獣医師数から確保目標数を 増加させている場合の理由（現状維持を除く）	対象範囲
熊本県	×	63人 (平成22年12月)	—	—	県農林水産部
宮崎県	○	64人 (平成23年4月)	家畜保健衛生所の公 務員獣医師を20人程 度増員	家畜保健衛生所の獣医師一人当たりの農場数 及び飼養家畜頭羽数が他の都道府県よりも突出 して多いこと、また、平成23年の家畜伝染病予 防法改正後、家畜防疫業務の重要性が一層高ま り、家畜保健衛生所における業務量が増加した ことなどに対応するもの	県農政水産部
鹿児島県	○	97人 (うち家畜保健衛生所 81人) (平成23年4月)	110人 (うち家畜保健衛生所 94人)	平成23年の家畜伝染病予防法改正により家畜 保健衛生所の業務量が増加することが見込まれ ること、家畜防疫員一人当たりの農場数及び飼 養家畜頭羽数が全国で2番目に多いこと、その 一方で、鹿児島県における農場数は32年度まで に22%程度減少し、家畜飼養頭羽数についても わずかに減少することが見込まれることを勘案 し、21年度における畜産主要5道県の家畜飼養 頭羽数及び獣医師数を基に試算した。	県農政部
沖縄県	○	72人 (うち家畜保健衛生所 41人) (平成22年12月)	72人 (うち家畜保健衛生所 53人) (現状維持)	—	県農林水産部

(注) 1 調査対象道府県における都道府県計画の記載内容を基に当省が作成した。

2 「平成32年度の公務員獣医師確保目標設定」欄の「○」は、都道府県計画に公務員獣医師の確保目標数が設定されている県、「×」は、設定されていない道府県を示す。

3 「対象範囲」欄は、「計画策定時の現状人数（公務員獣医師数）（時点）」欄及び「平成32年度の公務員獣医師確保目標数」欄に記載された人数の対象範囲を示す。

4 沖縄県においては、家畜保健衛生所の公務員獣医師の確保目標数については、都道府県計画策定時の現状人数より増加させる目標数を設定しているが、家畜保健衛生所を含む県農林水産部全体の公務員獣医師については、都道府県計画策定時の現状人数を維持することとしているため、現状維持と整理した。

(5) 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の推進

勸 告	説明図表番号
<p>と畜場、化製場（死亡獣畜取扱場を含む。以下同じ。）、家畜市場等の畜産関連施設には、複数の畜産関係車両が出入りするため、施設を介して、家畜伝染病等の感染が拡大する可能性があり、平成 22 年以降に発生した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の疫学調査においても、畜産関連施設を介してウイルスが伝播した可能性が指摘されている。</p>	<p>表 2-(5)-①</p>
<p>家畜伝染病予防法において、畜産関連施設は、家畜防疫員による立入検査の対象とされており、また、前述のとおり、これらの施設を介して家畜伝染病等の感染が拡大する可能性があることを鑑みれば、これらの施設でも家畜伝染病等の感染拡大を防止するための対策を講ずることが重要である。</p>	<p>表 2-(4)-ア-① (再掲)</p>
<p>こうした中、畜産関連施設のうち豚の運搬を行う複数の畜産関係車両が出入りすると畜場、化製場、家畜市場及び共同糞尿処理場（以下「豚関連施設」という。）については、豚流行性下痢（我が国では平成 25 年 10 月以降まん延）に関する米国における疫学調査で、畜産関連施設を介した感染の拡大が指摘されるなどしたため、農林水産省は、「豚流行性下痢の対策の徹底について」（平成 25 年 12 月 11 日付け 25 消安第 4382 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）及び「豚流行性下痢の防疫対策の再徹底について」（平成 26 年 3 月 18 日付け 25 消安第 6091 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、複数の畜産関係車両が出入りする豚関連施設への入退場時の消毒の徹底等を通知している。</p>	<p>表 2-(5)-②</p>
<p>その後、同省は、平成 26 年 10 月に「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」を作成し、豚関連施設においては、①車両、作業者等の施設敷地内での動線を工夫することにより交差汚染を防止すること、②入退場時に車両、靴底、手指、運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施できるようにすることなどが必要であり、都道府県に対し、定期的に施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には改善させるよう適切な対応を講じるよう求めている。</p>	
<p>さらに、同省は、「豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について」（平成 27 年 1 月 14 日付け 26 消安第 5027 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、都道府県に対し、同マニュアルに定められた対策について、実効性のある防疫措置が講じられるよう、豚関連施設に立ち入り、施設における防疫措置の状況を報告するよう通知している。</p>	
<p>一方、豚の運搬を行う車両が出入りせず、豚流行性下痢の発生とは無関係の牛又は鶏の関連施設（以下「牛鶏関連施設」という。）については、豚関連施設とは異なり、都道府県及びこれらの施設が行うべき対策は、同省から何ら示されていない。</p>	
<p>今回、調査対象 17 道府県に所在する 81 畜産関連施設（21 と畜場、13 化製場、14 家畜市場、13 共同糞尿処理場及び 20 食鳥処理場）を抽出し、入退場時の車両の洗</p>	

浄・消毒、作業者の洗浄・消毒、車両間の交差汚染を防止する措置等の家畜伝染病等の感染拡大を防止するための対策（以下「感染拡大防止対策」という。）の実施状況等を調査したところ、以下のとおり、必ずしも感染拡大防止対策が十分に行われていない状況がみられた。

① 39 豚関連施設（21 と畜場、12 化製場、2 家畜市場及び 4 共同糞尿処理場）において、「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」が作成される前の平成 26 年 8 月から 11 月末までの感染拡大防止対策の実施状況をみると、次のとおり、手指の消毒等に係る取組や車両間の交差汚染を防止するための措置が十分に行われていない傾向がみられた。

- i) 施設の入退場時における車両の洗浄・消毒に係る取組（表 1 の A）が行われていた施設は約 95%、施設内に家畜等を搬入する際の靴の洗浄・消毒（靴の履き替え又はブーツカバーの着用等を含む。）に係る取組（表 1 の B）が行われていた施設は約 90%
- ii) 施設内に家畜等を搬入する際の手指の洗浄・消毒（使い捨て手袋の着用等を含む。）に係る取組（表 1 の C）が行われていた施設は約 15%、施設敷地内の動線の工夫などによる車両間の交差汚染を防止するための措置（表 1 の D）が行われていた施設は約 49%

表 1 調査した 39 豚関連施設における感染拡大防止対策の状況

区分 \ 施設名	と畜場 (21 施設)	化製場 (12 施設)	家畜市場 (2 施設)	共同糞尿 処理場 (4 施設)	計 (39 施設)
A 車両の消毒等が行われていたもの	20 施設 (95.2%)	12 施設 (100%)	2 施設 (100%)	3 施設 (75.0%)	37 施設 (94.9%)
B 靴の消毒等が行われていたもの	20 施設 (95.2%)	10 施設 (83.3%)	2 施設 (100%)	3 施設 (75.0%)	35 施設 (89.7%)
C 手指の消毒等が行われていたもの	4 施設 (19.0%)	2 施設 (16.7%)	0 施設 (0%)	0 施設 (0%)	6 施設 (15.4%)
D 交差汚染防止措置が行われていたもの	13 施設 (61.9%)	6 施設 (50.0%)	0 施設 (0%)	0 施設 (0%)	19 施設 (48.7%)
A から D の全てを実施していたもの	2 施設 (9.5%)	1 施設 (8.3%)	0 施設 (0%)	0 施設 (0%)	3 施設 (7.7%)
A から D のいずれも未実施のもの	0 施設 (0%)	0 施設 (0%)	0 施設 (0%)	1 施設 (25.0)	1 施設 (2.6%)

(注) 1 当省の調査結果による（平成 26 年 8 月から 11 月末までの状況）。

2 「施設名」欄の（ ）内は、調査対象施設数を示す。

3 各欄の（ ）内は、調査対象施設数に対する該当する施設数の割合を示す。

4 「A から D の全てを実施していたもの」に該当する 1 化製場については、敷地内の農場からのみ搬入を行っているため、「D 交差汚染防止措置が行われていたもの」に該当せず、A から C の取組が全て行われていたものである。

また、調査対象 17 道府県が、当省の調査実施後に、「豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について」に基づき、平成 27 年 1 月 14 日から 2 月 13 日までの間に 135 豚関連施設に対して実施した立入検査の結果をみると、次のとおり、当省の調査実施後においても、手指の消毒等に係る取組や交差汚染防止措置は 50%未満となっており、必ずしも十分に行われていない傾向がみられた。

表 2-(5)-③

表 2-(5)-④

- i) 車両の消毒等に係る取組（表2のA）が行われていた施設は約95%、靴の消毒等に係る取組（表2のB）が行われていた施設は約88%
- ii) 手指の消毒等に係る取組（表2のC）が行われていた施設は約50%、交差汚染防止措置（表2のD）が行われていた施設は約46%

表2 調査対象17道府県が平成27年1月14日から2月13日までの間に実施した135豚関連施設に対する立入検査の結果

区分 \ 施設名	と畜場 (62施設)	化製場 (33施設)	家畜市場 (3施設)	共同糞尿 処理場 (37施設)	計 (135施設)
A 車両の消毒等が行われていたもの	61施設 (98.4%)	31施設 (93.9%)	3施設 (100%)	33施設 (89.2%)	128施設 (94.8%)
B 靴の消毒等が行われていたもの	58施設 (93.5%)	26施設 (78.8%)	3施設 (100%)	32施設 (86.5%)	119施設 (88.1%)
C 手指の消毒等が行われていたもの	42施設 (67.7%)	13施設 (39.4%)	2施設 (66.7%)	10施設 (27.0%)	67施設 (49.6%)
D 交差汚染防止措置が行われていたもの	40施設 (64.5%)	10施設 (30.3%)	0施設 (0%)	12施設 (32.4%)	62施設 (45.9%)
AからDの全てを実施していたもの	30施設 (48.4%)	3施設 (9.1%)	0施設 (0%)	2施設 (5.4%)	35施設 (25.9%)
AからDのいずれも未実施のもの	0施設 (0%)	0施設 (0%)	0施設 (0%)	1施設 (2.7%)	1施設 (0.7%)

(注) 1 当省の調査結果による（平成27年1月14日から2月13日までの状況）。

2 「施設名」欄の（ ）内は、立入検査が実施された施設数を示す。

なお、立入検査結果に具体的な防疫措置の内容の記載がない北海道の1化製場及び秋田県の3化製場は対象から除外している。

3 各欄の（ ）内は、立入検査が実施された施設数に対する該当する施設数の割合を示す。

② 一方、牛鶏関連施設については、豚関連施設とは異なり、都道府県及びこれらの施設が感染拡大防止対策として行うべき取組内容が明確にされていないが、豚関連施設と同様に、感染拡大防止対策の実施状況（平成26年8月から11月末まで）を調査したところ、次のとおり、調査した42牛鶏関連施設（1化製場、12家畜市場、9共同糞尿処理場及び20食鳥処理場）において、豚関連施設と同様に、車両の消毒等に係る取組又は靴の消毒等に係る取組に比べて、手指の消毒等に係る取組や交差汚染防止措置が十分に行われておらず、また、全体として豚関連施設よりも取組が低調な傾向がみられた。

- i) 車両の消毒等に係る取組（表3のA）が行われていた施設は81%、靴の消毒等に係る取組（表3のB）が行われていた施設は約76%
- ii) 手指の消毒等に係る取組（表3のC）が行われていた施設は約24%、交差汚染防止措置（表3のD）が行われていた施設は約36%

表2-(5)-⑤

表3 調査した42牛鶏関連施設における感染拡大防止対策の状況

施設名 区分	化製場 (1施設)	家畜市場 (12施設)	共同糞尿 処理場 (9施設)	食鳥処理 場 (20施設)	計 (42施設)
A 車両の消毒等が行われていたもの	1施設 (100%)	12施設 (100%)	6施設 (66.7%)	15施設 (75.0%)	34施設 (81.0%)
B 靴の消毒等が行われていたもの	1施設 (100%)	11施設 (91.7%)	5施設 (55.6%)	15施設 (75.0%)	32施設 (76.2%)
C 手指の消毒等が行われていたもの	0施設 (0%)	3施設 (25.0%)	1施設 (11.1%)	6施設 (30.0%)	10施設 (23.8%)
D 交差汚染防止措置が行われていたもの	0施設 (0%)	2施設 (16.7%)	2施設 (22.2%)	11施設 (55.0%)	15施設 (35.7%)
AからDの全てを実施していたもの	0施設 (0%)	0施設 (0%)	0施設 (0%)	2施設 (10.0%)	2施設 (4.8%)
AからDのいずれも未実施のもの	0施設 (0%)	0施設 (0%)	1施設 (11.1%)	2施設 (10.0%)	3施設 (7.1%)

(注) 1 当省の調査結果による(平成26年8月から11月末までの状況)。

2 「施設名」欄の()内は、調査対象施設数を示す。

3 各欄の()内は、調査対象施設数に対する該当する施設数の割合を示す。

このように豚関連施設に比べて牛鶏関連施設において取組が低調な要因としては、牛鶏関連施設が行うべき「豚流行性下痢(PED)防疫マニュアル」のような対策が農林水産省から明確に示されていないことが考えられる。

調査した17道府県や牛鶏関連施設の管理者からも、i)施設が所在する地域や農場において、家畜伝染病等がまん延していないため対策は不要、ii)農場で対策を行ってれば畜産関連施設での対策は必要ないという防疫意識の乏しい意見がある一方で、i)畜産関連施設が行うべき取組内容を具体的に示してほしい、ii)各畜産関連施設の規模や立地状況に応じた取組内容としてほしい、iii)車両等の消毒に対する周辺住民からの苦情等を懸念し、どのような対策を講ずればよいか対応に苦慮している、iv)車両や作業者の消毒設備や消毒液の購入など経費面の負担が増えるのではないかという意見などがみられた。

また、当省が意見を聴取した有識者も、牛鶏関連施設でも施設を介した家畜伝染病等の感染が拡大する可能性があるため、感染拡大を防止するための対策を行うことなどの必要性を指摘しており、何らかの牛鶏関連施設への対策が求められる状況にあると考えられる。

表2-(5)-⑥

表2-(5)-⑦

【所見】

したがって、農林水産省は、畜産関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策を一層推進するため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、豚関連施設における手指の消毒等に係る取組及び交差汚染防止措置がより適切に講じられるよう指導すること。
- ② 都道府県に対し、牛鶏関連施設において講ずるべき対策を明確に示した上で、施設管理者に対策の実施を求めるよう指導すること。

表 2-(5)-① 畜産関連施設を介し家畜伝染病等のウイルスが伝播した可能性が指摘された疫学調査の結果

○ 「口蹄疫の疫学調査に係る中間取りまとめ－侵入経路と伝播経路を中心に－」

(平成22年11月24日農林水産省口蹄疫疫学調査チーム)(抜粋)

4 全体のまとめ

(2) ウイルスの伝播

ウイルス侵入後の伝播経路については、疫学的分析によるウイルス侵入推定日を前提として詳細な調査を行った。すべての発生農場に関する伝播経路が明らかになっているわけではないが、多くの事例に共通する主な伝播要因としては以下が考えられる。

① 人及び車両による伝播

4月20日の口蹄疫の発生が確認される以前に10農場以上にウイルスが侵入していたと推定されるが、これらの農場間における農場関係者、獣医師、人工授精師及び削蹄師等の人の移動や家畜、飼料、たい肥、生乳、死亡獣畜又はその他の畜産資材の運搬車両の動きが伝播の大きな要因であったと考えられる。

一方、農場や畜産関連施設への人の出入りに関する正確な記録が取られていなかったことに加え、地域における日常生活に伴う一般的な人の動きを把握することは極めて困難であり、人の移動関係の情報収集には限界が見られた。

また、バイオセキュリティが高いとされていた農場については、消毒に関する装置や施設が整備されていたものの、実際には十分な消毒が行われていなかった事例や作業上の動線に関する衛生上の配慮が十分でなかった事例が確認された。

② 近隣農場への伝播

口蹄疫に感染した牛や豚は呼気中やふん尿中に大量のウイルスを排出するため、周辺環境がウイルスで汚染される。川南町を中心とする多発生地域では、多くの発生農場で感染動物を殺処分するまでに長い時間を要したことや、牛の百倍～2千倍程度のウイルスを排出する豚にまで感染が拡大したことで、発生農場の周辺環境までが大量のウイルスによって汚染されていたと考えられる。

また、一部の発生農場においては、近隣に設けられたたい肥置き場へ別の発生農場からのふん尿が搬入されていたことが確認されており、ウイルスに汚染されたふん尿を介して伝播した可能性がある。

これらのウイルスが飛沫核として飛散し、また、共通の道路の利用、野鳥や昆虫などの小動物などによる機械的伝播など不特定の経路を介して周辺農場に広がった可能性がある。

(以下略)

○ 「平成22年度高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査の中間取りまとめ」

(平成23年8月30日高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム)(抜粋)

6 まとめ

(7) この他に考えられる侵入経路としては、農場の管理者、従業員及び畜産関係者の衣服や長靴又は畜産関係車両等を介した経路があった。長靴等の交換や消毒に不備があった農場が確認されているが、これらにウイルスが付着していた場合、ウイルスは容易に農場内に持ち込まれることになる。また、発生農場間を同一の畜産関係車両が巡回していた例(注)もあり、車両によるウイルスの伝播の可能性は否定できない。

(以下略)

(注) 発生した農場間で同一の死鳥回収業者が農場内に立ち入っていた例がみられ、当該業者を介した車両による伝播の可能性が指摘されている。

○ 「豚流行性下痢（PED）の疫学調査に係る中間取りまとめ」（平成26年10月24日農林水産省）（抜粋）

6 全体のまとめ

(2) 我が国におけるPEDウイルスの感染拡大要因

豚の飼養管理の特徴から、豚飼養農場の多くが生体豚や飼料などの流通で深く関連している。このため、発生農場間での生体豚の移動、共通の出荷と畜場、たい肥処理施設、家畜運搬業者及び飼料運搬業者の利用に伴う共通の車両の利用等の事例が多く認められ、これらが、農場間の感染拡大要因となったと考えられる。これらの物や車両が農場に立ち入る際には、病原体の持込みを防止するため、農場に備え付けられている消毒設備を用いて消毒することとなっているが、一部の農場で、農場関係者自らによる消毒や消毒の実施確認などが行われておらず、このことが農場へのウイルスの侵入を許す結果になったと推測され、具体的には、次のような要因が考えられる。また、農場間の感染拡大は、単一の要因によって起こっているのではなく、多様な要因が関連していると考えられる。

① 生体豚、物による伝播

前述の豚飼養農場の特徴を背景に、発生農場間で生体豚、飼料及び精液の流通が多く確認された。

その中で、

ア 肥育豚や成豚は感染しても多くの場合、症状を示さないため、気付かずに感染源となった可能性があること

イ 発生農場における各種の拭き取り材料を用いたPCR検査で陽性となった例が確認されていること

ウ 飼料や精液そのものが汚染されていなくても、容器・包装が汚染していた可能性があること

等を考慮すると、これらの生体豚や物の移動が農場へのウイルス侵入を許す結果となったと考えられる。

② 人又は車両による伝播

発生農場間で、共通の家畜運搬車両や飼料運搬車両が利用されている事例が確認され、これらの車両を介して感染が拡大したと考えられる。また、共同のと畜場や糞尿処理施設等の畜産関連施設にウイルスが持ち込まれ、さらに、当該畜産関連施設から他の農場へ人や車両を介してウイルスが伝播したと考えられる事例や共通の道路の利用によりウイルスが近隣の農場へ伝播したと考えられる事例も確認された。

(以下略)

(注) 下線及び表中の(注)は当省が付した。

表 2-5-② 家畜防疫員による畜産関連施設に対する立入検査及び畜産関連施設における豚流行性下痢の感染拡大防止対策の実施に関する規定等の内容（抜粋）

○ 「豚流行性下痢の対策の徹底について」（平成25年12月11日付け25消安第4382号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）

2 農場間伝播防止対策について

本病は感染家畜及び糞便に汚染された人や物によって伝播する。また、本年4月以降米国において本病が発生し、12月4日の時点で、19州、1,373件となっており、現在も発生が継続している。米国においてこれまで実施された疫学調査の結果、農場間伝播の主な要因の一つとして、家畜集合施設や出荷場所に立ち入った豚の運搬車両を介した汚染が指摘されている。

これに留意し、家畜飼養者等は以下の対策を実施すること。

(1) 感染豚の出荷による感染拡大防止対策

(中略)

複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の消毒を徹底すること。特に、と畜場出荷後の家畜運搬車両は、車両全体、特に荷台は出荷豚を下ろす際に他農場由来の豚糞便に汚染される可能性があることから、関係者の協力も得ながら、確実に洗浄及び消毒を実施した上で退場するよう努めること。

なお、家畜防疫員はこれら畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な指導を行うこと。

○ 「豚流行性下痢の防疫対策の再徹底について」（平成26年3月18日付け25消安第6091号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）

2 発生予防及び感染拡大防止対策について

(1) 畜産関係施設への措置

12月通知において、複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の消毒の徹底について示しているところであるが、米国の研究者による疫学調査の結果のみならず、今回の国内での流行の事例からも、と畜場等を介した感染拡大が依然として農場間伝播の要因の一つとして懸念されている。このため、都道府県は以下の対策を実施すること。

① 畜産関係施設に家畜防疫員による立入確認を実施していない都道府県においては、早急に立ち入り、洗浄及び消毒の実施状況、荷下ろし作業等で他農場の作業者との交差がないか等を確認するとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な指導を行うこと。

② 特に、他の発生県からの豚や車両等の出入りがあるなど、他県との広域的な取引のある畜産関連施設があれば、優先的に立入確認を実施すること。

③ 発生農場からの出荷を受け入れると畜場に対しては、洗浄及び消毒の徹底、非発生農場と搬入経路や搬入時間を区分するなど、交差汚染リスクを最小化する措置を講じるよう指導すること。

④ これまでの発生県における調査から、畜産関連施設に消毒設備は設置されていても実際に適切に消毒が行われていたか確認できない事例が判明しており、ウイルスの拡散を許してしまいかねない状況が確認されている。実効性のある感染拡大防止対策が講じられるよう、施設関係者と協力し、具体的な消毒の手順や消毒薬の選択、使用方法等を示し、繰り返しフォローアップを行うなど、きめ細やかな対応を講じること。

○ 「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」（平成26年10月24日農林水産省）

1. 基本方針

豚流行性下痢（PED、以下「本病」という。）は、平成25年10月、我が国で7年ぶりに発生が確認された後、全国的に発生が拡大し、平成26年7月までに、38 道県で発生が確認された。本病ウイルスに感染した場合、成長した豚であれば症状がはっきりと見られない、又は回復するが、体力のない哺乳豚では高率な死亡が見られる場合がある。

本病の対策としては、日頃からの飼養衛生管理の徹底による侵入防止が重要であり、仮に侵入した場合は、飼養衛生管理の更なる徹底による農場内及び農場間の本病ウイルスの伝播を防止するとともに、哺乳豚の損耗を低減させるワクチンの適切な使用等が基本となる。単独の対策で完全な防疫効果を得ることは容易ではないため、各地域、各農場、関係施設のそれぞれの段階で複層的な対策を実施する必要がある。

一方、本病は感染しても無症状であるなど感染豚の日齢や環境により様々な症状を呈し、また、少量のウイルスでも感染が成立するなどの病原体の特徴により、本病の対策を困難にしている。

そこで、本マニュアルでは、本病の農場への侵入防止、農場内でのまん延防止及び農場間の伝播防止のために有効と考えられる防疫対策等を具体的に示し、家畜の所有者、家畜防疫員、民間獣医師、家畜商（家畜運送集荷業者）、飼料運送業者、死亡獣畜収集運送業者、畜産関係施設の職員等、養豚に関わる全ての者が連携して本病の対策に取り組むことにより、それぞれの段階で本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、本病による被害を最小化することを目的とする。

このため、国、都道府県及び市町村並びに関係機関は、以下の役割分担の下、養豚に関わる全ての者が本病の対策の重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防及び発生時の感染拡大防止に万全を期す。

- ① 国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導・助言を行うほか、ワクチンの安定供給が図られるよう努める。
- ② 都道府県は、家畜の所有者に対し、具体的な作業手順や消毒薬の使用方法を分かりやすく示し、繰り返し指導するなどきめ細かい対応により実効性のある対策を講じるとともに、発生時に備えた準備を行う。また、後述の6に示す特別防疫対策地域の指定を行い、防疫措置の強化を図る。
- ③ 市町村・関係機関は、都道府県が行う家畜の所有者への指導や発生時に備えた準備及び防疫措置に協力する。

また、本マニュアルは、本病の発生状況や科学的知見・技術の進展等があった場合には、適宜見直す。

2. 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

(3) 家畜の所有者・関係者の取組

(中略)

畜産関係施設（と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場）の関係者は、その施設を介して本病の感染が拡大する可能性を踏まえ、家畜の所有者が行う飼養衛生管理基準に準じた取組を行う。

(以下略)

3. 本病を疑う家畜（所見）発見時の対応（略）

4. 防疫措置

(3) 農場間の伝播防止対策

① 農場における対策（略）

② 畜産関係施設における対策（と畜場、家畜市場、死亡豚の処理を行う化製場及び死亡獣畜取扱場並びに共同糞尿処理場での対応）

本病が流行している米国において、これまで実施された疫学調査の結果、農場間伝播の主な要因の一つとして、家畜集合施設や出荷場所に立ち入った豚の運送車両

を介した汚染が指摘されている。また、我が国においても、家畜運送車両や畜産関係施設の出入口で採取した材料から本病ウイルスの遺伝子が検出されている。このことに留意し、畜産関係施設は、本病の拡散原因とならないよう、施設敷地内の洗浄・消毒をこまめに実施するとともに、車両、作業等々の施設敷地内での動線の工夫により交差汚染を防止し、入退場時に車両、靴底、手指、運転席の足下マット等の洗浄・消毒を確実に実施できるようにする。また、受入時に死亡した豚は速やかに適正処理を行う。

農場及び畜産関係施設に出入りする関係者は、複数の畜産関係車両が出入りする家畜市場、と畜場、死亡獣畜取扱場等の畜産関係施設への入退場時の洗浄及び消毒を徹底する。特に、と畜場出荷後の家畜運送車両は、車両全体を洗浄及び消毒し、中でも荷台については出荷豚を下ろす際に他農場由来の豚糞便に汚染される可能性があることから、確実に洗浄及び消毒を実施した上で退場する。家畜防疫員は、実効性のある防疫措置を講じられるよう衛生部局等の関係者と協力し、定期的に畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な対応を講じる。

また、都道府県は、発生農場からの出荷を受け入れると畜場に対して、洗浄及び消毒の徹底、敷料の区分管理、非発生農場との搬入方法の調整等、交差汚染リスクを最小化する措置について指導し、実効性のある感染拡大防止対策が講じられるよう、施設関係者と協力し、具体的な消毒の手順、消毒薬の選択、使用方法等を示し、説明や指導を繰り返し行うなど、きめ細かい対応を行う。

(以下略)

○ 「豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について」(平成27年1月14日付け26消安第5027号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)

3. 畜産関連施設での防疫措置の徹底について

マニュアル4(3)②に記載された畜産関係施設における対策について、実効性のある防疫措置を講じられるよう、衛生部局等の関係者と協力し、改めて畜産関係施設に立ち入り、消毒の実施状況の確認を改めて行うとともに、不備が見られた場合には、改善するよう適切な対応を講じること。特に、冬季は消毒液の凍結や寒冷による消毒効果の低下等により消毒薬の有効性が低下する事例があることから、適切に消毒できているかどうか慎重に確認するとともに、不備があった場合には必要な指導を行うこと。

また、立入検査で確認された畜産関係施設における防疫措置の状況を、2月13日(金)までに別添様式(略)により消費・安全局動物衛生課に報告すること。

なお、マニュアル発出以降に畜産関連施設に対する立入検査等を実施し、消毒が適切に実施されていることを確認しており、現在も適切な消毒が継続されていることが確認されている場合には、その立入検査等の際に確認された防疫措置の内容を記載して差し支えない。

○ 「豚流行性下痢の防疫体制の再確認について」(平成27年3月20日付け26消安第6535号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)

1. 各畜産関連施設での対策の徹底

肥育豚を用いた感染実験では、症状が消失した後も少なくとも1か月間大量のウイルスを排出し続ける個体が確認されていること、排せつ物等有機物の存在下や低温下では消毒効果が低下すること及び特に哺乳豚については少量のウイルスでも感染が成立しやすい傾向があることに留意し、別紙の各都道府県の取り組み事例も参考にしつつ、と畜場等での交差汚染防止対策の実効性を再度点検、検証するとともに、今後も定期的な指導を継続することにより、衛生管理水準の維持や改善を図ること。また、特に、簡易な消毒のみが行われており、動力噴霧器等の消毒機器が設置されていない施設も散見されることから、消費・安全対策交付金(ソフト)を活用するなど、地域全体の消毒体制の強

化に努めること。

さらに、本病の全国サーベイランスにおいて、非発生農場の肥育豚であっても抗体陽性となる事例が確認されていること等も踏まえ、発生農場由来豚の受け入れがないと畜場等においても、農場間の交差汚染を防止するための対策を積極的に実施するよう指導すること。

(別紙)

畜産関連施設への立入検査結果について

平成27年3月
動物衛生課

1. 「豚の飼養者等への豚流行性下痢に関する指導の再徹底について」（平成27年1月14日付け26消安第5027号消費・安全局動物衛生課長通知）により、畜産関連施設への立入検査及び防疫措置実施状況の報告を依頼。
 - (1) 検査実施期間
平成27年1月14日～平成27年2月13日
(昨年10月のPEDマニュアル発出以降に立入検査を行い、適切な消毒等の継続的な実施が確認されている施設については再度の立入は不要)
 - (2) 立入施設数
全国で、と畜場134か所、化製場35か所、死亡獣畜取扱場18か所、共同糞尿処理場40か所、家畜市場9か所
2. 各畜産関連施設において、農場間の交差汚染を防止するための工夫として、以下のような取り組み事例が見られた。
 - (1) と畜場
 - ・ 荷下ろし後、運転席マット、出荷時に使用した長靴・前掛け等の水洗を実施。その後、運転手（出荷者）が持参した消毒薬により、運転席内（マット、ハンドル、ペダル）、手指、長靴、前掛け等の消毒を実施
 - ・ 運転手は場内で下車せず、豚追い込み専属の職員を配置
 - ・ 凍結防止のため溶媒にウインドウウォッシャー液を添加すること等について指導
 - ・ PED発生農場からの肉豚等とは畜当日に受け入れ
 - ・ 週のと畜場開場の最終日の午後のみ発生農場からの肉豚等を受け入れ（前日搬入車等との交差汚染を防止）
 - (2) 化製場・死亡獣畜取扱場
 - ・ 発生農場が利用する際は日時を指定（市役所が管理）
 - ・ 発生農場由来の死亡豚は直接搬入させず中継地点で運搬車両に引き渡し
 - (3) 家畜市場
 - ・ 市場開催時に家畜防疫員が定期的に巡回
 - ・ PED発生以降、相対取引を行っているため、購入者ごとに搬入時間を区分（購入者が搬出後、次の購入者用の子豚を搬入）
 - (4) 共同糞尿処理場
 - ・ 発生農場搬入後はダウンタイムを設定
 - ・ 発生農場と非発生農場で使用設備を分離

(注) 下線は当省が付した。

表2-5(5)-③ 調査した39豚関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の実施状況

区分	畜産関連施設の取組内容	と畜場 と畜場 (21施設)	化製場 (12施設)	家畜市場 (2施設)	共同糞尿処 理場(4施設)	計 (39施設)
A	施設の入退場時における車両の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	19	11	2	2	34
	車両用消毒槽、消毒マット、消毒ゲート、消毒噴霧器等の車両消毒設備の設置	6	4	1	1	12
	車両通行路の消石灰帯の設置 (実施設数)	20	12	2	3	37
B	施設内に家畜等を搬入する際の靴の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	18	10	2	2	32
	踏込消毒槽、消毒マット等の靴用消毒設備の設置	2	0	0	1	3
	消石灰帯の設置	6	0	0	0	6
	施設専用の靴の履き替え、ブーツカバーの着用 (実施設数)	20	10	2	3	35
C	施設内に家畜等を搬入する際の手指の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	3	1	0	0	4
	手指の洗浄・消毒の励行	1	0	0	0	1
	施設専用の手袋、使い捨て手袋の着用	0	1	0	0	1
	シャワー、消毒ボックス等による作業者の全身洗浄・消毒 (実施設数)	4	2	0	0	6
D	車両間の交差汚染を防止するための措置が行われていたもの	12	3	0	0	15
	搬入日又は搬入時間の指定	1	0	0	0	1
	搬入場所の指定	2	1	0	0	3
	施設内での複数動線の確保、搬入経路の指定	4	2	0	0	6
	施設内の一方通行化	2	2	0	0	4
	入場口と退場口の指定	0	0	0	0	0
	施設の管理主体が集荷又は搬入を行っている場合、集荷等を行う農場を1日1農場に限定 (実施設数)	13	6	0	0	19
	(対象外の施設数) (注3)	0	1	0	0	1
AからDの全てを実施していたもの(実施設数)		2	1	0	0	3
AからDのいずれも未実施のもの(実施設数)		0	0	0	1	1
その他		16	7	1	1	25
	搬入後における車両(荷台、タイヤ回り、車両全体)の洗浄・消毒	4	1	0	0	5
	搬入後における搬入場所の洗浄・消毒	4	2	0	0	6
	消毒薬による運転席内の消毒	0	1	0	0	1
	運転席の足下に簡易防疫用紙シートを敷設し、入場					

(注)1 当省の調査結果(平成26年8月から11月末までの状況)による。

2 「化製場」欄、「家畜市場」欄、「共同糞尿処理場」欄及び「計」欄の()内は、当省の調査対象畜産関連施設数を示す。

3 「D 車両間の交差汚染を防止するための措置が行われていたもの」欄において、1化製場については、敷地内にある農場からのみ搬入を行っているため、「対象外の施設」として整理している。

4 「AからDの全てを実施していたもの」欄に該当する1化製場については、敷地内の農場からのみ搬入を行っているため、「D 車両間の交差汚染を防止するための措置が行われていたもの」には該当せず、AからCの取組が全て行われていたものである。

表2-5(5)-④ 調査対象17道府県が平成27年1月14日から2月13日までの間に実施した135豚関連施設に対する立入検査の結果

(単位:施設数、%)

区分	畜産関連施設の取組内容	と畜場 (62施設)	化製場 (33施設)	家畜市場 (3施設)	共同糞尿処理 場(37施設)	計 (135施設)
A 施設の入退場時における 車両の洗浄・消毒に係る取 組が行われていたもの	車両用消毒槽、消毒マット、消毒ゲート、消毒噴霧器等の車両消毒設備の設置	55	22	3	24	104
	車両通行路の消石灰帯の設置	22	13	1	23	59
B 施設内に家畜等を搬入 する際の靴の洗浄・消毒に 係る取組が行われていたもの	(実施施設数)	61	31	3	33	128
	踏込消毒槽、消毒マット等の靴用消毒設備の設置	54	26	3	22	105
C 施設内に家畜等を搬入 する際の手指の洗浄・消毒 に係る取組が行われていた もの	消石灰帯の設置	1	0	0	1	2
	施設専用の靴の履き替え、ブーツカバーの着用	14	1	0	11	26
D 車両間の交差汚染を防 止するための措置が行われ ていたもの	(実施施設数)	58	26	3	32	119
	手指の洗浄・消毒の励行	36	13	0	10	59
AからDの全てを実施していたもの(実施施設数)	施設専用の手袋、使い捨て手袋の着用	8	0	0	0	8
	シャワー、消毒ボックス等による作業者の全身洗浄・消毒	1	0	2	0	3
その他	(実施施設数)	42	13	2	10	67
	搬入日又は搬入時間の指定	37	6	0	8	51
AからDのいずれも未実施のもの(実施施設数)	搬入場所の指定	0	0	0	1	1
	施設内での複数動線の確保、搬入経路の指定	2	1	0	1	4
AからDのいずれも未実施のもの(実施施設数)	施設内の一方通行化	2	1	0	3	6
	入場口と退場口の指定	1	1	0	0	2
AからDのいずれも未実施のもの(実施施設数)	施設の管理主体が集荷又は搬入を行っている場合、集荷等を行う農場を1日1 農場に限定	0	2	0	1	3
	(実施施設数)	40	10	0	12	62
その他	(実施施設数)	30	3	0	2	35
	搬入後における車両(荷台、タイヤ回り、車両全体)の洗浄・消毒	0	0	0	1	1
AからDのいずれも未実施のもの(実施施設数)	搬入後における搬入場所の洗浄・消毒	56	19	0	7	82
	消毒薬による運転席内の消毒	11	0	0	0	11
AからDのいずれも未実施のもの(実施施設数)	運転席の足下に簡易防疫用紙シートを敷設し、入場	36	11	0	2	49
	(実施施設数)	0	0	0	0	0

(注)1 調査対象17道府県が農林水産省に対して報告した畜産関連施設への立入検査の結果(平成27年1月14日から2月13日までの間に実施)を基に当省が作成した。

2 「と畜場」欄、「化製場」欄、「家畜市場」欄、「共同糞尿処理場」欄及び「計」欄の()内は、調査対象17道府県が立入検査を実施した畜産関連施設数を示す。

なお、立入検査結果に具体的な防疫措置の内容の記載がない北海道の1化製場及び秋田県の3化製場は対象から除外している。

表2-5(5)⑤ 調査した42牛鶏関連施設における家畜伝染病等の感染拡大防止対策の実施状況

区分	畜産関連施設の取組内容	(単位:施設数、%)							
		化製場 (1施設)	家畜市場 (12施設)	共同糞尿処 理場(9施設)	食鳥処理場 (20施設)	計 (42施設)			
A 施設の入退場時における車面の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	車両用消毒槽、消毒マット、消毒ゲート、消毒噴霧器等の車両消毒設備の設置	1	100.0%	2	22.2%	15	75.0%	30	71.4%
	車両通行路の消石灰帯の設置	0	0.0%	4	44.4%	2	10.0%	10	23.8%
	(実施施設数)	1	100.0%	6	66.7%	15	75.0%	34	81.0%
B 施設内に家畜を搬入する際の靴の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	踏込消毒槽、消毒マット等の靴用消毒設備の設置	1	100.0%	4	44.4%	13	65.0%	28	66.7%
	消石灰帯の設置	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.1%
	施設専用の靴の履き替え、ブーツカバーの着用	0	0.0%	1	11.1%	3	15.0%	4	9.5%
C 施設内に家畜を搬入する際の手指の洗浄・消毒に係る取組が行われていたもの	(実施施設数)	1	100.0%	5	55.6%	15	75.0%	32	76.2%
	手指の洗浄・消毒の励行	0	0.0%	1	11.1%	6	30.0%	10	23.8%
	施設専用の手袋、使い捨て手袋の着用	0	0.0%	1	11.1%	0	0.0%	1	2.4%
D 車両間の交差汚染を防止するための措置が行われていたもの	シャワー、消毒ボックス等による作業者の全身洗浄・消毒	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	(実施施設数)	0	0.0%	3	25.0%	1	11.1%	10	23.8%
	搬入日又は搬入時間の指定	0	0.0%	0	0.0%	4	20.0%	4	9.5%
AからDの全てを実施していたもの(実施施設数)	搬入場所の指定	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	施設内での複数動線の確保、搬入経路の指定	0	0.0%	1	11.1%	2	10.0%	3	7.1%
	施設内の一方通行化	0	0.0%	2	16.7%	1	5.0%	4	9.5%
AからDのいずれも未実施のもの(実施施設数)	入場口と退場口の指定	0	0.0%	1	8.3%	1	5.0%	2	4.8%
	施設の管理主体が集荷又は搬入を行っている場合、集荷等を行う農場を1日1農場に限定	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.1%
	(対象外の施設数) (注3)	0	0.0%	2	22.2%	11	55.0%	15	35.7%
その他	搬入後における車両(荷台、タイヤ回り、車両全体)の洗浄・消毒	1	100.0%	2	22.2%	11	55.0%	15	35.7%
	搬入後における搬入場所の洗浄・消毒	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	消毒薬による運転席内の消毒	0	0.0%	0	0.0%	3	15.0%	3	7.1%
	運転席の足下に簡易防疫用紙シートを敷設し、入場	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注)1 当省の調査結果(平成26年8月から11月末までの状況)による。

2 「と畜場」欄、「化製場」欄、「家畜市場」欄、「共同糞尿処理場」欄、「食鳥処理場」欄及び「計」欄の()内は、当省の調査対象畜産関連施設数を示す。

3 「D 車両間の交差汚染を防止するための措置が行われていたもの」欄において、1食鳥処理場については、敷地内にある農場からのみ搬入を行っているため、「対象外の施設」として整理している。

表 2-5-⑥ 畜産関連施設において家畜伝染病等の感染拡大防止対策を実施することに関する調査対象道府県及び牛鶏関連施設の管理者の主な意見の概要

- 施設が所在する地域や施設に出入りする農場において、家畜伝染病等がまん延していないため、畜産関連施設での対策は必要ないとするもの
- 農場で対策を行っていれば畜産関連施設での対策は必要ないとするもの
- 施設によって取組の水準が異なることがないように、畜産関連施設が行うべき取組内容を具体的に示してほしいとするもの
- 施設敷地内に複数の動線を確保できない場合や出入口を分けることができない場合があるなど、畜産関連施設の規模や立地状況に応じた取組内容とすることを求めるもの
- 車両等の消毒を実施することで、周辺住民からの苦情が寄せられること、また、消毒を行った際に消毒液が家畜に付着してしまうと食品衛生上問題となることが懸念されるため、どのような対策を講ずればよいか対応に苦慮しているとするもの
- 車両や作業者の消毒設備や消毒液の購入など経費面の負担が増えることが懸念されるとするもの

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(5)-⑦ 畜産関連施設における家畜伝染病等の感染リスク及び感染拡大防止対策に関する有識者の意見

有識者	意見の概要
<p>北海道大学大学院 獣医学研究科教授 (迫田義博氏)</p>	<p>と畜場等の畜産関連施設においては、病原体の共有リスクが高く、家畜伝染病等の予防を目的とした対策を行うための基準を整備する必要があるとともに、畜産関連施設の管理者等に対し、洗浄及び消毒を適切に実施するための周知、啓発を行うことが重要である。</p>
<p>大阪府立大学大学 院生命環境科学研究 科教授 (向本雅郁氏)</p>	<p>我が国でも、食鳥処理場で鳥インフルエンザが発生した例もあるため、と畜場や食鳥処理場においては、施設を入退場する際に、消毒（特に車両消毒）を行うことが必要である。</p>
<p>京都産業大学鳥イ ンフルエンザ研究セ ンター長 (大槻公一氏)</p>	<p>家きんに高病原性鳥インフルエンザ等の感染が確認された場合には、家畜伝染病予防法に基づき、農場において病原体の感染拡大を防止するための措置を直ちに講じることになるため、食鳥処理場等の畜産関連施設を介した感染の拡大は想定されていない。</p> <p>しかしながら、過去に高病原性鳥インフルエンザに感染した家きんが食鳥処理場に持ち込まれた場合もあり、畜産関連施設を介した家畜伝染病の感染拡大のリスクは否定できない。</p> <p>特に、鶏の場合は、規模が大きい農場には食鳥処理場等が併設されているため、農場と一体化した対策が求められる一方、規模の小さい農場にはこれらの施設が併設されておらず、外部の施設に搬入が行われるため、農場間の交差感染のリスクが高まる。</p> <p>このため、各施設の状況に応じた対策を講じることが望ましく、農林水産省は、食鳥処理場等の施設の設置根拠法を所管する厚生労働省とともに対策を協議し、畜産関連施設に対する指導を行うべきである。</p>
<p>宮崎大学産業動物 防疫リサーチセンタ ー防疫戦略部門長 (末吉益雄氏)</p>	<p>と畜場、家畜市場等の畜産関連施設は、家畜、人、車両等が集散するため、口蹄疫等の家畜伝染病に不顕性感染した一見健康な家畜がこれらの施設に搬入されると、他の健康な家畜への感染伝播やその感染動物の移動先に当該家畜伝染病を広げるリスクがある。</p> <p>このため、畜産関連施設への来場者、搬入車両等の管理や消毒等の実施、搬入された家畜の健康観察、施設の衛生管理区域への立入りの制限、車両や搬入した家畜の動線等について、施設の規模、管理体制、立地環境や、家畜伝染病の発生状況（海外、隣国、国内、地域、隣県での発生時）に応じた警戒レベル別衛生管理マニュアルを策定するなどにより、平常時と緊急時に対応を分けて、対策を講じる必要がある。</p> <p>また、畜産関連施設においては、出入口が1か所で、消毒済みの車両と未消毒の車両が同じ動線を交差通行するケースが多いという印象があるため、施設の改修が困難な場合は、動線を工夫するなどにより対策を行う必要がある。</p>

(注) 当省の聴取結果による。

3 まん延防止対策

(1) 都道府県防疫マニュアルの迅速な改定

勸告	説明図表番号
<p>農林水産大臣は、家畜伝染病のうち口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等 8 つの家畜伝染病について、防疫指針を作成し、公表するものとされ、都道府県知事、市町村長等は、防疫指針に基づき、家畜伝染病予防法の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとされている（家畜伝染病予防法第 3 条の 2 第 1 項及び第 3 項、同法施行規則第 1 条の 3）。</p> <p>また、農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされている（家畜伝染病予防法第 3 条の 2 第 6 項）。</p> <p>防疫指針については、平成 16 年の策定以降順次、作成、変更が行われており、農林水産省は、防疫指針に基づく防疫措置の実効を確保するため、家畜伝染病の種類に応じ、防疫作業の具体的な手順等を整理した要領、マニュアル等（例えば、「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」（平成 23 年 12 月農林水産省）など。以下「国防疫マニュアル」と総称する。）を定め、都道府県に通知している。</p> <p>都道府県は、防疫指針に基づく家畜伝染病対策について、国防疫マニュアルも参考に、地域の実情を踏まえた防疫要領（以下「県防疫マニュアル」という。）を策定し、関係者に周知するよう努めるものとされている（注 1）。</p> <p>（注 1）「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成 13 年 9 月 6 日農林水産大臣公表）において、国は、主要な伝染性疾病の防疫方針、発生予防措置の実施、発生時の法に基づく殺処分、移動制限等のまん延防止措置の実施、家畜所有者、獣医師、関係業者等が行うべき措置、組織体制の構築等に関する事項について具体的に記載した要領を定め、その内容を公表するものとされ、都道府県は、必要に応じ、国の定める要領を基本として、地域の実情を踏まえた防疫要領を策定し、関係者に周知するよう努めるものとされている。</p>	<p>表 3-(1)-①</p> <p>表 3-(1)-②、③</p>
<p>今回、防疫指針を作成することとされている家畜伝染病のうち、最近の国内における発生状況（注 2）を勘案し、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの 2 つの家畜伝染病について、調査対象 17 道府県における県防疫マニュアルの策定の状況等について調査したところ、各道府県とも県防疫マニュアルは策定されていたが、以下のとおり、防疫指針の変更を踏まえた県防疫マニュアルの改定等が行われていない、県防疫マニュアルの改定等が行われている場合であっても、防疫指針の変更内容の一部が反映されていないなどの状況がみられた。</p> <p>（注 2）最近の国内における家畜伝染病等の発生状況については、項目 1 を参照。</p>	<p>表 3-(1)-④</p>
<p>① 県防疫マニュアルの改定等の状況</p> <p>調査した口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの 2 つの家畜伝染病のうち、口蹄疫については、調査した 17 道府県のうち 6 道県（北海道、群馬県、新潟県、山梨県、鳥取県及び沖縄県）において、平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）の変更後 3 年以上が経過しているものの、県防疫マニュアルの改定等が行われておらず、例えば、家畜の異常が確認された場合の農林水産省に対する早期報告に関する</p>	<p>表 3-(1)-⑤</p> <p>表 3-(1)-⑥</p>

る内容の記載がないなど、最新の防疫指針（口蹄疫）の変更内容が反映されていなかった。このうち、特に、北海道については、平成 15 年 8 月に県防疫マニュアルを策定して以降、10 年以上にわたり一度も改定等が行われておらず、このため、16 年に作成された防疫指針（口蹄疫）の内容も十分反映されていない状況となっていた。

残りの 11 府県においては、平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）の変更後、県防疫マニュアルの改定等が行われていたが、その内容をみると、例えば、防疫指針（口蹄疫）の変更で新たに追加された口蹄疫に感染していない家畜の予防的殺処分（注 3）に関する内容の記載がないなど、6 県（宮城県、栃木県、愛知県、福岡県、熊本県及び鹿児島県）において、防疫指針（口蹄疫）の変更により見直し又は追加された内容の一部が反映されていなかった。

（注 3）予防的殺処分は、家畜伝染病予防法第 17 条の 2 の規定に基づき、口蹄疫に感染していない健康な家畜であっても、殺すことがやむを得ないと判断される場合に殺処分を行うことをいう。

表 1 平成 23 年の防疫指針変更後における県防疫マニュアルの改定等の状況
（口蹄疫）

区分	該当道府県数
防疫指針の変更後に改定等が行われていないもの	6 道県
防疫指針の変更後に改定等が行われているもの	11 府県
うち防疫指針の変更内容の一部が反映されていないもの	6 県

一方、高病原性鳥インフルエンザについては、調査した 17 道府県のうち 3 県（群馬県、山梨県及び沖縄県）において、平成 23 年 10 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更後 3 年以上が経過しているものの、県防疫マニュアルの改定等が行われておらず、例えば、患畜又は疑似患畜とされた家きんの病性判定後原則 24 時間以内にと殺を完了し、原則 72 時間以内に焼却又は埋却を行うこととされていないなど、最新の防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更内容が反映されていなかった。

残りの 14 道府県においては、平成 23 年 10 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更後、県防疫マニュアルの改定等が行われていたが、その内容をみると、例えば、防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更で見直された移動制限区域内の農場等から食鳥処理場・ふ卵場等への出荷や移動制限区域内の食鳥処理場・ふ卵場等における再開に関する内容（注 4）の記載がないなど、4 県（宮城県、岩手県、新潟県及び宮崎県）において、防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更により見直し又は追加された内容の一部が反映されていなかった。

（注 4） i）移動制限区域内の農場等から家きん集合施設（食鳥処理場、GPセンター又はふ卵場）等へ例外的に家きん等を出荷する場合の要件や移動時の措置、 ii）移動制限区域内で停止することとされている家きん集合施設を例外的に再開する場合の要件や再開後の遵守事項が明記された。

表 3-(1)-⑦

表2 平成23年の防疫指針変更後における県防疫マニュアルの改定等の状況
(高病原性鳥インフルエンザ)

区分	該当道府県数
防疫指針の変更後に改定等が行われていないもの	3 県
防疫指針の変更後に改定等が行われているもの	14 道府県
うち防疫指針の変更内容の一部が反映されていないもの	4 県

このように最新の防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）の内容を踏まえた改定等が行われていない理由について、調査した道県は、他に優先すべき業務があり、改定等の作業が十分に進まなかったなどとしているが、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）の変更後3年以上が経過しながら改定等を行っていない状態は、家畜伝染病の発生予防やまん延防止に対する危機意識が希薄であると考えられる。

また、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）の変更内容が一部反映されていないことについて、調査した県は、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）に従って対応すればよく、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）の変更内容の全てを県防疫マニュアルに反映する必要はないと判断したなどとしているが、家畜伝染病が発生した場合又は発生が疑われる場合には、迅速かつ的確な防疫措置が求められる状況に鑑みれば、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）と県防疫マニュアルの双方を参照しつつ対応に当たるよりも、最新の防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）の内容を適切に反映した県防疫マニュアルに従って、防疫措置を実施していくことで迅速かつ的確な対応が可能になるものと考えられる。

なお、農林水産省は、当省の調査実施後に、「平成27年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」を発出し、都道府県に対し、高病原性鳥インフルエンザに関する県防疫マニュアルについては、平成27年9月9日付けで変更された防疫指針（鳥インフルエンザ）の内容を踏まえた見直しを速やかに行うことを求めているが、同年9月30日現在、口蹄疫に関する県防疫マニュアルについて、同様の対応を求める通知は発出していない。

表3-(1)-⑧

② 国防疫マニュアルに盛り込まれた内容の県防疫マニュアルへの反映状況

平成26年度に高病原性鳥インフルエンザが発生した熊本県においては、発生農場で防疫措置を指揮する現場責任者（家畜防疫員）の業務を補佐する者や関係機関との連絡の補助を行う者を設置していなかったため、円滑な防疫作業を進められなかった反省を踏まえ、26年6月に県防疫マニュアルを改定し、現場責任者の補佐等を行う者を新たに設置し、その役割を明記した。

表3-(1)-⑨

一方、熊本県以外の調査した16道府県の県防疫マニュアルにおける現場責任者の業務を補佐する者等の設置に関する記載状況をみると、9道府県（北海道、宮城県、岩手県、群馬県、新潟県、山梨県、大阪府、鹿児島県及び沖縄県）において、現場責任者の業務を補佐する者等の設置及びその役割が明記されていなかった。

表3-(1)-⑩

た。

熊本県における今回の改定内容は、前述の「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」に既に盛り込まれていた内容であるが、その趣旨や意義が認識されておらず、県防疫マニュアルに反映されていなかったものと考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、家畜伝染病が発生した場合の防疫措置を迅速かつ的確に行う観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、口蹄疫に関する県防疫マニュアルについて最新の防疫指針等の内容を踏まえた改定等を速やかに行うよう指導すること。
- ② 都道府県に対し、今後、防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）等が変更された場合には、変更内容の趣旨や意義を周知し、変更内容を遅滞なく口蹄疫又は高病原性鳥インフルエンザに関する県防疫マニュアルに確実に反映するよう指導すること。

表 3-1)-① 防疫指針に関する規定等の内容

- 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（抜粋）
（特定家畜伝染病防疫指針等）
第3条の2 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査、当該家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。
2 （略）
3 都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施に関し、協力を求めることができる。
4・5 （略）
6 農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
7 （略）

- 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）（抜粋）
（特定家畜伝染病防疫指針を作成すべき家畜伝染病）
第1条の3 法第3条の2第1項の農林水産省令で定める家畜伝染病は、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、牛海綿状脳症（法第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。）、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。

○ 防疫指針の変更の状況

家畜伝染病名	防疫指針の作成等の履歴
①牛疫	平成 23 年 10 月 7 日
②牛肺疫	平成 23 年 10 月 7 日
③口蹄疫	<u>平成 16 年 12 月 1 日</u> 23 年 10 月 1 日
④牛海綿状脳症（BSE）	平成 16 年 11 月 29 日 20 年 6 月 30 日 27 年 4 月 1 日
⑤豚コレラ	平成 18 年 3 月 31 日 25 年 6 月 26 日
⑥アフリカ豚コレラ	平成 23 年 10 月 7 日 25 年 6 月 26 日
⑦高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	<u>平成 16 年 11 月 18 日</u> <u>20 年 12 月 20 日</u> <u>23 年 10 月 1 日</u> 27 年 9 月 9 日

（注）下線は当省が付した。

表 3-(1)-② 防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）の概要
（口蹄疫）

<p>平成 16 年 12 月の防疫指針（口蹄疫）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 15 年 6 月の家畜伝染病予防法の改正により、農林水産大臣が特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表することとされたことを受けて、「口蹄疫防疫要領の制定について」（平成 14 年 6 月 24 日付け 14 生畜第 1816 号農林水産省生産局畜産部長通知）を踏まえ、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的として作成 	
<p>第 1 基本方針 殺処分等／移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限／ワクチン</p> <p>第 2 防疫措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 異常家畜の発見の通報から病性決定までの措置 異常家畜の通報／家畜防疫員及び家畜保健衛生所の措置／都道府県畜産主務課の措置／動物衛生課の措置／病性の決定 病性決定時の措置 発表／防疫対策本部の設置／家畜防疫員の動員／農林水産省等からの防疫専門家の派遣／公示、通報及び報告 発生地における防疫措置 一般緊急措置／と殺の指示及び評価／殺処分／死体の処理／消毒等／汚染物品の処理／人員の確保／防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点 接触したおそれのある感受性動物の追跡 追跡調査／調査に基づく措置 移動の規制及び家畜集合施設における催物の開催等の制限 通行の制限又は遮断／移動制限区域／搬出制限区域 立入検査、血清疫学調査等 ワクチン 感染源及び感染経路の究明 <p>第 3 防疫対応の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 危機管理体制の構築 試験研究機関等との連携 適切な飼養衛生管理方法の助言等 	
<p>平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年の宮崎県での口蹄疫の発生状況、平成 23 年の家畜伝染病予防法の改正を踏まえ、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制の強化を図るため、変更 	
<p>第 1 基本方針</p> <p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 農林水産省の取組 都道府県の取組 市町村・関係団体の取組 <p>第 3 異常家畜の発見及び検査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 家畜の所有者等から届出を受けたときの対応 都道府県による臨床検査 検体の送付 陽性判定時に備えた準備 経過観察 <p>第 4 病性の判定</p>	<p>第 7 通行の制限（法第 15 条）</p> <p>第 8 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 制限区域の設定 制限区域の変更 制限区域の解除 制限の対象 制限の対象外 <p>第 9 家畜集合施設の開催等の制限（法第 33 条・第 34 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 移動制限区域内の制限 搬出制限区域内の制限 制限の対象外 <p>第 10 消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2）</p>

<ul style="list-style-type: none"> 1 病性の判定方法 2 患畜及び疑似患畜 第5 病性判定時の措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 関係者への連絡 2 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携 3 報道機関への公表等 4 防疫措置に必要な人員の確保 第6 発生農場における防疫措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 と殺（法第16条） 2 死体の処理（法第21条） 3 汚染物品の処理（法第23条） 4 畜舎等の消毒（法第25条） 5 家畜の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 第11 ウイルスの浸潤状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> 1 疫学調査 2 移動制限区域内の周辺農場の調査 第12 予防的殺処分（法第17条の2） <ul style="list-style-type: none"> 1 予防的殺処分の実施の判断 2 予防的殺処分の実施手順等 第13 ワクチン 第14 家畜の再導入 <ul style="list-style-type: none"> 1 導入前の検査 2 導入後の検査 第15 発生の原因究明 第16 その他
--	--

(注) 平成16年12月及び23年10月の防疫指針（口蹄疫）を基に当省が作成した。

（高病原性鳥インフルエンザ）

平成16年11月（20年12月最終変更）の防疫指針（鳥インフルエンザ）

- ・ 平成15年6月の家畜伝染病予防法の改正により、農林水産大臣が特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表することとされたことを受けて、「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルの制定について」（平成15年9月17日付け15消安第1736号農林水産省消費・安全局衛生管理課長通知）を踏まえ、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生予防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的として作成

<ul style="list-style-type: none"> 第1 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> 1 異常家きん等の通報 2 殺処分等 3 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限 4 ワクチン 第2 防疫措置 <ul style="list-style-type: none"> 1 異常家きん等の発見の通報から病性決定までの措置 異常家きん等の通報／家畜保健衛生所及び都道府県畜産主務課の措置／動物衛生研究所における病性鑑定／病性の決定 2 病性決定時の措置 発表／対策本部の設置／家畜防疫員の動員／農林水産省等からの防疫専門家の派遣／公示、報告又は通報 3 発生農場における防疫措置 基本事項／一般緊急措置／殺処分／死体の処理／消毒等／汚染物品の処理／人員の確保／防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点 4 疫学関連農場等における防疫措置 同居歴による疑似患畜／患畜となるおそれがある家畜 5 移動の制限及び家畜集合施設における催物の開催等の制限 移動制限区域／搬出制限区域 6 清浄性の確認のための検査等 移動制限区域及び搬出制限区域における検査／移動制限の解除後の検査／発生農場の経営再開のための検査／その他の区域における措置 7 ワクチン 8 感染経路の究明
--

<p>9 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合における防疫措置 農場監視プログラムの適用／関連農場の検査／移動制限区域</p> <p>第3 防疫対応の強化</p> <p>1 危機管理体制の構築</p> <p>2 試験研究機関等の連携</p> <p>3 監視体制の維持（モニタリングの対象、モニタリング検査の実施）</p>	
<p>平成23年10月の防疫指針（鳥インフルエンザ）</p> <p>・平成22年11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況、平成23年の家畜伝染病予防法の改正を踏まえ、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制の強化を図るため、変更</p>	
<p>第1 基本方針</p> <p>第2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>1 農林水産省の取組</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>3 市町村・関係団体の取組</p> <p>第3 発生予察のための監視</p> <p>1 定点モニタリング</p> <p>2 強化モニタリング</p> <p>3 モニタリング結果の報告等</p> <p>4 モニタリングを行う検査員の遵守事項</p> <p>5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等</p> <p>第4 異常家きん等の発見及び検査の実施</p> <p>1 家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応</p> <p>2 都道府県による農場での検査等</p> <p>3 陽性判定時に備えた準備</p> <p>4 都道府県による家畜保健衛生所での検査</p> <p>5 都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応</p> <p>第5 病性の判定</p> <p>1 病性の判定方法</p> <p>2 患者及び疑似患者</p> <p>3 農場監視プログラムの対象家きん</p> <p>第6 病性判定時の措置</p> <p>1 関係者への連絡</p> <p>2 対策本部の設置及び国・都道府県等の連携</p> <p>3 報道機関への公表等</p> <p>4 防疫措置に必要な人員の確保</p> <p>第7 発生農場における防疫措置</p> <p>1 と殺（法第16条）</p> <p>2 死体の処理（法第21条）</p> <p>3 汚染物品の処理（法第23条）</p> <p>4 家きん舎等の消毒（法第25条）</p> <p>5 家きんの評価</p>	<p>第8 通行の制限（法第15条）</p> <p>第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）</p> <p>1 制限区域の設定</p> <p>2 制限区域の変更</p> <p>3 制限区域の解除</p> <p>4 制限の対象</p> <p>5 制限の対象外</p> <p>第10 家きん集合施設の開催等の制限（法第33条・第34条）</p> <p>1 移動制限区域内の制限</p> <p>2 搬出制限区域内の制限</p> <p>3 制限の対象外</p> <p>第11 消毒ポイントの設置（法第28条の2）</p> <p>第12 ウイルスの浸潤状況の確認</p> <p>1 疫学調査</p> <p>2 制限区域内の周辺農場の検査</p> <p>3 検査員の遵守事項</p> <p>4 その他</p> <p>第13 ワクチン（法第31条）</p> <p>第14 家きんの再導入</p> <p>第15 農場監視プログラム</p> <p>1 農場監視プログラムの適用</p> <p>2 移動制限</p> <p>3 周辺農場の検査</p> <p>4 清浄性の確認のための検査</p> <p>5 家きんの再導入</p> <p>6 疫学調査</p> <p>第16 発生の原因究明</p> <p>第17 その他</p>

平成 27 年 9 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）

- ・ 平成 23 年 10 月に防疫指針を公表してから 3 年が経過することを踏まえ、より実態に即し、また、関係者の理解がより一層深まるようにするため、変更

<p>第 1 基本方針</p> <p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産省の取組 2 都道府県の取組 3 市町村及び関係団体の取組 <p>第 3 発生予察のための監視</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定点モニタリング 2 強化モニタリング 3 モニタリング結果の報告等 4 モニタリングを行う検査員の遵守事項 5 野鳥等で感染が確認された場合の対応等（法第 10 条） <p>第 4 異常家きん等の発見及び検査の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応 2 農場での検査等 3 農場における措置 4 陽性判定時に備えた準備 5 都道府県による家畜保健衛生所での検査 6 都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応 7 その他 <p>第 5 病性等の判定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病性の判定方法 2 患畜及び疑似患畜 3 農場監視プログラムの対象家きん <p>第 6 病性等判定時の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係者への連絡 2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携 3 報道機関への公表等 4 防疫措置に必要な人員の確保 <p>第 7 発生農場等における防疫措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 と殺（法第 16 条） 2 死体の処理（法第 21 条） 3 汚染物品の処理（法第 23 条） 4 家きん舎等の消毒（法第 25 条） 5 家きんの評価 	<p>第 8 通行の制限又は遮断（法第 15 条）</p> <p>第 9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 制限区域の設定 2 制限区域の変更 3 制限区域の解除 4 制限の対象 5 制限の対象外 <p>第 10 家きん集合施設の開催等の制限（法第 33 条、第 34 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移動制限区域内の制限 2 搬出制限区域内の制限 3 汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限 4 制限の対象外 <p>第 11 消毒ポイントの設置（法第 28 条の 2 等）</p> <p>第 12 ウイルスの浸潤状況の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 疫学調査 2 制限区域内の周辺農場の検査 3 1 の(2)又は 2 の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応 4 検査員の遵守事項 <p>第 13 ワクチン（法第 31 条）</p> <p>第 14 家きんの再導入</p> <p>第 15 農場監視プログラム</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農場監視プログラムの適用 2 移動制限 3 周辺農場の検査 4 清浄性の確認のための検査 5 家きんの再導入 6 疫学調査 <p>第 16 発生の原因究明</p> <p>第 17 その他</p>
--	--

(注) 平成 16 年 11 月（20 年 12 月最終変更）、23 年 10 月及び 27 年 9 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）を基に当省が作成した。

表 3-1(1)-③ 平成 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）の主な変更の内容
（口蹄疫）

区分	平成 23 年 10 月の防疫指針の主な変更点
A	都道府県は、家畜の所有者等から口蹄疫を疑う症状の届出を受けた場合は農林水産省に直ちに報告（第 3-1）
B	都道府県は、特定症状を確認した場合は農林水産省に直ちに報告（第 3-2-(3)）
C	患畜又は疑似患畜は、農場内で原則として病性の判定後 24 時間以内にと殺完了（第 6-1-(3)）
D	患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜の判定後 72 時間以内に発生農場又はその周辺で埋却（第 6-2-(1)） 発生農場における埋却等の処理をすることとされている口蹄疫の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある汚染物品について、精液及び受精卵にあっては病性判定から遡って 21 日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除外（第 6-3-(1)）
F	汚染物品を農場から移動させる場合に講ずる措置を明記（第 6-3-(2)）
G	移動制限区域又は搬出制限区域（第 8-1-(1)・(2)） ・ 移動制限区域は、発生農場を中心とした半径 10km 以内を設定（10km を超えた設定も可）。 搬出制限区域は、発生農場を中心とした半径 20km 以内の移動制限区域に外接する区域（10km を超えて移動制限区域を設定した場合は、移動制限区域の外縁から 10km 以内の区域）に設定
H	疫学調査（第 11-1） ・ ルールの明確化（疫学調査の実施方法、実施手順、調査対象、調査事項を明記） ・ 人の出入りは病性判定日から少なくとも 21 日間調査を実施
I	周辺農場の調査のルールの明確化（第 11-2） ・ 発生状況確認検査（患畜又は疑似患畜の判定後直ちに移動制限区域内の家畜の所有者に電話等により確認。原則として 24 時間以内に少なくとも発生農場から半径 1km 以内の区域にある農場及び移動制限区域内の大規模飼養農場に対し立ち入り、臨床検査等を実施） ・ 清浄性確認検査（防疫措置が完了した 10 日後に移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査等を実施）
J	予防的殺処分（第 12） ・ 予防的殺処分の実施を決定する要素（通報の遅さ、感染の広がり、環境要因、防疫措置の進捗状況）、農林水産大臣が策定する緊急防疫指針に基づき都道府県が実施することを明記
K	家畜の再導入（導入前の検査及び導入後の検査の実施方法を明記）（第 14）

- (注) 1 平成 16 年 12 月及び 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）を基に当省が作成した。
2 「平成 23 年 10 月の防疫指針の主な変更点」欄は、表 3-1(1)-⑤と同じ。

平成 16 年 12 月の防疫指針の内容	
家畜の所有者等から異常家畜の通報を受けた場合の農林水産省に対する報告時点の明記なし	←
明記なし	←
と殺を完了するまでの時間の明記なし	←
埋却を完了するまでの時間の明記なし	←
精液及び受精卵については、原則として全て埋却	←
具体的に講ずる措置の明記なし	←
移動制限区域は、発生地を中心とした半径 10km 以内に設定（5km～30km まで拡大・縮小可） 搬出制限区域は、移動制限区域に外接する発生地を中心とした半径 20km 以内に設定（10km～50km まで拡大・縮小可）	←
疫学調査を行う対象、調査項目の明記なし 人の出入りは過去 7 日間調査を実施	←
発生状況確認検査、清浄性確認検査の具体的な方法、手順の明記なし	←
予防的殺処分に係る内容がワクチン接種に係る内容に含まれ、ワクチンの使用に当たって考慮する要素等の明記なし	←
明記なし	←

(高病原性鳥インフルエンザ)

区分	平成23年10月の防疫指針の主な変更点
A	野鳥等の家さん以外の鳥類で感染が確認された場合の対応手順を明記（第3-5）
B	都道府県は、家さんの所有者等から防疫指針に定められた状況に関する届出等を受けた場合の農林水産省に対する報告（第4-1-1）
C	患畜又は疑似患畜は、農場内で原則として病性の判定後24時間以内にと殺完了（第7-1-3）
D	患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜の判定後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺で埋却（第7-3-1）
E	汚染物品を農場から移動させる場合に講ずる措置を明記（第7-3-2）
F	家さんの評価に関する手順を明記（第7-5）
G	家畜伝染病予防法第15条に基づき通行の制限又は遮断に関する手順を明記（第8）
H	移動制限区域又は搬出制限区域（第9-1-1）・（2） <ul style="list-style-type: none"> 高病原性鳥インフルエンザの場合、発生農場を中心として、移動制限区域は半径3km以内（10km以内、10kmを超えた設定も可）、搬出制限区域は半径10km以内の移動制限区域に外接する区域に設定 低病原性鳥インフルエンザの場合、発生農場を中心として、移動制限区域は半径1km以内（5km以内、5kmを超えて設定も可）、搬出制限区域は、発生農場を中心とした半径5km以内の移動制限区域に外接する区域に設定
I	移動又は搬出の制限の対象とされない移動制限区域内の農場等から食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場等への出荷要件及び家さん等の移動時に講ずべき措置を明記（第9-5）
J	移動制限区域内で停止することとされている家さん集合施設（食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場）を例外として再開する場合の要件及び再開後の遵守事項を明記（第10-3）
K	消毒ポイントの設置の手順等を明記（第11）
L	疫学調査ルールの明確化（調査の実施方法、調査対象、調査事項を明記）（第12-1）
M	周辺農場の調査のルールの明確化（第12-2） <ul style="list-style-type: none"> 発生状況確認検査（患畜又は疑似患畜の判定後原則として24時間以内）に実施 清浄性確認検査（移動制限区域内の発生農場の防疫措置が完了した10日後に実施）

(注) 1 平成16年11月（20年12月最終変更）及び23年10月の防疫指針（鳥インフルエンザ）

2 「平成23年10月の防疫指針の主な変更点」欄は、表3-1-⑦と同じ。

平成16年11月（20年12月）の防疫指針の内容
明記なし
明記なし
と殺を完了するまでの時間の明記なし
焼却等を完了するまでの時間の明記なし
具体的に講ずる措置の明記なし
明記なし
明記なし
<ul style="list-style-type: none"> 高病原性鳥インフルエンザの移動制限区域は、発生農場を中心とした半径10km以内に設定（5km～30kmの範囲まで拡大・縮小可）。搬出制限区域は、この範囲で移動制限区域以外の区域に設定 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザの移動制限区域は、発生農場を中心とした半径5km以内に設定（半径30km以内まで拡大可）
出荷に当たっての要件及び家さん等の移動時に講ずべき措置の明記なし
再開するに当たっての要件及び再開後の遵守事項の明記なし
明記なし
明記なし
<ul style="list-style-type: none"> 発生状況確認検査（24時間以内の記載なし） 清浄性確認検査（防疫措置が完了した10日後でなく、最終発生に係る発生状況確認検査のための検査材料の採取完了後10日以上経過し、検査結果が陰性で、防疫措置の完了後に実施）

を基に当省が作成した。

表 3-(1)-④ 調査対象 17 道府県における県防疫マニュアルの策定状況

調査対象道府県	口蹄疫に関する県防疫マニュアル	高病原性鳥インフルエンザに関する県防疫マニュアル
北海道	「口蹄疫防疫対応マニュアル（平成 15 年 8 月 7 日策定）」	「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」（平成 23 年 10 月 5 日変更）
宮城県	「宮城県口蹄疫対策本部設置・運営マニュアル」（平成 25 年 11 月変更）、「宮城県口蹄疫防疫マニュアル」（平成 25 年 3 月策定）」	「宮城県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部設置運営マニュアル」（平成 24 年 11 月変更）、「宮城県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」（平成 24 年 3 月 29 日変更）
岩手県	「岩手県口蹄疫防疫マニュアル」（平成 24 年 3 月策定）、「岩手県鳥インフルエンザ等発生時対応要領」（平成 25 年 4 月策定）（注 2）	「岩手県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」（平成 23 年 12 月変更）、「岩手県鳥インフルエンザ等発生時対応要領」（平成 25 年 4 月策定）（注 2）
秋田県	「秋田県口蹄疫防疫対応マニュアル」（平成 25 年 4 月変更）、「秋田県口蹄疫に関する防疫作業マニュアル」（平成 25 年 4 月策定）」	「秋田県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」（平成 25 年 2 月変更）、「秋田県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」（平成 25 年 2 月策定）」
栃木県	「栃木県口蹄疫対策要領」（平成 25 年 1 月策定）、「栃木県口蹄疫初動防疫対応マニュアル」（平成 25 年 7 月変更）」	「栃木県鳥インフルエンザ対応要領」（平成 25 年 1 月 31 日策定）、「栃木県鳥インフルエンザ初動防疫対応マニュアル」（平成 25 年 10 月変更）」
群馬県	「群馬県口蹄疫防疫指針」（平成 22 年 9 月 3 日策定）」	「群馬県高病原性鳥インフルエンザ防疫措置マニュアル」（平成 21 年 6 月 24 日策定）」
新潟県	「新潟県口蹄疫発生時対策要領」（平成 22 年 8 月 6 日変更）、「新潟県口蹄疫対応標準マニュアル」（平成 22 年 8 月 6 日策定）、「口蹄疫家畜埋却処理作業手順書」（平成 22 年 9 月 1 日策定）、「口蹄疫消毒ポイント作業手順書」（平成 22 年 9 月 1 日策定）」	「新潟県鳥インフルエンザ発生時対策要領」（平成 23 年 11 月 16 日変更）、「地域振興局版鳥インフルエンザ対応標準マニュアル」（平成 23 年 12 月 4 日変更）、「高病原性鳥インフルエンザ防疫作業手順書～埋却作業～」（平成 23 年 3 月 15 日策定）、「高病原性鳥インフルエンザ防疫作業手順書～消毒ポイント作業～」（平成 23 年 3 月 15 日策定）」
山梨県	「山梨県口蹄疫防疫マニュアル」（平成 22 年 8 月策定）」	「山梨県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」（平成 23 年 1 月 27 日策定）」
愛知県	「愛知県口蹄疫対策実施要綱」（平成 24 年 2 月策定）」	「愛知県鳥インフルエンザ対策実施要綱」（平成 23 年 11 月策定）」
大阪府	「大阪府口蹄疫防疫対策要領」（平成 26 年 1 月変更）」	「大阪府高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領」（平成 25 年 8 月変更）」
鳥取県	「鳥取県口蹄疫防疫対策マニュアル」（平成 23 年 2 月 22 日変更）」	「鳥取県鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル 2013-2014 版」（平成 26 年 3 月 6 日変更）」
島根県	「島根県口蹄疫防疫対策マニュアル」（平成 22 年 8 月 31 日策定）、「島根県口蹄疫家畜防疫業務マニュアル」（平成 26 年 10 月 31 日策定）、「家畜伝染病防疫従事者確保マニュアル」（平成 25 年 4 月 1 日変更）（注 2）	「島根県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」（平成 23 年 11 月 1 日変更）、「島根県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ家畜防疫業務マニュアル」（平成 25 年 10 月変更）、「家畜伝染病防疫従事者確保マニュアル」（平成 25 年 4 月 1 日変更）（注 2）

調査対象道府県	口蹄疫に関する県防疫マニュアル	高病原性鳥インフルエンザに関する県防疫マニュアル
福岡県	「福岡県口蹄疫防疫対策行動基準」(平成24年6月15日変更)、「口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等発生時の消毒実施マニュアル」(平成26年3月25日変更)(注2)、「口蹄疫発生時の現地対策本部設置マニュアル」(平成26年3月31日変更)、「口蹄疫発生時の発生農場等における防疫措置マニュアル」(平成26年3月31日変更)、「口蹄疫発生時の家畜処分マニュアル」(平成26年3月14日変更)、「口蹄疫発生時の集合場所運営マニュアル」(平成26年3月27日変更)、「口蹄疫病性鑑定マニュアル」(平成26年3月20日変更)	「福岡県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策行動基準」(平成24年6月15日変更)、「高病原性鳥インフルエンザ防疫実施マニュアル」(平成22年3月改変更)、「口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等発生時の消毒実施マニュアル」(平成26年3月25日変更)(注2)、「高病原性鳥インフルエンザ発生時の現地対策本部設置マニュアル」(平成26年3月31日変更)、「高病原性鳥インフルエンザ発生時の発生農場等における防疫措置マニュアル」(平成26年3月31日変更)、「高病原性鳥インフルエンザ発生時の家きん処分マニュアル」(平成26年3月27日変更)、「高病原性鳥インフルエンザ発生時の集合場所運営マニュアル」(平成26年3月27日変更)、「高病原性鳥インフルエンザ病性鑑定マニュアル」(平成26年3月20日変更)
熊本県	「熊本県口蹄疫防疫対策マニュアル」(平成24年2月23日変更)	「熊本県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策マニュアル」(平成26年6月30日変更)
宮崎県	「宮崎県口蹄疫防疫マニュアル」(平成24年3月変更)	「宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」(平成24年3月変更)
鹿児島県	「鹿児島県口蹄疫防疫対策マニュアル」(平成24年4月1日変更)	「鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル」(平成24年4月1日変更)
沖縄県	「沖縄県口蹄疫防疫方針」(平成22年6月16日策定)、「沖縄県口蹄疫初動防疫マニュアル」(平成22年7月1日変更)、「沖縄県口蹄疫侵入防止対策ガイドライン」(平成22年7月1日策定)	「沖縄県高病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」(平成20年11月1日策定)

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「岩手県鳥インフルエンザ等発生時対応要領」(平成25年4月策定)、島根県の「家畜伝染病防疫従事者確保マニュアル」(平成25年4月1日変更)及び福岡県の「口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等発生時の消毒実施マニュアル」(平成26年3月25日変更)については、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ双方に関する内容のため、両欄に記載した。

表3-1)-⑤ 平成23年10月の防疫指針（口蹄疫）の主な変更点と調査対象17道府県の県防疫マニユアルへの反映状況

	県防疫マニユアル 未改定等	県防疫マニユアル改定等済み																
		北海道	群馬県	新潟県	山梨県	鳥取県	沖縄県	宮城県	岩手県	秋田県	栃木県	愛知県	大阪府	島根県	福岡県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
A	都道府県は、家畜の所有者等から口蹄疫を疑う症状の届出を受けた場合は農林水産省に直ちに報告（第3-1）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B	都道府県は、特定症状を確認した場合は農林水産省に直ちに報告（第3-2-(3)）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C	患者又は疑似患者は、農場内で原則として病性の判定後24時間以内にと殺完了（第6-1-(3)）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D	患者又は疑似患者の死体については、原則として、患者又は疑似患者の判定後72時間以内に発生農場又はその周辺で埋却（第6-2-(1)）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
E	発生農場における埋却等の処理をすることとされている口蹄疫の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある汚染物品について、精液及び受精卵にあっては病性判定から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除外（第6-3-(1)）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
F	汚染物品を農場から移動させる場合に講ずる措置を明記（第6-3-(2)）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
G	移動制限区域又は搬出制限区域（第8-1-(1)・(2)） ・ 移動制限区域は、発生農場を中心とした半径10km以内に設定（10kmを超えた設定も可）。 搬出制限区域は、発生農場を中心とした半径20km以内の移動制限区域に外接する区域（10kmを超えて移動制限区域を設定した場合は、移動制限区域の外縁から10km以内の区域）に設定	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
H	疫学調査（第11-1） ・ ルールの明確化（疫学調査の実施方法、実施手順、調査対象、調査事項を明記） ・ 人の出入りは病性判定日から少なくとも21日間調査を実施	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
I	周辺農場の調査のルールの明確化（第11-2） ・ 発生状況確認検査（患者又は疑似患者の判定後直ちに移動制限区域内の家畜の所有者に電話等により確認。原則として24時間以内に少なくとも発生農場から半径1km以内の区域にある農場及び移動制限区域内の大規模飼養農場に対し立ち入り、臨床検査等を実施） ・ 清浄性確認検査（防疫措置が完了した10日後に移動制限区域内の農場に立ち入り、臨床検査等を実施）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
J	予防的殺処分（第12） ・ 予防的殺処分の実施を決定する要素（通報の遅さ、感染の広がり、環境要因、防疫措置の進捗状況）、農林水産大臣が策定する緊急防疫指針に基づき都道府県が実施することを明記	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
K	家畜の再導入（導入前の検査及び導入後の検査の実施方法を明記）（第14）	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成23年10月の防疫指針（口蹄疫）の主な変更点」欄の（ ）内は防疫指針（口蹄疫）の項目番号を示す。

3 表中の「○」は防疫指針（口蹄疫）の変更内容が県防疫マニユアルに反映されているもの、「×」は未記載又は未反映のものを示す。

4 群馬県、新潟県、山梨県、鳥取県及び沖縄県においては、平成22年度の口蹄疫の発生を受けて、農林水産省が22年6月に策定した「口蹄疫防疫措置実施マニユアル」に基づき、県防疫マニユアルの内容の一部を変更している。

表 3-1(1)-⑥ 北海道の口蹄疫に關する県防疫マニュアルに、平成 16 年 12 月及び 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）の内容が反映されていない状況

反映されていない防疫指針 （口蹄疫）の主な内容	平成 23 年 10 月の防疫指針 （口蹄疫）の記載概要	平成 16 年 12 月の防疫指針 （口蹄疫）の記載概要	北海道の「口蹄疫防疫対応 マニュアル」（平成 15 年 8 月 7 日） の記載概要
G 移動制限区域の範囲	第 8-1-(1) ・ 原則として、発生農場を中心とした半径 10km 以内の区域 ただし、動物衛生課と協議の上、半径 10km を超えて設定可	第 5-(2)-ア ・ 原則として、発生地を中心とした半径 10km 以内の区域 ただし、動物衛生課と協議の上、半径 5～30km の範囲まで拡大又は縮小可	VI-2 ・ 原則として、発生地を中心として半径 20km 以内の地域とし、最小半径 10km 以内の範囲で農水省と協議して定める
G 搬出制限区域の範囲	第 8-1-(2) ・ 原則として、発生農場を中心とした半径 20km 以内の移動制限区域に外接する区域 ただし、移動制限区域を、半径 10km を超えて設定する場合には、移動制限区域の外縁から 10km 以内の区域を設定	第 5-(3)-ア ・ 原則として、移動制限区域に外接する発生地を中心として半径 20km 以内の地域 ただし、動物衛生課と協議の上、半径 10～50km の範囲まで拡大又は縮小可	VI-3 ・ 原則として、移動制限区域に外接する発生地を中心として半径 50km 以内の地域で、農水省と協議して定める

(注) 1 平成 16 年 12 月及び 23 年 10 月の防疫指針（口蹄疫）並びに北海道の「口蹄疫防疫対応マニュアル」を基に当省が作成した。

2 平成 16 年 12 月の防疫指針（口蹄疫）は、農林水産省が 14 年 6 月 24 日に作成した「口蹄疫防疫要領」を基に作成されており、両者の章立て、項目、内容については共通点が多くみられる。北海道の「口蹄疫防疫対応マニュアル」は、「口蹄疫防疫要領」に沿って作成されているため、平成 16 年の防疫指針（口蹄疫）との相違点は、本表に記載した内容などの一部の点のみである。

表 3-(1)-⑦ 平成 23 年 10 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）の主な変更点と調査対象 17 道府県の防疫マニュアルへの反映状況

A	野鳥等の家さん以外の鳥類で感染が確認された場合の対応手順を明記（第 3-5）	防疫マニュアル未改定等	県防疫マニュアル改定等済み																
			群馬県	山梨県	沖縄県	北海道	宮城県	岩手県	秋田県	栃木県	新潟県	愛知県	大阪府	島根県	福岡県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
B	都道府県は、家さんの所有者等から防疫指針に定められた状況に関する届出等を受けた場合の農林水産省に対する報告（第 4-1-(1)）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
C	患者又は疑似患者は、農場内で原則として病性の判定後 24 時間以内にと殺完了（第 7-1-(3)）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
D	患者又は疑似患者の死体については、原則として、患者又は疑似患者の判定後 72 時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺で埋却（第 7-3-(1)）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
E	汚染物品を農場から移動させる場合に講ずる措置を明記（第 7-3-(2)）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
F	家さんの評価に関する手順を明記（第 7-5）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
G	家畜伝染病予防法第 15 条に基づく通行の制限又は遮断に関する手順を明記（第 8）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
H	移動制限区域又は搬出制限区域（第 9-1-(1)・(2)） ・ 高病原性鳥インフルエンザの場合、発生農場を中心として、移動制限区域は半径 3km 以内（10km 以内、10km を超えた設定も可）、搬出制限区域は半径 10km 以内の移動制限区域に外接する区域に設定 ・ 低病原性鳥インフルエンザの場合、発生農場を中心として、移動制限区域は半径 1km 以内（5km 以内、5km を超えて設定も可）、搬出制限区域は、発生農場を中心とした半径 5km 以内の移動制限区域に外接する区域に設定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
I	移動又は搬出の制限の対象とされていない移動制限区域内の農場等から食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場等への出荷要件及び家さん等の移動時に講ずべき措置を明記（第 9-5）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
J	移動制限区域内で停止することとされている家さん集合施設（食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場）を例外として再開する場合の要件及び再開後の遵守事項を明記（第 10-3）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
K	消毒ポイントの設置の手順等を明記（第 11）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
L	疫学調査ルールの特例（調査の実施方法、調査対象、調査事項を明記）（第 12-1）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
M	周辺農場の調査のルールの特例（第 12-2） ・ 発生状況確認検査（患者又は疑似患者の判定後原則として 24 時間以内に実施） ・ 清浄性確認検査（移動制限区域内の発生農場の防疫措置が完了した 10 日後に実施）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成 23 年 10 月の防疫指針（鳥インフルエンザ）の主な変更点」欄の（ ）内は防疫指針（鳥インフルエンザ）の項目番号を示す。

3 表中の「○」は防疫指針（鳥インフルエンザ）の変更内容が防疫マニュアルに反映されているもの、「×」は未記載又は未反映のものを示す。

表 3-(1)-⑧ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知)における県防疫マニュアルの改定等に関する内容(抜粋)

3 その他
(1) (中略)
また、 <u>防疫指針の改正に伴い、各都道府県で作成している防疫マニュアル等について、防疫指針の内容を踏まえた見直しを速やかに行うこと。</u>

(注) 下線は当省が付した。

表 3-(1)-⑨ 熊本県以外の調査対象 16 道府県における現場責任者の業務を補佐する者等の設置に関する県防疫マニュアルへの記載状況

区分		該当道府県
発生農場で防疫措置を指揮する現場責任者の業務を補佐する者や関係機関との連絡の補助を行う者の設置	明記されているもの	7 県 (秋田県、栃木県、愛知県、鳥取県、島根県、福岡県、宮崎県)
	明記されていないもの	9 道府県 (北海道、宮城県、岩手県、群馬県、新潟県、山梨県、大阪府、鹿児島県、沖縄県)

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(1)-⑩ 「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」(平成 23 年 12 月農林水産省消費・安全局動物衛生課)の概要

目的	<p>(1) 平成22年度、我が国ではかつてなかったほど、高病原性鳥インフルエンザが発生し、平成22年11月の島根県での発生以降、翌年3月までの間に9県24農場で発生し、最終的な殺処分羽数は183万羽に至りました。ほとんどの事例では迅速に通報され、各県の初動対応も的確であったことから、発生農場周辺でまん延するような事態は避けることができました。</p> <p>(2) 平成23年8月に公表された疫学調査の中間取りまとめによると、ウイルスの侵入は、従来からの朝鮮半島を経由した経路に加え、シベリアの北方営巣地から直接持ち込まれる新たな経路の可能性も指摘されており、今後も侵入リスクが高い水準で推移する可能性も否定できません。</p> <p>(3) 鳥インフルエンザウイルスが国内に侵入しても、ウイルスが農場内へ侵入して家さんへ接触することを防げれば、本病が発生することはなく、そのためには生産段階における衛生管理を徹底しておくことが大切です。</p> <p>(4) しかしながら、本病の発生リスクをゼロにすることは不可能であることから、日頃から発生した場合に備えた危機管理体制を構築しておく必要があります。<u>そのためには、緊急連絡網の整備や実践的な防疫作業マニュアルの策定、さらには定期的な防疫演習などに取り組んでいくことが重要です。</u></p> <p>(5) 昨年度の防疫対応で得た経験を風化させることなく、今後に備えていくため、防疫作業の現場で活用できる標準的な防疫作業マニュアルとして本書を作成しました。各都道府県におかれましては、本マニュアルなどを参考にしながら、市町村、関係機関、関係団体等の協力のもと、日頃から効果的な防疫体制を整備していただくようお願いいたします。</p>
----	---

	<p>(6) なお、本マニュアルは高病原性鳥インフルエンザに関する標準的なケースを想定して作成しておりますが、各都道府県の体制や本病の発生状況によって、作業の進め方が大きく変わるため、現場では柔軟に対応していく必要があります。各都道府県におかれましては、それぞれの実情に合わせて、市町村、関係機関、関係団体等の協力のもと、日頃から体制を整備していただくようお願いいたします。また、本マニュアルは、今後定期的に行うこととしている防疫演習の結果や防疫関連技術の進展を踏まえて、必要に応じて改訂していきたいと考えております。</p> <p>※ 低病原性鳥インフルエンザについては、防疫指針上、移動制限区域の設定等が異なりますが、基本的には本マニュアルに準じて対応します。</p> <p>(7) 最後になりますが、本マニュアルの作成に当たっては、都道府県を始めとして多くの関係者から資料や写真を提供していただいております、この場をお借りして感謝申し上げます。</p>
<p>概要</p>	<p>I. 本マニュアルの目的 II. 発生に備えた日頃からの準備 III. 殺処分前の準備作業 IV. 殺処分の実施 V. 殺処分後の作業 VI. 埋却作業 VII. 焼却・化製処理作業 VIII. 消毒作業</p> <p>○参考資料 (防護具の着脱方法、防疫作業に必要な資材と人員の例、家きんの埋却に必要な標準的な面積、発生農場の防疫作業に関するタイムスケジュール、一般的に用いられる消毒薬の種類)</p>
<p>防疫措置を指揮する現場責任者の補佐等に関する内容</p>	<p>○ 防疫作業各係における作業内容、役割分担 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括 (人員の確認、作業工程の事前説明、作業の進行・調整、作業工程の打合せ、重機等の配備、作業場所の確認、事故・問題が発生した場合の連絡先の確認と対応) ・ その他 (サポート係、評価係、殺処分係、搬出係、車両消毒係、農場清掃消毒係、埋却係) <p>○ 係編成に当たっては、各係の作業を円滑に進め、作業者の安全を確保するため、各係の作業の責任者としてのチームリーダーと補佐するサブリーダーを決めておくことが大切</p>

(注)「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」を基に当省が作成した。

(2) 実効性のある動員計画の策定

勸告	説明図表番号															
<p>家畜伝染病に感染した家畜は、体内に多量の病原体を保有しており、その病原体の周囲への拡散は、家畜伝染病のまん延の原因となるため、家畜伝染病が発生した場合には、患畜等を殺処分することにより、その感染源を断ち病原体の根絶を図ることがまん延防止のため有効かつ効果的である。こうしたことから、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの患畜等については、直ちにと殺し（家畜伝染病予防法第16条第1項及び第3項）、遅滞なく当該死体を焼却し、又は埋却しなければならないこととされている（家畜伝染病予防法第21条第1項及び第4項）。</p>	表 3-(2)-①															
<p>これを踏まえ、防疫指針（口蹄疫及び鳥インフルエンザ）において、i）原則として、病性の判定後24時間以内にと殺を完了し、患畜等と判定した後72時間以内に焼却又は発生農場若しくはその周辺に埋却すること、ii）都道府県は、口蹄疫等の発生の予防及び発生時に備えた事前の準備として、円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保を行うこととされている。</p>	表 3-(2)-②															
<p>今回、調査対象17道府県における口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生時に備えた事前の準備として、一定の被害規模を想定した防疫に必要な人員の確保に関する計画（以下「動員計画」という。）の作成状況を調査した結果、以下のとおり、一部の道県において、動員計画が作成されていない、また、動員計画が作成されている場合であっても、道府県内の最大規模の農場の飼養頭羽数で発生した場合を想定していない、動員計画において必要としている人員を確保するための庁内関係部局、関係市町村や、関係機関等との調整が完了していない状況がみられた。</p>																
<p>① 動員計画の作成状況</p> <p>調査した17道府県における動員計画の作成状況をみると、表1のとおり、口蹄疫に関し、北海道においては豚に係る動員計画が、沖縄県においては牛・豚両方に係る動員計画が作成されていない状況となっていた。</p>	表 3-(2)-③															
<p>表1 動員計画の作成状況</p> <table border="1" data-bbox="164 1509 1230 1760"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>作成</th> <th>未作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">口蹄疫</td> <td>牛</td> <td>16道府県</td> <td>1県（沖縄県）</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>15道府県</td> <td>2道県（北海道、沖縄県）</td> </tr> <tr> <td>高病原性鳥インフルエンザ</td> <td>鶏</td> <td>17道府県</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>こうした動員計画の未作成の理由について、北海道及び沖縄県は、比較的発生件数の多い高病原性鳥インフルエンザに関する動員計画の作成を優先したことにより、口蹄疫に関する動員計画を作成する余力がなかったことなどを挙げているが、口蹄疫（牛・豚）についても、動物間の伝播力が強く、発生時には甚大な被</p>	区分		作成	未作成	口蹄疫	牛	16道府県	1県（沖縄県）	豚	15道府県	2道県（北海道、沖縄県）	高病原性鳥インフルエンザ	鶏	17道府県	—	
区分		作成	未作成													
口蹄疫	牛	16道府県	1県（沖縄県）													
	豚	15道府県	2道県（北海道、沖縄県）													
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	17道府県	—													

害が生じることから、早急に動員計画を作成する必要がある。

② 動員計画における被害想定の設定状況

調査した 17 道府県において作成されている動員計画について、被害想定の設定状況をみると、次のとおり、道府県によって区々となっている。

- i) 口蹄疫（牛）に関しては、道府県内最大規模の農場の飼養頭数としているものが 2 県（新潟県及び島根県）、1 農場当たりの標準的な規模の飼養頭数としているものが 8 道府県、その他が 6 県
- ii) 口蹄疫（豚）に関しては、道府県内最大規模の農場の飼養頭数としているものが 3 府県（新潟県、大阪府及び島根県）、1 農場当たりの標準的な規模の飼養頭数としているものが 7 県、その他が 5 県
- iii) 高病原性鳥インフルエンザに関しては、道府県内最大規模の飼養羽数としているものが 6 道府県（北海道、新潟県、大阪府、鳥取県、島根県及び沖縄県）、1 農場当たりの標準的な規模の飼養羽数としているものが 6 県、その他が 5 県

表 3-(2)-③
(再掲)

表 2 動員計画における被害想定の設定状況

区分		動員計画作成 済み道府県	被害想定の設定規模		
			最大規模	標準的な規模	その他
口蹄疫	牛	16 道府県	2 県	8 道府県	6 県
	豚	15 府県	3 府県	7 県	5 県
高病原性鳥インフル エンザ	鶏	17 道府県	6 道府県	6 県	5 県

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「最大規模」は、道府県内において牛・豚・鶏を最も多く飼養している 1 農場の頭羽数を想定して被害想定を設定したものを示す。
- 3 「標準的な規模」は、道府県内において牛・豚・鶏を飼養している 1 農場当たりの標準的な飼養頭羽数を想定して被害想定を設定したものを示す。
- 4 「その他」は、24 時間以内に殺処分可能な飼養頭羽数としたもの、国防疫マニュアルにおける飼養頭羽数を参考としたもの等を示す。

被害想定については、平成 26 年 4 月に高病原性鳥インフルエンザが発生した熊本県や 27 年 1 月に同病が発生した佐賀県の例のように、動員計画で想定していた標準的な規模以上で被害が発生したため、動員計画で予定していた人員では足りず、関係機関等からの応援も含め大幅に予定を上回る人員が必要となったことから、少なくとも道府県内の最大規模の農場の飼養頭羽数において口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが発生した場合を想定した動員計画を作成し、必要な人員を確保しておかなければ、発生時に迅速かつ的確な対応ができないおそれがあると考えられる。

表 3-(2)-④

③ 動員計画における人員の確保状況

動員計画において必要としている人員の確保状況をみると、当該人員の確保のための庁内関係部局等との調整については、次のとおり、口蹄疫や高病原性鳥イ

表 3-(2)-⑤

ンフルエンザ発生時に、所要の人員を迅速かつ十分に確保することができるか不確実な状況となっている。

- i) 口蹄疫（牛）については、16 道府県中 3 県（愛知県、鳥取県及び宮崎県）は調整が終了しているが、残る 13 道府県は調整が一部未了
- ii) 口蹄疫（豚）については、15 道府県中 3 県（愛知県、鳥取県及び宮崎県）は調整が終了しているが、残る 12 道府県は調整が一部未了
- iii) 高病原性鳥インフルエンザについては、17 道府県中 6 道府県（愛知県、大阪府、鳥取県、島根県、宮崎県及び鹿児島県）は調整が終了しているが、残る 11 道府県は調整が一部未了

なお、農林水産省は、当省の調査実施後に、「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」を発出し、都道府県に対し、高病原性鳥インフルエンザに関する動員計画について、作成していない県は直ちに作成すること、既に作成している県においても農場の規模を多段階想定した実効性のある動員計画を作成すること及び人員確保のために関係市町村、関係団体等の調整を行うことを求めている。

しかしながら、同通知においては、都道府県内の最大規模の農場の飼養頭羽数において発生した場合を想定した動員計画の作成を求めておらず、また、平成 27 年 9 月 30 日現在、口蹄疫に関して動員計画未作成の是正等を求める通知は発出していない。

【所見】

したがって、農林水産省は、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ発生時における迅速かつ的確な対応が講じられるよう、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 口蹄疫に関する動員計画が未作成となっている都道府県に対しては、直ちに計画を作成するよう指導すること。
- ② 都道府県に対して、農場の規模を多段階想定した実効性のある動員計画（口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ）の作成に当たっては、都道府県内最大規模の農場で発生した場合を含めるよう指導すること。
- ③ 口蹄疫に関する動員計画における人員確保の実効性を高めるため、都道府県に対し、関係市町村、関係団体等との調整を速やかに完了させるよう指導すること。

表 3-(2)-⑥

表 3-(2)-① 家畜伝染病予防法に基づくと殺、死体の焼却等に関する規定（抜粋）

（と殺の義務）

第 16 条 次に掲げる 家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜
- 二 牛疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜

2 （略）

3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。

（死体の焼却等の義務）

第 21 条 次に掲げる家畜の 死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。

ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

- 一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水泡性口炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、豚水泡病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体
- 二 流行性脳炎、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血又は家きんサルモネラ感染症の患畜又は疑似患畜の死体（と畜場において殺したものを除く。）
- 三 指定家畜の死体

2・3 （略）

4 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。

5～7 （略）

（注）下線は当省が付した。

表 3-(2)-② 防疫指針（口蹄疫又は鳥インフルエンザ）における初動防疫に関する規定等の内容（抜粋）

<p>○ 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表）</p> <p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(7) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(8) <u>家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、偶蹄類動物の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。</p> <p>第 6 発生農場における防疫措置</p> <p>1 と殺（法第 16 条）</p> <p>(3) <u>患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として病性の判定後 24 時間以内にと殺を完了する。</u></p> <p>2 死体の処理（法第 21 条）</p> <p>(1) <u>患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後 72 時間以内に、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。</u></p>					
<p>○ 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表</th> <th>平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p> </td> <td> <p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、衛生資材や薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表	<p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p>	<p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、衛生資材や薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p>
平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表	平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表				
<p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p>	<p>第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備</p> <p>2 都道府県の取組</p> <p>(6) <u>発生時に円滑かつ迅速に初動対応を実施することができるよう、役割を見据えた防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整や地図情報システム等を活用した整理、衛生資材や薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡家畜保管場所の確保等を行う。</u></p> <p>(7) <u>家畜の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行う。</u> また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。 (以下略)</p>				

<p>第7 発生農場における防疫措置</p> <p>1 と殺（法第16条）</p> <p>(3) <u>患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として病性の判定後24時間以内にと殺を完了する。</u> (以下略)</p> <p>2 死体の処理（法第21条）</p> <p>(1) <u>患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家さんが接近しない場所に限る。）において埋却する。</u> (以下略)</p>	<p>第7 発生農場等における防疫措置</p> <p>1 と殺（法第16条）</p> <p>(3) <u>患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後24時間以内にと殺を完了する。</u> (以下略)</p> <p>2 死体の処理（法第21条）</p> <p>(1) <u>患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第5の2により患畜又は疑似患畜であると判定された後72時間以内に焼却し、又は発生農場若しくはその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家さんが接近しない場所に限る。）において埋却する。</u></p> <p>【留意事項㉗】24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却については、早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速な殺処分とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで5～10万羽の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽の飼養規模を想定している。</p> <p>様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めることが重要である。</p> <p>なお、これらの状況下においても的確かつ迅速な防疫措置が講じられるよう、防疫演習の実施等を通じ、日頃から万全な体制の構築に努めること。</p>
--	---

(注) 1 下線は当省が付した。

2 防疫指針（鳥インフルエンザ）については、当省の調査実施後（平成27年9月9日）に全部変更が行われたため、本表においては、23年10月1日の防疫指針の内容も併記した。

表 3-(2)-③ 調査対象 17 道府県の動員計画における被害想定の設定状況（口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ）

調査対象 道府県	口 蹄 疫				高病原性鳥インフルエンザ	
	牛		豚		設定 根拠	被害想定規模
	設定 根拠	被害想定規模	設定 根拠	被害想定規模		
北海道	標準 102頭		-	未設定	最大	農場ごとに設定
宮城県	その他 100頭（肥育牛）		その他	母豚100頭（一貫経営）	その他	5万羽（採卵鶏）
岩手県	標準 100頭		標準	1,000頭（繁殖豚100、肥育豚750、哺乳豚・離乳豚150）（一貫経営）	標準	10万羽（採卵鶏）
秋田県	その他 100頭（搾乳牛80、育成・子牛20）		その他	1,100頭（母豚100、育成・肉豚・子豚1,000）（一貫経営）	その他	①20万羽（採卵鶏）、②3万羽（採卵鶏）、③2,000羽（比内地鶏）の3段階で設定
栃木県	標準 75頭（成牛50、育成牛25）		標準	2,400頭（母豚200、肥育豚2,200）（一貫経営）	標準	①1万羽、②4万羽、③10万羽（いずれも採卵鶏）の3段階で設定
群馬県	標準 100頭（肥育牛）		標準	2,000頭（繁殖豚200、肉豚1,800）（一貫経営）	標準	①2万羽、②5万羽、③10万羽（いずれも採卵鶏）の3段階で設定
新潟県	最大 農場ごとに設定		最大	農場ごとに設定	最大	農場ごとに設定
山梨県	標準 100頭		標準	1,200頭（一貫経営）	その他	7万羽（採卵鶏）
愛知県	その他 400頭（肥育牛または搾乳牛）		その他	2,000頭	その他	10万羽（採卵鶏）
大阪府	標準 50頭（搾乳牛）		最大	1,000頭（一貫経営）	最大	1万羽（採卵鶏）
鳥取県	その他 1戸目270頭（育成牛）、2戸目40頭（搾乳牛）		標準	700頭（母豚70、子豚630）（一貫経営）	最大	30万羽（採卵鶏）
島根県	最大 100頭以上の牛農場ごとに設定		最大	100頭以上の豚農場ごとに設定	最大	1,000羽以上の鶏農場ごとに設定
福岡県	その他 ①200頭、②1,000頭、③2,000頭の3段階で設定		その他	①2,000頭、②3,000頭、③6,000頭の3段階で設定	標準	①3万羽、②5万羽、③10万羽の3段階で設定

調査対象 道府県	口 蹄 疫				高病原性鳥インフルエンザ	
	牛		豚		設定 根拠	被害想定規模
	設定 根拠	被害想定規模	設定 根拠	被害想定規模		
熊本県	標準 250頭 (肥育牛)	1,000頭 (一貫経営)	標準	1,000頭 (一貫経営)	その他	①1万羽、②3万羽、③5万羽、④10万羽 (いずれも採卵鶏) の4段階で設定 3万羽 (ブロイラー)
宮崎県	その他 400頭 (肥育牛)	3,350頭 (母豚300、育成豚20、種雄豚30、哺乳豚500、離乳豚500、肥育豚2,000) (一貫経営)	その他	3,350頭 (母豚300、育成豚20、種雄豚30、哺乳豚500、離乳豚500、肥育豚2,000) (一貫経営)	標準	
鹿児島県	標準 ①50頭、②100頭、③200頭 (①～③母牛)、④200頭、⑤400頭、⑥1,000頭 (④～⑥肥育牛) の6段階で設定 未設定	①100頭、②200頭、③400頭 (①～③一貫経営)、④2,000頭 (肥育豚) の4段階で設定 未設定	標準	①100頭、②200頭、③400頭 (①～③一貫経営)、④2,000頭 (肥育豚) の4段階で設定 未設定	標準	①1万羽、②3万羽、③5万羽 (①～③採卵鶏)、④5万羽 (肉用鶏) の4段階で設定 17.4万羽 (採卵鶏)
沖縄県	-	-	-	-	最大	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「設定根拠」欄の区分は、次のとおりである。

- i) 「最大」は、道府県内において牛・豚・鶏を最も多く飼養している 1 農場の頭羽数を想定して被害規模を設定したもの (個別農場ごとに防疫計画を作成している場合も含む。)
 - ii) 「標準」は、道府県内において牛・豚・鶏を飼養している 1 農場当たりの標準的な飼養頭羽数を想定して被害規模を設定したものの。
 - iii) 「その他」は、24 時間以内に殺処分可能な飼養頭数としたもの、他県等の応援を要せずに自県の人員のみで防疫作業に対応可能な飼養頭数としたもの、国防疫マニュアルにおける飼養頭数を参考としたものなど。
- 3 「被害想定規模」欄の「一貫経営」とは、豚の繁殖と肥育を一体的に行う経営形態を示す。

表 3-(2)-④ 県の想定を超えた規模で発生した高病原性鳥インフルエンザにおける動員数（例）

調査対象道府県	発生日	被害想定		動員計画		発生概要・防疫対応		
		設定	根拠	動員予定	被害規模	動員数	県	その他
熊本県	平成 26 年 4 月 13 日	40,000 羽 (肉用鶏)	標準	約 540 人 (1 日目初動) ・ 県…約 380 人 ・ 市町村…約 80 人 ・ 関係団体等…約 80 人 (共済、農協等)	112,000 羽 (肉用鶏)	1,060 人 (1 日目 初動)	854 人	市町村、関係団体等 206 人
						延べ 4,235 人 (防疫措 置終了時 (3 日間))		
佐賀県	平成 27 年 1 月 15 日	45,000 羽 (肉用鶏)	標準	延べ約 3,900 人 (24 日間) ・ 県…約 1,900 人 ・ 市町村…約 400 人 ・ 関係団体等…約 1,600 人 (業者、農政局、農協等関係 農業団体等)	72,900 羽 (肉用鶏)	延べ 5,214 人 (24 日間)	延べ 2,067 人	市町、関係団体等 延べ約 2,900 人 自衛隊 延べ約 270 人

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「発生日」欄は、遺伝子検査により H5 亜型陽性（疑似患畜）と判明した日を示す。

3 「設定根拠」欄の「標準」とは、道府県内において鶏を飼養している 1 農場当たりの標準的な飼養頭羽数を想定して被害規模を設定したものを示す。

4 熊本県は、高病原性鳥インフルエンザ発生時の平成 26 年 4 月時点では、初動 1 日目の必要人員を確保する計画を作成していた。

なお、現在は、発生後 3 日間の必要人員を確保する計画に改定している。

5 佐賀県は、殺処分と埋却に要する 3 日間に加え、高病原性鳥インフルエンザ発生後の移動制限解除要件（移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 21 日が経過していること）に要する 24 日目までの必要人員を確保する計画を作成している。

表 3-(2)-⑤ 調査対象 17 道府県の動員計画における人員の確保状況

調査対象道府県	口蹄疫						高病原性 鳥インフルエンザ		
	牛			豚			庁内関係部局	市町村	関係団体等
	庁内関係部局	市町村	関係団体等	庁内関係部局	市町村	関係団体等			
北海道	△	△	△	▲ (注3)			△	△	△
宮城県	△	△	△	△	△	△	△	△	△
岩手県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
秋田県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
栃木県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
群馬県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
新潟県	○	△	○	○	△	○	○	△	○
山梨県	△	△	△	△	△	△	△	△	△
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	△	△	△	△	△	△	○	○	○
鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	○	△	△	○	△	△	○	○	○
福岡県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
熊本県	○	△	△	○	△	△	○	△	△
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	△	○	○	△	○	○	○	○
沖縄県	▲ (注3)			▲ (注3)			○	△	△

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「○」は調整が終了、「△」は調整が一部未了を示す。

3 北海道の口蹄疫（豚）、沖縄県の口蹄疫（牛・豚）については、動員計画を作成していないものの、口蹄疫の発生時には職員の派遣について依頼しているため、「▲」としている。

表 3-(2)-⑥ 「平成 27 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」(平成 27 年 9 月 9 日付け 27 消安第 3111 号農林水産省消費・安全局長通知)における動員計画の作成等に関する内容（抜粋）

2 まん延防止対策

(3) 本病の発生に対する必要な人員の確保について

本病が発生した場合、速やかに防疫措置がとれるように、都道府県は防疫指針第2の2の(6)の規定に基づき、本病が発生した場合に必要となる人員を確保すること。動員計画を作成していない県は、直ちに作成し、既に動員計画を作成している県においても、農場の規模を多段階想定した実効性のある動員計画を作成すること。また、人員の確保のために、関係市町村、関係団体等との調整を行うこと。

(注) 下線は当省が付した。

(3) 埋却地の十分な確保等

勸告	説明図表番号
<p>口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの患畜等の死体については、家畜伝染病のまん延を防止するため、埋却又は焼却することとされ、飼養衛生管理基準において、埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずることが義務付けられており（家畜伝染病予防法第 12 条の 3 及び同法施行規則第 21 条）（注 1）、この準備措置の中には、埋却、焼却又は化製処理を円滑に行うため、事業者との打合せやあらかじめ近隣住民等の承諾取り付けに向けた説明等を行うことが含まれている。</p>	<p>表 3-(2)-① （再掲） 表 2-(3)-① （再掲）</p>
<p>このため、農林水産省は、家畜の所有者が都道府県知事に行う定期報告（家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項）に、「埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無」及び「焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無」を記載した書類の添付を義務付けている（家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2）。（注 1）</p>	<p>表 2-(3)-② （再掲）</p>
<p>（注 1）これらの規定は、平成 22 年に宮崎県で発生した口蹄疫への対応に係る「口蹄疫対策検証委員会報告書」（平成 22 年 11 月 24 日口蹄疫対策検証委員会）において、「埋却地の確保や了解の取付けに時間がかかりすぎた」との防疫対策上の問題点が指摘されたことを受け、23 年の家畜伝染病予防法の改正において追加されたものである。</p>	<p>表 3-(3)-①</p>
<p>また、農林水産省は、家畜の所有者における埋却地、焼却又は化製措置の確保が十分ではない場合の補完手段の 1 つとして、移動式焼却炉 4 台、移動式レンダリング装置 1 台を配備しており（注 2）、都道府県が事前にこれらの設備を活用した処理計画を定めておけば使用が可能であるとしている。</p> <p>（注 2）移動式焼却炉を、動物検疫所中部空港支所名古屋出張所に 3 台（組立型 2 台、非組立型 1 台）、動物検疫所門司支所に 1 台（非組立型）配備し、また、移動式レンダリング装置を、動物検疫所中部空港支所名古屋出張所に 1 台配備している。</p>	<p>表 3-(3)-②</p>
<p>一方、埋却地に関しては、平成 27 年 1 月に佐賀県で発生した高病原性鳥インフルエンザの対応において、埋却予定地から地下水が出たことから別の土地を確保する必要が生じた例にみられるように、その適地性も問題となる。このため、農林水産省は、「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル～口蹄疫の感染拡大を防ぐために～」（平成 23 年 10 月）及び「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」において、埋却地について、①地理的、地形的要件、②作業・管理要件を参考にしながら、事前に選定し、原則として発生農場内、あるいは農場の近接地に確保するよう求めている。</p>	<p>表 3-(3)-③、④</p>
<p>今回、調査対象 17 道府県における埋却地等の確保状況、埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得の状況及び埋却地の適地性の確認状況を調査した結果、以下のとおり、埋却地等の確保が必ずしも十分でなく、また、埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得が低調となっており、さらに、埋却地の適地性の確認が行われていないなどの状況がみられた。</p>	

① 埋却地等の確保状況

調査した 17 道府県において、平成 26 年 2 月時点で埋却地等を確保している農場（飼養されている全ての家畜分の埋却地等を確保している農場）の割合は、17 道府県全体で約 81%であり、畜種別では、乳用牛農場約 87%、肉用牛農場約 78%、豚農場約 80%、採卵鶏農場約 88%、肉用鶏農場約 90%となっている。

しかしながら、道府県別にみた場合、表 1 のとおり、確保率 60%未満のものが乳用牛農場で 2 県、肉用牛農場で 6 道府県、豚農場で 4 道府県、採卵鶏農場で 1 県みられた（注 3）。

（注 3）埋却地等の確保状況について、農林水産省は、「埋却地等の確保の状況について」（平成 24 年 1 月 11 日付け 23 消安第 4929 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、毎年、都道府県に対し、畜種ごとに報告を求めており、当該報告の「確保等」の区分のうち、「自己所有地」、「借地」、「焼却」、「レンダリング」（化製）及び「その他」を集計したものである（以下同じ）。なお、大阪府においては、報告対象となる肉用鶏農場がないため、調査対象は 16 道県となる。

表 3-(3)-⑤-i、ii

表 1 埋却地等を確保している農場の割合（畜種別・都道府県別）

確保農場の割合	乳用牛農場	肉用牛農場	豚農場	採卵鶏農場	肉用鶏農場
0～20%未満	—	—	—	—	—
20～40%未満	—	1 県 宮城県 32.2%	—	—	—
40～60%未満	2 県 宮城県 43.5% 秋田県 48.0%	5 道府県 秋田県 44.8% 岩手県 49.8% 大阪府 50.0% 鳥取県 52.7% 沖縄県 57.9%	4 道府県 宮城県 40.7% 大阪府 45.5% 沖縄県 58.9% 秋田県 59.4%	1 県 沖縄県 58.5%	—
60～80%未満	3 道府県 岩手県 64.1% 大阪府 78.8% 鳥取県 79.5%	1 県 群馬県 79.4%	2 県 鳥取県 61.9% 愛知県 73.6%	4 県 宮城県 61.9% 鳥取県 66.7% 秋田県 76.9% 群馬県 78.2%	3 県 岩手県 67.8% 宮城県 77.2% 群馬県 79.5%
80%以上	12 道県 沖縄県 81.0% 島根県 87.1% 群馬県 88.0% 新潟県 90.0% 北海道 90.8% 愛知県 93.1% 鹿児島県 96.6% 栃木県 97.0% 熊本県 98.8% 福岡県 98.9% 山梨県 100% 宮崎県 100%	10 道県 北海道 86.3% 愛知県 87.4% 新潟県 88.2% 鹿児島県 90.0% 栃木県 91.2% 島根県 93.9% 福岡県 96.2% 熊本県 98.2% 宮崎県 99.9% 山梨県 100%	11 道県 鹿児島県 80.8% 岩手県 81.6% 群馬県 83.5% 福岡県 83.6% 北海道 87.1% 栃木県 87.6% 熊本県 89.9% 新潟県 91.7% 宮崎県 96.9% 山梨県 100% 島根県 100%	12 道府県 岩手県 83.9% 愛知県 85.2% 鹿児島県 88.8% 栃木県 90.5% 福岡県 90.9% 大阪府 92.0% 熊本県 92.0% 島根県 93.1% 北海道 95.5% 新潟県 99.0% 宮崎県 99.6% 山梨県 100%	13 道府県 沖縄県 84.6% 鳥取県 85.1% 北海道 85.2% 愛知県 85.7% 栃木県 87.5% 秋田県 88.5% 福岡県 90.7% 鹿児島県 94.2% 新潟県 95.5% 熊本県 98.0% 宮崎県 98.5% 山梨県 100% 島根県 100%

（注）「埋却地等の確保の状況について」に基づく 17 道府県の農林水産省に対する報告（平成 26 年分）を基に当省が作成した。

また、平成 26 年 2 月時点で埋却地等が確保されている飼養頭羽数の割合は、17 道府県全体で約 85%であり、畜種別では、乳用牛農場約 90%、肉用牛農場約 83%、豚農場約 78%、採卵鶏農場約 86%、肉用鶏農場約 84%となっている。

しかしながら、道府県別にみた場合、表 2 のとおり、確保率 60%未満のものが乳用牛農場で 2 県、肉用牛農場で 4 県、豚農場で 3 府県、採卵鶏農場で 1 県みられた。

表 2 埋却地等が確保されている飼養頭羽数の割合（畜種別・都道府県別）

確保頭羽数の割合	乳用牛農場	肉用牛農場	豚農場	採卵鶏農場	肉用鶏農場
0～20%未満	—	—	1 府 大阪府 3.6%	—	—
20～40%未満	—	1 県 宮城県 39.6%	—	—	—
40～60%未満	2 県 秋田県 48.7% 宮城県 55.5%	3 県 秋田県 52.1% 鳥取県 52.9% 岩手県 59.7%	2 県 宮城県 46.6% 沖縄県 55.2%	1 県 秋田県 54.6%	—
60～80%未満	2 県 岩手県 65.9% 鳥取県 77.7%	5 府県 大阪府 67.1% 沖縄県 67.7% 島根県 69.9% 群馬県 77.8% 愛知県 77.8%	5 県 秋田県 60.6% 愛知県 63.8% 鹿児島県 68.3% 鳥取県 70.1% 熊本県 78.6%	3 県 愛知県 72.7% 島根県 73.1% 栃木県 73.3%	5 道県 北海道 61.4% 群馬県 62.6% 岩手県 67.4% 福岡県 76.7% 秋田県 78.3%
80%以上	13 道府県 大阪府 81.5% 愛知県 82.6% 沖縄県 84.5% 群馬県 86.2% 新潟県 87.6% 北海道 91.9% 島根県 93.8% 鹿児島県 97.1% 栃木県 97.5% 熊本県 98.2% 福岡県 98.4% 山梨県 100% 宮崎県 100%	8 道県 新潟県 83.4% 鹿児島県 84.5% 北海道 84.8% 栃木県 90.3% 熊本県 94.7% 福岡県 95.1% 宮崎県 99.9% 山梨県 100%	9 道県 岩手県 81.4% 栃木県 84.0% 新潟県 83.5% 北海道 88.3% 宮崎県 89.3% 群馬県 91.0% 福岡県 92.0% 山梨県 100% 島根県 100%	13 道府県 岩手県 84.4% 鹿児島県 86.8% 群馬県 89.0% 鳥取県 89.1% 熊本県 89.5% 新潟県 89.7% 宮城県 90.5% 大阪府 91.7% 福岡県 93.3% 沖縄県 96.8% 北海道 97.9% 宮崎県 98.2% 山梨県 100%	11 府県 鳥取県 84.6% 新潟県 85.5% 栃木県 87.0% 沖縄県 87.4% 鹿児島県 87.6% 宮城県 88.2% 愛知県 89.3% 熊本県 96.6% 宮崎県 98.2% 山梨県 100% 島根県 100%

(注)「埋却地等の確保の状況について」に基づく 17 道府県の農林水産省に対する報告（平成 26 年分）を基に当省が作成した。

以上のとおり、道府県別にみると、必ずしも、埋却地等が十分確保されているとはいえない状況となっている。

調査した道府県の中には、埋却地等が十分確保されていない原因として、家畜の所有者における所有地の不足や県内の適地不足、使用可能な焼却施設の不足などを挙げているが、こうした状況に対し、埋却地等を確保できない家畜の所有者に対す

表 3-(3)-⑤-i、ii（再掲）

表 3-(3)-⑥

る対応として、移動式レンダリング装置や移動式焼却炉を活用した処理計画を定めるまでの対応は行われていない。

② 埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得の状況

調査した 17 道府県において、平成 26 年 2 月時点で埋却地等を確保している 4 万 2,722 農場のうち、埋却、焼却等の実施に対して近隣住民等の承諾を得ているものは 17 道府県全体で 3,874 農場（約 9%）と極めて低調であり、表 3 のとおり、近隣住民等の承諾を全く得られていないものが、乳用牛農場で 4 府県、肉用牛農場で 5 府県、豚農場で 8 府県、採卵鶏農場で 6 府県、肉用鶏農場で 7 県みられた。

表 3-(3)-⑤-i、ii
(再掲)

表 3 埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得状況（畜種別・都道府県別）

確保農場の割合	乳用牛農場	肉用牛農場	豚農場	採卵鶏農場	肉用鶏農場
0%	4 府県 栃木県、大阪府 島根県、沖縄県	5 府県 栃木県、大阪府 島根県、福岡県 沖縄県	8 府県 栃木県、山梨県 愛知県、大阪府 鳥取県、島根県 福岡県、沖縄県	6 府県 岩手県、群馬県 大阪府、鳥取県 島根県、沖縄県	7 県 岩手県、栃木県 群馬県、山梨県 鳥取県、島根県 沖縄県
～10%未満	12 県 愛知県 0.3% 鳥取県 0.8% 新潟県 0.9% 熊本県 0.9% 群馬県 1.1% 福岡県 1.2% 鹿児島県 3.1% 宮崎県 3.3% 岩手県 5.3% 宮城県 5.6% 秋田県 8.5% 山梨県 8.6%	11 県 愛知県 1.0% 山梨県 1.7% 群馬県 2.6% 鹿児島県 2.9% 鳥取県 3.2% 熊本県 3.5% 岩手県 3.7% 新潟県 4.1% 宮崎県 4.3% 宮城県 4.7% 秋田県 8.0%	7 県 群馬県 0.6% 熊本県 2.3% 新潟県 2.5% 宮崎県 2.8% 秋田県 3.2% 鹿児島県 4.8% 岩手県 6.7%	10 県 新潟県 0.5% 福岡県 1.5% 愛知県 1.9% 鹿児島県 2.0% 宮崎県 2.2% 栃木県 3.2% 宮城県 3.8% 熊本県 3.8% 山梨県 4.5% 秋田県 6.7%	8 県 鹿児島県 1.8% 福岡県 2.0% 宮崎県 2.3% 愛知県 2.8% 新潟県 4.8% 熊本県 5.1% 秋田県 5.4% 宮城県 6.8%
10～40%未満	—	1 道 北海道 31.5%	2 道県 宮城県 10.0% 北海道 21.5%	1 道 北海道 12.1%	1 道 北海道 17.4%
40%以上	1 道 北海道 40.2%	—	—	—	—

(注) 「埋却地等の確保の状況について」に基づく 17 道府県の農林水産省に対する報告（平成 26 年分）を基に当省が作成した。

このように埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得状況が極めて低調となっている理由について、調査した府県では、家畜伝染病発生前に説明しても、近隣住民等の理解が得られないばかりか、かえって反発を招くことが危惧されるためとしており、家畜の所有者に対する指導及び支援にちゅうちょしている状況がみられた。

表 3-(3)-⑦

しかしながら、平成 22 年に宮崎県で口蹄疫が発生した際、「大規模に飼養してい

表 3-(3)-①

<p>る畜産農家を中心に、埋却地を確保していない畜産農家が多かった。また、宮崎県は、自己所有地での埋却が困難である場合の対応について具体的な検討をしていなかった。このため、発生後、埋却地の確保を試みたものの、掘ってみて地下水が出たり、住民の反対などで早期の確保が出来なかった。このことが、発生地でのウイルス量を増やし、感染を拡大させた一因となった」（「口蹄疫対策検証委員会報告書」）と指摘されている。したがって、このような事態を未然に防ぐ意味から、事前に埋却等の実施に対する近隣住民等への説明及びその承諾を得ておくことは、発生時における迅速かつ円滑な埋却等のために重要であると考えられる。</p> <p>一方、農林水産省は、埋却等の実施に対する近隣住民等の承諾取得が極めて低調である状況について、「埋却地等の確保の状況について」に基づく都道府県からの報告により承知しているにもかかわらず、都道府県に対し、これまで特段の指導及び助言を行っていない。</p>	<p>(再掲)</p>
<p>③ 埋却地の適地性の確認状況</p> <p>調査した 17 道府県(注 4)における埋却地の適地性の確認状況を調査したところ、11 県においては、立入検査等の際に、地理的、地形的要件及び作業・管理要件を踏まえ、埋却地の適地性について目視で確認するなどの対応を行っているのがみられた一方、6 道府県（北海道（網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所）、岩手県（県南家畜保健衛生所）、群馬県（中部家畜保健衛生所）、新潟県、大阪府（大阪府家畜保健衛生所）、熊本県（中央家畜保健衛生所））においては、特段の対応を行っておらず、中には、県内の土地は、地質、地下水、水位などの点で埋却地に適さないものが大部分であるとしながらも適地性を確認していないもの（群馬県（中部家畜保健衛生所）及び新潟県）もみられた。</p> <p>特段の対応を行っていない 6 道府県では、適地性を確認していない理由について、管内の農場数が多いこと、適地性を確認する時間的な余裕がないことなどを挙げているが、埋却地の適地性を目視で確認する程度であれば、立入検査時の確認事項として実施することとしても、大きな負担とはならないものと考えられる。</p>	<p>表 3-(3)-⑧</p>
<p>また、埋却地の適地性を確認している場合であっても、当省の調査において、県が面積は十分で埋却にも問題なしと評価した土地の中に、内水面との距離が近接なもの（1 件）及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地であるもの（1 件）が含まれており、国防疫マニュアルを踏まえると適地性に疑問がある例もみられた。</p> <p>（注 4）調査した家畜保健衛生所だけでなく、道府県本庁担当課に対する調査でも同様の状況となっていることが確認されたため、道府県単位としている。</p>	<p>表 3-(3)-⑨</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、農林水産省は、家畜伝染病の患畜等の埋却、焼却等が迅速かつ的確に行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県に対し、家畜の所有者による埋却地等の確保を促進するとともに、それが十分確保できない場合は、移動式レンダリング装置や移動式焼却炉を活用した処理計画をあらかじめ定めておくよう指導すること。</p>	

<p>② 都道府県に対し、埋却等の実施に対する近隣住民等への説明及びその承諾取得が進むよう、適切な助言を行うこと。</p> <p>③ 都道府県に対し、家畜の所有者が確保した埋却地の適地性について、国防疫マニュアルで示された要件を踏まえて、立入検査時に併せて確認を行い、家畜の所有者に対して適切な指導を行うよう指導すること。</p>	
---	--

表 3-3-① 「口蹄疫対策検証委員会報告書」（平成 22 年 11 月 24 日口蹄疫対策検証委員会）における埋却地の確保に関する指摘内容（抜粋）

<p>第 2 今回の防疫対応の問題点</p> <p>5 発生時に備えた準備の在り方</p> <p>(3) 口蹄疫の防疫指針では、埋却などのまん延防止措置については原則として農場経営者が行い、都道府県は場所の確保に努めるように指導、助言を行うとされている。</p> <p>しかし、大規模に飼養している畜産農家を中心に、埋却地を確保していない畜産農家が多かった。また、宮崎県は、自己所有地での埋却が困難である場合の対応について具体的な検討をしていなかった。このため、<u>発生後、埋却地の確保を試みたものの</u>、掘ってみて地下水が出たり、<u>住民の反対などで早期の確保が出来なかった</u>。このことが、発生地でのウイルス量を増やし、感染を拡大させた一因となった。</p> <p>(以下略)</p> <p>7 早期の殺処分・埋却などの在り方</p> <p>(4) <u>埋却地の確保や了解の取付けに時間がかかりすぎた。</u></p>

(注) 下線は当省が付した。

表 3-3-② 「飼養衛生管理基準の改正に関する Q & A」（農林水産省作成）（抜粋）

<p>Q40. 移動式レンダリング車や移動式焼却炉の使用予定をもって処理方法を確保したことになりますか。</p> <p>(答)</p> <p><u>地域全体の処理計画の中に、移動式レンダリング車や移動式焼却炉による処理を組み込むことは可能ですが、各農家が個別に、当該車両の使用を見込んで埋却地を確保していない場合には、処理方法を確保したことはありません。</u></p> <p>※ <u>地域全体の処理計画とは、都道府県や市町村の単位で作成された、公用地を用いた埋却計画や焼却施設を利用した焼却計画のことをいいます。</u></p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 3-(3)-③ 「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル～口蹄疫の感染拡大を防ぐために～」
 (平成 23 年 10 月農林水産省消費・安全局動物衛生課)における埋却地の選定
 に関する内容(抜粋)

<p>VI. 埋却作業</p> <p>2. 埋却地の選定と試掘</p> <p>(1) 殺処分家畜を運搬する際にウイルスを散逸させるリスクがあるため、<u>埋却地は、原則として発生農場内、あるいは農場の近接地に確保しましょう。</u>実際に口蹄疫が発生してから埋却地を選定するのでは遅いので、以下に示す要件を参考にしながら、<u>事前に選定しておきましょう。</u>(中略)</p> <p>[埋却地に関する要件]</p> <p>①地理的、地形的要件</p> <p>ア) <u>周辺の民家、道路、鉄道等との距離</u></p> <p>イ) <u>内水面、飲用水源等との距離</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>河川、湖、池等に近い場所は避ける必要があります。(諸外国では、30～100m 離れていることが選定条件になっています。)</u> ・ <u>井戸(飲用水取水池を含む)に近い場所や飲用水源の上流域、さらに、地下水位が高い場所は避ける必要があります。(諸外国では、井戸から 30～150m 離れていることが選定条件になっています。)</u> ・ <u>文化財が埋蔵されていないことも確認しておきましょう。</u> <p>ウ) <u>地形</u> 土砂崩れや侵食などが起きにくい場所を選びましょう。特に、傾斜地や窪地を埋却地として考える場合、大雨が降った場合でも問題はないかを十分に検討しておく必要があります。</p> <p>エ) <u>土質</u> 岩や砂利を多く含んでいると、掘削が難しくなります。</p> <p>②作業・管理要件</p> <p>ア) <u>周辺環境</u> できるだけ、人や家畜、あるいは野生動物が近づかない場所を選びましょう。</p> <p>イ) <u>飼養頭数</u> 家畜の種類や埋却方法によって必要面積は違ってきますが、飼養頭数に見合った広さの埋却地を確保しておきましょう。</p> <p>ウ) <u>作業の動線</u> 殺処分家畜の搬入や重機を用いた作業が円滑にできるかは非常に重要です。掘削する埋却溝の位置と作業の動線を確認しておきましょう。</p> <p>エ) <u>埋却地の用途</u> 3 年間の発掘禁止期間が経過した後であれば、埋却地を利用することができますが、その際の利用方法についても検討しておきましょう。</p> <p>(以下略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 3-(3)-④ 「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」(平成 23 年 12 月農林水産省消費・安全局動物衛生課)における埋却地の選定に関する内容(抜粋)

VI. 埋却作業 2. 埋却地の選定と試掘

(1) 死体等を運搬する際にウイルスを拡散させるリスクがあるため、埋却地は原則として発生農場内、あるいは農場の近接地に確保しましょう。実際に本病が発生してから埋却地を選定するのでは遅いので、以下に示す要件を参考にしながら、事前に選定しておきましょう。(中略)

[埋却地に関する要件]

①地理的、地形的要件

ア 周辺の民家、道路、鉄道等との距離

イ 内水面、飲用水源等との距離

- ・ 河川、湖、池等に近い場所は避ける必要があります。(諸外国では、30～100m 離れていることが選定条件になっています。)

- ・ 井戸(飲用水取水池を含む)に近い場所や飲用水源の上流域、さらに、地下水位が高い場所は避ける必要があります。(諸外国では、井戸から 30～150m 離れていることが選定条件になっています。)

ウ 地形

土砂崩れや侵食などが起きにくい場所を選びましょう。特に、傾斜地や窪地を埋却地として考える場合、降雨時に雨水の貯留、流入等が起きる可能性はないかを十分に検討しておく必要があります。

エ 土質

岩や砂利を多く含んでいると、掘削が難しくなります。

②作業・管理要件

ア 周辺環境

できるだけ、人や家畜、あるいは野生動物が近づかない場所を選びましょう。

イ 飼養頭数

参考資料 3 を参考にして飼養羽数に見合った広さの埋却地を確保しておきましょう。

ウ 作業の動線

死体等の搬入や重機を用いた作業が円滑にできるかは非常に重要です。掘削する埋却溝の位置と作業の動線を確認しておきましょう。

エ 埋却地の用途

3 年間の発掘禁止期間が経過した後であれば、埋却地を利用することができますが、その際の利用方法についても検討しておきましょう。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表3-3-③-⑤-i 調査対象17道府県における埋却地、焼却又は化製措置の確保状況及び近隣住民等の承諾状況(平成26年2月時点)(畜種別)

畜種	報告のあった農場数(A)	うち、埋却地を確保している農場数(B)	埋却地確保割合(B/A)	焼却又は化製の措置を確保している農場数(C)	その他の措置で確保している農場数(D)	確保農場数計E(B+C+D)	農場数の確保率(E/A)	Eのうち近隣住民等承諾済農場数(F)	近隣住民等の承諾率(F/E)	報告のあった頭羽数(G)	うち、埋却地が確保されている頭羽数(H)	埋却地確保割合(H/G)	焼却又は化製の措置が確保されている頭羽数(I)	その他の措置で確保されている頭羽数(J)	確保頭羽数計K(H+I+J)	家畜数の確保率(K/G)
牛	11,939	10,023	86.1%	60	49	10,132	87.1%	2,354	23.2%	1,089,105	969,881	89.1%	7,584	3,834	981,299	90.1%
	33,259	24,987	75.1%	121	729	25,837	77.7%	1,309	5.1%	1,602,441	1,284,167	80.1%	9,633	28,407	1,322,207	82.5%
豚	3,116	2,419	77.6%	19	57	2,495	80.1%	105	4.2%	5,484,830	4,036,419	73.6%	24,125	191,549	4,252,093	77.5%
	2,489	1,723	69.2%	385	78	2,186	87.8%	59	2.7%	76,072,141	61,611,948	81.0%	832,704	3,157,548	65,622,200	86.3%
鶏	2,313	1,833	79.2%	13	226	2,072	89.6%	47	2.3%	99,520,142	70,923,752	71.3%	265,977	12,330,548	83,520,277	83.9%
	52,816	40,985	77.6%	598	1,139	42,722	80.9%	3,874	9.1%	183,768,659	138,826,167	75.5%	1,160,023	15,711,886	155,698,076	84.7%
合計																

表3-3-③-⑤-ii 調査対象17道府県における埋却地、焼却又は化製措置の確保状況及び近隣住民等の承諾状況(平成26年2月時点)(道府県別畜種別)

調査対象道府県	畜種	報告のあった農場数(A)	うち、埋却地を確保している農場数(B)	埋却地確保割合(B/A)	焼却又は化製の措置を確保している農場数(C)	その他の措置で確保している農場数(D)	確保農場数計E(B+C+D)	農場数の確保率(E/A)	Eのうち近隣住民等承諾済農場数(F)	近隣住民等の承諾率(F/E)	報告のあった頭羽数(G)	うち、埋却地が確保されている頭羽数(H)	埋却地確保割合(H/G)	焼却又は化製の措置が確保されている頭羽数(I)	その他の措置で確保されている頭羽数(J)	確保頭羽数計K(H+I+J)	家畜数の確保率(K/G)
北海道	牛	6,207	5,555	89.5%	58	20	5,633	90.8%	2,264	40.2%	755,982	684,872	90.6%	7,559	2,121	694,552	91.9%
	豚	1,982	1,642	82.8%	19	49	1,710	86.3%	538	31.5%	456,576	377,656	82.7%	5,658	3,918	387,232	84.8%
	鶏	240	202	84.2%	4	3	209	87.1%	45	21.5%	587,807	501,092	85.2%	16,155	1,960	519,207	88.3%
	採卵用	243	227	93.4%	2	3	232	95.5%	28	12.1%	7,108,200	6,906,488	97.2%	1,207	51,500	6,959,195	97.9%
	計	8,699	7,649	87.9%	83	75	7,807	89.7%	2,879	36.9%	14,133,559	11,678,907	82.6%	30,579	59,499	11,768,985	83.3%
宮城県	牛	538	234	43.5%	0	0	234	43.5%	13	5.6%	22,953	12,739	55.5%	0	0	12,739	55.5%
	豚	3,183	1,020	32.0%	3	1	1,024	32.2%	48	4.7%	79,724	31,515	39.5%	47	6	31,568	39.6%
	鶏	172	67	39.0%	3	0	70	40.7%	7	10.0%	210,402	98,015	46.6%	95	0	98,110	46.6%
	採卵用	84	52	61.9%	0	0	52	61.9%	2	3.8%	5,819,794	5,264,056	90.5%	0	0	5,264,056	90.5%
	計	4,034	1,417	35.1%	6	1	1,424	35.3%	73	5.1%	8,616,682	7,595,934	88.2%	142	6	7,596,082	88.2%
岩手県	牛	949	608	64.1%	0	0	608	64.1%	32	5.3%	41,992	27,668	65.9%	0	0	27,668	65.9%
	豚	4,245	2,112	49.8%	0	0	2,112	49.8%	78	3.7%	88,057	52,554	59.7%	0	0	52,554	59.7%
	鶏	147	109	74.1%	3	8	120	81.6%	8	6.7%	425,250	327,588	77.0%	608	18,059	346,255	81.4%
	採卵用	112	72	64.3%	0	22	94	83.9%	0	0.0%	6,473,372	4,673,789	72.2%	0	788,056	5,461,845	84.4%
	計	5,853	3,093	52.8%	3	109	3,205	54.8%	118	3.7%	31,765,819	15,354,818	48.3%	608	7,204,044	22,559,470	71.0%
秋田県	牛	123	59	48.0%	0	0	59	48.0%	5	8.5%	5,642	2,747	48.7%	0	0	2,747	48.7%
	豚	975	421	43.2%	0	16	437	44.8%	35	8.0%	19,998	10,086	50.4%	0	341	10,427	52.1%
	鶏	106	63	59.4%	0	0	63	59.4%	2	3.2%	285,819	173,135	60.6%	0	0	173,135	60.6%
	採卵用	39	29	74.4%	0	1	30	76.9%	2	6.7%	2,100,559	1,130,957	53.8%	0	15,451	1,146,408	54.6%
	計	1,347	662	49.1%	0	19	681	50.6%	49	7.2%	2,719,333	1,550,730	57.0%	0	22,650	1,573,380	57.9%
栃木県	牛	802	778	97.0%	0	0	778	97.0%	0	0.0%	55,649	54,268	97.5%	0	0	54,268	97.5%
	豚	900	821	91.2%	0	0	821	91.2%	0	0.0%	90,629	81,861	90.3%	0	0	81,861	90.3%
	鶏	145	127	87.6%	0	0	127	87.6%	0	0.0%	368,943	309,968	84.0%	0	0	309,968	84.0%
	採卵用	105	94	89.5%	1	0	95	90.5%	3	3.2%	3,924,721	2,875,457	73.3%	158	0	2,875,615	73.3%
	計	1,976	1,841	93.2%	1	0	1,842	93.2%	3	0.2%	4,912,003	3,732,217	76.0%	158	0	3,732,375	76.0%

調査対象道府県	畜種	報告のあった農場数(A)	うち、埋却地を確保している農場数(B)	埋却地確保割合(B/A)	焼却又はは化製の措置を確保している農場数(C)	その他の措置で確保している農場数(D)	確保農場数計(B+C+D)	農場数の確保率(E/A)	Eのうち近隣住民等承諾済農場数(F)		近隣住民等の承諾率(F/E)	報告のあった頭羽数(G)	うち、埋却地が確保されている頭羽数(H)	埋却地確保割合(H/G)	焼却又はは化製の措置が確保されている頭羽数(I)	その他の措置で確保されている頭羽数(J)	確保頭羽数計K(H+I+J)	家畜数の確保率(K/G)
									近隣住民等承諾済農場数(F)	承諾済農場数(F)								
群馬県	牛	510	449	88.0%	0	0	449	88.0%	5	5	1.1%	33,875	29,205	86.2%	0	0	29,205	86.2%
	豚	494	391	79.1%	0	1	392	79.4%	10	10	2.6%	55,728	43,356	77.8%	0	0	43,356	77.8%
	鶏	212	177	83.5%	0	0	177	83.5%	0	0	0.0%	509,585	463,527	91.0%	0	0	463,527	91.0%
	採卵鶏	179	139	77.7%	1	0	140	78.2%	0	0	0.0%	7,868,222	7,001,696	89.0%	4	0	7,001,700	89.0%
	計	1,439	1,191	82.8%	1	1	1,193	82.9%	16	16	1.3%	9,997,824	8,495,819	85.0%	4	0	8,495,823	85.0%
新潟県	牛	240	216	90.0%	0	0	216	90.0%	2	2	0.9%	8,427	7,379	87.6%	0	0	7,379	87.6%
	豚	246	217	88.2%	0	0	217	88.2%	9	9	4.1%	13,468	11,229	83.4%	0	0	11,229	83.4%
	鶏	133	121	91.0%	0	1	122	91.7%	3	3	2.5%	189,344	156,888	82.9%	0	1,302	158,190	83.5%
	採卵鶏	417	69	16.5%	344	0	413	99.0%	2	2	0.5%	7,779,354	6,351,745	81.6%	626,990	0	6,978,735	89.7%
	計	1,058	631	59.6%	357	1	989	93.5%	17	17	1.7%	8,604,541	6,786,450	78.9%	892,987	1,302	7,680,719	89.3%
山梨県	牛	70	69	98.6%	0	1	70	100.0%	6	6	8.6%	3,987	3,973	99.6%	0	14	3,987	100.0%
	豚	60	56	93.3%	0	4	60	100.0%	1	1	1.7%	6,281	6,231	99.2%	0	50	6,281	100.0%
	鶏	24	23	95.8%	0	1	24	100.0%	0	0	0.0%	20,717	18,797	90.7%	0	1,920	20,717	100.0%
	採卵鶏	44	41	93.2%	0	3	44	100.0%	2	2	4.5%	513,701	482,831	94.0%	0	30,870	513,701	100.0%
	計	217	205	94.5%	0	12	217	100.0%	9	9	4.1%	1,021,128	892,824	87.4%	0	128,304	1,021,128	100.0%
愛知県	牛	376	349	92.8%	1	0	350	93.1%	1	1	0.3%	35,967	29,706	82.6%	18	0	29,724	82.6%
	豚	342	297	86.8%	2	0	299	87.4%	3	3	1.0%	40,953	31,502	76.9%	348	0	31,850	77.8%
	鶏	258	187	72.5%	3	0	190	73.6%	0	0	0.0%	336,871	208,009	61.7%	7,029	0	215,038	63.8%
	採卵鶏	243	199	81.9%	7	1	207	85.2%	4	4	1.9%	10,176,905	7,342,845	72.2%	42,326	13,950	7,399,121	72.7%
	計	1,261	1,068	84.7%	13	1	1,082	85.8%	9	9	0.8%	11,958,714	8,833,480	73.9%	49,721	13,950	8,897,151	74.4%
大阪府	牛	33	25	75.8%	1	0	26	78.8%	0	0	0.0%	1,497	1,213	81.0%	7	0	1,220	81.5%
	豚	12	6	50.0%	0	0	6	50.0%	0	0	0.0%	768	514	66.9%	1	0	515	67.1%
	鶏	11	3	27.3%	2	0	5	45.5%	0	0	0.0%	6,847	172	2.5%	76	0	248	3.6%
	採卵鶏	25	1	4.0%	22	0	23	92.0%	0	0	0.0%	81,081	1,200	1.5%	73,181	0	74,381	91.7%
	計	81	35	43.2%	25	0	60	74.1%	0	0	0.0%	90,193	3,099	3.4%	73,265	0	76,364	84.7%
鳥取県	牛	156	124	79.5%	0	0	124	79.5%	1	1	0.8%	10,482	8,145	77.7%	0	0	8,145	77.7%
	豚	300	154	51.3%	0	4	158	52.7%	5	5	3.2%	18,991	8,327	43.8%	0	1,724	10,051	52.9%
	鶏	42	24	57.1%	0	2	26	61.9%	0	0	0.0%	68,129	40,778	59.9%	0	6,986	47,764	70.1%
	採卵鶏	18	10	55.6%	2	0	12	66.7%	0	0	0.0%	615,799	482,942	78.4%	65,516	0	548,458	89.1%
	計	583	341	58.5%	2	34	377	64.7%	6	6	1.6%	3,841,392	1,543,328	40.2%	65,516	1,642,389	2,645,525	84.6%
鳥根県	牛	132	115	87.1%	0	0	115	87.1%	0	0	0.0%	10,486	9,837	93.8%	0	0	9,837	93.8%
	豚	996	935	93.9%	0	0	935	93.9%	0	0	0.0%	31,798	22,240	69.9%	0	0	22,240	69.9%
	鶏	12	12	100.0%	0	0	12	100.0%	0	0	0.0%	36,209	36,209	100.0%	0	0	36,209	100.0%
	採卵鶏	29	22	75.9%	4	1	27	93.1%	0	0	0.0%	1,006,872	672,998	66.8%	42,122	21,200	736,320	73.1%
	計	1,174	1,089	92.8%	4	1	1,094	93.2%	0	0	0.0%	3,888,675	1,044,594	27.1%	42,122	21,200	1,107,916	79.8%

調査対象道府県	畜種	報告のあった農場数(A)	うち、埋却地を確保している農場数(B)	埋却地確保割合(B/A)	焼却又は化製の措置を確保している農場数(C)	焼却又は化製の措置で確保している農場数(D)	その他で確保している農場数(E)	確保農場数計(B+C+D)	農場数の確保率(E/A)	Eのうち近隣住民等承諾済農場数(F)		近隣住民等承諾率(F/E)	報告のあった頭羽数(G)	うち、埋却地が確保されている頭羽数(H)	埋却地確保割合(H/G)	焼却又は化製の措置が確保されている頭羽数(I)	その他の措置で確保されている頭羽数(J)	確保頭羽数計K(H+I+J)	家畜数の確保率(K/G)
										近隣住民等承諾済農場数(F)	承諾率(F/E)								
福岡県	牛	262	257	98.1%	0	2	0	259	98.9%	3	1.2%	0.0%	15,875	15,542	97.9%	0	76	15,618	98.4%
	肉用	157	149	94.9%	0	2	0	151	96.2%	0	0.0%	0.0%	22,134	20,815	94.0%	0	237	21,052	95.1%
	豚	61	48	78.7%	1	2	0	51	83.6%	0	0.0%	0.0%	79,917	61,660	77.2%	12	11,882	73,554	92.0%
	採卵	143	130	90.9%	0	0	0	130	90.9%	2	1.5%	0.0%	3,541,360	3,303,195	93.3%	0	0	3,303,195	93.3%
	鶏	54	49	90.7%	0	0	0	49	90.7%	1	2.0%	0.0%	1,288,743	988,143	76.7%	0	0	988,143	76.7%
	計	677	633	93.5%	1	6	6	640	94.5%	6	0.9%	0.0%	4,948,029	4,389,355	88.7%	12	12,195	4,401,562	89.0%
熊本県	牛	653	645	98.8%	0	0	0	645	98.8%	6	0.9%	0.0%	47,354	46,487	98.2%	0	0	46,487	98.2%
	肉用	2,675	2,589	96.8%	0	39	0	2,628	98.2%	92	3.5%	0.0%	129,819	122,203	94.1%	0	734	122,937	94.7%
	豚	247	220	89.1%	1	1	0	222	89.9%	5	2.3%	0.0%	312,300	245,116	78.5%	8	375	245,499	78.6%
	採卵	113	104	92.0%	0	0	0	104	92.0%	4	3.8%	0.0%	2,892,153	2,589,083	89.5%	0	0	2,589,083	89.5%
	鶏	100	92	92.0%	0	6	0	98	98.0%	5	5.1%	0.0%	3,794,264	3,522,164	92.8%	0	143,500	3,665,664	96.6%
	計	3,788	3,650	96.4%	1	46	3,697	97.6%	112	3.0%	0.0%	7,175,890	6,525,053	90.9%	8	144,609	6,669,670	92.9%	
宮崎県	牛	306	297	97.1%	0	9	0	306	100.0%	10	3.3%	0.0%	18,351	17,837	97.2%	0	514	18,351	100.0%
	肉用	7,263	6,869	94.6%	0	387	0	7,256	99.9%	313	4.3%	0.0%	246,258	230,675	93.7%	0	15,359	246,034	99.9%
	豚	515	467	90.7%	0	32	0	499	96.9%	14	2.8%	0.0%	838,609	703,427	83.9%	0	45,697	749,124	89.3%
	採卵	225	195	86.7%	0	29	0	224	99.6%	5	2.2%	0.0%	5,134,519	3,844,040	74.9%	0	1,198,479	5,042,519	98.2%
	鶏	786	688	87.5%	0	86	0	774	98.5%	18	2.3%	0.0%	27,396,854	23,513,854	85.8%	0	3,392,700	26,906,554	98.2%
	計	9,095	8,516	93.6%	0	543	9,059	96.6%	360	4.0%	0.0%	33,634,591	28,309,833	84.2%	0	4,652,749	32,962,582	98.0%	
鹿児島県	牛	203	195	96.1%	0	1	0	196	96.6%	6	3.1%	0.0%	15,739	15,222	96.7%	0	56	15,278	97.1%
	肉用	6,766	6,061	89.6%	0	28	0	6,089	90.0%	177	2.9%	0.0%	232,723	195,345	83.9%	0	1,244	196,589	84.5%
	豚	511	409	80.0%	0	4	0	413	80.8%	20	4.8%	0.0%	980,060	568,941	58.1%	0	100,811	669,752	68.3%
	採卵	277	235	84.8%	0	11	0	246	88.8%	5	2.0%	0.0%	9,526,308	7,543,490	79.2%	0	723,892	8,267,382	86.8%
	鶏	536	483	90.1%	0	22	0	505	94.2%	9	1.8%	0.0%	25,740,076	21,884,994	85.0%	0	651,722	22,536,716	87.6%
	計	8,293	7,383	89.0%	0	66	7,449	89.8%	217	2.9%	0.0%	36,494,906	30,207,992	82.8%	0	1,477,725	31,685,717	86.8%	
沖縄県	牛	79	48	60.8%	0	16	0	64	81.0%	0	0.0%	0.0%	4,847	3,041	62.7%	0	1,053	4,094	84.5%
	肉用	2,663	1,247	46.8%	97	198	0	1,542	57.9%	0	0.0%	0.0%	68,536	38,058	55.5%	0	3,579	46,431	67.7%
	豚	280	160	57.1%	2	3	0	165	58.9%	0	0.0%	0.0%	228,021	123,097	54.0%	142	2,557	125,796	55.2%
	採卵	193	104	53.9%	2	7	0	113	58.5%	0	0.0%	0.0%	1,509,221	1,145,136	75.9%	1,200	314,150	1,460,486	96.8%
	鶏	26	22	84.6%	0	0	0	22	84.6%	0	0.0%	0.0%	654,755	572,402	87.4%	0	0	572,402	87.4%
	計	3,241	1,581	48.8%	101	224	1,906	58.8%	0	0.0%	0.0%	2,465,380	1,881,734	76.3%	4,921	322,554	2,209,209	89.6%	
	合計	52,816	40,985	77.6%	598	1,139	42,722	80.9%	3,874	9.1%	0.0%	183,768,659	138,826,167	75.5%	1,160,023	15,711,886	155,698,076	84.7%	

- (注) 1 「埋却地等の確保の状況について」に基づき、都道府県が農林水産省に提出した調査票「埋却地等の確保の状況」を基に本省が作成した。
2 「うち、埋却地を確保している農場数(B)」又は「うち、埋却地が確保されている頭羽数(H)」は、「埋却地等の確保の状況について」に基づく報告のうち、「自己所有地」及び「借地」を集計したものである。
3 「焼却又は化製の措置を確保している農場数(C)」及び「焼却又は化製の措置が確保されている頭羽数(I)」は、「埋却地等の確保の状況について」に基づく報告のうち、「焼却」及び「レンダリング」(化製)を集計したものである。
4 「その他の措置で確保している農場数(D)」及び「その他の措置で確保されている頭羽数(J)」は、「埋却地等の確保の状況について」に基づく報告のうち、「その他」を集計したものである。
5 「報告のあった農場数(A)」及び「報告のあった頭羽数(G)」の「報告」とは、定期報告を示す。
6 「確保」とは、飼養されている全ての頭羽数について埋却地等を確保している状況を示す。
7 「承諾済」とは、全ての埋却地等について承諾が取れている状況を示す。

表 3-(3)-⑥ 埋却地等の確保が低調となっている府県の主な理由等

調査対象 道府県	確保率	確保率の低い主な理由等
宮城県	【農場数の確保率】 ・乳用牛農場 43.5% ・肉用牛農場 32.2% ・豚農場 40.7% 【家畜数の確保率】 ・肉用牛農場 39.6%	所有地が不足しているため、埋却地の確保が十分にできていない。 焼却施設については、県の廃棄物処理担当課からリストの入手はしているが、実際に使用できるか否かの調査は行っていない。また、県内に化製施設はない。
秋田県	【家畜数の確保率】 ・乳用牛農場 48.7% ・採卵鶏農場 54.6%	秋田県は水田が多く、家畜の所有者が確保できる埋却地が不足しているため、埋却地の確保が十分にできていない。 焼却施設については、使用の可否について確認を行ったが、施設側から住民からの同意は得られないとの回答があり、現実的に焼却施設での処理は不可能と判断している。
大阪府	【家畜数の確保率】 ・豚農場 3.6%	所有地内で埋却できるスペースがないため、埋却地の確保が十分にできていない。 移動式レンダリング装置の活用を考慮しており、現在、想定される設置場所の検討を進めている。
沖縄県	【農場数の確保率】 ・採卵鶏農場 58.5%	所有地が不足しているため、埋却地の確保が十分にできていない。また、沖縄県では土地に不発弾が埋没している可能性があるため、磁気探査を行う必要があるが、申請から実施まで時間が掛かる上、磁気探査は公共事業用地や住宅地が優先されることから、進んでいない。 焼却施設については、県内の 1 施設については、使用できることを確認しているが、それ以外の焼却施設については、焼却炉への搬入口が狭いことなどから、焼却処理に適していない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 3-(3)-⑤-ii において、各畜種別の「農場数の確保率」及び「家畜数の確保率」が最も低い府県（確保率が 60%以上のものを除く。）の主な理由等である。

表 3-(3)-⑦ 近隣住民等からの承諾取得が低調な府県における承諾が得られない主な理由等

調査対象 道府県	近隣住民等の承諾率	承諾が得られない主な理由等
栃木県	乳用牛農場 0% 肉用牛農場 0% 豚農場 0% 採卵鶏農場 3.2% 肉用鶏農場 0%	家畜の所有者に対して、埋却地等の確保には近隣住民等へ事前に説明し承諾を得ておくことが望ましい旨伝えている。しかし、家畜の所有者が事前に説明し承諾を求めると近隣住民等から反対される可能性があり、仮に承諾が得られても実際の発生時には断られる可能性もあるため、家畜の所有者は、事前説明を行っておらず、承諾も得られていない。
大阪府	乳用牛農場 0% 肉用牛農場 0% 豚農場 0% 採卵鶏農場 0% (肉用鶏は農場なし)	家畜の所有者に対して、埋却地等の確保には近隣住民等へ事前に説明し承諾を得ておくことが望ましく、できるだけ説明し承諾を得てほしい旨伝えている。しかし、家畜の所有者は近隣住民等に説明を行っていないのが実態である。これは、事前に埋却地等について近隣住民等に説明を行い承諾を求めると、近隣住民等が不安な気持ちを抱き、拒絶されることが確実であり、発生してから説明すれば承諾を得られる可能性のあるケースまで、その芽を摘むことになるからである。
島根県	乳用牛農場 0% 肉用牛農場 0% 豚農場 0% 採卵鶏農場 0% 肉用鶏農場 0%	家畜の所有者に対して、埋却地等の確保には近隣住民等へ事前に説明し承諾を得ておくことが望ましい旨伝えているが、家畜の所有者は近隣住民等に説明を行っていないのが実態である。この背景には、平時から臭気などで近隣住民等に迷惑を掛けているという意識が家畜の所有者にあり、この上、埋却地の話を近隣住民等に説明して承諾を求めても確実に拒絶されると考えていることによる。
沖縄県	乳用牛農場 0% 肉用牛農場 0% 豚農場 0% 採卵鶏農場 0% 肉用鶏農場 0%	県としては、発生する前から説明・承諾が必要であるとは考えておらず、発生した際に説明し承諾を得ることが重要であると考えており、家畜の所有者に対しても事前に説明し承諾を得るような指導はしていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 3-(3)-⑤-iiにおいて、各畜種別の「近隣住民等の承諾率」が低い4府県の主な理由等である。

表 3-(3)-⑧ 調査対象道府県又は家畜保健衛生所における埋却地の適地性の確認状況

調 査 対 象 機 関	調査結果
北海道(網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所)	適地性の確認よりも埋却地が使用できない場合に備えた公有地の確保を優先すべきと考えていることから、家畜の所有者から依頼された場合以外は特に適地性を確認していない。
宮城県(仙台家畜保健衛生所)	立入検査等により農場に往訪した際に、埋却地を確保しているかどうか、山林や田など埋却を行えない土地でないかどうかを確認することとしている。
宮城県(北部家畜保健衛生所)	立入検査等により農場に往訪した際に、埋却地を確保しているかどうか、面積的に十分なものか、重機が入れる場所かどうかについて確認している(埋却地が農場から近い場所にある場合には目視で確認し、離れた場所にある場合には家畜の所有者から聞き取りを行う。)
岩手県(県南家畜保健衛生所)	管内の農場数が多いことから、埋却地の有無までの確認にとどまっており、適地性についての確認は行っていない。
秋田県(北部家畜保健衛生所)	飲用水源、人家及び道路に近接していないか、埋却を行うのに必要な面積か、重機等が入れるか、伐採が必要となる山林を埋却地としていないか等について目視で確認し、家畜の所有者に対して埋却地の試掘を行うよう助言している。
栃木県(県北家畜保健衛生所)	各農場を巡回する際に、埋却地を確認し、山林、急傾斜地、遠隔地など埋却地として適当でない土地については、可能な限り、埋却可能な土地に変更するよう家畜の所有者に助言している。
群馬県(中部家畜保健衛生所)	県内においては、地質、地下水、水位などの点で埋却地に適していない土地が大部分であり、全ての家畜の所有者が埋却に適した土地を確保できる状況にないことから、家畜の所有者にはできる限りの範囲で埋却地を確保するよう指導するにとどめ、適地性の確認までは行っていない。
新潟県	埋却地については、各家畜の所有者から提出された定期報告により、埋却地の有無を確認し、また、地図情報による場所の把握は行っている。しかし、県内においては、水田など埋却地に適していない土地が多く、全ての家畜の所有者が埋却に適した土地を確保できる状況にないということが明らかなることから、適地性の確認を行っても埋却不適の土地に代わる代替策が難しいため、適地性の確認は行っていない。
山梨県(西部家畜保健衛生所)	立入検査等により農場に往訪した際に、埋却地について、所在地、広さ、すぐに埋却できる土地か(林などではないか)等について確認している。各農場における埋却地の場所は、川から近いかなどについても地図上で確認している。
愛知県(中央家畜保健衛生所及び東部家畜保健衛生所)	現地を見て、周囲の状況等から埋却地として支障がないか確認している。

調 査 対 象 機 関	調 査 結 果
大阪府(大阪府家畜保健衛生所)	埋却地については、家畜の所有者からの定期報告で把握した上で、立入検査や家畜の検査等により農場に往訪した際に、埋却地が農場近くにある場合にはその面積について現地確認をしているが、他にも多くの検査や確認を行わなければならないため時間的余裕がなく、埋却地のその他の要件についての確認や、埋却地が農場から遠隔にある場合の現地確認はしていない。
鳥取県(倉吉家畜保健衛生所)	家畜の所有者が確保した埋却地については、面積、地下水脈の有無、川に近いかなどについて確認している。
島根県(出雲家畜保健衛生所)	1,000羽以上の鶏農場に対して、県土木部局、市町と共同で現場立会検討会を実施し、①埋却地、農場等の地形、②進入道路の状況、③周辺民家等の状況について実施調査し、適地性の確認を行っている。
福岡県	平成24年度及び26年度に、県内の4家畜保健衛生所に指示し、県内の家畜の所有者が確保した埋却地について、必要な面積、周辺環境、作業環境等について確認し、AからEまでの五段階で評価する適地性の評価を実施している。
熊本県(中央家畜保健衛生所)	管内の農家数が多いことから、埋却地の確認については、飼養家畜数に見合った面積が確保されているかについてのみ確認している。今後、水源などのその他の観点からの確認を予定している。
宮崎県(宮崎家畜保健衛生所)	農場巡回時に、埋却地の広さや川に近くないかなどについて確認している。
鹿児島県	農場への立入検査の際に、埋却地の適地性について、車両や重機の搬入は可能か、土砂崩れや浸食のおそれはないか、取水池に近接していないか、平坦地であるか、埋却用の溝を設ける作業は容易にできるか、伐採に時間が掛かる木が茂っていないかを目視で確認している。
沖縄県(中央家畜保健衛生所)	飼養家畜数に見合った面積が確保されているかについて確認しているほか、土地が岩盤になっていないか、川に近接していないかなどについて確認している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 新潟県、福岡県及び鹿児島県については、県本庁担当課に対する調査において把握したため、県単位としている。

表 3-(3)-⑨ 県が適地性を確認し、「面積は十分で埋却にも問題なし」と評価した土地の適地性に疑問がある例

調査対象 道府県	調査結果
福岡県	<p>調査対象市町村に所在する乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及び肉用鶏を飼養している 86 農場（平成 26 年 7 月末日現在。「衛生管理の状況等の報告通知」に基づき報告された農場数）から 6 農場を抽出して、これらの農場が確保している埋却地について、①内水面からの距離、②文化財保護法第 93 条の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「包蔵地」という。）内の所在の有無（注）について調査した結果、内水面（ため池）からの距離が 100m 以内となっているものや包蔵地内に所在しているものがそれぞれ 1 農場あり、埋却地の適地性に疑問がある例がみられた。</p> <p>なお、当該 2 農場について、平成 24 年度に福岡県畜産課が埋却地の適地性を評価した結果は、いずれも「A（面積は十分で埋却にも問題なし）評価」となっている。</p> <p>（注）国防疫マニュアルにおいては、埋却地に関する要件として、「内水面からの距離」については、河川、湖、池等に近い場所を避ける必要があること、諸外国では 30～100m 離れていることが選定条件になっていることが明記されているとともに、文化財が埋蔵されていないことも確認するよう求めている。</p> <p>当該調査結果について、福岡県畜産課は、i) 内水面からの距離が 100m 以内となっている農場については、100m 以内であっても直ちに問題にはならないと判断したこと、ii) 埋却地が包蔵地内に所在した農場については、埋却地の外観が耕作地であり、遺跡（包蔵地内）であることは確認できなかったことから、A ランクで評価したとしている。</p>

（注）当省の調査結果による。